

14. 5-524



1200501217549

14 5

4



始



露光量違いの為重複撮影

524

昭和十一年版

14.5

524

蒙古古年鑑

蒙古古年鑑

財団法人

露光量違いの為重複撮影

14.5

524

鑑年古蒙

蒙古年鑑

財團法人

善隣協會

發行

昭和十一年版



蒙古百年鑑



法財人團 善隣協會調查部



14.5 524

蒙古年鑑に序す

滿洲事變以來わが國朝野の關心は翕然として大陸に集中されてゐるが、しかもその熱烈絶大なる、今日の如きは未だ嘗てない。亞細亞大陸の東邊に位する皇國の大陸生命線が滿蒙の地に存することは既に三尺の兒童も熟知するところであるが、しかもこれが單なる口頭禪にあらずして、生々しい現實感と結びついて、深刻に認識されるに至つたのは極めて最近のことに屬する。

既に滿蒙の地はわが國の生命線である。その地における巨細の動きが、恰も池中に投じた礫石の如く、周邊にむけて震動を傳ふるは敢へて此處にいふまでもないのであつて、しかもこの一震一動はわが國の存立に不斷の影響を與へてゐる。換言すれば、よかれあしかれ大陸に繼起する事象は時々刻々わが國の國家生活に何らかの壓力となつて現はれるのである。わが國が東海の孤島であつたのは既に何世紀か以前のこと、今日では亞細亞大陸の有機的なる一部分となつた。この故に大陸、殊に滿蒙の地の動靜を解せずし

ては、一日と雖も晏如たり得ないのである。現代における社會生活の指導者は、大陸に發する震動の源泉が那邊にあり、如何なる性質を帯び、如何にしてわれに働きかけるかを解せずしては、斷じてこれを正しく導くことができない。

滿洲に新帝國が降誕してすでに六年、漸くこの地の意義乃至重要性は正しく理解されやうとしてゐる。然るにこれより西に一步を踏みだした蒙古に關しては殆ど知るところがない。現に世上に流布する圖書のうちに「滿蒙」の二字を冠するものも多いが、その内容をみると大多數が滿洲のみに關するもので、蒙古については何ら觸れてをらぬ。即ち蒙古は滿洲の一部であると考へてゐる者が多いのではないかとさへ思はれるのである。

尤も少數ではあるが夙に蒙古の重要性を認識して、これを唱導し來つた先覺者もないではない。唯從來それが國民の腦裡に切實に響かなかつたことは確かに認めざるを得ないのである。わが財團法人善隣協會はこの間にあつて、兄弟同朋たる蒙古人が幾多劣惡なる環境の内に呻吟しあるを傍觀するに忍びず、内蒙古の地に診療施設、教育施設、産業指導施設を行ひ、病患に苦み、文化に落後し、産業振はざる蒙古人の文化工作に全幅

の努力を拂ひつゝ、既に三年を経過した。今更にその施設を擴大して、友邦指導に將來一層の努力を拂はんとするものである。

蒙古はヴェイルを被つた神祕の國ではあり得ない。滿、ソ、支の三國に挟まれたゴビの地は、亞細亞將來の運命の鍵とさへいはれ、漸く國際政治の中心となりつゝあるかの觀がある。一葦帶水のわが國としては、その一舉一動は實に存立に關する切實な重大問題といはねばならぬ。

財團法人善隣協會が本書を上梓したる所以は正にこゝに存し、これによつて國民の蒙古に對する關心と認識とを深め、更に皇國の大陸國策の正道を照さんとするものである。聊か所感を述べて、本書がその役割とするところを十二分に果さんことを祈念して止まない。

昭和十一年四月

財團法人善隣協會

理事長

井上 璞

は し が き

蒙古年鑑が従来嘗て編纂されたことなく、全く新しい境地を開拓したもののだけに、この昭和十一年版蒙古年鑑の編纂には多大の苦心を拂はねばならなかつた。殊に年鑑の生命とする現象の進化を示す統計的資料に於て、嶄新正確なものが得られなかつたといふことは、ある意味からすればこの種の事業に全く致命的な障礙といはねばならぬ。

それにも拘らず、敢て本書の編纂を敢行した所以のものは全く最近に於ける蒙古の政治的重要性による。本年鑑が全く前人未踏の境地を新しく開拓したものであるだけに、編纂その他の技術にかなりの不満があることは免れない。編輯者としては本年度が第一年版であるから、特にその歴史的な發展や基本構成の諸問題の解明に主力を注ぎ、一面蒙古百科辭典風の色彩を興へ、以て今後發行せらるべき第二年版以後の基底とならしめた。従つて今後の政治的情勢が如何に展開しても、蒙古問題解明の鍵として有する生命は遽かに失はれないであらう。

編纂の技術的方法については幾多批判の餘地があることゝ考へる。庶くは江湖の御指示に預るを得ば幸甚である。

昭和十一年四月

編輯者識

蒙古年鑑要項

A	總	說	一
B	基	本	事
	象	族	二五
C	民	族	二七
D	文	化	二八
E	政	治	二八
F	經	濟	二八
G	蒙	古	學
	學	古	二七
H	蒙	古	人
	物	資	料
	資	料	二七
I	蒙	古	重
	要	時	事
	日	誌	二七

目次

蒙古年鑑目次

A	總	說	一
I	日	ソ	勢
	力	の	十
	字	路	一
II	蒙	古	民
	族	の	覺
	醒		一
III	蒙	古	民
	族	の	動
	き		九
III	蒙	古	民
	族	の	行
	方	と	内
	外	蒙	古
			二
B	基	本	事
	象	族	二五
I	地	形	二五
一	境	域	二五
二	山	系	二五
三	沙	漠	二六
四	水	系	二七
II	地	質	二八
III	氣	候	二八
III	生	物	二九
一	植	物	二九
(1)	内	外	蒙
	古		二九
(2)	ブ	リ	ヤ
	イト	蒙	古
			二九

二 動物……………三
 (1) 内外蒙古……………三
 (2) プリヤート蒙古……………三

C 民族

I 住 民……………七
 一 人口及人種……………七
 (1) 呼倫貝爾……………七
 (2) 内 蒙 古……………七
 (3) 外 蒙 古……………七
 二 人種的特徴……………七
 II 言 語……………七
 一 言語學的地位……………七
 二 成 立……………七
 三 方 言……………七
 III 民 族 史……………七
 一 蒙古民族のホームランド……………七
 二 成吉思汗の宗祖……………七
 三 「蒙古」の稱呼……………七
 四 蒙古族とタタール……………七
 五 タタールの意義……………七

D 文化

六 蒙古部族四十餘種……………七
 七 術語としてのモンゴル……………七
 八 喀爾喀族と額爾特族……………七
 九 布里雅特蒙古……………七
 一〇 唐努烏梁海族……………七
 一一 烏梁海五部と小史……………七
 一二 狩獵部族と遊牧部族……………七
 一三 火因兒干部……………七
 一四 民族史と政治史の區別……………七
 一五 漢土に於ける韓耳朶……………七
 一六 勃興期の草原民族……………七
 一七 勃興期の氏族社會……………七
 一八 ウルツクとジャード……………七
 一九 大元國の瓦解と明の出現……………七
 III 民族問題……………七
 I 宗 教……………七
 一 喇 嘛 教……………七
 (1) 起源及び史的發展……………七
 (2) 現 勢……………七

(3) 喇嘛教の蒙古人に對する役割……………七
 (4) 外蒙古に於ける喇嘛教……………七
 (5) プリヤートに於ける喇嘛教……………七
 二 基 督 教……………七
 (1) 沿革及び現勢……………七
 (2) 内蒙に於けるカトリック教……………七
 三 薩 滿 教……………七
 II 教 育……………七
 一 概 説……………七
 二 支那領内蒙古……………七
 (1) 察 哈 爾 省……………七
 (2) 綏 遠 省……………七
 (3) 蒙 旗 教 育……………七
 三 滿洲國領内蒙古……………七
 四 外 蒙 古……………七
 五 プリヤート蒙古……………七

(1) 舊時代の文化程度と喇嘛……………七
 (2) プリヤート人の讀書能力……………七
 (3) 初等教育の全面的普及……………七
 (4) 中・高等専門學校、職業教育、文化施設……………七
 (5) 文學のラテン化とモスクワ會議……………七

III 社 會……………七
 一 社會制度……………七
 (1) 家 族 制 度……………七
 (2) 財 産 制 度……………七
 二 社會構成……………七
 (1) 階 級 組 織……………七
 (2) 王 公 貴 族……………七
 (3) 平 民……………七
 (4) 奴 隸……………七
 三 清朝制度と蒙古社會……………七
 四 外蒙古の社會革命……………七
 III 文 學……………七
 一 序 言……………七
 二 歴 史 文 學……………七
 三 佛 教 文 學……………七
 四 國 民 文 學……………七
 五 支那文學の翻譯……………七
 六 結 語……………七
 V 法 制……………七
 一 蒙古部族法……………七
 (1) 成吉思汗時代より元末まで……………七

2) 明以後……………一四三

二 清朝の對蒙法制……………一四九

(1) 清朝の對蒙行政……………一四九

(2) 康熙三十年五の法典……………一五〇

(3) 乾隆五十年理藩院規則……………一五〇

(4) 嘉慶二十年の理藩院規則……………一五三

三 中華民國の對蒙法制……………一五九

VI 衛生……………一五九

一 一般衛生狀態……………一五九

二 衛生施設……………一六〇

三 主なる疾病……………一六三

VII 風俗……………一七〇

一 序・蒙古風俗研究の資料……………一七〇

二 衣・食・住……………一七一

三 生・病・死……………一七四

四 日常生活……………一七六

五 迷信……………一七八

E 政治……………一八〇

I 蒙古人民共和國……………一八〇

一 沿革……………一八〇

(1) 蒙古國民共和國の結成と蒙古臨時革命政府……………一八〇

(2) 蒙古人民政府の國內統一と反政府運動……………一八一

(3) 蒙古人民共和國樹立と國家組織……………一八三

イ 共和國の宣言……………一八三

ロ 第一同大ホラルダン……………一八三

二 國家組織……………一八五

(1) 蒙古人民共和國憲法……………一八五

(2) 中央官制……………一九二

(3) 地方行政……………一九六

(4) 財政……………一九六

イ 政府豫算……………一九九

ロ 租税……………一九九

三 國防……………一九九

(1) 外蒙古國防の意義……………一九九

(2) 軍事情況……………二〇〇

イ 蒙古赤軍……………二〇三

ロ その他……………二〇三

(3) 外蒙兵制と特徴……………二〇三

(4) 國防目的の交通……………二〇三

イ 軍用道路……………二〇四

ロ 鐵道……………二〇五

ハ 航空……………二〇五

ニ 有線無線電信……………二〇六

四 外交……………二〇六

(1) ソ聯邦及び支那との關係……………二〇六

(2) 滿洲國との關係……………二〇五

イ 第一次滿洲里會議……………二〇五

ロ 第二次滿洲里會議……………二〇九

ハ ポイル湖西方に於ける滿蒙兩軍の衝突……………二〇三

五 政黨……………二二三

(1) 蒙古革命國民黨……………二二三

イ 沿革……………二二三

ロ 綱領及規則……………二二六

(2) 蒙古革命青年團……………二二九

六 最近の政治動勢……………二二九

(3) 積極政策とその互動……………二二九

(2) 政策の轉換と最近の互亂……………二三三

II トウヴァ人民共和國……………二三四

一、概説……………二三四

二、その成立と憲法制定……………二三四

三、國家組織……………二三五

四、トウヴァ人民共和國憲法……………二三六

III プリヤート蒙古自治共和國……………二四三

一、概説……………二四三

二、ロシア人のプリヤート遠征……………二四三

三、革命より共和國成立まで……………二四三

四、共和國成立後の財政……………二四四

(1) 地方豫算……………二四四

(2) 勤勞者時倉局……………二四六

(3) 國債……………二四七

III 滿洲國領内蒙古……………二四八

一、概説……………二四八

(1) 總論……………二四八

(2) 興安北省……………二四九

(3) 興安東省……………二五三

(4) 興安南省……………二五六

(5) 興安西省……………二五九

(6) 熱河蒙地……………二六一

二、政治機構及びその行政……………二六五

(1) 蒙古行政制度の確立……………二六五

(2) 蒙古行政機構……………二六七

イ 蒙政部……………二六八

ロ 興安各省公署……………二六八

ハ 旗……………二六九

(3) 蒙政方針……………二六九

イ 地方行政……………二六九

ロ 宗教行政……………二七〇

ハ 教育行政……………二七〇

ニ 産業行政……………二七一

(4) 結論……………二七一

三、地方行政……………二七二

(1) 序……………二七二

(2) 省行政……………二七三

(3) 旗行政……………二七五

イ 旗の財務……………二七八

ロ 旗の歳入出豫算決算……………二七九

ハ 旗行政の監督……………二七九

四、立法……………二八二

五、司法……………二八七

(1) 所に關する效力……………二八七

(2) 審判機關の構成……………二八七

(3) 檢察機關の構成……………二八九

(4) 適用法規……………二八九

六、財政……………二九〇

(1) 概説……………二九〇

(2) 過去に於ける國內蒙古の財政……………二九一

(3) 建國後に於ける蒙古の財政……………二九二

イ 豫算の集成……………二九二

ロ 蒙政部豫算の内容……………二九三

ハ 國內蒙古より徴收する關稅……………二九四

(4) 國內蒙古の地方財政……………二九四

イ 總論……………二九四

(a) 豫算制度の採用實地……………二九四

(b) 地方財政の現状……………二九五

ロ 地方稅制……………三〇三

ハ 地方財政調整問題……………三〇八

七、國防……………三〇九

V、支那領內蒙古……………三一

一、自治運動前史……………三一

(1) 成吉思汗への思慕……………三一

(2) 活佛の內蒙操作……………三一

(3) 內蒙古國民黨の活躍……………三一

(4) 巴府札布將軍本藏進出……………三一

二、自治運動直前の情勢

(1) 內蒙自治運動の基調……………三二四

(2) 蒙古盟部旗組織法……………三二四

(3) 政治組織、法制その他……………三二八

(4) 蒙民離友の副因……………三三〇

(5) 蒙古領袖間の内訌……………三三一

(6) 徳王の登場……………三三一

(7) 徳王懇々自治を決す……………三三一

(8) 班禪喇嘛の宣撫……………三三四

(9) 班禪の宣撫報告……………三三五

(10) 徳王と班禪喇嘛……………三三五

三、內蒙古自治運動本紀……………三三六

(1) 百靈廟の自治準備會議……………三三六

(2) 自治通電の内容……………三三七

(3) 自治通電の意義……………三三八

(4) 百靈廟自治會議……………三三九

(5) 出席代表者の分派……………三三〇

四、內蒙古自治政務委員會……………三三三

(1) 自治會議組織大綱……………三三三

(2) 自治政府組織法……………三三三

(3) 自治政府の人選……………三三三

(4) 中央政府對策……………三三五

(5) 黃紹雄、趙丕廟の出勤……………三三五

(6) 內蒙自治解決大綱……………三三五

(7) 黃、趙の復命と中央案……………三三七

(8) 內蒙自治區實地辦法……………三三九

(9) 蒙古自治辦法八原則……………三四一

(10) 自治八原則の意義……………三四二

(11) 自治政務委員會組織條例……………三四五

(12) 蒙古地方自治指導長官暫行條例……………三四七

(13) 自治法規の意義……………三四七

(14) 蒙政會員及び指導長官……………三四九

(15) 蒙政會成立と主要職員の決定……………三五〇

五、蒙政會事業とその後の諸情勢……………三五〇

(1) 民國二十三年蒙古自治實施方案……………三五二

(2) 蒙政會第二次大會決議事項……………三五二

(3) 蒙政會第三次大會……………三五二

(4) 西公旗問題の發端……………三五三

(5) 石王府圍攻と石王の提訴……………三五四

(6) 旗長任免權と中央の解決辦法……………三五四

(7) 蒙綏特稅問題……………三五五
 (8) 蒙政會の改組、その他の異動……………三五六
 (9) 綏境內蒙自治政務委員會成立……………三五七
 (10) 綏境蒙政會暫行組織大綱……………三五八
 (11) 綏境蒙政會委員額綱……………三六〇
 六、軍 事……………三六〇
 (1) 支那軍隊……………三六一
 イ 察哈爾省……………三六一
 ロ 綏遠省……………三六一
 (2) 蒙古軍……………三六一
 VI 內蒙赤化運動……………三六二
 一、內蒙國民革命黨……………三六二
 二、黨の分裂……………三六三
 三、內蒙青年黨及びその政綱……………三六四
 四、內蒙に迫る支那共産軍……………三六六
 VII 蒙地解放と漢人移民……………三六七
 VIII 外蒙古を中心とする條約……………三七五
 一、一九一一年以前露支間に締結せられたる條約……………三七六

(1) 恰克圖條約……………三七六
 (2) 同上追加條約……………三八二
 (3) 天津條約……………三八四
 (4) 同上追加條約(北京條約)……………三八四
 (5) 陸路通商條約(北京)……………三八六
 (6) 修正陸路通商條約(北京)……………三八七
 (7) 塔城界約(通商議定書)……………三八七
 (8) 聖彼得堡條約……………三八七
 (9) 同上附屬陸路通商規則……………三八八
 (10) 北京以北及以東鐵道敷設ニ關スル露支交換公文……………三八八
 二、一九一二年以後露蒙支三國間に締結せられたる條約協定並に宣言……………三八九
 (1) 蒙古ニ關スル露國外務省ノ宣言……………三八九
 (2) 露蒙修好協定及附屬通商議定書……………三九〇
 (3) 露蒙條約……………三九四
 (4) 「コツシュ、アガツチ」及「コブド」間ノ電線架設ノ爲ノ「コンセツション」ニ關スル露蒙協約……………三九六
 (5) 露蒙軍事密約……………三九七
 (6) 外蒙古ニ關スル露支宣言書……………三九七

(7) 同交換公文……………三九八
 (8) 蒙古ニ於ケル鐵道ニ關スル露蒙協定……………三九九
 (9) 「モンダ」及烏里雅蘇臺間電線架設權利設與ニ關スル露蒙協定……………四〇〇
 (10) 武器購入ニ關スル協定……………四〇一
 (11) 露蒙借款契約……………四〇一
 (12) 外蒙古ニ關スル露蒙支三國協定……………四〇一
 (13) 外蒙古電信線ニ關スル露蒙支三國協定……………四〇二
 (14) 露西亞國人民ニ對シ建築物設置用地區配與ニ關スル露蒙協約……………四一〇
 (15) 露蒙外交關係ニ關シ露國政府力外蒙古政府ニ爲シタル聲明……………四一三
 (16) 外蒙古ノ自治取消ニ關スル大總統令……………四一四
 (17) 露蒙修好取極……………四一四
 (18) 露蒙修好取極ニ對スル支那外交部ノ聲明……………四一六
 (19) 露蒙合辦會社設立ニ關スル協定……………四一六
 (20) 露蒙密約……………四一七

F 經濟……………四一八
 I 資 源……………四一八
 一 牧 畜……………四一八
 (1) 概 説……………四一八
 イ 內蒙古に於ける畜産……………四一八
 ロ 外蒙古に於ける畜産……………四一八
 ハ ブリヤート蒙古に於ける畜産……………四一六
 ニ 家 畜 頭 數……………四一七
 (2) 家 畜 各 説……………四一七
 イ 牛……………四一七
 (a) 皮膚、被毛の色及性状……………四一七
 (b) 體軀の大きさ……………四一八
 (c) 體 型……………四一八
 (d) 各種用途に對する能力若くに價値……………四一八
 K 蒙古各盟部旗一覽表……………四二〇
 (21) 支那共和國及「ソウエート」社會主義共和國聯邦間諸問題解決ノ爲ノ大綱ニ關スル協定……………四一八
 (22) 一九二四年以後露蒙間ニ成立ヲ傳ララル條約協定……………四一九
 蒙古各盟部旗一覽表……………四二〇

目次

口馬 毛色 四六三

(a) 毛質 四六四

(b) 體力 四六六

(c) 羊毛 四六六

ハ 綿羊 四六六

ニ 山羊 四六六

ホ 駱駝 四六七

(a) 習性 四六七

(b) 能力 四六七

(3) 畜産品 四六八

イ 獸毛 四六八

(a) 羊毛 四六八

(b) 駱駝毛 四七〇

(c) 馬毛 四七一

ロ 獸肉 四七一

(a) 牛 四七二

(b) 羊 四七三

ハ 皮革と皮毛 四七四

(a) 毛皮 四七四

(b) 皮革 四七六

ニ 屠畜副産品 四七八

(a) 獸骨 四七八

(b) 血液 四八〇

(c) 礦器 四八一

ホ 畜産品輸出数量 四八一

(a) 皮革及毛皮 四八一

(b) 獸毛 四八二

(c) 獸肉 四八四

(4) 牧畜改良施設 四八五

イ 滿洲國側 四八五

ロ 支那側 四八六

ハ 外蒙古側 四八六

ニ プリヤート蒙古側 四八七

二 農業 四八七

(1) 內蒙古 四八七

イ 概説 四八七

ロ 乾地農業 四八九

ハ 商業植物 四九〇

(a) 甘草 四九一

(b) 麻黃 四九五

(2) 外蒙古 四九七

イ 概説 四九七

ロ 農業獎勵策 四九七

(3) プリヤート蒙古 四九八

イ 耕地面積 四九八

ロ 收穫率の向上 五〇〇

ハ 農業の機械化 五〇一

ニ 農業の集團化 五〇三

三 林業 五〇六

(1) 支那領內蒙古 五〇六

(2) 滿洲國領蒙古 五〇七

(3) 外蒙古 五〇八

(4) プリヤート蒙古 五〇八

四 礦業 五〇九

(1) 概観 五〇九

(2) 石炭 五〇九

イ 支那領內蒙古 五〇九

(a) 察哈爾省 五〇九

(b) 綏遠省 五二二

(c) 寧夏省 五二七

ロ 滿洲國領蒙古 五二七

(a) 興安四省 五二七

(b) 熱河省 五二八

ハ 外蒙古 五二九

ニ プリヤート蒙古 五三二

(a) 概説 五三二

(b) 炭田 五三三

(3) 鐵 五三三

イ 支那領內蒙古 五三三

(a) 察哈爾省 五三三

(b) 綏遠省 五三四

(c) 滿洲國領蒙古 五三五

ハ 外蒙古 五三五

ニ プリヤート蒙古 五三五

(a) 概説 五三五

(b) 鐵鑛 五三五

(4) 鹽 五三六

イ 蒙鹽 五三六

ロ 主なる鹽湖 五三六

ハ ダブスノール 五三七

(a) 位置と地形 五三七

(b) 産鹽の状況 五三七

(c) 採鹽 五三八

(d) 採鹽費用 五三八

(e) 産鹽量 五三八

(f) 販路 五三八

ニ 蒙鹽の種類 五三九

(5) その他の産産 五三九

イ 支那領内蒙古 五三九
 ロ 滿洲國領蒙古 五三〇
 ハ 外蒙古 五三一
 ニ プリヤート蒙古 五三二
 五 漁業 五三三
 (1) 滿洲國領蒙古 五三三
 (2) プリヤート蒙古 五三三
 II 工業 五三六
 一、概説 五三六
 二、内蒙古の工業 五三六
 (1) 羊毛皮及牛皮製造 五四〇
 イ 蒙古人毛皮製法 五四〇
 ロ 蒙古人牛皮製造 五四一
 ハ 毡子の製造 五四〇
 ニ 蒙古人毡子の製造法 五四二
 (2) 酪業 五四三
 三、外蒙古の工業 五四七
 (1) 煉瓦工業 五四七
 (2) 鑄造機械工業 五四七
 (3) 酒類蒸溜工業 五四八
 (4) 製革工場 五四九

(5) 國家工業企業 五四九
 (6) 職業組合 五五一
 四、プリヤート蒙古の工業 五五二
 (1) 革命前の工業状態 五五二
 (2) 共和國建設當初の業態 五五三
 (3) 第一次五ヶ年計畫期間 五五三
 (4) 第二次五ヶ年計畫期間 五五五
 (5) 近年の新建設事業 五五六
 (6) 労働人口の激増 五五七
 (7) 労働組合 五五八
 III 商業 五六三
 一、概説 五六三
 二、蒙古人の需要商品 五六四
 三、内蒙古 五六六
 (1) 對蒙古取引市場 五六六
 (2) 商業機構及び機關 五六七
 四、外蒙古 五六八
 (1) ソ聯の經濟的侵略 五六八
 (2) 外蒙古中央コオペラチーフ 五九〇
 五、プリヤート蒙古 五九一
 (1) 私營商業の凋落 五九一

(2) 買付 五九三
 イ 穀物買付 五九三
 ロ 畜産物買付 五九四
 (3) 消費組合 五九五
 III、通貨及金融 五九六
 一、概説 五九六
 二、内蒙古 五九七
 三、外蒙古 五九七
 V、交通 五九九
 一、内蒙古 五九九
 (1) 概況 五九九
 (2) 交通機關 六〇〇
 イ 原始的的交通機關 六〇〇
 (a) 駱駝 六〇〇
 (b) 馬 六〇二
 (c) 牛 六〇三
 ロ 自動車輸送 六〇四
 ハ 鐵道運輸 六〇七
 ニ 河川航行 六〇九
 ホ 航空輸送 六一〇
 (3) 道路網 六一〇

(1) 通信 六一六
 二、外蒙古 六一七
 (1) 道路網 六一七
 (2) 鐵道 六一八
 (3) 自動車輸送 六一九
 (4) 通信 六一九
 三、プリヤート蒙古 六二〇
 (1) 概況 六二〇
 (2) 鐵道運輸 六二一
 (3) 水上輸送 六二四
 (4) 自動車輸送 六二五
 G 蒙古學 六二七
 I 最近に於ける蒙古史研究 六二七
 II 各國に於ける蒙古語研究 六三七
 III 蒙古考古學 六四四
 H 蒙古人物資料 六六五
 I 蒙古重要時事日誌 六七七



才ボと喇嘛塔



目次

執筆者(ABC順)

財団法人善隣協會調査部	秋山憲夫
東京帝國大學文學部助教授	青木富太郎
東方文化學院教授	江上波夫
外務省東亞局	古川園重利
財団法人善隣協會調査部	後藤富男
外務省情報部	波多野乾一
滿洲國蒙政部文書科	平野眞
同盟通信社	入江啓四郎
慶應義塾大學教授	小林高四郎
大正大學教授	松田壽男
滿洲國蒙政部財務科	三井田重次
財団法人善隣協會調査部長	村田攸郎
滿洲國蒙政部商工科技佐	野副重次
滿洲國蒙政部文書科長	大場辰之助
財団法人善隣協會調査部	齋藤有道
滿洲國蒙政部總務司長	坂野龜一
東京外國語學校助教授	關口保
	竹内幾之助

東京日日新聞社東亞課
東京帝國大學醫學部解剖學教室
講師 醫學博士

田中香苗
横尾安夫

一四

編輯者

財団法人善隣協會調査部
同 同 同 同
村田攸郎
後藤富男
秋山憲夫
齋藤有道
奥山茂



蒙古のスポーツ・相撲（バリルタ）

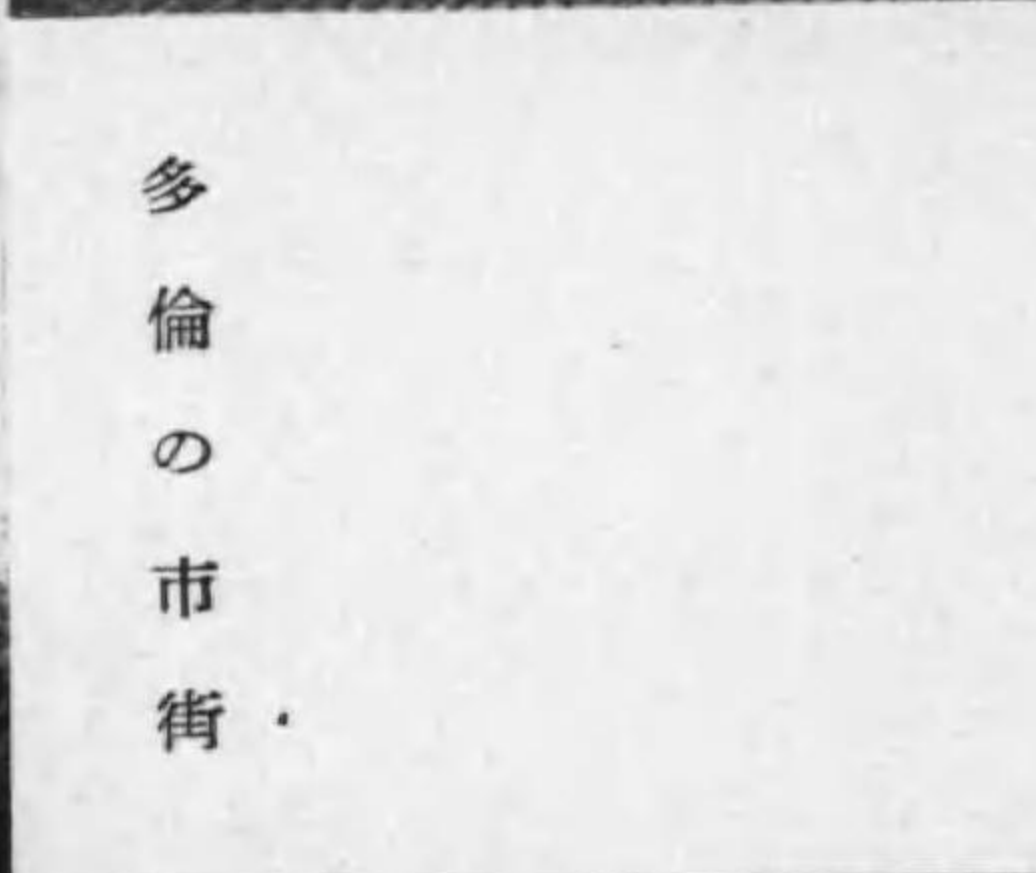


蒙古女人風景





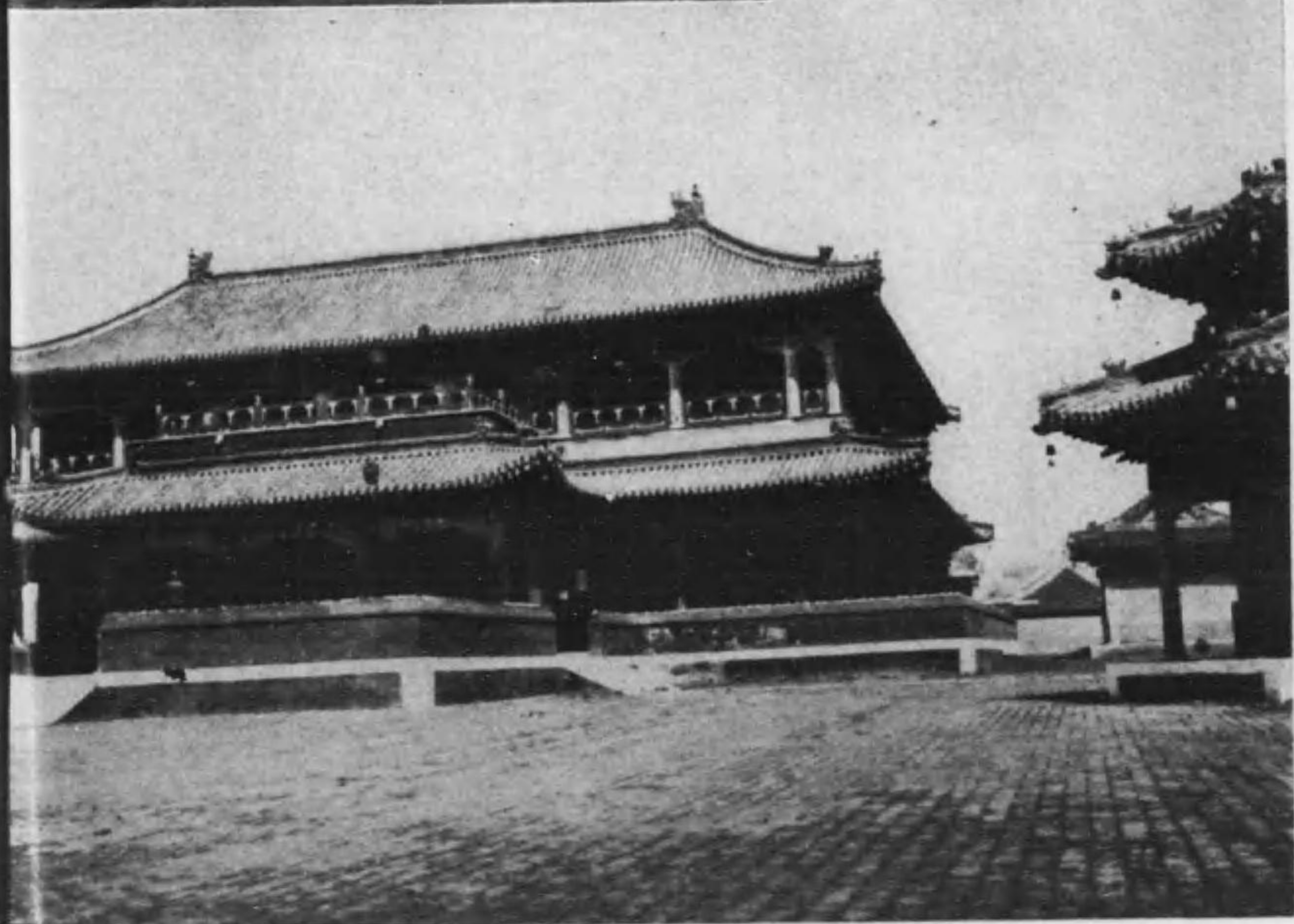
塞北の都
多倫諾爾



多倫の市街



多倫西廟の本堂



内蒙軍司令官李守信

と蒙古軍の精銳



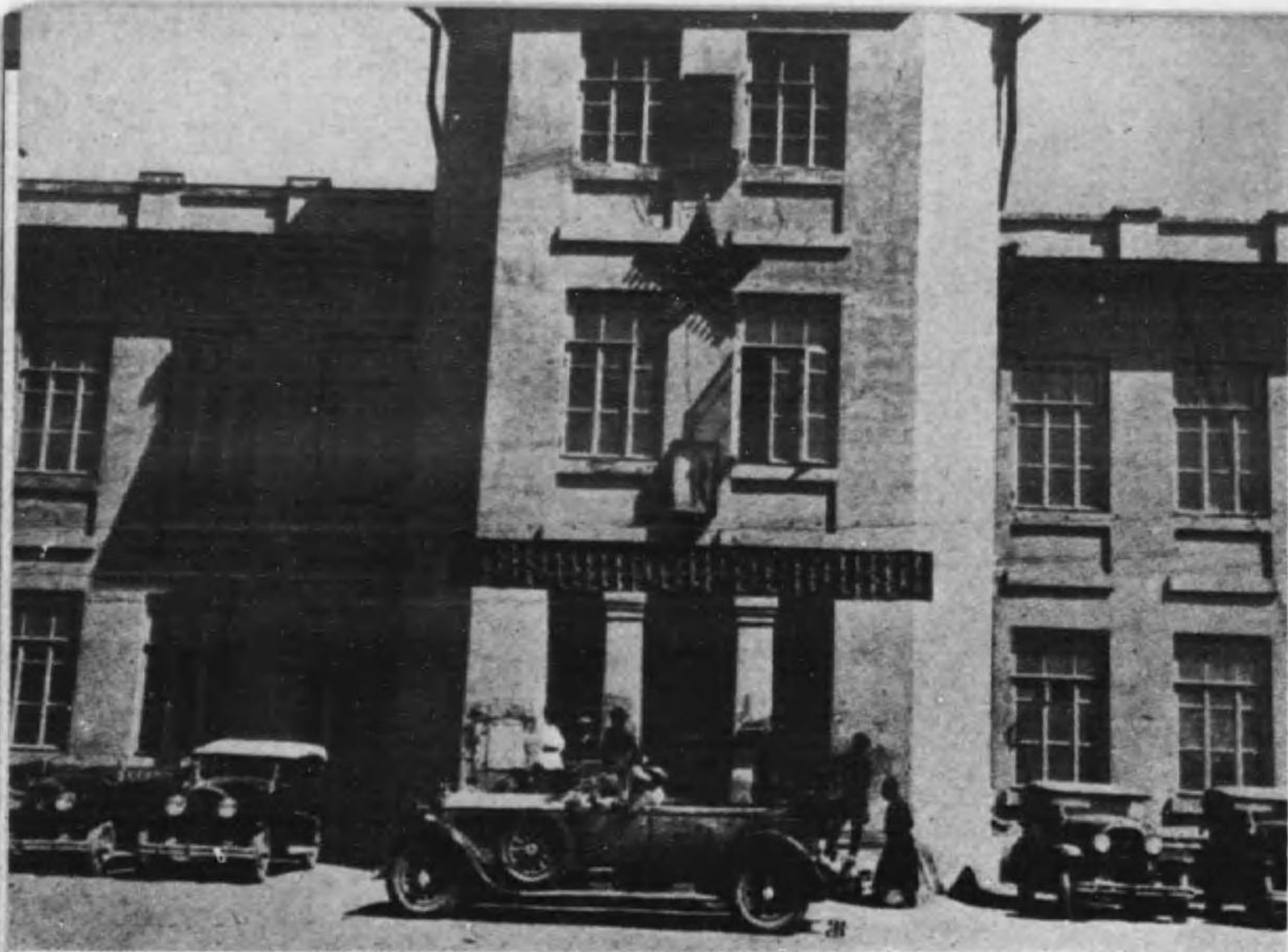


徳王と西スニツト徳王府



まごまご廟麻喇





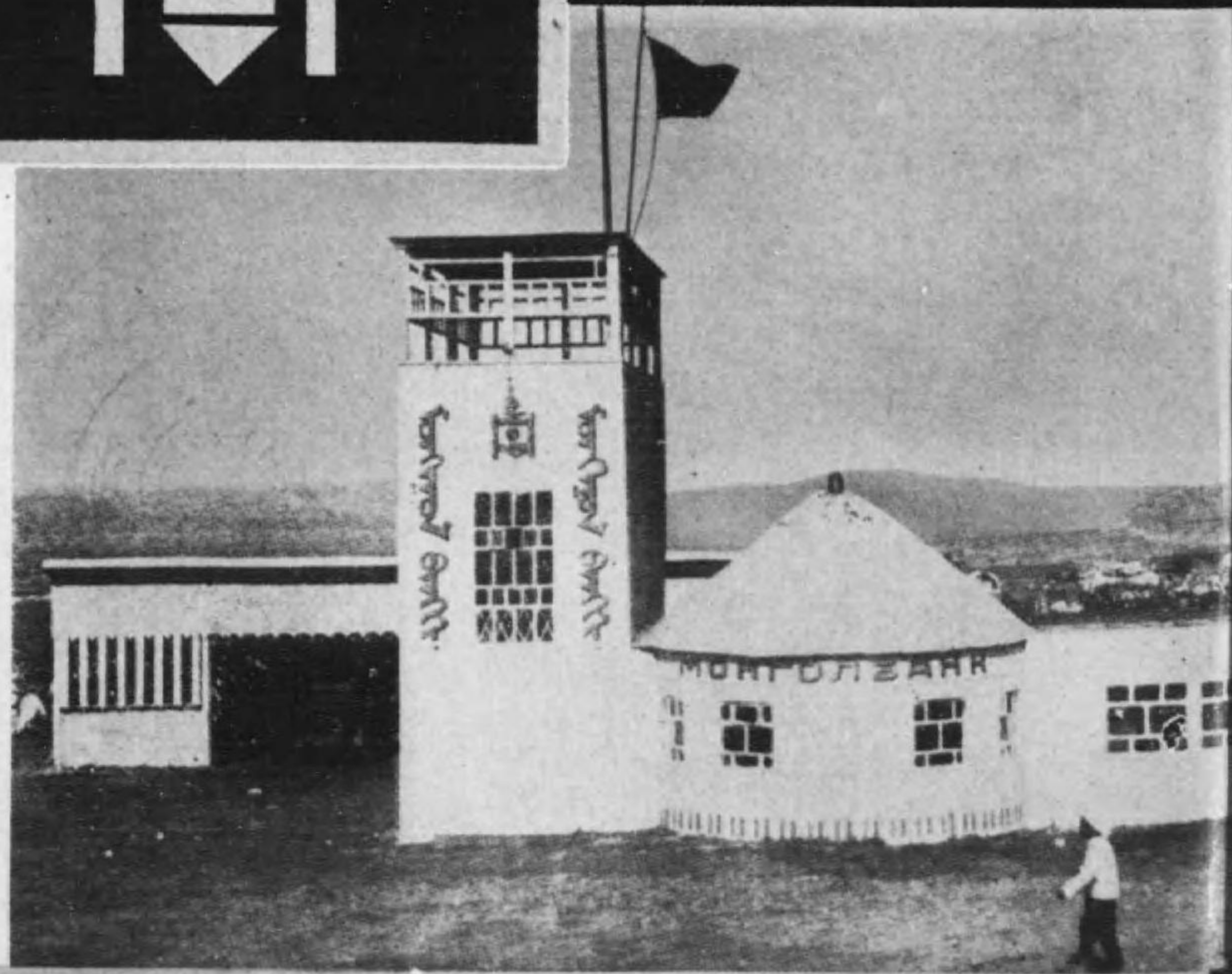
ウラン・バートル・ホタ政府



草原の富・牧群



蒙古人民共和國國旗



庫倫モンゴル銀行





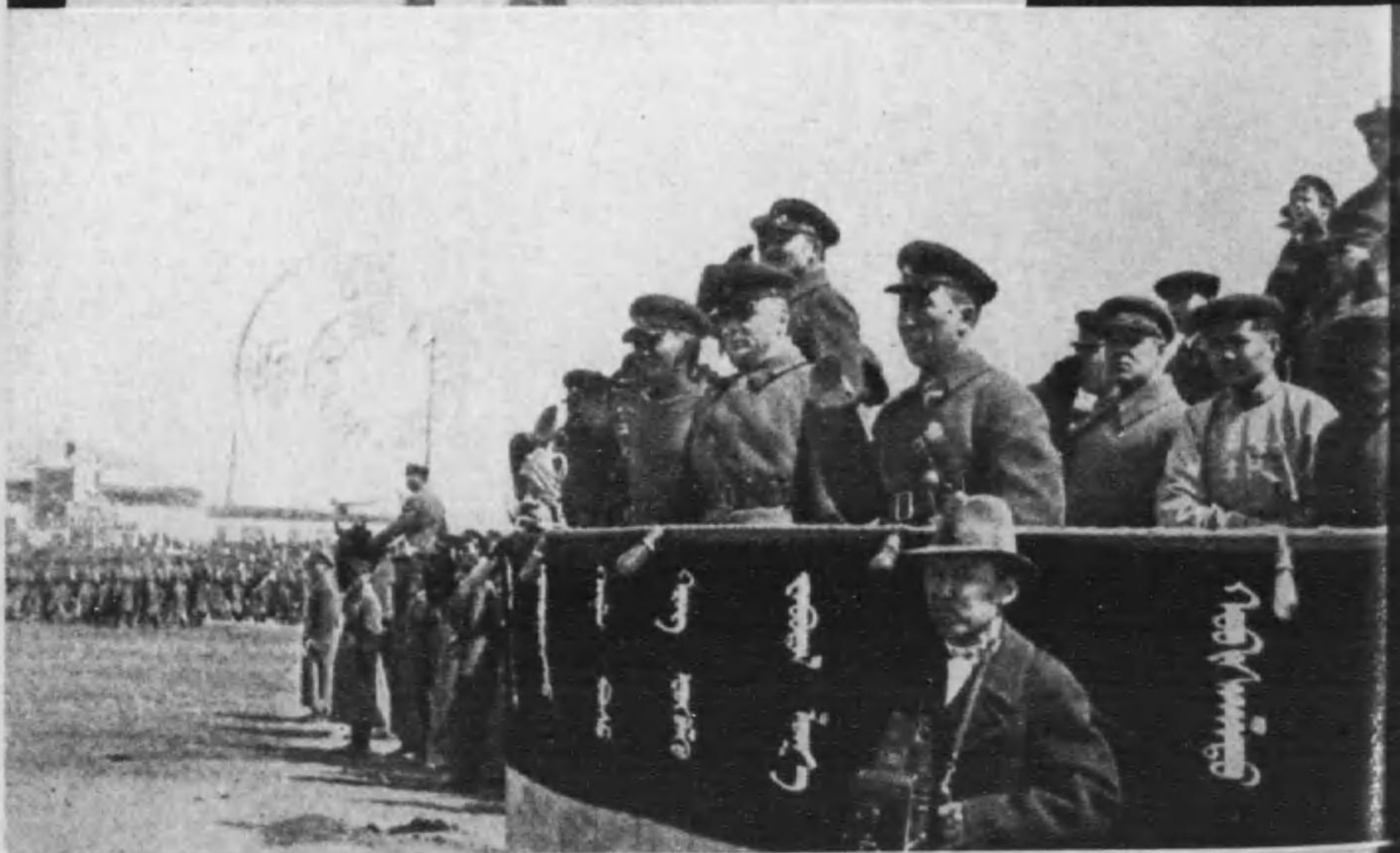
外蒙赤軍の全貌

蒙古人民共和国

第二副总理兼总司令

军务大臣 デミツド (上)

蒙古赤軍を檢閲する
軍幹部 (下)



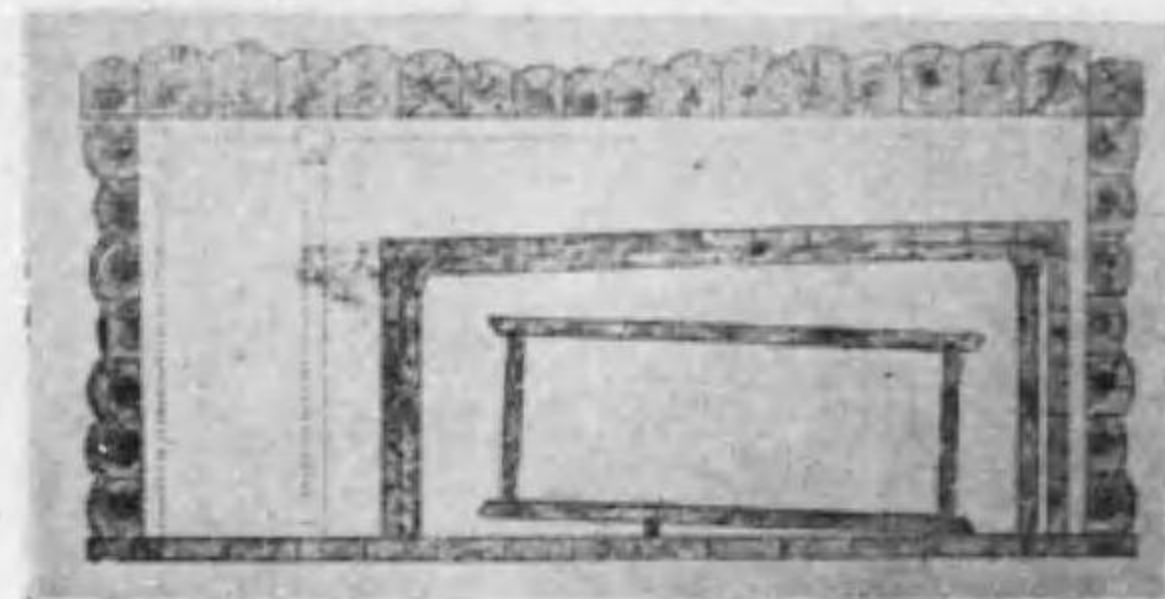
蒙古人民共和国の郵便切手



手切便郵國和共民人ワット・ヌンタ



家の書讀き赤の軍古蒙外



(2)

(3)

(2) 化 文 代 古 古 蒙

器 銅 青 遠 綏 (2)

物 遺 土 出 と 柳 棺 の 墳 古 ラ ウ ・ シ イ ノ 古 蒙 北 (3)

(照 參 頁 〇 五 六 學 古 考 古 蒙)



(1) 化 文 代 古 古 蒙

器 石 細 の 原 高 古 蒙 (1)

(照 參 頁 五 四 六 學 古 考 古 蒙)

A 總 說

アジアの新しい爆弾・蒙古問題

I 日ソ勢力の十字路

アメリカ、アフリカ、南洋諸島等未開または半未開地帯へ歐米の海洋勢力が殺到した。同様にアジアへも外力は海洋勢力として進攻して来たが、他の未開地への外力と違って、別個の力大陸勢力があつた。即ち英・米・佛・獨等は支那において海港を掴み、海洋勢力の據點をこゝにおいて大陸の内部に向つて鐵道と武力と資本力とによつて活動した。而し一方において露國は大陸から、海洋勢力の背後を以て支那に活動し、英國又海洋勢力と聯絡すべく大陸勢力を動員してゐたのである。この關係に日本が参加した。事變後日本は滿洲に足場を強化しアジア安定勢力としての地歩を確立して行つた。この間日本勢力の強化と歐洲における大戰後の不安深刻化によつて、往年のアジアにおける歐洲勢力を中心とする海洋勢力の壓力は次第に弱められ、又は一時中止の形勢に置かれた。少くともこの情勢は支那および滿洲・蒙古等東北アジアにおいては決定的に進

總 說

行しつゝある。即ちこの動きに拍車を加えたのが一九三一年の滿洲事變だ。この結果日本は滿洲國に不動の地位を築き、巨大な大陸勢力を設定した。これによつて大陸勢力は海洋勢力を押えてアジア支配の中心となつた。かゝる觀點からアジアは今大陸時代にあるといへるのである。目下アジアの大陸壓力は中心地支那に向つて、印度よりする英國、新彊外蒙よりするソ聯、滿洲國を中心にアジア防衛にたつ日本の三大勢力となつて活潑に活動しつゝある。而してこの三勢力は衝突し、これが三勢力の交錯せる關係を支那邊疆問題の世界的權威たるウイェルバー・バートンは次の如く暗示した。「帖木兒が頭蓋骨のピラミッドを作つたところから、成吉思汗の古戰場を横切り『世界の屋根』を越えて揚子江に至るところに、今、大英帝國と、ソウェイト・ロシアと日本の激争が行はれてゐる。激争地帯は支那邊疆の地であり、世界に少しも知られてゐないところである。この支那における大陸勢力の抗争は、新彊方面における英ソ、蒙古方面における日ソの二つの激争を中心に行はれ、特に蒙古民族をめぐる日ソの抗争は、蒙古民族問題の行方とともに、刻々尖鋭化しつゝあるのである。

一八〇〇年代より對峙した日ソの抗争は心理的にも、地理的にも、戦線を海洋から大陸へ、滿洲・シベリヤの東南から西北や蒙古方面に移動し來り、日ソ現在の勢力十字路



(5)



(4)



(6)



(7)



(8)

(3) 化 文 代 古 古 蒙

- 刻石像物人るけ於にイタスヤリウ古蒙西 (4)
 - (面文漢文碑動特闕)文碑厥突の畔河ンコルオ古蒙北 (5)
 - 畫壁の墓王遼近附子塔白省分北安興 (6)
 - 經夏西土出(城黒)トホ・ラカ納濟額古蒙南西 (7)
 - 景教十字石内北城土化文るけ於にムス・ンロオ布察爾烏遠綏 (8)
- (照參頁七五六季考古蒙)

は今や滿洲の北邊にあらずして、内蒙路線上に来ており内蒙自體の動向によつては、更に戦線を西北進せしめ、ウイグル・パールの云つてゐるやうに、世界の屋根の上に移動せしめる可能性さえある。

元駐支伊太利公使で、現イタリ元老院にある極東問題の權威たるカルロ・スフォルザ伯 (Count Carlo Sforza) は「滿洲は今日のバルカンであり、ウラザオは明日のサラエボである」と言つた。これに對し蒙古問題の世界的權威オウエン・ラティモア氏 (Mr. Owen Lattimore) は「スフォルザ伯はアジアの運命に關して海洋勢力に對する大陸勢力の關係を無視してゐる。伯は西洋人が海からアジアに向つたことを十分認めて、長城とシベリアの間に横たはる領域の歴史、傳統およびその主要性を没却してゐる。……滿洲國の創成の意義は支那にせまつた西洋の海洋勢力を、長城以北の領土に基點をおく大陸勢力をもつて置きかえんとするにある。これは要するに滿洲國のウラザオストツク境は蒙古境に比べて重要性が少いことを意味するものである。かりにウラザオが明日のサラエボであるとしてもウラザオで爆發した戦火は最も決定的に蒙古において感じられるのである……」とスフォルザ伯の言を更に深く註釋し、蒙古の重要性を強調してゐる。蒙古は、特に内蒙は日ソ兩大陸勢力争覇のゴールであり、今や二つの勢力はそのゴ

ルに向つて——欲すると欲せざるとに論なく——動いてゐる。ハルハ事件、ハイラステンゴール事件、最近ポイルノール附近に勃發せる滿蒙兵衝突事件は、明白にこの事實を證明してゐるのである。

ロシアが海洋に據點を得んとすることは民族本能でさえある。ウラザオを得、大連旅順を得たとき、ロシア帝國の世界に覇權を確立せんとする野望は極點に達し、帝國自體の東遷をさえ考へしめた。この海洋據點によつて西太平洋の支配者たるべく、周圍の情勢などは問題としなかつた。このロシアの横暴なる活動は、漸く新興し始めてゐた日本帝國と衝突した。日露戦争はかくして勃發したのである。日露戦争の結果、ロシアの海洋政策は勿論、極東政策も破綻し、日本は大陸躍進のスタートを切つた。而し日露戦争は大陸における日露兩勢力を決定的にしたものではなかつた。滿洲の南と北に日露兩勢力はしばし待機、第二の決勝戦を目ざしてゐたのである。東支鐵道とウラザオと内蒙と、滿鐵と朝鮮と關東州と、日露の第二の戦への準備は續けられた。その中に一九一四年の世界大戦が起つた。一九一七年にロシア革命が起つた。このロシアの極東政策にとつて致命的な二大事件に引きかえ、日本にはこれが大陸躍進、國力増大

の福音であつた。ロシア革命政府は一九一七年七月廿五日有名なカラハン宣言を發表し、ロシアの極東擾亂政策の終焉を表明した。その宣言は次の如くのべてゐる。「ソ聯政府は支那をして外國の資本と武力の束縛から脱せしめる。これがため舊帝政時代に於て露國と支那との間に締結した一切の條約を廢棄し、曾つて奪ひ取つた土地、租界及び一切の權利は何等の賠償を求めずして永久的に支那に還附す。」この宣言によつてロシアの支那における特權は多少弱められたし、少くも極東から、往年の積極政策の影を消して行つた。然し乍らモスクワ革命政府の意圖は帝政時代の極東政策を放棄したものでなく、革命の防衛と宣傳と國力の内的充實のために一歩退却姿勢をとつたに過ぎなく、スラヴ民族の本能たる海洋進出の欲望は帝政時代にもまして旺盛であり、チャンスの到来を待機しつつ、革命國家の成熟を計つてゐたのであつた。滿洲を支那への廓下とする、こと、日本の地盤を破碎すること、滿洲に對する沿海州と蒙古からの威壓の根幹として、東支鐵道と沿海州の強化と内蒙の赤化、思想的滿洲の優勝が企圖され續けた。一九二四年内蒙古はソ聯の企圖に應じて赤色共和國として、沙漠の獨立國家を形勢した。これによつてソ聯は蒙古問題に對する絶體的地歩を占めるとともに、カラハン宣言によつて一時中止の體形をとつた對支關係に百八十度の轉換を斷行し支那進

出に向つて再活動の指令を發したのである。かくて支那の革命成功の豫想の下にボローヂン、カレンを送り、支那を赤化し支那をソ聯の思想的な保護領化せんと企圖した。然るにこの企圖は支那の社會的、經濟的、政治的ユニークな情勢の觀察に誤謬あり、失敗に歸した。而してモスクワ政府の期待した北伐革命軍は南京、上海において、右傾し、蔣介石のクーデタとなり、再びソ聯は支那本土から一時退却を餘儀なくされた。

一九三二年には滿洲が成立した。これは、これまでの北支、蒙古方面の日ソ關係をいかに急迫せしめた。更らに一面において、同方面の民族を假死の状態から、往年の華々しき歴史の記憶に奮起せしめる作用をなしたのである。一九三一年九月の滿洲事變以來日本軍は滿洲の野に活躍した。日本の滿洲における足場は強化され、巨大なる明日の大陸勢力が設定されて行つた。力學的發展が周圍を壓倒して行つた。その翌年二月、新星滿洲國が成立し、共存共亡の日滿不可分關係が樹立された。かくて東支鐵道およびこれに附帶する權益しかないソ聯は、當然日本の前に退却せざるを得ない。ソ聯の海洋進出の野望はこれによつて益々苦境に立つた。この大局的歴史の進行と反比例して、滿洲をめぐるソ領、ソ勢力下の内蒙の對日軍備は積極的となつて行つた。アムール、ウスリー等の滿ソ國境を包んでソ聯赤軍廿

五萬、飛行機八百臺、夥しい装甲自動車、タンクが配置され、國境河川アムール河、ウスリー江上にはアムール艦隊と沿岸各地のトーチカの列陣がしかれ、國境監視兵は滿洲の國境を犯して、トーチカの列陣を更らに前進せしめ、尖々たる銃口は寸刻の油断なく滿洲國に向つて動いた。更らにウラヤオの飛行隊と極東艦隊は日夜強化され、要塞はこゝから更らに南西方ホシエト灣にも擴大され、こゝにも強大な艦隊をおくに至つた。この形勢は恰も大戰における獨佛戦線にも似ており、日露再戦の恐怖すべき豫想が世界中を驚かせたのもこの切迫した情勢にあつた。ソ聯はこの膨大な國境軍備を「日本の在滿勢力の擴大と日本軍部の極東制覇工作の進行に對する自衛手段」と宣傳した。これは彼等の「極東の海洋へ出る日」のための遠大な工作である。このソ聯の軍備によつて深刻化された滿洲國境の緊張感、日ソ兩國の關係を益々悪化して行つた。ソ聯の外蒙工作は益々進行した。滿洲國建設の躍進は、永い間のソ聯の暴戻を看過しないところに来た。この關係はソ聯の東支鐵道讓渡によつて形づけられる種類のものではない。極東軍司令官アリユツヘルの對日戦争の豪語、日本の對ソ脅威論、打撃、兩國の滿洲國境問題に關する抗議戰、等々、日ソ關係は尖銳化の一途を辿つて來た。この動きは、滿洲をさしはさんでにらみあふ日ソ關係を更らに大陸の中心部に移させた。

ソ聯の意圖は滿洲國境の武装強化によつて、滿洲を不安に陥入れ、在滿日本勢力を弱めるとともにウラヤオ方面から日本本土の攻撃を可能ならしめてゐるのであるが、更らに、滿洲の西方に進出して全面に滿洲をソ聯の武装網に包み込むと同時に、日本の西進、北支方面への發展をチエツクし日本の大陸活動を全面的に封じるとともに、ソ聯の國內的建設の完成の曉に活動すべき「海洋政策」「極東進出政策」のコースを保全せんとするのである。日本は亦、ソ聯の企圖に對應し、日本の防衛、滿洲の防衛をなすとともに極東安定のためにソ聯の進出に十字を描いて、滿洲から西進し、南進する。更に又、滿洲國內蒙古人が、同種族たる西方の蒙古人ソ聯化によつて混亂せしめられることを防ぐための、民族政策的意圖においても西方進出策を講ぜざるを得ない。従つて日ソ兩國の關心は滿洲によつて大勢を決することから大飛躍し、お互に相手國の心臓部に大打撃を與えねばならぬ不幸な状態に來てしまつた。その動きは日ソ兩國勢力の蒙古への關心を深刻にしてゐる。ソ聯の手は外蒙から内蒙へ、北支に動いてゐる。更にソ聯を祖國視する支那共産軍は内蒙古北支の一角に進出してゐる。而して、このソ聯の蒙古における活動の武力的背後關係の強化手段

として新疆省のソ聯化を完成し、外蒙の鐵道、航空、軍用道路網を充實し、その背後地たるシベリヤ方面の鐵道、航空網の完成を急ぎつゝある。即ち外蒙古のサンベースから内蒙東北隅ウシムチン旗に向つて道路が建設され、外蒙赤軍は滿洲國領ボイルノール南方一帯に集結され、北鐵讓渡によつて得る金をもつて總延長九千二百九十九キロに達する左記七本の鐵道を外蒙および外蒙境に、或ひは新疆省に建設することになり、現に技術員を現地へ派して測量中である。

(A) 複線工事鐵道(イ)アルタイスカヤ鐵道(ノヴォシビリクスよりセミバラチンスク・アルマアタに至る二千七百キロ)(ロ)中央アジア鐵道(タシケントよりオレンブルグに至る二千六十九キロ)(B) 新設鐵道(イ)バイカルの東・アリヤート・モンゴル共和國首都ウエルフネウチンスクより庫倫に至る九百キロ、(ロ)セミバラチンスクよりザイサンスクに至る七百キロ、(ハ)セルギオポールより新彊省塔城に至る四百キロ、(ニ)新疆省伊犁よりチャリチンドウ、クルジャに至る四百五十キロ、(ホ)セミバラチンスクより外蒙烏里雅蘇臺に至る二千キロ。この鐵道計劃の外にウエルフネウチンスクから庫倫に至るもの、およびウエルフネウチンスクより滿洲國國境に至る二つの航空路を現に開設してゐる。ソ聯はこれまで、この軍事的にらみによる蒙古工作と併行して蒙古民族の動搖につけこみ、自國の一政治

單位と化した外蒙を通じ、新疆を通じ、内蒙のソ聯化、滿洲國內蒙古人の外蒙連結運動をなし、内蒙革新運動の大立物徳王一派に盛んに牽制運動を試みた一方、北支問題を利用して支那との提携運動をなし共産軍との連絡、北支の共産黨の活動、日本勢力の北支より驅逐を策謀し、駐支大使ボゴモロフをしきりに暗躍せしめて來た。

内蒙はソ聯にとつて外蒙の如く自由になるところでない。同時に支那にとつても同方面の民族對立と國際關係から自由にはならない。日滿兩國にとつても同様である。然るに内蒙は日滿・露・支の三勢力、特に日露勢力が、それぞれの立場からこれが反對勢力とよき關係に立つことを欲せず、且つ同地が兩勢力の對立抗争關係に重大なポイントをなすが故に、同地の向背を中心に激しく争つてゐるのである。同地が兩勢力の思ふままにならぬから、そこに巨大な武力的裝備が施され得ないから、滿洲國境の如き武力的に尖銳な對立を表示してはゐないが、實際においては、むしろ日露勢力の激争はこゝにあるのである。今日の情勢では、滿洲國境における日ソ兩國の武力的尖角關係の心臓部は、内蒙の歸趨如何にかゝつてゐるのである。日ソ武力對峙の支點はこゝにあるのだ。ラテイモアの言葉はこの意味の表現に外ならない。一九三五年一月のハルハ事件以來滿蒙國境問題が重大化しつゝある理由もこゝにある。

II 蒙古民族の覺醒

蒙古民族は地域的には内外蒙古、滿洲國、新疆、青海その他に分布し、その數五百萬と稱せられ、或ひは三百萬、或ひは二百五十萬といはれてゐる。五百萬説をとるオウエシ・ラテイモアによれば、二百萬が滿洲國に、百萬が外蒙に、百萬が内蒙に、殘る百萬が各地に分散してゐる。この數字は事實よりは誇大なものと思はれるが、分布の割合は大體正しいと見られよう。この長城線以北シベリヤにまたがる廣大な地域の民族は曾つて英雄帖木兒を生み、成吉思汗を持ち、アジア大陸は勿論、今のヨーロッパの大半を併せ、世界史にその比を見ざる膨大な帝國を形成したのであるが、その後幾多の興亡を繰返し、清朝の時代に入つて、清朝の對蒙政策によつて去勢され、民國の壓迫政策、ロシア帝國、ならびにソ聯の進出により衰滅の日を待つかの如き哀れな民族となつてゐるのである。併しながら、過去の英雄民族は絶えず、過去のすばらしき帝國「元」の再建を夢見つゝ、空しくその機會を待つて今日に來た。それは依然として空しい夢であらうか。

蒙人を今日の地位に封じたものは漢人種の文化と經濟力と最後にその武力であつた。従つて蒙人の漢人に對する反感は蒙古獨立の本源であつた。然るに外蒙のソウエト化

滿洲國成立後の日、滿、ソ三國關係を中心とする新しい極東東北部の國際情勢の切迫感、更らに新なる問題——蒙古民族の行方——を提供し、蒙古民族自體の動きを複雑にしてゐる。このことは一面において蒙古民族自體の大同團結、一面においては分散的獨立、更らに何れかの勢力への合流といふ問題を發生せしめてゐる。而してその何れもが、支那との關係を益々薄め行く可能を示してゐる。この空氣の中にあつて、蒙古民族の過去を懐しむ熱情は次第に高まりつゝある。この複雑な關係は、極東の二大勢力たる日ソ兩國の勢力十字をこの民族の上に引かせてゐる。この民族の行方は逆に兩勢力の關係にポイントをなすといえるのである。今この民族は雑多な運命を切り開くべく、あがき始めてゐる。この民族の中、外蒙にあるもの、新疆にあり、滿洲國にあるものは完全ソ聯の支配下に入つており、滿洲國にあるものは滿洲國の國民となつてゐる。殘るは内蒙の蒙古人で、彼等は依然漢人種の支配下にある。而してこの内蒙の蒙古人のみが所謂獨立をなし得る最後のものであり、彼等の動向が蒙古問題の中心を示し始めた。

蒙古族は久しきに亙る漢人の壓迫に對する反抗に燃えてゐる。且つ蒙古族は漢人を支配したことはあるが、漢人の

被治者ではなかつた。彼等は漢人が、清朝を何時のまにか内部的に、文化的に、經濟的に支配し始めるや、その武力弱きものゝ支配力を蒙古に伸ばした。蒙古が今日の地位に墮す最初は清朝創設の時にある。

支那歴史は長城線を中心となし、長城北方民族の交替、興亡によつて支那の王朝の興亡があつた。北方民族は武力強き民族で、長城以北の鬭争で優勝したものが支那に入つて、中原を支配した。而してこの支配者は武力弱く文化高き漢人種に、いつの間にか滅され、北方の新興民族の手に覇權を奪はれるのだった。清朝をたてた滿洲族も又同じ方法によつて支那本土に入つたが、從來の北方民族とは違つて絶體的に長城以北で優勝したわけではなかつた。滿洲族は支那本土に入つて王朝を立てる準備として、武力強き蒙古人を味方とすべく、東部蒙古人と軍事同盟を結んだ。この同盟の力で、長城以北における滿洲族の準備は成り、これによつて全蒙古民族の宗主たる地位を確保し、支那本土に入り清朝をたてた。従つて滿洲族は蒙古族が恐ろしく彼等を何時までも味方にしておくと同時に彼等の力を弱める戦術をとつた。而して、清朝末期に及んでは滿洲族の勢力は何時の間にか漢人にとつて代られ、清朝の蒙地保護政策は次第に蒙人壓迫政策の形をとり始め、漢人は蒙地に進入して來た。蒙人の遊牧性に基く土地の民族所有の觀念と漢人

の土地私有觀念の對立は次第に尖鋭化し、漢蒙人の衝突事件が起つた。當時なほ蒙地における漢人の地位は弱かつた。然るに清朝末期における西歐勢力と漢人の結託により、鐵道がしかれるや漢人は非常に有力となつて來た。更らに武器の移入により、蒙人は次第に漢人に屈服させられた。蒙人にとつて鐵道の威力と武器の威力は豫期せざりしところのものであつた。漢人はこの二の新鋭要具によつてドシドシ蒙地に侵入し、もはや蒙人を恐れなくなると同時に新しい交通機關によつて、漢人の蒙地入りは急激に増加するに至つた。即ち現代的武器は漢人に直接的な對蒙軍事的優位を與へ、鐵道は恒久的な利益を與へ、この結果荷馬車や隊商の時代になし得なかつた農産物の遠距離輸送を可能ならしめ、漢人の永久的蒙地居住を可能ならしめた。

この上に漢人を強くし、蒙人を弱める別の作用があつた。即ち蒙古王公が民族を漢人に賣る行動があつたことだ。王公特に内蒙王公は清朝末期以來、當時すでに蒙古の商業を左右してゐた漢人貿易商と深い關係をもち一般蒙古人とは利害が對立してゐた。蒙古人と同盟して來た滿洲族は蒙古人を種族的に保護し、軍事的に利用するため、漢人の蒙地移民に反對したのであるが、蒙古王公は、蒙古人自身は使用すべき土地を有する上に、漢人の穀物供給と地代か欲し、同時に同盟者滿洲族と同様に漢人の領主として安易な

生活を送らんことを希望し、漢人の蒙地侵入を歓迎した。これ等の諸理由によつて漢人の蒙地侵入、蒙人壓迫は急激な勢を以て進行し、一九一一年の民國成立以來、怒濤の如き激しさで蒙人の上にのしかつて來た。

この傾向に對し蒙古人は獨立運動を開始し、全蒙地至るところで蒙人の反漢獨立の騒ぎが起つた。

一九一一年の清朝崩壊に際し内蒙の反漢分子は蒙古獨立を企てたが、内外蒙古の民族的地理的間隙は俄かに鮮明となり、内蒙の獨立は失敗し、外蒙に逃亡した。即ち内蒙は漢人の居住地に近く、早くより漢人との接觸多く且つ王公は漢人貿易商と利害を共通してゐたし、中華民國を從來の漢人國家と同一視し、時代が一轉し機械力時代の開始を知らなかつたからして、共和國支那はどうでもなるとの誤算があつた。一方外蒙は、東漸し來れる帝制ロシアの威力に押しつめられ、ロシアは漢蒙兩民族對立の間隙に乗じて魔手をのばしてゐた。この内外蒙古の間隙は内蒙と外蒙の獨立運動の統一を不可能ならしめ、外蒙は帝政ロシア勢力下に獨立し、内蒙ではその王公たちが支那共和國の顯職を得、企業家化によつて、民族の利益を裏切つた。爾來王公は自己一身の安全のために漢人に屈服し、蒙人を犠牲にする大勢となり、これを漢人は巧に利用、蒙地の反漢暴動の反動勢力化し、王公と庶民の利害相反傾向を深めた。この間蒙

古民族保護の立場をとる王公たちは、しきりに蒙地獨立の運動を起したが、同民族王公の大部分が墮落しており、漢人の勢力が壓倒的となつてゐたがため全部失敗に終つた。從來滿洲國の成立まで外蒙がソ聯の外邦となつた以外、蒙古諸地方は一轉して漢人の擄取地となり、特に東方滿洲、南方北支から漢人に支配された内蒙は、成吉思汗を生んだ民族の化石となつてしまつてゐたのである。

一九三二年滿洲國の成立は、内蒙の蒙古人に異常なショックを與へた。内蒙東部地方の蒙地は滿洲國に参加した。滿洲國は五族協和の國家であり、特に蒙地を以て漢人の侵入から保護する蒙古政策をとつた。これが興安四省の設定である。この興安四省は蒙政部の直轄下におかれ、他の滿洲國領土とは別個の政治を行ひ、一種の蒙古自治の形を備へ、更らに漢人の壓倒的多數地域たる熱河省などの蒙人に對しては「蒙事辦事處」を設定して蒙人の保護をなしてゐる。興安省においては蒙人は一部は世襲王公により、一部は任命による官吏の支配をうけ、漢人の干渉を却け、蒙人自身の軍隊を持ち、蒙人學校の創設など、蒙人主義による蒙地開發政策がとられてゐるのである。

この興安省内蒙人の安定感には西方内蒙の同族に羨望の念

を與へてゐる。而も興安省内蒙人は日蒙軍並びに日滿軍によつて、外蒙支那よりするソ聯並びに支那の脅威から防衛されてゐる。更に滿洲國皇帝は蒙古民族の同盟者滿洲族の崇拜の中心であり、蒙古族にとつても宗主であるのである。内蒙の蒙古人は、外蒙と滿洲國の同族から孤立して、不安な生活に沈淪しつゝある現状打開の方途を獨立に見出さんとするに至るのも無理はない。ましてや彼等は曾て蒙古民族獨立の中心であつたのである。翻つて自己の周圍をみるに、内蒙とは俗稱で、全く支那の政治區分の中にあり、察哈爾、綏遠の二省の行政區分下におかれ、漢人主義の政治下にある支那の行政組織は移民を促進し、蒙人を壓迫するやうにしくんである。而して外蒙のソ聯邦化により、外蒙よりするソ聯の壓迫、南方より來る漢民族の壓迫に苦しんで來たのであつた。而も王公の多くは庶民と利害相反し、漢民族と利益の上から結託し階級的對立は激化しつゝある。かくて内蒙の蒙人はその本來の指導者を失ひ、彼等若し支那の支配に甘ずれば滅亡を免れず、又これより脱却せんとすれば暴動か社會革命かにくみせざるをえない立場に陥つてしまつた。王公中の反漢分子にしても若し外蒙と結合すれば、その多數は殺害せられ、殘餘の者も權力や收入を悉く沒收されてしまふ危険があるので、階級的立場から當然これに反對であつた。

乍併、興安四省の設置とともに新しい別の道が開けた。蓋し滿洲國內の蒙古人は日本人と同盟を結んでゐると同じ状態に在り、地方自治の形態が許され、蒙人の統一と民族の復活運動に對し王公等は再びその人民の本來的指導者たるの地位を取戻し得るに至り、従つて王公等はその地位の要求から、當然收北主義者ではなくなり、内蒙と外蒙との間には公然危機をばらむ競争が開始されてゐる。かくて全體としての蒙古人はソ聯と結んで革命的國民主義に趨るか、或は日本に結び聖成吉思汗の後裔たる彼等自身の王公の指導下に、外蒙では舊封建組織の殘滓として激烈な彈壓下にある彼等自身の宗教を以て武装し、保守的國民主義に趨るか二者その一を選択すべき立場に立つた。

現在未だ支那の主權下にある内蒙東部の地は、いち早く民族自決の新しい希望に燃え立つた。

III 蒙古民族の動き

滅亡か、再起かの一線上をさまよふ蒙古民族の新しい救世主が現れた。それは内蒙古錫林郭勒盟西蘇呢特旗の王公德王である。彼は現代の成吉思汗と稱せられ、蒙古民族の統一、大蒙古國の建設を企圖しつゝある現代の英雄といはれる。彼は新しき學問をなし、年齢卅六歳蒙人としては新

思想の持主で、周囲に集るものは國粹的蒙古青年黨である。彼は「内蒙の蒙古人は充分なる決心さえあれば獨立することはできるし、更に蒙古民族統一國家の建設に邁進すべきである」との見解を堅持してゐる。彼は亦、全體的な復讐運動を内蒙より外蒙に風靡せしめることも容易であるとの意見を肯定する——ラテイモア——。かゝる意向の具體化したものは滿洲國皇帝登極で、これを滿人は勿論蒙古人は非常に歡んでゐる。この延長的仕事を徳王が望むとのラテイモアの言は一面信ぜられぬではない。その理由は蒙人が未だ嘗て滿洲諸皇帝を外國の征服者と見做したことがないことである。殊に滿洲の蒙人は滿洲族の支那征服の前から滿洲族の同盟者であつて、自ら滿洲族と同じく滿洲帝國の創設者であると考へてゐた。加之、滿洲皇帝、即ち蒙古語のエジエン・ハガンは蒙人出身の王者よりも一層蒙人統一の力強き中心となるべきである。

徳王が親滿的傾向を有するといふ理由をかゝる意味において感じるよりも、筆者は内蒙の地理的、歴史的、國際政治經濟的理由にあり、内蒙が支那から離脱獨立するにはその一途しかないと考へる。この事は後で詳しくのべるが内蒙の地理的經濟的關係が滿洲國と北支に依存し、北支はすでに滿洲勢力を無視し得ない事實から簡單明瞭と云へよう。とまれ徳王の蒙古民族自決の意志は滿洲國成立のシヨツ

クによつて強化され、その第一聲は一九三三年の内蒙の最高度自治要望となつて現れた。その結果は百靈廟の王公會議となり、折から來蒙中の班禪喇嘛をして「衆生は百の叩頭を以てしたところ成佛するものでない。離散せる蒙古民族の結束することが眞に衆生の幸と成佛を得ることとなるのである」といはしめ、列席の王公も徳王の威容に打たれ、蒙古人の蒙古支配主義に賛成するに至つた。かくて南京政府にむけて内蒙の獨立擬裝たる高度自治を要請する電報が發出された。南京政府は兇狠して黃紹雄を代表として百靈廟に急派、折衝する外、南京政府の金力と武力による壓迫によつて内蒙の要望を骨抜きにした内蒙自治辦法を制定し、烏蘭察布盟長雲王を委員長に、索王を副委員長に、徳王を秘書長に、中央委員として白雲梯を加へ、内蒙自治指導長官には自治委員會の目附役たるべく何應欽を任命して、骨抜きの内蒙自治政府を成立せしめた。これが一九三四年四月廿三日の、ことである。しかるに内蒙側の自治企圖はことごとく南京政府の壓迫干渉に會ひ且つ南京政府は自治政府への政費をも送附せず、兩者の對立感情は次第に激化した。

自治政府成立は、第一義的には内蒙王公の今後の動きに對する結束有無の試験であつたし、滿洲國との緊密な關係をとる以前に、滿洲國からよりも支那から好條件を獲得し

得るか否かの試験であつた。これによつて南京政府はこれまで以上の殖民地化を控へ、省制度による監督を廢止してもよいとの意向を、一應示しはしたが、蒙古側の要求は、南京政府の辦法に満足し得るものではない。かりに高度自治の要求を南京政府が全部容れたとしても、既に時期は遅い。蒙古問題の解決はそんななまやさしいものではない。すでに蒙古問題は單なる支那の内政問題から世界問題に進んでしまつてゐるのだ。

◇

一九三五年夏四川省に集結してゐた支那共産軍は八月には甘肅、陝西北部に移動し始め、陝西南部の徐海東共産軍はこれが移動の先驅をなし、甘肅東部を経て陝西北部に向ひ、これ等の共産軍は陝西北部の劉子丹共産軍との合流を始めた。かくて十一月の始めにはこれ等の合流なり、その數三萬から七萬と稱せられる共産軍は爾來、陝北、寧夏、綏遠の南部の一帶に遊弋し、外蒙、新疆との連絡を計らんとしつゝあると傳へられたが、遂に一九三六年初山西に進出した。この共産軍の移動に對し、南京政府は甘萬の大軍を陝西省に集結し、北支の五省聯盟氣運、内蒙の獨立に對する牽制をなし、共産軍討伐をなすといふよりは内蒙、北への工作の要具に使用しつゝある。更らに北支の事態に恐

怖する南京政府とソ聯の間には、日滿勢力に對抗する軍事密約を結び、その一條項として、この共産軍の利用を約してゐると傳へられる。更にソ聯は共産軍利用による内蒙、西北支那への自己勢力擴大強化をはかるとともに、外蒙の武装を強化し、滿洲國に向つて攻勢をとらしめ、内蒙獨實力を牽制してゐる。而して別個の動きとして、日滿兩國に對する世界的反感の挑發に對するソ支の動き、支那問題で日本を敵とする英國の對日封鎖運動の動きがある。英國は蔣介石と結託してリースロスを支那に派遣し、南京政權の擴大強化に積極的援助をなし資本的に支那支配を企圖し、これによつて日本の大陸發展を抑へんとする野望を進行させてゐる。更にこの企圖に米國を引き入れ、歐洲諸國を協同せしめ日本をして手も足も出ないやうにしよつゝある。南京政權はこの動きによつて、列國の對日牽制、南京政權信賴の空氣を誇示しつゝ、内部問題の解決をはかり、南京權力からの離脱傾向を抑へんとする作戦をとりつゝある。内蒙の經濟情勢は、蒙古の遊牧性、半原始性に基き、漢民族の殖民地的地位にある。それは地域的には滿洲、北支への依存關係である。漢民族との關係は必ずしも南京政權との關係において考慮されないでよい。北支、滿洲への依存關係において考へられる。滿洲と北支が今や次第に日滿

經濟アロツクの支配圏化の過程を辿り始めてゐる。このことは内蒙の日滿經濟アロツク化を可能ならしめる、而して蒙古に持ちこまれる商品も、蒙古から搬出されるものも、日滿との交易を有利にする。まして日滿經濟力の進出は、北支の經濟地位の變化を可能ならしめんとしており、滿洲における日本の政策の良否は内蒙の蒙古人に、經濟的方面からも示唆するものがあらう。蒙古の領袖の問題から見れば、これは種々雑多で未だ統一されてはゐない。十年前の蒙古國民黨もある。青年知識階級の多くは反貴族主義である。又過去において支那に對し革命の劍を取つたものもある。事態を平穩に治め自己の保有するものを維持し、急激な變化を好まぬ王公に反旗を掲げたものもある。徳王は新思想の青年達の指導者であり、蒙古のルーズベルトたる人とする風もある。彼の勢力が主に青年層にあるだけに彼は片手に急激な改革の手綱を持ち、片手に王公關係の保守的な鞭を振り、大道に立つて、この兩者を使ひ分け、ケマルパシヤの精神を多分に持つてゐる。

Ⅲ 蒙古民族の行方と内外蒙古

内蒙が外蒙的行き方をせずして、別個の獨立を圖るかぎり内外蒙古は當然衝突する。又内蒙が日滿との親善關係を深めれば、深めるほど、内外蒙古の對立は激化する。外蒙

とつて内蒙は同種族でありながら、外蒙に合流しないかぎり、無力な支那の支配下にあつて、これまでの哀れな地位にあることがよいのである。かゝる状態にさえおれば、外蒙の強化につれて、ゆつくりと内蒙の外蒙化に成功し得るからである。外蒙は何故同民族の内蒙に對しかゝる考へを持つかといふ理由は簡單だ。外蒙は蒙古人の意志をなくしたソ聯極東政策のロボットであるからである。然るに滿洲國內蒙古から内蒙を見れば、内蒙が滿洲に親善的であればよいが、これが外蒙の延長であることは、我慢がならない。又従來の支那勢力が同地方で行つて來たやうな反滿地域であることも困る。

かくて内蒙の同民族に對する立場は外蒙と滿洲の兩者から緊張を以て眺められて來た。而してそれ等に關係深き日ソ兩國の同地への關心は極めて深い。徳王を中心とする察哈爾賓内蒙の活動はこれが西方内蒙に押し進めらるべき動きを現しており、これと外蒙との對立感は、依然として日ソ兩國の關心を深刻にしてゐる。内蒙全體の完全自立による決定的情勢が生れるまでは、現状の日ソ兩國の關係においては兩國ともに内蒙前進政策を避けることは出來ない。このことは内外蒙古の衝突を不可避とする。

内蒙は東部及び南部から外蒙を圍繞するとともに、滿洲國ならびに日滿との特殊地帯たる北支の鐵道港灣を通じ、

外蒙生産物輸出の捌け口たり得る。同時に外蒙と聯絡すれば、滿洲國に對するソ聯の包圍陣を完成し、北支に對するソ聯の絶體的通路を完成して日本を西邊より脅威する。反對に滿洲國と聯絡せば、シベリヤに對する日滿の軍略的地位を強化し得る。従つて内蒙の動きはシベリヤおよび滿洲國にとつて重大な新蒙古前線を形成すべく遠からずその強弱を驗せられる時は必然的に到來する。而して内蒙動向の與へる日ソ兩勢力への影響は日本にとつて致命的であるに反し、ソ聯にとつては前線の混亂に過ぎないことである。日本はこの點に十分考へればならぬものがある。

而して現實においてはこの關係は察哈爾から綏遠蒙古に西行してゐるのである。元來蒙古自身は元來戰爭を待望するが如き運命におかれてゐる。けれども全蒙人が均しく蒙古統一を希求してゐることは必然であり、現在の外蒙を基礎として蒙古人の統一を實現し、滿洲王朝（清朝）も内蒙より始めて蒙人を統一した。然るに今や滿洲國の成立により、滿洲國內の蒙古人は外蒙より多く、内蒙との關係を深くもち、内蒙東部はこれに従ひつゝあるから西方内蒙の動きこそ蒙古問題の重心となつた。最近まで大蒙古の再現に對し内蒙諸種族は利害得失の關係から猜疑逡巡して來た。換言すれば世襲王公喇嘛廟及び古來の傳統を復活せしめつゝソ化外蒙の内蒙反撃に對し更に外蒙の反革命を成就し統

一する可能性が見えて來たのである。それは滿洲國の擴大強化の進行、更らに東部内蒙の新政が、外蒙を壓する傾向があるところから、最も強く感じられる。現在外蒙政府はその基礎を固め、ソ聯支援の下に統治しつゝあるが、これは少數派の政府であり、蒙古大衆の傳統と希望とは凡そ縁遠い組織である。外蒙の政治家たちも亦往時を思ひソ聯の壓迫の強化に耐えざるものがあるべく、滿洲の出現による同國內蒙人の政策と動向の如何にはかなり考へさせざるを得ない時が來るであらうし、全然外蒙の新秩序の中に成長し來るものが、政權を完全に固め民族の大多數を代表するに至るまでにはまだ時間を要しよう。外蒙が今日の如くソ聯化してゐるのは、これまで周圍にはロシア以外の強國なく、同民族の生活が、外蒙的組織ほどのものを持ち得なかつたからであらう。然るに今では側近く滿洲國ができ、これが外蒙の蒙古人と親善關係を希望しつゝある。滿洲里會議の決裂はソ聯化した代表とソ聯の協力の結果で絶體的な外蒙蒙古人の意圖とは思へない。この角度から考へるとき内蒙の積極的な行動は外蒙の進行を見せるものでなからう。まして内蒙の地理的、政治的關係が次第にその東部から滿洲國に近づきつゝある状況にあるにおいておや。だがソ聯は蒙古の大勢の流るゝまゝには任せてはゐない。外蒙と滿洲國の顔々たる衝突事件は外蒙におけるソ聯

勢力の強化といふよりは、ソ聯勢力の直接的對日滿包圍陣強化にあると考へられるのだ。こうした蒙古問題に對するソ聯の切迫感、日滿兩國の存立のための安全感保持の要求は、日ソ兩國の戦争回避希望の有無に拘らず、蒙古を通じて戦争に捲きこむ可能性を持つ。日本は日滿不可分關係から滿洲國內蒙人の組織を支援せざるを得ない。従つて日本の内蒙への關心は強化せざるを得ないし、この内蒙の動きは全蒙古の動向に關聯する以上蒙古民族の動きにも、關心をもたざるを得ないことになつて来る。ソ聯はすでに外蒙を通じて働きかけた。更に他の部分の蒙古人に對しては新疆の奪取によつて、支配權を確立した。従つて蒙古の大勢がもう少しハツキリするまで蒙古問題は日ソ戦争の危機を誘發するに至る可能が日に深くなつてゐる。滿洲國、外蒙は戦の星の下に生れ、今その星は西方に向つて輝いてゐる。結局滿蒙兩國は、それを建設し支援する者の支配者であり極東の明日の支配者でさえあらう。

外蒙とソ聯今日の關係は、ソ聯邦の崩壊せざるかぎり、外蒙のソ聯との關係離脱を許さない。ソ聯の重壓はこゝに加はるばかりである。而して滿洲國內蒙古人も、特に蒙古人にとつて好望なる蒙古民族國家が出来ざるかぎり、滿洲國からの離脱を考へ得ない。

B 基本事象

I 地形

一 境域

パミール高原の東はカラコルム山脈によつて西藏高原につらなり、更にこれよりアルタインタツク山脈、崑崙山脈等となつて東方に伸び、新疆省の北邊に沿つては天山々脈阿爾泰山脈、唐努山脈、サヤン山脈が夫々同じく東西に走つてゐる。この兩山系の間は高度四、〇〇〇呎、中央部に於て稍々低く三、〇〇〇呎の高度を有する所謂盆地性高原であつて、これが南北兩側に前記兩山系を負ひつゝやはり東に向つて開いてゐる。地形上にいふ蒙古高原は右の盆地性高原の東端である。かゝる廣汎な意義での蒙古は、北緯三七度三〇分より五三度四五分、東經八五度二〇分より一二四度の間に、凡そ三、三三七、二八三平方料の面積を有する廣大なる土地である。

この廣大な地域の北は西興安嶺及び東西サヤンの三つの山脈によつて露領シベリヤに境し、東は大興安嶺をこえて

かくて蒙古民族はソ聯勢力、日滿勢力、殘餘のものゝ三大部分の下におかれ、當分この關係は、變更し得ないであらう。而して内蒙の統一が出来れば内蒙蒙人は地域的な關聯と、周圍の國際情勢から、部分的に外蒙と滿洲に流れざるを得ず、内蒙自體の統一が出来、別個の蒙古民族國家が出来た場合はこれまた外蒙的か、滿洲的か何れかの色彩を濃厚にしやう。そこまで蒙古の問題は切迫してゐる。

以上述べて来たところによつて、内蒙が日ソ勢力の決戦地であることがわかる。而してこの決戦を平和的に解決する方法は今のところ發見しがたい。ソ聯の對日軍備は全面的に強化するばかりである。どうしても内蒙における日ソの爭鬪戦は不可避であらう。この爭鬪戦を激烈にするか戦争によらざる方法において解決するかは一つに統一的内蒙の形體が完成し、これが親滿傾向の如何にある。内蒙の日滿勢力にとつての重要性は滿洲の安否、日本の大陸政策の成否の問題であり、日本存立の要點の一つでもある。今こゝに支那共産軍は進入しつゝある。反日主義の南京政權とソ聯の密約による對日滿軍事同盟の説がある。滿洲里會議決裂後、外蒙共和國の要人はモスクワに至り、ソ聯政府首腦總出の歡迎を受け、その間において外蒙ソ聯の關係を緊密化するるとともに新滿洲對内蒙政策につき論議が進められた。(田中香苗)

滿洲盆地に、東南は陰山々脈を隔て、支那本部に連り、更に西南は阿爾泰山脈を境として西北支那邊疆たる新疆、甘肅の二省に接してゐる。

この蒙古高原の中央部を略々東西に走つてゐるのが有名なゴビ(戈壁)沙漠、漠南を内蒙古、漠北を外蒙古と指稱する。

往時はこの外に額魯特(オロト)蒙古なる名稱があつた。それはゴビの西方に存在する西北蒙古、寒因濟雅哈圖(サインチャハト)盟、科布多(コブト)、唐努烏梁海(タンヌウリヤンハイ)を指したが、現在は西北蒙古は内蒙古の一部とみなされ、寒因濟雅哈圖盟、科布多是完全に外蒙古の境域内に入れられ、唐努烏梁海は地理的に外蒙古の一部とみなさるゝに至つた。

本書にいふ蒙古とは右の外に、シベリア、バイカル湖を中心とする所謂アリヤート蒙古の地、内外兩蒙に屬せざる滿洲バルカの地をも含めたものである。

二 山系

蒙古盆地はその大部分が有名なるゴビ(沙漠地)よりなり、これを中心にして南北に略々シメトリカルな地形展開をなしてゐる。即ち中央部を純然たる沙漠とし、その南方及び北方に廣大なる草原が連り、更に高原縁邊の山脈に

及ぶ。山系の主なるものを北方より概観するに、まづバイカル湖の南、恰克圖及び庫倫に近く、シベリアの境界に、東にはケンタイ山脈、西には東西サヤン山脈略東西に延長し、後者と大體並行してその南へ順次、タンヌオラ、ハンガイ及びアルタイの三山脈連り、その東端はシベリアのトランス・バイカリア州に發達するヤプロノイ山脈の南の延長と錯綜し、北西に偏して蒙古の山地を作る。これらの諸山脈中アルタイ山脈は最も高く、時に四千米を越える高峰もある。概して東西乃至北西南東に走る斷層裂開の方向に沿える並行斷層山脈である。更にジュンガリア盆地を南に隔て、天山山脈がある。トルキスタンより來るもので、時に六千米を越える峻峯を含み、その東にある南山と共に東部トルキスタン及び西藏との境界をなして略東西に横はる。南山の北側には之と平行にリヒトホーフエン山脈があつて時に五千米の高嶺を含むも南東に向ふに隨つて低下する傾向がある。是等の諸山脈も、亦著しい地質構造線と關係してゐる。黄河屈曲部鄂爾多斯の東邊からは北々東に向つて大興安嶺崛起し、大體滿蒙兩域の境界をなしてゐる。その南端は略五臺山脈に續き、黄河を隔て、秦嶺に接し、北端はヤプロノイ及びスタノボイ山脈と交錯してゐる。大興安嶺は概して高峻の山嶺に乏しく、最高點は二千五十米に達

するが、概して二千米を越ゆるものは寧ろ稀である。火山として知らるゝものは割合に少く、多くはゴビの縁邊に限つて分布し、ハンガイ山脈一部に中世代活躍せるものある位である。

三 沙 漠

蒙古盆地の大部分はゴビの占むるところであつて、その約半分、面積約百五十萬平方料を越えてゐる。勿論、この間にはかなり高い山岳もあるが、主要部は古い岩層の削剥面に當り、概して低平な土地である。著しく凹陷せる部分には通常湖沼もあるが、大部分の盆地は概して偏西風のために漸次東方へ移動する砂粒の堆積する所謂砂丘の發達する土地で、大小の起伏がある。これら砂丘の東漸は白堊紀以後の地層の發達の狀況から殊に顯著である。この沙漠の主要成因は大陸の中央部に近く存在し、四方に大小の山岳重疊して、海洋から運ばれる濕潤の空氣が流入を遮斷されために降水量極めて少く、乾燥氣候なるにある。故に地表はよく乾涸して植物少く、表土裸出して風の威力を擡まにさせる結果となる。ゴビ地域のかゝる低平の盆地は、地形上自ら數區に分ち得る。バキ及びモリス等は、蒙古語に因んでこれをターラと呼んだ。蓋し「開闢な淺い低平の土地」の謂である。主なるターラはゴビに三つあつて、ア

ルタイ山脈の東、ゴビ中央部の南にアラシヤン・ターラ、その東にイレン・ターラ、更にその東々北方、大興安嶺西側にグライ・ターラがある。これらは多く風の破壊的營力と稀に降る急雨とに劇しく流される侵蝕作用の結果でき上つたものである。これらの土地には普通著しい河川は殆ど見えず、ターラ中央部に湖沼の一群あり、各地域の水は夫々そこに集中する。アラシヤン・ターラの中のカシエイン湖（海拔三四〇米）、イレン・ターラ中のイレン・ダブス湖（海拔九一〇米）、グライ・ターラ中のフルン湖（海拔五三四米）、アイル湖（海拔八三〇米）の如きこれである。かゝるターラ中の水溜りは往々蒸發して乾くことがある。この跡を中央アジアではタキールと呼ぶ。又ツアイダムともいつてゐる。

四 水 系

蒙古地方は降雨少く、加ふるに蒸發量大であるため地表の流水甚だ乏しく河川の發達せるものなき地形上の特色とする。河水はあつても水深淺く、廣い河床を細流が蛇行し、時には伏流ともなり、尻無川ともなる。降雨期以外には乾いてゐるのが普通である。

主要河川としては、先づ甘肅省境界線に沿ひ、リヒトホーフエン山脈の北側の水を集めて、北流してガシエイン湖に

注ぐものにエナン・ゴル（ゴルは蒙古語の河川）がある。次にケルレン河はケンタイ山脈地方の水を集めて、グライ・ノールの北邊を北東流してフルン湖に入る。この外蒙古地域外に流走するもの、北にセレンガ河、ウルテム河、南に黄河がある。セレンガ河はバイカル湖に朝する重要な大河で、上流蒙古地域では二又となり、西がセレンガ本流、東がオルチオン河と呼ばれ、遠くタンヌ・オラ、ハンガイ山脈地方から流水を集め、恰克圖の西を北流してシベリアに入る。ウルテム河はシベリアのエニセイ河の上流で、國境を略東西に走るサヤン山脈と、その南側のタンヌ・オラ山脈との中間の水を集めて、初め西流し、國境を越ゆる頃から北へ轉向してエニセイ河に入る。この流路は地體構造線による最も著しい例である。黄河は鄂爾多斯地方を大迂回する中流の一部だけ蒙古に屬し、黄土地方を流走するため、特に著しく濁るのでこの名がある。

次に湖沼はターラの中央窪地に發達するもの、外に、蒙古最北端に近くシベリアとの國境に近くコソゴル湖（海拔一六一五米）がある。水深約二三八米に達する。尙最西端に近くハンガイ山脈とアルタイ山脈との間の地方は、ゴビ地域と地形上甚しい相違があつて、略東西に延長せる諸山脈の間には湖沼の發育著しく、所謂ヒーウツオフの「湖沼の谷」と命名した處で、ウアサ海（海拔七二二米）、キルギ

基本事象

ス湖（海拔八二三米）、カラウス湖（海拔一一七〇米）、ドゥルガ湖（海拔九七〇米）その他の小湖が散點してゐて、附近の水は悉くこれらの湖中に集まる。尙ジュンガリヤ盆地の兩端に近くウレングル海（海拔五三〇米）、テリ・ノール（海拔二九〇米）、及びエビ・ノール（海拔二五〇米）等があつて、西方キルギス地方の低窪地に續く構造線地域に散點し

てゐる。

参考書、改造社版 地理講座第一編に據る。

II 地質

最初に新帶國太郎氏に従つて蒙古の地質の大要を表記すれば左の如くである。

地質時代	主要なる岩石	厚さ(米)	主要なる化石
近世 第四紀 [沖積世 洪積世 第三紀]	砂、礫、粘土、湖底沈積物、黄土、砂、粘土、礫、黄土等、火山噴出物、粘土、砂、砂、頁岩、玄武岩 (小不整合あり)	1-10 30-300 1200 ±	舊象、馬、犀等 古象、犀、猪、等々
中世 白堊紀	細粒赤色砂岩、粘土、砂、頁岩、花崗岩、斑岩等 (大不整合あり)	100-600	淡水貝類等
古生代 ジュラ紀	礫石、砂岩、頁岩、凝灰岩、石灰、酸性大併發岩 (花崗岩、斑岩等) (小不整合あり)	150 3,000	植物化石小片 Productus, Orhotychia Martinia etc.
石炭紀 (Dinantian)	礫石、砂岩、粘板岩、石灰岩、白雲岩、花崗岩、大底磐及貫入岩 (小不整合あり)	15- 300	?
後紀 (滯海層)	硬砂岩、粘板岩、火成岩々脈、岩瘤 (小不整合あり)	3,000	?

代	前紀 (五臺層)	代古太 (泰山層)
主要なる岩石	結晶片岩、千枚岩、石灰岩、白雲岩、珪岩、綠岩類、貫入火成岩等 (小不整合あり)	結晶質石灰岩、結晶片岩、片麻岩、貫入火成岩等
厚さ(米)		
主要なる化石		

當地方の基底をなすものは、前カンブリア紀の變性岩である。今日これらは主に五臺(イウ・プロタノイツク)系の片麻岩、聳石、大理石に變成してなり、これより更に古い太古代の片麻岩及び花崗岩の上表を覆つてゐる。五臺紀の末に、東北より西南にむかつて山塊運動が開始し、褶曲を生ずる。共に層疊岩に甚しい變化を齎した。ついで侵蝕作用によつて地表は殆ど平面となり、引つゞき向斜層陥没期には南口の石灰石が堆積した。これは前カンブリア紀末のことで、アルゴンキヤン系とも名付けられ、又最近は特に支那に於て顯著であるといふので Grabau によつてシニアン系と命名されてゐる。粘土質より石灰質に變化せる南口石灰構成の特質はその沈澱運動が繼續的なものであつたことを示す。この止むことなき沈下運動の次には同じく靜穩な隆起運動が行はれたが、極めて急速であつたので通常シニアン系岩床の上をカンブリア系地層が覆つてゐる。カンブリア・アードグイシアン紀には相當地域が海面下に陥没し、次いで隆起したが、これも亦極めて靜穩

地形

に行はれた。爾來石炭紀に短期間海洋の侵蝕があつたのを除き、北支は大陸たるを失はなかつた。その後暫時蒙古の中心を通じて西より東に向斜運動の生じたことがあつた。これジュラ紀以前の岩層が、殆ど凡て、古生代前後のグレンネー (A. W. Grabau) の所謂蒙古地向斜地域 (Mongolian eocyncline) に及ぶ海侵による海成層と信ぜられてゐる所以である。

併し吾人は主として大陸的な侵蝕、沈下作用を伴ふ土地隆起を問題とせねばならぬ。北支の大石炭層の形成された石炭紀より中世代の始めまで極めて靜穩な時期を經過したが、それも纏てジュラ紀より白堊紀にかけて起つた活潑な陰山々塊運動のために中斷された。最後の山塊運動は若干地方、特に張家口近傍並に南部蒙古に於ける一時的火山運動に基くもので、之が古生代末期、中部蒙古に生じた大深岩の衰滅段階に關聯あるものか否かは未だ知られてゐない。陰山々塊運動は北東より南西に向ふ一般的傾向に押されて、軸線に沿ふ岩床の古い要素を摺抱し、凝固した。こ

の以後は静穏な沈下運動或は張力に基く断層運動が生じたものゝ如くである。陥没地域は盆地となり、こゝに大陸的沈澱物が集積した。換言すれば、主として古生代末の褶曲にかゝる古い山地の残骸が、中世代の長い間に準平原化したわけである。

この比較的静穏な侵蝕陥没は長い間繼續したが、纏てユウラシア大陸の中部に生じた第三紀中期のアルパイン・ヒマラヤン運動にその静穏を破られた。これに依つて支那の中部、西部及び南西部に褶曲山脈を現出したる外、北支に於ては断層運動が起つた。蒙古高原の南部並に東南部の縁邊に今日興安嶺及び陰山々脈等拗曲或は断層による隆起が現出して今日の形状をとり、東北部に於ては東方へ、西南部に於ては西方に伸長してゐるのは、恐らくこの時の所産であらう。

『今日の四近の山脈の高度は、概して白堊紀及び第三紀頃に形成せられたものと信ぜられる。故に、それ等の山脈の構造線は、常に盆地内のそれ等と一致する。即ち渤海山脈、ケンテイ山脈、大興安嶺、オールドス地方の南界の如きは、蒙古盆地の沈降に伴つて生じた隆起地方と見る』ことができる。

又この時北支全般及び蒙古、特に張家口近傍の北緯四一度線に沿つて火山の爆發が生じ、玄武岩が噴出した。以上

の断層運動によつて北方、高原の断崖、南方、褶曲防壁山脈の中間に廣汎な内蒙古盆地が形成された。高原が徐々に隆起するに従ひ、石炭紀の頃出現した蒙古海は北極地方に逐はれ、一方右の窪地内には満々たる水がたゞへられたと信ぜられてゐる。

黄河は山西、陝西兩省の間で大屈曲をなして南下してゐるが、元來はこの窪地に流入してゐたものであらう。かゝる假定は更に詳細な地形研究と共に益々確信せられるのであつて、當時黄河上流ダイハ・ノール(大海—湖水群)と壺蘆海の間に、大黒河(トウルゲン・ゴル)を通じて交通のあつたことが想像されるのである。今日大黒河と太海に地下水の分流してゐる事が發見されてゐる。

河川が山地丘陵より運んで来る堆土若くは碎屑質物を以て、盆地や溪谷その他陥没に伴へる低地を永い年月の間に埋めて行つたことはいふまでもない。で、黄河が今日の如く南下コースをとるに至つて以來、右の淺い多島海は湖沼點綴する廣大な平原に轉化したのであらう。第四紀の初頭にこの湖水が消滅して以來、西北支那と内蒙とは専ら風化作用に曝され、一度出現した一大山間蒙古盆地は、低い部分が若い地層の被覆をうけ、高い部分は次第に削られ、一大平原を現出するに至つた。その最大の特徴は黄土が堆積したことである。

『北部支那は汎く黄土で覆はれてゐる。約十萬年以前の氷河時代にはヨーロッパやアメリカに於ては北方より巨大な氷河が流下しつゝあつたが、中部及び東部アジヤは漸進的乾燥作用に悩んだやうである。大氣中には水分が極めて少いので氷結することはなかつた。然し氣候が極めて寒冷且つ乾燥してをり、猛烈な突風が禍狀雲の如き沙塵を數百哩の地に運び、各地に吹き飛ばしたので、ために丘陵や平原は厚く覆はれてしまつた。』

故にヨーロッパやアメリカの氷河時代は、東北アジヤでは沙塵時代であつたのである。(Andrews, R. C.)
以上大觀した如く、蒙古地方が中生代中葉頃を劃期として、その前後に著しい岩質上、構造上の差違のある理由は、前期には、特にその終末に近い頃迄、岩漿の活動併發が劇しかったのに反し、中生代末葉以後にはすつかり、それが落ちついたのによる爲めであらう。

内蒙古高原は最近乾燥の段階にあるやうに思はれる。これは次の如き證據によつて明らかに知ることが出来る。
(a) 地表一般が漸次乾燥の度を加へつゝあること。
(b) 大きな湖水が、規模の小さい湖水群に分裂し、そ

の内あるものは既に完全に乾燥してゐること。

(c) 井泉の水位が低下しつゝあること。

(d) 沙漠の限界が擴大しつゝあること。

この乾燥作用が繼續的、發展的なものであるか、若くは一時的、週期的なものであるかは、未だ議論の餘地がある。更にこれが不斷に西北風が吹きすさび、その結果、乾燥した砂が吹きまくられ、四散しつゞけたによるものか、或は森林の濫伐等に基くものかは、これ亦未定の問題である。

參考書 Punnelly, R, Geological Researches in China, Mongola and Japan.

改造社版地理講座第一卷

Andrews, R. C, Across Mongolian Plains 1934

III 氣 候

蒙古の氣候は、海洋の影響をうくること少く、緯度並に高度の關係と且つ雨雲を妨げる山脈が圍繞してゐるため、その寒暑の酷烈なると共に乾燥せる點を特質とする。

Richard, に據れば、庫倫に於ける年平均温度は華氏四三度である。

寒暖計は一月に零度以下り、七月に華氏七九度に上る。ゴビ及び阿拉善地方では一層乾燥し且つ酷烈であつて、寒暖計は冬季時に華氏零下二九度に降り、七月には一〇〇度

に上る。高原南端の西灣子に於ては年平均四七度、一月零下一度、七月九三度で、鄂爾多斯北部では十月になると降雪し始め、四月までは解けない。零下二度といふ温度も珍しくなく、時には更に降ることさへある。

併し内蒙古では支那平原を見下す臺地懸崖に夏季季節風が相當雨量を齎し、濕氣を與へるので蒙古高原の奥地とは稍々趣を異にしてゐる。外蒙古の北部山脈も夏季多少の降雨を見るが、これは又異つた理由によるもので、中間のゴビに至つては殆ど雨の降ることはない。

内蒙古は十月より四月に至る六ヶ月間、バイカル湖を中心とするアジア的高氣壓の影響をうけ残餘は全大陸を覆ふ低氣壓の勢力圏下にある。移り變りの期間は短く、且つ目立たない。風のおだやかなことも多いが、長い冬の期間中は高氣壓圏内より寒冷な濕氣のない西北風が高原上を吹き渡り、夏季は東南より南口山脈を越えて季節風が到来し、内蒙古に年一五乃至二〇吋の雨量を齎すのである。Littleの言つてゐるやうに、この地方を横貫する多くの山脈は、方より見れば沙漠中に屹立してゐるものが多いが、短い夏の間には雨や雪の形式で充分の濕氣をうけることができるので、山腹には森林繁茂し、頂上に雪冠を戴き、之より流れ下る清水は周囲の沙漠中に没してゐるのである。故に興安嶺、陰山々脈、南山の南及び東南斜面には密林繁茂して

あるのが見うけられるのであるが、反之、阿拉善の中部山脈は南方を高い山脈に遮られてゐるためこの程度には及ばない。Richard に従へば東南部季節風圏内なる西灣子の平均雨量は一八吋であるが、北部蒙地の典型たる庫倫では僅かに八吋である。

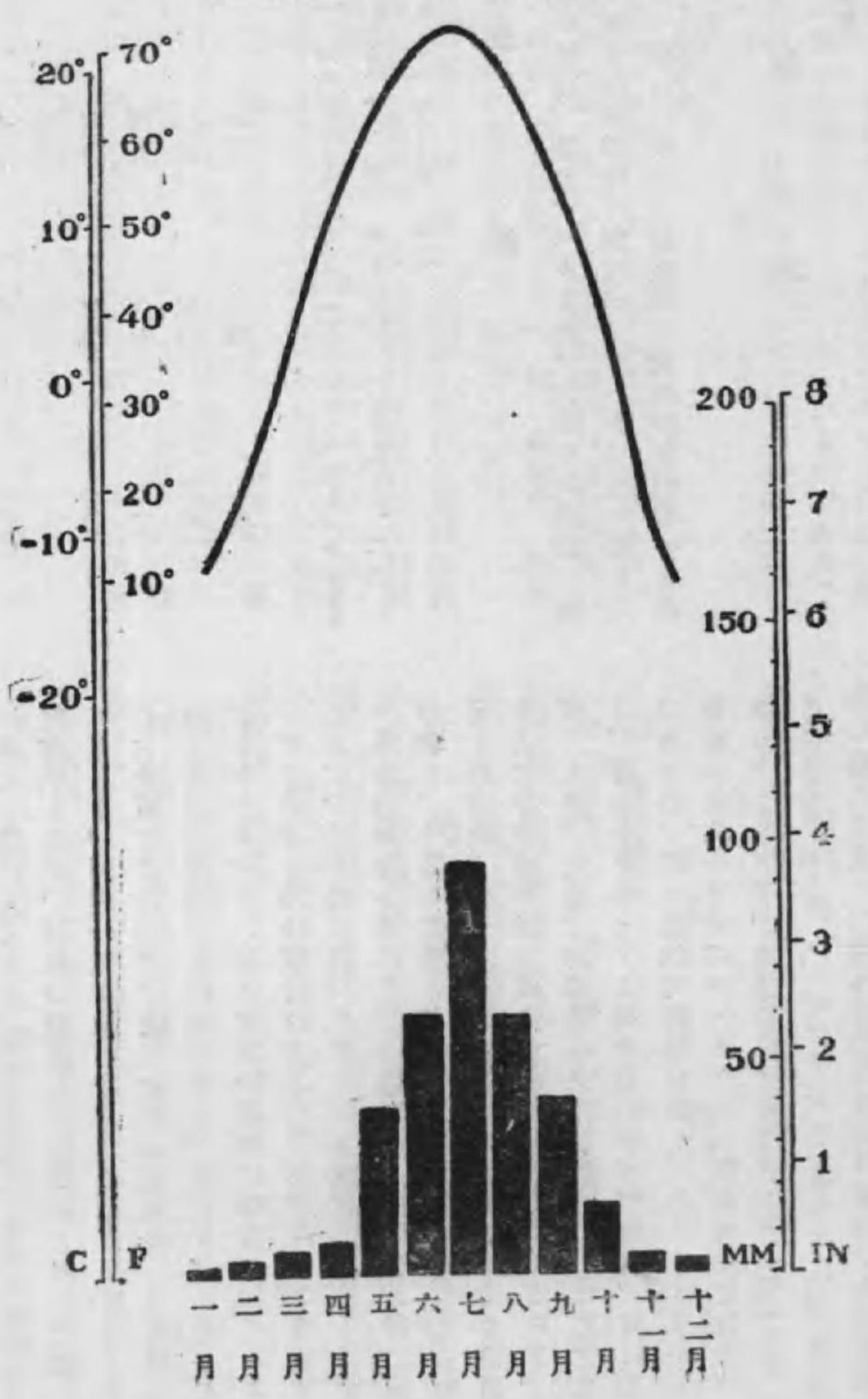
尤も夏季の雨量は微少だが冬季の降雪量は可成りに多い。月々のみならず、一日の内に於ても氣温の變化が甚しい。寒暖計に記録された所によれば氷點以下より一躍一〇度以上に昇ることがある。三月には曉天の零下一八度より、午後家屋内で六八度に達した由である。

また Campbell によれば三、〇〇〇呎以上の高度を占める庫倫に於ては年平均二七度、同じく一月平均零下二六度である。一月の最低温度記録は零下四五度、最高は六月の一〇一度であつたといふ。

併し内蒙古の平均温度は外蒙古とはやゝ異り、一月に於て三五度年平均に於て一九度の開きを見せてゐる。即ち左表の如し。(何れも月平均、華氏)

月	北蒙古	南蒙古	度差
一	零下五	三〇	三五
二	一〇	三〇	二〇
三	三〇	五二	二二
四	四〇	六〇	二〇

表 象 氣 の 古 蒙 内



氣 候

基本事象

五	六〇	七〇	一〇
六	七〇	八二	一一
七	七五	八五	一〇
八	七〇	八三	一三
九	六〇	七〇	一〇
一〇	四五	六七	二二
一一	二五	五〇	二五
一二	一〇	三五	二五

参考書

Richard, L. A Comprehensive Geology of the Chinese Empire, translated by M. Kennedy Campbell, C.U., China, Japan and Siam, 1919

Ⅲ 生 物

特定の地域に繁茂、棲息すべき生物が當然その地形、地質、氣候等の地文學學條件に制扼せらるべきは言を俟たない。この故に、蒙古に於ける動植物も當然蒙古固有の自然環境に制扼されてゐる。

一、植 物

(1) 内外蒙古
まづ植物に就てみるに關東廳東烏珠穆沁植物調査報告に

な乾地で、處々に叢叢をみうけるにすぎず、全然不毛な峻嶺も少なくはない。僅かに河川や井泉のかたはらには、亞寒帯種に屬する矮小な灌木がチラホラみられるのである。黃河北部屈曲部に沿ふ後套地方にはホブラや楊柳が夥しく、亭々と青空に聳えてゐる。

(2) プリヤート蒙古

プリヤート蒙古共和國は、概して氣候酷寒、雨量も少い爲め、植物成長期は甚だ短いが、寒帯性植物は相當繁茂してゐる。樹木では松、落葉松を主とし、樺、蝦夷松、杜松、ヤマナラシ、白楊等の密林が多い。(林業の項参照)

森林の他に植物界は、地方住民の經濟上密接な關係を持つもの多く、殊に最近數年間、高山植物たる蒙古茶を利用し、これから素晴らしいタンニン酸を抽出するやうになつた。最初それは専ら地方の皮革工業だけを目標としてゐたものであるが、その後之を乾燥してツウエート聯邦の工業中心地へ移入されるに至つた。バイカル湖沿岸のウラン・アルガス、ムラウリン、ザガン、シーニー、フウドンの各山脈の西北斜面は、悉く蒙古茶の叢林で蔽はれ、その面積何十萬ヘクタールと推定されてゐる。

野生飼料植物としてはウオストレッツ、ミヤマカボ、ムラサキウマゴヤシ等があり、その一部はわざ／＼栽培されるやうになつた。(例へば、ウトウシマイ牧場に於けるミ

よれば、『大興安嶺以東と以西とはその景觀大いに異なり、以東は山岳重疊し谷間には水あり、土地肥沃、雨量も以西に比して遙に大である。従つて植物の生育が良好で、は山岳耕作地もあり、植物の種類もまた豊富である。然るに以西に乏しく、所謂一望千里の廣漠たる蒙古平原で、雨量少なく、沙漠ではないが、礫を含める土質多く、植物の生育不良、従つて種類もまた甚だしく、殆どシバムギモドキ、ノゲナカハネカヤの如き禾本科植物に獨占されてゐる』と。かくの如く内外蒙古は主としてステツプ(草原)地帯であるが、然し既に述べたやうに各地區の異なるに従ひ、種々基本的條件を異にし、一部に於ては氣候、特に雨量などの點で、外部の世界と多少の類似點を有してゐる事實も否定し得ない。例へば黃河北部の大屈曲部に沿ふ鄂爾多斯の肥沃な沖積層平原は灌溉水利の便を得てゐるので、小麦、稷、大豆、胡麻等の良好な耕地であるし、又、張家口、歸綏を中心とする壤土質の河谷窪地は、何れも草地ではあるが、頗る肥沃で開墾に適してゐる。さうかと思ふと張家口以北のウルゲン・タラー(錫林郭勒盟地方)は、廣汎なステツプで、前述のシバムギモドキ(Elymus Pseudo agropyrum Trin.)、ノゲナカハネカヤ(Sipa capillata L.)等の草丈三〇程にみたぬ禾本科植物が主要牧草となつてゐる。又、張家口街道以西の陰山々脈北方高原は更に貧弱

ヤマカボの栽培の如し)然し、栽培方法は漸く研究に着手されたのみで、未だ何等進歩の域には達してゐない。其の他櫻樹、葱、ニンニク、マンギル、マルタユリ、藥用茶等の藥用、食用植物及び果物類が相當多い。

二、動 物

(1) 内外蒙古

次に當地方の主要動物としては五種の家畜を逸することばできない。即ちステツプ地帯の何處においても、山羊、羊、牛、馬、駱駝の一群が悠々と草をはんでゐる。

また、狐、狼、栗鼠、鹿等々の有用毛皮獸類も多く、これらの動物は遊牧民の主要富源となつてゐる。この外、注目すべきは羚羊である。羚羊はこの地方で黃羊と稱せられるが、錫林郭勒地方では、少なきは數百、多きは數千に及ぶ大群に遭遇することがある。

米國の動物學者 Roy Chapman Andrews も始めてこの大群に接したときは、『最初、余は黄色の草の外には何にも見えなかつた。ところが丘腹全體が動いてゐるやうに見える。瞬間、余は頭や脚のあるのに気がつき、これが身動きのできない程密集し、シツと我々に注意を拂つてゐる羚羊の大群であることが分つた』と驚いてゐる。黃羊の快速については定評がある。恐らく哺乳動物中最

も速いかも知れない。経験によれば五〇〇米位の先にゐた黄羊の大群が、筆者等の自動車に気づいて、突然併行に走り出した。我々は車のスピードを早め、三五―四〇―四五とせり上げて、遂に時速五〇哩に近い速さで之を追ひかけた。然るに黄羊は我々が時速をゆるめれば同じくゆるめ、早めれば同じく早めて、どうし、も一定の間隔を縮めることができない。のみならず、黄羊の一群はやがて右側より左側へ、驀進する自動車の前方を横断し始めたのである。しかも兩者の距離は依然として縮まらない。黄羊が最高時速少くとも六〇哩を有することは、之によつて分る。

鳥類としては鷹、鷲、鴉(ノガン)等が主なるものである。鷹についてはマルコ・ポーロの旅行記にも元帝の鷹狩に關する記事がある。鴉は山七面鳥とも稱し、體量一五乃至四〇封度、大きなものは子供位の體格を有し、兩翼を擴げると一間以上もある。灰白色を呈し、肉は頗る美味で最上の七面鳥に匹敵する。

爬蟲類は比較的少いやうに、Prejevalsky が鄂爾多斯高原西部の沙漠で、黄色がかつた灰色の蜥蜴を見たと述べ、蛇は筆者旅行中、阿巴噶王府(錫林郭勒盟)附近の地裂内部で白色黒斑の一尺程のものを實見したにすぎぬ。故に棲息してゐるに違ひないが、その数は多くはあまい。魚類に至つては黄河の外、ダライ・ノール等の湖沼に各

種淡水魚がある。(漁業の項参照)

最後に當地方の地層中からは各種淡水貝類、古象、犀、猪等の化石が出現するから、先史時代には、これらのものが棲息してゐたに相違ないが、今日では既に絶滅せるものと考へられる。

(2) プリヤート蒙古

プリヤート蒙古共和国内に棲息する動物は、何れも産業上の意義を持つものであつて、栗鼠が第一位を占め、歐洲大戦前に於けるその捕獲高は六十萬匹と算定せられてゐた。之に次ぐものは黒貂で、その捕獲高は一萬乃至一萬五千匹に達し、殊に高價なのはバルグジン黒貂である。

其の他皮革用として狐、鼬、熊、狼、タルバカン等がある。有蹄屬のうち工業的意義をもつものは鹿仔、鹿、麝香鹿(主として麝香の爲めに)、麝(角を採獲す)等である。鹿及び鹿仔は撲殺して肉と獸皮とを採つてゐる。

禽類で廣く見受けられるものは樹鶉、鷓鴣、山鶉、鶩、鴨、ドルフ、白鳥等である。

プリヤート湖では鰻鰩が獲れる。魚類で一番多いのは鮭であつて、バイカル湖及び之に注ぐゼレンガ、バルグジン等の諸大河で捕獲され、之に次いでテフザメ、タイメン、イアナ、鱒、シグ、スキ、ダツ、サラガ等が採れる。(後藤富男)

C 民族

I 住 民

一 人口及人種

(1) 呼倫貝爾

- 新巴爾虎蒙古人 一萬六千
- 陳巴爾虎蒙古人 五千五百
- プリヤート蒙古人 三千
- 索倫族 三千八百
- 額魯特蒙古人 四百
- 鄂倫春族 六百
- ヤクート族 二百
- 支那人 一萬
- 露西亞人及タ、ール族 三千
- 達呼爾族 六百

合計概算四萬三千百

プリヤート族はバイカルのプリヤート族で、露西亞の革命後續々と移動して來たものが、海拉爾の南方のシニヘ河流域地方に集團を作つたのである。故に此種族の移住は

古くとも十數年前の事であり、新しいものは極く最近のものまである。もつとも滿洲國成立以來國境の監視が嚴重となつて來た爲著しく減少して居る。其出身地はアギンスタ地方のものが多く様である。此プリヤート族は一般巴爾虎人から區別されて居るが、此巴爾虎蒙古人が實はプリヤート族だといふ説がある。呼倫貝爾志略によると巴爾虎蒙古人は外蒙哈爾哈の蒙古人が移住せるもので、雍正十二年由外蒙車臣汗移來官兵二千四百八十とあるから西曆千七百三十四年に當る。然るにバラノフによるとこの移動で呼倫貝爾に來た蒙古人は哈爾哈土着の蒙古人ではなくて、北方のプリヤート族が南下して哈爾哈の地方に移住したものが再び土着の蒙古人に追はれてこの呼倫貝爾に達したものであるといふのである。陳巴爾虎蒙古人も呼倫貝爾志略によると更らに古く哈爾哈から齊々哈爾に移つたものが、雍正十年呼倫貝爾に移動したといふ。その哈爾哈からの移動はフアルシムスキーによれば千六百八十年以降の事であるといふ。此種族には喇嘛教が浸潤して居ない。海拉爾河の流域から以北に居住し新巴爾虎蒙古人は同河以南の西の大部分の豐穰な草原を占居する。其東方興安嶺寄りに索倫族、鄂倫春族が見られる。額魯特族にシニヘから更らに南方の伊敏川流域地方に極く少數居りヤクート族はずつと北方黒龍江本流に近い興安嶺山中にシベリアから渡つて來たもの

が少数居り、達呼爾族は殆ど海拉爾南郊に當る南屯と西屯とに限られて居住し、海拉爾の役所に通つて呼倫貝爾の行政權を掌握して居る。公文書に支那語蒙古語を使用せずに滿洲語を使用して居る。

支那人及露西亞人(タ、ールを含む)は海拉爾、滿洲里の都會を形成して居るが、なほ露西亞農民は三河地方に集まつて居る。

(2) 内 蒙 古

南方よりする支那人の澎湃たる波により侵蝕せられ、今日昔日の如き遊牧生活を許す範圍は次第に狭められ來つてゐる。特に滿洲地方の治安維持せらるゝに至つて北部支那人の移住は著しきものがあり、哲里木盟の東端部地方などには既に蒙古人の影を止め得ないまでに變つてゐる。今日滿洲帝國に於て興安省なる行政区劃内に置かるゝ地方は、所謂東部内蒙古と呼ばれる地域の西北部に過ぎない。併し蒙古人が集まつてゐるのは此地方だけで、此興安省以外の蒙古人は僅少である。よし多いといふ報告があつても支那人との雜種を含んで居ると見て差支へあるまい。内蒙古として滿洲帝國內に含まるゝ哲里木盟、昭烏達盟、卓索圖盟に中華民國に所屬する錫林郭勒盟、察哈爾(察哈爾省)烏蘭察布盟、伊克昭盟(綏遠省)を加へた地域を考ふるなら

ば、蒙古人の人口は百萬に達してゐると考へられる。此同じ地域の支那人は單にその地域の東部及南部を占居してゐるに過ぎぬが、優に一千萬を超えて居るものと推定される。此内蒙古の百萬の蒙古人の内三十萬餘は中華民國に、約七十萬は滿洲帝國に歸屬する。此滿洲のものの中の四十五萬は興安省に含まれる。但呼倫貝爾は興安省の北分省となつて居るが、これは一般に内蒙古から區別して居る。若しこの内蒙古に寧夏省に編入されてゐるアラ善の地方を加ふるならば尙十萬餘増加する。

(3) 外 蒙 古

所謂外蒙自治共和國である。車臣汗盟、土謝圖汗盟、三音諾顏汗盟、札薩克圖汗盟に科布多を加へたもので、唐努烏梁海はしばらく除外して置く。其總人口六十四萬七千(千九百二十年頃)で、蒙古人五十四萬二千、支那人十萬に露西亞人五千といふ勘定になる。これはマンスキーの資料によるのであるが、千九百三十五年中華年鑑によるとラツチモリアは蒙古人五十四萬を擧げてゐる。併し全體の人口は約八十萬に達するべしと推定してゐる。支那人露西亞人の増加が何れ位あるものか明らかでないが、アリヤイト族の移住が可なり著しいものらしい。外蒙古内にアリヤイト族六旗が新たに組織されて居るといふ。此アリヤイト族

の移動は呼倫貝爾にも見られるもので、民族移動史の一頁を成すものとして注目に價する。支那人露西亞人の大部分が庫倫—ウランハター—烏里雅蘇臺、科布多、寶賈城等の行政並に取引の中心たる市街地に居住せるは云ふ迄もない。外蒙古の蒙古人は所謂哈爾哈蒙古人である。たゞ、西方主として科布多地方を占居するものは此地方から中央亞細亞にかけて見られる西方蒙古人として方言を異にする。人口約五萬。これを代表するものとして額魯特族がある。以上内外蒙古及呼倫貝爾を包括する所謂蒙古の地全體の蒙古人口は合計百六七十萬と推定せられる。

然し蒙古人はなほこれ等蒙古の地以外の地方にも可なり擴がつてゐる。北方西比利亞のバイカル湖附近のアリヤイト蒙古人及西方中央亞細亞に達する西部蒙古人である。アリヤイト蒙古人の地は所謂アリヤイト自治共和國が結成せられてゐるが、其住民が次第に外蒙古及呼倫貝爾の地方に移動しつゝある事は既に述べた通りである。且露西亞農民との混血が増加しつゝあるが、尠くも革命前には人口約十四萬と推定される。西方では新疆省に居住するものが最も多い。其人口はネダーチンによると八十萬に達するといふ。其新疆の總人口は三百萬で、其半数以上はキルギス族サルト族等の土耳古系民族を占められ、蒙古人の大部分はカラシヤル、スイケシユル、天山南部を占め、トルグイト族

と呼ばれる。遙か西方歐洲のヴォルガ河下流の流域地方を占居するカルマツク族もこの西部蒙古族に屬する。尙西部蒙古族として青海に支那人西藏人土耳古人達と居住する蒙古人がある。其人口は明ではないが只二盟から成り、其各盟は一は十三旗他は十六旗を包括し、盟の結成は外蒙古よりは寧ろ内蒙古風に行なはれて居るといふ。なほ西藏や中央亞細亞にも極く少數の蒙古人は居るらしいが、詳しい調査はない。以上全蒙古人を總計して見ると數の明らかな地方丈で二百五十萬を數へる。これに青海西藏等の不明の地方を加へても恐らくは三百萬をあまり超過する様な事はあるまいと思はれる。

二人種的特徴

凡そ蒙古人或は蒙古族といふ言葉位人種上まぎらばしく用ひられて居る言葉は尠いであらう。蒙古的といふ言葉は決して正確に蒙古人其物の特徴として認められたものについて使用されては居ない。屢々支那人、安南人、日本人などについて觀察せるところを蒙古的といふ形容詞を用ひて居る。一例を挙げれば蒙古班といふ言葉は日本の醫科大學創立當時獨逸から招かれたベルツ教授が日本人患者に接して居る間に氣づいた尻部の斑であつて、決して蒙古人自身について確かめた特徴ではない。然るにこれを日本班とは

呼ばずに蒙古斑と呼んだのである。即ベルツ教授は日本人を蒙古族と考へて居た譯である。同じ様に支那人につき氣づいた特徴をも蒙古的と記載した例もある。つまり皆不用意にこの形容詞を使用して居るから、歐洲人の東洋人種につき記載してゐる記録は此言葉に關しては注意する必要がある。事實に於て二・三世紀前から東洋に來る様になつた歐洲人は露西亞人を除いては殆ど常に海路よりして陸路を通らない往古漢の時代、唐の時代に印度波斯方面への通路であつた新疆省天山の地方は今日既に重要な交通路ではなく、單に地方的な取引の通路であるか、然らずむば探險家の通路に過ぎない。従つて歐洲人は東洋に來て海岸沿ひに居る民族には容易に接するが、深く内陸に生存する蒙古人に至つては接觸する機會がない其にも不拘彼等はこの極東の民族を一括的に「蒙古」なる言葉で表はして居るのである。甚だ不可解な事だと云はなければならぬが、一面に於て「蒙古」なる言葉が如何に恐るべき極東の民族の名前であるかを歐洲人が深刻に經驗して居る事に思ひ到れば、多少理解出来る様に思ふのである。元帝國の歐洲への侵略が如何に驚愕を以て迎へられたかは、ローマ法王の使節が數回派遣され、蒙古に關する著述が多數世に問はれ、今日に於てすら相當数をカタログに數へ得る實情に見ても想像がつくのである。蒙古なる言葉は決して舊い言葉ではない。

恐らく「支那」なる言葉に較べれば遙かに新しく、全くこの元帝國の勃興に端を發して居るものと考へられる。此新しい名稱が全く歐洲人を支配し、支那的日本的と云ふ可きところに躊躇なく蒙古的といふ言葉を使用する様にまでなつたのは、全くこの蒙古人の歐洲侵略の苦い經驗が深刻に烙印せられた結果であらうと思はれるのである。

蒙古人の人種的區別は今日までの所は單に言語學的に行はれて居る丈で、體質上の調査は少ない。東方の哈爾哈蒙古族、北方のアリヤート蒙古族、西方の額魯特トルゲートなどの蒙古族の三區分は全く言語上から行なはれ、これに伴つて多少習慣にも相違があるといふに過ぎず、體質の上で明らかな相違を指摘した人は未だないのである。今蒙古族の體質に關する文献を列記して見ることゝある。

Jaiko-Hryniewicz(1902)外蒙古北境の Kjachta 附近居住の哈爾哈蒙古人三十六人男子につき計測。身長百六十一糎、頭長八二・八八、頭長徑百八十九糎、額幅一五〇糎

Buxton (1926) 張家口のすぐ北方にて庫倫街 に沿ふ地方の察哈爾蒙古人男子五十二例、女子七例を調査、其男子では身長百六十四糎、頭長八二・七三、頭長徑百八十八糎、額幅百四十六糎

Szewzew (1934) モスコに集まつた外蒙古各地の代表者達男百五十六名、女六十五名を調査。その男子は身長

百六十四糎、頭長八四・一二、頭長徑一八八・二糎、額幅一四八糎。

横尾 (1934) 錫林郭勒盟の蒙古人男子六十九名の調査。頭長八二・六八、頭長徑一九二・六糎、額幅一四八糎

内、外蒙古の蒙古人については以上の外にはない。反之アリヤート蒙古人については露西亞人の調査が可なりある

Jalko-Hryniewicz (1902) 全部で五百六十名のアリヤート蒙古人男子を調査。其内の大部分はセレンカ地方のもので、身長は百六十三糎、頭長八五・六六、頭長徑は一八七糎、額幅一五三糎

Schendrikowski (1894) セレンカ地方のアリヤート男子百八十一名につき調査。身長百六十三糎、頭長八八・四、頭長徑一八〇・八糎、額幅一四六糎

Porotov (1895) アラル地方のアリヤート男子百名につき調査。身長一六三糎、頭長八二・四、頭長徑一八八糎、額幅一四六・九糎

Icherski (1930) バイカル湖東方のホリン地方アリヤート男七十三、女十六例計測。男性では頭長八二・五、頭長徑一九一糎である。但此等のアリヤートは露西亞人との混血である。

西部蒙古人で歐洲によく知られてゐるのはヴォルガ河流勢地方のカルマツクである。これについては古くから調査

した人があり、例へば Metschnikov(1876), Deniker (1883), L'wmiier(1889), Worobjew(1903), Korolev(1903)等を列挙する事が出来る。このカルマツク族は千六百三十年乃至千七百三年の間に中央亞細亞地方から移住して來たものであつて露西亞人及び土耳其人との混血のある事は明らかであるから此處に紹介する事を略す事とする。

次に新疆北部で Jarbagata 山脈南方の Kobok 河流域地方の蒙古族、即ちトルゲート族男子百三十八名について Iwanowski の調査したものがあつた(1897)其身長は一六三・三糎(七三例)頭長八四・七三、頭長徑一八六糎、額幅一五八糎(但此額幅は印刷の誤りかも知れぬ。頭の幅最も廣いところで一五七糎になつてゐるからである。額幅が頭の幅より大きいといふ事は先づない事であるからである)

蒙古族の骨格に關する研究には次の如きものがある。

Malijew (1877)-Buriat 三例、Bogdanov (1879)-Buriat 九例、Jen-Kate (188)-Buriat 七例、Kalmükken 十二例、Denike (1884)-Kalmükken 七十八例、Sommier (1889)-Kalmükken 十四例、Fridolin (1901)-Buriat 七例(男)

Kalmükken 男十二例、女六例、Reicher (1913)-Buriat 二例、Kalmükken 三十一例、Torgout 十二例(哈爾哈)

蒙古人六例 A. Hrdlicka(1924)-Buriat 男十九例(Kjachta, Orkhon 地方出) 哈爾哈蒙古人男子百十四例(庫倫附近

出) Isiherski (1930) ホリン地方出のアリヤート頭蓋二十五例につき調査。

以上骨格に就ての結果は省略するが、これをも参考として大體蒙古人の身體的特徴を要約すると次の通りとなる。頭髮は剛直。禿頭の傾向乏しく、色は黒褐色乃至漆黒。鬚髭貧弱にして體毛も稀薄。前頭部後退せる傾向がある。後頭部の扁平著しいものはアリヤートの或地方にあるらしいが、蒙古族の特徵と云ふ事は出来ない。額は額骨の隆起が著るしく、其爲平面感が強められる。額の輪廓は角張つて居るが、馬來人の様に短かくはない。所謂中顔で、支那人に較べれば幅が廣い。皮膚の色は黄褐色であるが、黄色々調は著しくはない。日光にさらされない肌の色で其がよく分り、其事は Iwanowski & Buxton も特に注意して居る。眼の色は褐色であつて、時々灰青色のものがある。これは露西亞人との混血によるものと考へられるが、地方によつては一割位はあり、ザバイカルのアリヤートには更に増加して居る。眼は顔全體が大きいので小さく見えるが、その開き方を見ると左程狭いとも思はれない。たゞ歐洲人に較べれば多少狭い。大多數は所謂一重眼で、二重になつてゐるものは少ない。併し蒙古皺襞は多くない。これが極く明瞭に認められるものは漸く一割か二割位にしか見られないまた眼の斜につり上つてゐるものもさう多くはなく、

略々半數位でそれをはつきり感じ得る程度である。鼻背が凹んでゐるものは病人の外にはなく、殆ど皆眞直で多少凸彎曲を呈して居るものもある。併し土耳古人に見られる様な著しい彎曲のものはない。上鄂と下鄂との咬み合せを見ると、丁度上下のものが合つてゐるか、或は上鄂の方が幾分か前方へずれて居る。併し齒の植り方は眞直で、前方に強く突出して居る事はない。肉食の爲か非常に白い美しい齒を持つて居る。但齒齦はある。身長は百六十三乃至百六十四釐位で、地方的な差はないらしい。たゞ西部蒙古族に身長の高いものが報告されてゐるが、恐らく土耳古族の影響であらう。頭蓋數では短頭群に屬するが、特にアリヤート族で其傾向が著しい識である。其頭の鉢の徑も顔の高さや幅も割合に大きい。身長は世界人種中で高い方ではないにも不拘この頭部の徑は最大の方である。然かし顔面中央の鼻は餘り大きくはない。其鼻の高さに對する幅の割合は餘り歐洲人と違はないけれども全體として小さく鼻背も多少低い。身長に較べて頭部が大きい様に、胴の部分も割合から云つて長い。手は大きく節くれだつて指がよく伸びない。下肢は日常馬に乗つて居る爲に、踵をそろへても膝が接しない。蒙古人の歩行の不自由さうに見える事は旅行者の誰しも經驗するところであらう。(横尾安夫)

II 言語

一 言語學的地位

アルタイ民族とは滿洲ツングース族、蒙古族及び土耳古族の總稱であつて、彼等の言語をアルタイ語族と云ふ。アルタイと云ふ名稱は、之等の種族の發生地或は古い根據地として、此處を中心とし分布したと考へられて附せられた名稱である。之等の種族は古來如何なる名稱で史上に現はれてゐたかと云ふと、滿洲ツングース族は肅慎、靺鞨、高句麗女眞、滿洲等で、蒙古族は匈奴、鮮卑、蠕々、契丹、蒙古等と呼ばれ、土耳其族は突厥、回紇、結骨等である。その分布の範圍も東は日本海から西はバルカン半島の一部迄に及ぶ廣大な地域である。

彼等の言語を観察すると、その分類は大體民族の分類と一致する。乃ち滿洲ツングース族の言語は滿洲ツングース語、蒙古族の言語を蒙古語、土耳古族のを土耳古語に屬する。以上の三語には種々の共通の點があるが、特に大きな共通現象を述べれば、文の構造が日本語の如く主語、客語述語の順に綴られ、歐洲語の前置詞を用ひる場合に後置詞を用ひる。例之、蒙古語で「私は蒙古に行く」と云ふ場合に bi (私) monggol-du (蒙古に) yabuna (行く) とな

る。尙アルタイ語族は膠着語に屬する。乃ち活用のある語詞は語幹と語尾から成立ち、その接續の仕方は極めて機械的である。これは支那語の如き單綴語等とは全く異なるものであるが、支那語の單語は或漠然たる意義のある單音節の語よりなり文中の位置によつて始めて確定的な意義を生じ、各語は全く變化しないものであつて地域的には接讀してゐても支那語とは全く異なるものであり、印歐語のやうな語尾變化乃ち曲折を持つ言語とも異なる。又母音調和の現象(下述)があつて土耳其語に於て最も嚴格で滿洲ツングース語に於て不充分で、蒙古語はその中間に存在する。母音調和とは母音に種類があつて或る言葉の中の母音は皆同種類のものから成立ち異種類のものを排する。蒙古語はアルタイ語族中重要な言葉であつて蒙古語を研究することによりアルタイ諸語の特徵を殆ど全部了解出来る。上述のアルタイ語族の共通の特徵は全部蒙古語にとつて重要な特徴である。同じアルタイ語族中にも相互に親疎の差があつて蒙古語と土耳其語とは比較的親しい間柄にあつて若しアルタイ語が一つの共通の原語から出たものとすれば恐らく蒙土兩語は滿洲ツングース語より比較的に晚く分離したものであらう。しかしその研究も遊牧民族で各民族の移住が甚しく然かも上述の如く廣大な地域に亘り、而かもその民族の源流、

未だ不明瞭であつて匈奴にしても土耳其説もあり蒙古説もあつて漠北の民族で史上によく分つて来たのは突厥以後のことであり、古文獻も蒙古語に於ては七八世紀以上には溯れないし、資料も少く非常に困難である。又一面に於てそれだけ興味ある言語で印歐語と異り全く未開拓で而も我々の手近にあり、殊に日本語と對比して考へられるやうな共通な特徴が多いと云ふことは一層興味あることである。

アルタイ語族の西の方ハンガリーからラブランド一帯に擴つてゐる東洋系民族の多數の方言がある。大體九大方言に分れ、ハンガリー語、ウオグ語、オストヤーク語、シレン語、ウトヤーク語、チレミツシユ語、モルドウイン語、フィン語、ラツプ語等が之に屬しフィン・ウグ語族と總稱されてゐる。之にサモエド語を加へて所謂ウラル語が成立してゐる。このウラル語とアルタイ諸語とを一所にして一般にウラル・アルタイ語族と云はれてゐるが、學術的には兩語族は別に見なければならぬ。何故なれば今迄の研究の結果では同一の語族だと云ふ證明がなされてゐないのであつてオリザンの問題が未解決で、フィン・ウグ語族とサモエド語が同一語族であることも比較的近年に證明された程でアルタイ語族との比定は尙尙來の研究に俟たねばならぬ、或は全然別個のものだと確定されるかも知れない。

アルタイ民族はアルタイ山以東興安嶺を中心として廣大

な地域に活動し、匈奴は外蒙古を中心に西南に紀元前後盛に經略したが、土耳其族が今の新疆あたりより遠く歐洲方面に進出したのは左程古いことではない。古來アルタイ民族が接した諸民族の中最も多大の交渉を有したのは南方漢民族と西方アリア族及び北方のスキイテンであつた。

その中のスキイテンは古代に於てアルタイ族に文化影響を與へた。スキイテンはイラン系の種族だからアリア族と一緒に考へてもよいかも知れぬが、アリア文明と云つてもアルタイ族に大きな影響を與へたのはイラン文化、即ち古代西域の文明である。古代に於て西域には絢爛たる文化が隆へたがこの西域文明は單純なイラン文化ではなく印度もギリシヤもその要素が入つてゐる。之等の多くの文化影響があつたので必然の結果として言語の上にも諸種の影響があつた。乃ち蒙古語の中には之等の多くの要素が渾然として取り入られてゐるから若し蒙古語本來の性質を研究するには之等の外來の要素を充分究めて置かねばならぬ。

然らば蒙古語に於ける支那語の要素とは如何なるものか古く入つた數個の例を擧げれば

bir へ、taiji へ、khi へ、tug へ、yamun へ、qan へ、bek へ

等々の中に支那語の古い音を依存してゐる。蒙古語に

於ける「佛」burkan, 「經卷」sutur, 「寶」erdeni 等は印度より粟特語と云ふトルキスタン地方一帯に中世紀迄廣く行はれた言語に入り蒙古に輸入されたもので、「經文」hooh「帳」depter 其他は粟特語より、「梵天」earthve, 「塔」Surburgan, 「砂糖」aliker 等はアリア系のギリシヤ語、波斯語其他共通の語である。其他西藏語の要素が大分蒙古語に入つてゐるが古くは餘り影響がなかつたやうである。

上述の如く蒙古語は未開拓な部分の多い言語であるが、現在の處では土耳其語や滿洲語、ツングース語と姉妹の間柄で、形態の上では膠着語とか添着語と云はれる言語で、諸種の點で日本語、朝鮮語と相似した蒙古族の言語である。

二 一 成 立

蒙古族は一體何時頃から文字を使用し始めたか。それは史上に蒙古として表れて以來はチンギス汗の蒙古族が勃興したその當初から文字を使用してゐたことは明かである。所が世間には動もすれば一二五〇年前後即ち定宗ゲユツク汗の晩年から憲宗メンケ汗の初の頃、西藏のラマ僧サキヤ・パンサツタによつて蒙古人のため文字が制作された如く傳ふる人が多いが、之は謬りであることが證明されてゐる。

蒙古は十二世紀になつて史上に始めて現れて、十三世紀になつて全蒙古族が統一された。その蒙古族の主要な部族

は乃蠻と克烈亦惕であつて殊に乃蠻は一番文化してゐた。チンギス汗はこの乃蠻を征服した時に乃蠻の可汗の秘書塔塔統阿と云ふウイグル人から文字の組織を知り之を己の部内に利用した。當時已に乃蠻部等に蒙古文語が行はれてゐたらしく、文字はウイグル起源の文字で恐らくその文語も乃蠻の方言がそのまゝ利用されたものであらう。當時の文語に就てはチンギス汗石として有名なアルゲン河の上流にある一二二〇—一二二五年に刻せられたと思はれる懸賞騎射のことを書いた碑銘がある。又憲宗メンケ汗の時アルメニアの王がカラコルムに來て可汗に謁した見聞録があるがこの中に當時の蒙古口語を寫したものである。之と對照して見ると當時の蒙古語の如何なるものであつたか推察出来るであらう。チンギス汗はウイグル文字を採用すると同時に諸皇子をして同文字を學ばしめた。

ウイグル文字は爾來多少の變改を受け現代に至つたのである。しかし蒙古族はウイグル文字だけを使用したのではなく、金の滅亡後一二一九年頃より漢字を用ひてゐたと云ふ記録がある。又下つて世祖フビレイ汗の至元六年(一二六九年)蒙古國字即ち八思巴新文字(H.P. Pa)が制定されたが、當時ウイグル文字は全く捨てられたのではなく、双方共用ひられてゐて公文書には遂にウイグル文字を用ひてはならぬと定められたにも拘らずウイグル文字は依然とし

用ひられ却つて元朝没落と共に消滅してしまつた。八思巴文字は四角で上から下に縦に書くので一名正方形文字とも云はれ、公文書、印章、貨幣、符牌に用ひられたものが今日でも澤山残されてゐる。

ウイグル文字による蒙古文語はチンギス汗當時の要素をずつと持ち續けたのではなく、屢次内容的に新しい若い言葉を取り入れられたが、比較的古形を傳へて今日に至つた。大體に於て蒙古族は十六世紀の終りまでウイグル文字殆どそのままで使用したが、次第に改良され、新書體が行はれた。一時は國民言語の要素に接近したことがあつた乃ち當時蒙古族の生活に佛教が大きな交渉を有するやうになつて文化生活に大きな影響が與へられたからである。又印度西藏語の要素を寫すための特殊な文字さへ作られるに至つて之をカリツク文字と名付けられた。

斯くの如き經過を経て出來上つた現代の蒙古文語は綴字やその語詞の要素に於ては比較的新しい影響が認められるが、文法に於ては要素をその儘踏襲して來たため、現在では蒙古文語とは讀み且つ見て理解するため書かれるものとなつて、全く口語を寫すことが出來なくなつた。

現在の蒙古文字はウイグル風のものに繼承され、表音文字で縦書に左より右へ、乃ち日本語の縦に右より左への反對に書き進められる。漢字を象形より六書に發達した義字

と異り、又日本語の假名の如く子音と母音と合體してゐる所謂音節文字でなくて、ローマ字の如く子音と母音の分離した單音文字である。蒙古文字の数は子音母音合して約二十五個のものが普通使用されてゐる。その中に五個は母音文字で七音を表現する。

前節に於て述べたやうに蒙古語は母音調和の現象があつて相互に同種類のもののみが一語を形成する。然らば同種類とは如何なるものか。それは

男性(喉音)

a, o, u

女性(口蓋音)

e, ö, ü

中性(中間音—口蓋音)

i

で男性母音と女性母音は一語の中で一緒になることがない。中性母音はその何方とも結合出來る。故に irehü と云ふ、とは出來るが irahü や ireho 等となることは絶対にない。その語に附する接尾辭やテニナハも附せられる語と同種の母音のものを附せられる。

子音の中でも前口蓋音の h, g は母音の e, ö, ü と、後口蓋喉音の kh と gh は a, ou と各對應して結合する。文字に於ても以上の子音は母音と對應して各書き異へて綴る。普通用ひられる子音二十種は次の如くである。

n, b, p, m, l, r, kh, h, g, gh, k, t, d, y, j, oh, s, sh, w, ng,

蒙古文字には語の最初に來る場合、語の中頃に綴られる場合で形が異ふ。次に參考として蒙古字母表を掲げる。

蒙古字母表

音價	語頭	語中	語末
a	ᠠ	ᠡ	ᠢ ᠣ ᠤ
e	ᠡ	ᠢ	ᠣ ᠤ ᠥ
i	ᠢ	ᠣ	ᠤ ᠥ ᠦ
o, u	ᠣ	ᠤ	ᠥ ᠦ ᠨ
ö, ü	ᠣ	ᠤ	ᠥ ᠦ ᠨ
n	ᠨ	ᠨ	ᠨ
ng		ᠨ	ᠨ
q(x)	ᠬ	ᠬ	ᠬ
γ(g)	ᠬ	ᠬ	ᠬ
b	ᠪ	ᠪ	ᠪ
p	ᠪ	ᠪ	ᠪ
s	ᠰ	ᠰ	ᠰ
ś(sh)	ᠰ	ᠰ	ᠰ
t, d	ᠲ	ᠲ	ᠲ
l	ᠯ	ᠯ	ᠯ
m	ᠮ	ᠮ	ᠮ
č(ch)	ᠴ	ᠴ	ᠴ
ž(j)	ᠵ	ᠵ	ᠵ
y	ᠶ	ᠶ	ᠶ
h, g	ᠬ	ᠬ	ᠬ
r	ᠷ	ᠷ	ᠷ
w	ᠸ	ᠸ	ᠸ
(h)	ᠬ	ᠬ	ᠬ

各地方の方言、土語を超越して流通してゐるが、この蒙古文字は已に古典的なものであつて現在の國民言語を寫すには不便が多いので文學の發達にも、教育の普及の上にも幾

注意、字母表中の音は此處ではkh, 音はgとして表音する。

以上の字母は次の如く綴られる。(次頁参照)

蒙古文字は内外蒙古及びブリヤート地方に廣く普及し

多の障害を與へた。最近では可成り口語を取り入れて來るやうになつたが、文語では區別して書かれる場合でも口語を寫すと異つた言葉が全く同一に書き表されたり、不完全に表音されたりして全く讀んで理解することが困難とな

蒙古語の接尾語は、その大部分他語より轉化し
 たものではなく、可成以前より接尾語として元來使用
 されてゐたものである。

三 方 言

民 族

以上に於て蒙古語の成立を概説したが、現在の蒙古語
 は一體どんな風な組立ての言語であらうか。

(I) 音 韻

イ、母音調和がある。(上述)
 ロ、男性母音と kh, gh, 女性母音と h, ʁ の對應。
 ハ、語頭に、音とロ(ʁ)の音で始まる語がなく、外來
 語の場合はその上に母音を附して發聲する。例之ロシ
 アと云ふのにオロス oros とする。之は日本語に於け
 ると同様である。

ニ、語尾のロをよく脱落したり、附けたりする。

又蒙古語には一般的な流通性を有する言葉と云ふもの
 がないので若し或る方言を完全に表音出来る文字が出来て
 も現在ある文語程の流通性がなく役に立たぬものとなる。
 現今のソヴェート聯邦の勢力下に含まれるアリヤート
 蒙古や外蒙古に於て文法の上に諸種の改善を試み、アリヤ
 ート蒙古に於ては舊蒙古文字を基礎とした新蒙古文字を考
 案したりした。新蒙古文字は横書きが出来、印刷に非常に
 樂であつた。尙ソヴェート政府は諸民族のローマ字化運動
 もあり、從來あつた蒙古字新聞を廢して露字新聞に代へる
 等の諸種の運動が企てられてゐることは我々も注意して見
 ればならぬ。

イ、原則として各語に於て子音は母音を伴つて發音され
 る。
 ロ、各語の語根は大部分一綴或は二綴で接尾辭を附せら
 れる。
 ハ、最初の綴りの母音の後に二つの子音が重なる時、二
 つ重なる二番目の子音は次に來る母音の方に所屬す
 る。例之
 ʁh (欺く) ↓ ʁh ʁh ʁh (詐欺、方法)
 ニ、語中に複合母音がない。

(III) 文 法

イ、文法的性質や數を表示する記號を缺き、その場合意味
 が不明瞭となるときには別の語彙を附してその意味を
 表はす。
 ロ、文法的變化も接尾辭で皆表示され、接頭辭や接副辭
 (中接)がなく、之等の助詞は主たる語根の母音調和
 を受ける。
 ハ、名詞の變化とか動詞の活用の如きは古代語に於て既
 に非常に多面的で、接尾辭と接尾辭とが重つて更に新
 らしい接尾語が生れた。
 ニ、現在の蒙古語の接尾語はその大部分他語より轉化し
 たものではなく、可成以前より接尾語として元來使用
 されてゐたものである。

ホ、接尾辭ばかりであるから印歐諸語で前置詞を用ひ
 る場合後置詞を用ひる。即ち日本語のテニチハの如し。
 ヘ、動詞の各變化は皆接尾辭により表はすので比較的簡
 單である。動詞の語根は命令形として用ひられる。
 ト、名詞の場所格は與格と區別がない。之は日本語でも
 同様である。
 チ、形容詞の比較級、最上級は別に形容詞の形を變化せ
 ず別の最上、比較を意味する語彙を附して表現する。
 リ、動詞の語根に接尾語を附し、名詞、形容詞を作るこ
 とが出来る。

(III) 文 章 法

イ、文章の中の語の位置は大體日本語と同じく主語、客
 語、述語の順序であることは既に前述した。隨つて修
 飾語は被修飾語の前に置かれ、副詞は動詞の前に置か
 れる。動詞は文の一番最後に置かれる。
 ロ、關係代名詞が缺けてその代りに動詞の語根に接尾詞
 を附して副詞的に加工したものを用ひる。それも文語
 に於ては比較的に他の言語より多く用ひられるに拘ら
 ず口語に於ては殆ど之を用ひず、文章を細かに切り離
 して會話するのが普通である。

蒙古族は多く見て三百萬、普通は二百萬前後と見るのが妥當であらう。蒙古族の居住する地域は極めて廣大で大部分はアジアに、その一部歐洲に及び現在では四個の異つた政治下に分屬してゐる蒙古語は蒙古族の言語と大體云へよう。勿論蒙古族でない種族、例之烏梁海の一部に於て語られてゐたり、蒙古族で蒙古語を忘れ露語を話し、支那語を日常語とする地方もある。又蒙古語にも地方により種々その間に言葉の内容、發聲に差異があり、彼等には一般的な言葉、標準語と云ふものを有しない。これは政治上に歴史的に必然なことであつた。

従來蒙古語は三つの方言に分られてゐた。その一つは内外蒙古と呼倫貝爾地方、乃ち外蒙古共和國と滿洲國興安各省及び中華民國の北部に話される。普通西歐人の蒙古語と稱するのは此地方の蒙古族の言語で、一番有力な喀爾喀族の名稱を冠して、喀爾喀語と呼ばれる。その二はソウエト聯邦の一部分であるブリヤート自治共和國のブリヤート蒙古族の言語で、その東方の蒙古族の言語をも含むブリヤート語、その三は新疆省や寧夏、甘肅、綏遠省の一部より西藏の東陞に至る地域とその分派であるヴォルガ河の下流域の裏海の北汀に住む蒙古族に依つて話されるカルムツク語（或は歴史的な名稱オイラート語）がある。その他アフガンの一部や波斯にもその分派がある。

以上の三方言の中ブリヤート語では動詞に曲折があり、シベリヤの言語の影響で口顎音が多く、カルムツク方言は品詞の各種に曲折を有する。文語に於て喀爾喀語とブリヤート語は共通であるが、カルムツク語は少し異つてゐる。カルムツク人のザヤ・パンヂタといふ僧侶が一六四八年に蒙古文字を基礎とした新しいカルムツク文字 *ᠮᠣᠩᠭᠤᠯᠤᠯᠤᠰ* を創作して、文語の文法の上にも新しい工夫を加へんとした。その結果カルムツク文語は口語と文語と非常に接近したが、其等の文語を支持するカルムツクの知識階級は無力であつたのと矢張り古體を留めた語詞を捨て切れなかつたのと今蒙古の全佛僧侶が西藏語を經典の上にそのまゝ利用したやうに僧侶に顧みられなかつたため恐ろしく流通性の無力なものとなり僅かに形骸を止めてゐるに過ぎないが、その文字は現在廣く用ひられてゐる蒙古文字よりは發聲を寫すのに一層正確である。

蒙古族には上述したやうに一般的のものが存在しない。之は蒙古語を學習する上に非常に不便である。カルムツク人とブリヤート人は露西亞人と接觸して歐洲文明の影響を受けることが多いので露語を解するものも多く語詞にその影響が多い。最近外蒙古がソウエト政府の勢力下に入つてゐるので矢張り露語の要素が取入れられて「鉛筆」をハラング（露語のカラングツシ）、「自動車」をアプトモビリ（露

語のアグトモビル）等と呼んでゐる。喀爾喀語には古くからには古くから支那語の影響が多く、殊に東南部一帯は支那語を解する蒙古人が多く、熱河や綏遠或は洮南附近の蒙古人で蒙古語を忘れたものすらあつて、「自動車」は汽車、「鉛筆」は鉛筆等と發音してゐる。

外蒙古の西北部唐努烏梁海の達爾哈特族は元來土耳古系であるが、喀爾喀語を話しその習俗も蒙古族と全く同様である。蒙古語が文化語として此方面に大きな勢力があるが、一方東南蒙古族で未だに滿洲語の影響が多く、次第に少くなつたが滿洲國の一部の蒙古族では公文書に滿洲語を利用してゐるものがある。呼倫貝爾の達乎爾人の言語は蒙古語と滿洲語の分子の混合したものである。索倫人は滿洲ツングース語に蒙古語の分子が混入したものであつて、以上二語は隣合つて住む巴爾虎人や喀爾喀人の言語とは相流通しないで達乎爾人には寧ろ滿洲語が通じるので滿洲語にも蒙古語にも分類されてゐる。東南蒙古族の中哲里木盟と昭烏達盟に住むものゝ語と喀刺沁や察哈爾の蒙古族の言語やそれより北方に住む巴爾虎人の蒙古語とは殆ど通譯なしでは相互に意思を通じるに困難で蒙古文語の讀方の上にも可成りの差異がある。

喀爾喀蒙古語だけに就ても可成り複雑であつて従來の如く簡單に三方言に分け可成り相互間に甚しい差異のある言

語をその下に並列して置くことは宜しくない。殊に比較言語の史的研究の盛になつた現代では是非従來の方言の分類に改定を加へる必要があつた。乃ち従來のやうな文章の分解研究或は文語文法、方言の獨立的研究は舊式となつて古く歴史的に言語の組成を研究し方言土語の比較研究の領域迄進まればならぬ。この要求を充すに充分なる分類が最近色々研究されてゐる。

先年亡くなられた蒙古の比較言語學では第一人者であつた露の B. Ya. ヴラヂミルツォフの分類を次に載して見る。此の分類は極めて細かく史的には未だ不十分な點があるが諸語の細かな關係を窺ふに便利である。

現代蒙古語分類

- (一) 西方蒙古語
 - 一、オイラート (Oirat) 方言。
 - A、歐洲のオイラート語
 - a、アストラハン (Astrakhan) のデルヤット (Derbet) 語。
 - α、大テレルベト語。
 - β、ブザワ (Buzawa) 語。
 - b、アストラハンのトルグット (Torgut) 語。
 - γ、オレンブルグ (Orenburg) のカルムツク (Ka

- Imnk) 語。
- β、ウラル (Ural) のカラムック語。
- B、科布多のオイラート語。
- B₁、北部
 - a、科布多の杜爾伯特語。
 - γ、喀爾喀・杜爾伯特語。
 - b、バイト (Bait) 語。
 - β、喀爾喀・バイト語。
- B₂、南部
 - c、アルタイ・土爾扈特 (Altai-Torgut) 語。
 - d、アルタイ・烏梁海 (Altai-Uryankhai) 語。
 - e、札哈爾 (Zakhai) 語。
 - γ、喀爾喀・札哈沁語。
 - f、ダムビ厄魯特 (Dambi-Elet) 語。
 - g、明阿特 (Mingot) 語。
- 二、アフガン・モクム (Afghan-Mogol) 方言。
- (二) 東方蒙古語
 - 三、ブリヤート (Buryat) 方言。
 - A、北部ブリヤート語。
 - a、ニシネウナムク (Nishneudinsk) 語。
 - b、アラルスク (Alarsk) 語。
- 四、バ爾虎・ブリヤート (Bagra-Bulyat) 方言。
- 五、達乎爾 (Dagur) 方言。
- 六、南蒙古語方言
 - A₁、東北語。
 - A₂、東南語。
 - B、喀喇沁 (Kharachin) 語。
 - C、察哈爾 (Chakhar) 語。
- B、南部ブリヤート語
 - a、クダワン (Kudarinsk) 語。
 - b、セレンギン (Selenginsk) 語。
 - α、南セレンギンスク語。
 - c、ツオンゴリスク (Tsongol'sk) 語。
 - d、バルグザンスク (Barguzinsk) 語。
 - e、ホリンスク (Khorinsk) 語。
 - β、アギンスク (Aginsk) 語。
 - f、クザンスク (Kudinsk) 語。
 - g、カプサリスク (Kapsal'sk) 語。
 - h、ウンギンスク (Unginsk) 語。
 - i、イザンスク (Idinsk) 語。
- c、バラガンスク (Balagansk) 語。
- d、ツンキンスク (Tunkinsk) 語。
- e、エヒリト・フルカト (Ekhirit-Fulgat) 語。

- D、鄂爾多斯 (Ordos) 語。
 - 七、喀爾喀 (Khalha) 方言。
 - A、喀爾喀語
 - a、庫倫・喀爾喀語。
 - α、達里崗崖 (Dariganga) 語。
 - d、東部喀爾喀語。
 - c、西部喀爾喀語。
 - β、サルツル・喀爾喀 (Sartul-hbalha) 語。
 - α、庫蘇古爾・喀爾喀 (Kosogol-khalha) 語。
 - B、和託輝特 (Khotogot-Khalkha) 語。
 - γ、和託輝特・喀爾喀語。
- 以上の分類の中西方蒙古語の中にオイラート語とアフガン・モゴル語とが属してゐるが、之は歴史的には何等意味のないもので恐らく西方と東方と云ふ地理的な分類を試みたものであらう。
- オイラート語は歐洲と科布多の二語に分けられてゐる。これは元代の衛亦刺惕の裔で明末に同じ衛亦刺惕の一部に属する準噶爾が強勢となつて、他の衛亦刺惕を壓迫した爲め他の諸衛亦刺惕部は一部は南下し、その他の或る部はザオルガ河の左岸から、高索地方、ドン河の附近に移牧してエリザベス女帝の保護を受けた。然しこの裏海の北汀も彼等には安住の地ではなく、常にキルギスやクリミヤ人との

争闘により牲畜を失ひ、加之露國の壓迫も次第に加はり漸く故地に歸牧せんと希ふに至つた。十八世紀大移住が決行され十七萬に達する蒙古種族は故地新疆に向つてキルギスの曠野を横切つた。途中天災病氣やキルギス族や哥薩克兵の襲撃を受け、伊犁に到着した時は七萬餘を餘すに過ぎなかつたのを見れば、此の旅行が如何に至難なものであつたか窺はれる。斯くして新しく歸牧したものを既に準噶爾を統一した清朝が科布多、阿爾泰に牧地を與へた。そのザオルガ流域に残つたものが此の歐洲オイラートで東方の科布多地方のものと茲に區別された。此の表に天山、青海、阿拉善の各地に準噶爾に逐はれ南に清朝の保護下に附牧してゐたオイラートは、ウラナムルツオフはその言語がよく研究されてゐないからと云つて分類してゐないが、以上の各オイラート方言に属する諸語が相互に可成り關係の深いものであることが推定出来る。

尙明阿特族は元來和託輝特族の一派であるが、言語はオイラート語を話す。

同じオイラートの杜爾伯特族でもザオルガ河との科布多の言語とは可成りの相違がある。

天山、青海、阿拉善の各地の蒙古族はトルコ系、イラン系其他の諸異民族と混雜してゐるので一體彼等がどんな風な關係で如何なる言語を話すか、研究するにも奥地で交通

も不便で今では全く分つてゐない。
 アフガン・モゴル語はアフガニスタンのヘラトとカブールの間のハサラ (Hisar) とアイマック (Aimaks) と云ふ種族が居り、蒙古人が此邊を占領した時の遺物であらう。
 東方蒙古語のブリヤート諸語は蒙古語の中では一番よく研究された言語で、その分類は部落名によるものであつてバイカル湖の沿岸のグバイカル (北部)、ザバイカル (南部) にブリヤート自治共和国としてソウエト聯邦の一部に入る地方に話される。

巴爾虎・ブリヤート語は滿洲國の興安北省に於ける巴爾虎族 (ブリヤート系) の言語と云ふ意味であらう。巴爾虎語は喀爾喀語と寧ろ東部蒙古語よりは喀爾喀語に流通すると云ふ點では近いやうである。最近露領より此地方へのブリヤート族の移住も多い。北滿の海拉爾地方の此等の種族の住所を今見れば海拉爾附近では達乎爾族それより南にブリヤート族、次に索倫族 (滿洲系)、それから巴爾虎族が住んでゐるかと思ふと海拉爾の北の方にも巴爾虎族が住んでゐる。この巴爾虎族の言葉はブリヤート語と喀爾喀語と内蒙諸語との中間のものだ、うと云はれてゐる。

達乎爾語の達乎爾は *Dagur, Dahur, Dai* 等と呼ばれてゐる。上述したやうに滿洲語の要素の混つてゐる言語で到底通譯なしでは隣接の巴爾虎や哲里木盟の蒙古族とは會
 ンゴル族のケルゲ語、シャホル族の言語を擧げてゐる。
 又清代乾隆帝の時、滿洲の平倫貝爾へオイラート族の一部が移牧した、伊犁、塔爾巴哈臺地方に察哈爾部の一部が張家口外より移され、青海の附近の喀爾喀族之も駐防のため移されたもの之等の言語及び西藏の北方ダム河畔のダムソク (Dam-sook) 族、柴達木のシライゴル (Sharai-gol) 族の蒙古語に他の言語の大きな影響のある言語を資料がないので不明であると匙を投げてゐる。

蒙古語はウラザミルツォフの分類の示す如く可成複雑であるが、之が以上説明した如く諸種の政體の下に分割され、交通機關が不便で簡単に研究するため旅行することが出来ない。その上異民族と混雜して住んでゐるのでその多くの影響を受け二枚舌のものが多い。而も蒙古語では各方言、土語の差が漸進的で或る地方の蒙古語を研究するとしても常に他のものに移り易く、どれが確かな土語か、方言か全く判別出来なくなることさへあるが、一面喀爾喀語一つを習つたとしても比較的各部に通じ易いのである。又研究が困難であつて未開拓の部分の多いことは手近かな我々に取つて興味あることである。
 (竹内幾之助)

話が出来ない。文語に滿洲文を用ひてゐて大概支那語を解する。普通の蒙古人よりは滿洲國ではズツと文化してゐて政治的にも優越な地位にあるので被支配的な巴爾虎族等は公文書に今でも滿洲語を用ひてゐる。
 南蒙古語とは我々に東部蒙古の名に於て親しみの深い蒙古族の言語である。此の地方は漢文化の侵入を受けること甚しく興安嶺の東方は支那語を解しない蒙古族は殆どゐない位となつた。此方面の語學の研究は不充分であつて、此の南蒙古語の分類も將來改修される餘地が充分ある。尠くとも滿洲國方面は我々の手で充分に研究して見たいものである。

喀爾喀語は上述したやうに蒙古語の代表的言語として従來一般に普及してゐる言語で、外蒙古共和國の殆ど全部に亘つて話される所謂喀爾喀族の言語であつて、異種族に迄交通語として大きな影響を與へてゐる。庫倫喀爾喀語の中に達里崗崖語を入れてゐるが、之れは未だ研究の餘地が充分にあるのであつて、露人としては外蒙古と關係づけて考へることは都合がよいだらうが、今少し我々は考へて見ねばならぬだらう。

尙所屬の決定し難い言語としてウラザミルツォフは甘肅甘州府の西南に居る回紇の後裔のシャラ・ユグル族の話す蒙古語や、黄河畔の蘭州よりアムドに至る所々に住むシロ

活版と石版

蒙文印刷

ᠮᠤᠩᠭᠤᠯᠠᠯᠠ

ᠮᠤᠩᠭᠤᠯᠠᠯᠠ

東京市神田區大和町四五

文聖舎印刷所

III 民族史

一 蒙古民族のホームランド

蒙古民族のホームランドが、大體興安嶺西方地域、バイカル湖一帯、克魯倫(怯魯連)鄂嫩(幹難)土拉(圖拉)の三河發源地帯に在つたことは、史家の殆ど一致するところである。

元秘史によると、八世紀の頃幹難、怯魯連、土拉三河の發源地に在る不兒罕山(今の肯特山支脈必兒喀嶺)の麓に蕃息した部族が、後世元朝の祖先だとし、又洪鈞の元史譯文證補、セー・ドツソンの蒙古史(Baron G. D'ohsson, Histoire des Mongols depuis Tchinguiz Khan, 1834)によつても、第八世紀の中葉(唐代)李兒特赤那(Bourte Tchina)を主長とする一族が、鄂嫩河畔に定住したが、これが元朝の本族だとして居る。(兩書は共通の資料に基いたものである後述)稍傳説に類するが、元史譯文證補及びオツソンの蒙古史を對照しつゝ、兩者共通の筋を取つて、其の部分を手抄すると、次の通りである(元史譯文證補原文は高博彦、蒙古與中國、二九—三〇頁、オツソンの譯出部分は、前掲一八三四年版、第一卷、二一一—二三頁)。

「蒙兀(モンゴル)は始め文字無く、唯口碑によつて

古代蒙兀の歴史を傳へた。成吉思汗の生れる二千年前、彼等と他族との間に戦あり、全軍覆没して、僅に男女各二人を留めた。彼等は阿兒格乃哀(Ergu'ene-Coun)と呼ぶ斗絶險嶺の山に通れた。僅に一徑に由つて出入するばかりだが、山中、壤地は寛平で、水草茂美、至つて豊穰であつた。彼等の後には二男あり、一人を腦古(頭古 Tegus)一人を乞顔(Kiyen)と言つた。乞顔は「奔瀑急流」(Torrent)を意味し、其の脊力が衆に勝れたので、斯く形容して名付いたのである。(中略)

年と共に人密に地狭く、因つて山を出ようと思ふが、舊徑蕪塞し、思ふやうにならぬ。次いで鐵鑛に逢着し一層艱險を極めたが、木を伐り、之を山と積み、焚いて鐵石を鍛かしたので、衢路遂に開けた。後世成吉思汗の子孫が、蒙古曆の大晦日から元旦にかけ、庭に鑪を設けて、鐵を鍛へる典禮は、これから來たのである。阿兒格乃哀から出た蒙古族の後人で、八世紀の中葉、鄂嫩河畔に定住した部族は、最も有力なものだが、其の主長を李兒特赤那(Bourte Tchina)と言つた。李兒特赤那は必特赤罕を生んだ。これが元の太祖の先祖である。」

二 成吉思汗の宗祖

清洪鈞の元史譯文證補や、オツソンの蒙古史は、其の資

料の本源は、フアセル・ウラー・ラシド (Fazel-oulla Raschid) の Djami ut-Tevanikh = Collection d'Annales 即ち年史に基いたもので、自然兩書記事は一致する譯であるが、其の言ふ蒙古族の主長李兒特赤那は、蒙古源流考に言ふ布爾特齊諾であり、源流考では布爾特齊諾は、西藏から逃れて騰吉思海(裏海)を渡り、東して拜噶勒江(貝加爾湖?)に至り、必塔(赤塔?)地方を過ぎたが、衆之を戴いて君主としたとある。西藏説は信を置けないが、兎も角バイカル湖附近が、蒙古族の發源と密接な關係があつたとする一典據にはならぬ。元秘史の説は、全く神話に類することだが、尙ほ且つ元朝の祖先が、幹難(鄂嫩)河の源頭不兒罕山附近であり、其の祖を巴塔赤罕と喚んだとして居り、元史譯文證補、オツソンの蒙古史と同様、場所が鄂嫩河畔であり、祖先が一が必特赤罕、他が巴塔赤罕で、同一の事實から發生したことを思はせる。元秘史によると、當初元朝人の祖は、天生の一個着色な狼であり、それが一個の體白色の鹿と配したとし、その結果生れたのが巴塔赤罕で、唐杜佑の通典に言ふ狼交説に近似して居るが、これは李兒特赤那(布爾特齊諾)の稱とも、密接な關係があるやうに思ふ。蓋しオツソンによると、李兒特赤那とは Joup fan-

即ち鹿毛色の狼を意味し、「赤那」「齊諾」は、現代蒙古語の「チノア」「チャノア」即ち狼であるから、一は狼交説

となり、一は人名の上に狼の義が盛られることとなつたものである。(李兒特赤那、必特赤罕より成吉思汗に至る族譜については、卓宏謀、最新蒙古鑑、第二卷、二一八頁に互り、系圖が掲げてある。又成吉思汗の出た宗族については後掲「蒙古部族四十餘種」の174等参照)

三 「蒙古」の稱呼

元の太宗(窩闊台)の時、漠北に使した宋人彭大雅の著「黑鞬事略」には、其の劈頭に「黑鞬之國號大蒙古」とあり、元史新編には「蒙古之先、實出韃靼。韃靼向有二種、其顏色白者曰白韃、黑者爲黑韃」とある。白韃、黑韃の別は後述に譲り、蒙古が韃靼族であることは、間違がない。蒙古、蒙古斯、蒙兀、蒙兀兒、蒙古拉、忙魯勒、モグール、モンゴールの語は、最初蒙古族中の一部族名が、蒙古族全體の稱呼となり、更に成吉思汗、忽必烈汗等の統業により、大元帝國内の他民族に對しても、往々極めて廣義に當用されるやうになつたものである。契丹國志、卷二二「四至鄰國地理遠近」の項に、達打國即ち韃靼(後述)に關する記事あり、其の中に「蒙古里國」について、次の通り述べてある。

「正北至蒙古里國、無君長所管、亦無耕種、…不與契丹爭戰、惟以牛羊駝馬皮裘之物、與契丹爲交易、南至上

京四千餘里。又次北至于厥國、無居長首領管押、凡事並與蒙古里國同。」
 茲に言ふ正北とか北とかは、契丹の國都臨潢を基點として、方位を按じたのであるが、此の蒙古里は、往時額爾古納河の河邊に居つた蒙古の一部族、即ちモンゴリルを指したものである。又「又次北至于厥國」云々の于厥は、羽厥子厥里、軻厥律、烏古里、于骨里及び烏骨里等と作られ、今の喀爾喀河を中心し、其の北方海刺爾河及び額爾古納河上流方面にも居た蒙古族である。(四七頁) 往時の蒙古族内部族名は、後に順次掲げる通り、枚舉に遑ないほど多種であるが、結局「蒙古里」(秘史の「忙豁勒」)が、一般的名稱として、全民族に冠せられることとなつたことが、これにより推知出来る。(臨潢は今の巴林附近)

四 蒙古族とタタール

蒙古族と韃靼とは、後世になつて全く同一族視同義語されるやうになつたが、嚴密に言ふと、兩者は全然同じではない。第一蒙古前史に於て、蒙古部と塔塔兒とは、累世の仇敵であり、兩者は同一種族ではあつても、部族を異にして居た。兩族が相反撥して居た事情は、蒙古部の主長鐵木嶺、即ち後の成吉思汗が、一一九七年及び一二〇一年に、塔塔兒の諸族を征伐して居る事實によつても、これを推知

することが出来る。鐵木嶺は更に翌一二〇二年、三度塔塔兒部を伐ち其の根據地に攻め入つて居るが、此の軍事につき、那珂博士の元朝秘史邦譯、成吉思汗實錄(一七四—一七五頁)によると、次の通りである。

『狗の年(西紀一二〇二年)の秋、成吉思合罕は察阿安塔塔兒、阿勒赤塔塔兒、都塔兀惕塔塔兒、阿魯孩塔塔兒それらの塔塔兒と答蘭捏木兒格思に對陣して……戰ひて塔塔兒を動かせり。……』

塔塔兒部と蒙古部とは、夙に抗爭反目する間柄に在つたが、成吉思汗の父也速該把阿秃兒が、塔塔兒部のため毒殺されてから、益々不具戴天の仇となり、成吉思汗一族は、その復讐(オース)を以て、一大義務と心得るやうになつた。帖木眞(成吉思汗)が、塔塔兒四部を徹底的に討伐し、殲滅的虐殺行爲に出たのは、此の復讐感に由るものである。 Борис Яковлевич Вадимирцов, Общественный строй монголи, стр. 53-54

成吉思汗實錄の引用文中に答蘭捏木兒格思(Talan Ken-iges)とあるのは、箭内博士に従へば、答蘭は蒙古語で草原の意義であるから、「捏木兒格の草原」と云ふに等しく、又捏木兒格は河の名で、皇朝中外一統輿圖に、喀爾喀河の一支流としてある額爾古納河(黒爾根河)だらうとして居られる。何れにせよ、當時の塔塔兒は、大體に於いて、今の

興安嶺の西麓、滿洲國の西北地域である呼倫泊、貝爾泊を連絡する烏爾順河の流域、及び其の南方の草地に遊牧したものである。(箭内互博士、蒙古史研究、五八八—五八九頁)

五 タタールの意義

東西を通じて蒙古塔塔兒に關する最古の記録とせられて居る突厥闕特勤碑は、唐玄宗の開元二十年(西紀七三二年)の建立であるが、これによつて、見ても塔塔兒が、當時興安嶺西部地域に棲住して居たことが判定せられる。塔塔兒は即ち達打、達達、達達兒、答答里帶、脫脫憐、脫脫里台、韃韃、達且、達韃、韃韃であり、最初一部族の名が、後一般に蒙古族を指稱することとなつたものである。尤もタタールの語は、種々濫用されて居るから、民族語としては必ずしも同一民族を指さず、例へば唐末始めて支那に知られた陰山方面の韃靼は、トルコ種に屬するもので、民族的には前掲闕特勤(Kül-tegin)に言ふ蒙古韃靼と區別すべきである。元史太祖紀に汪古惕(Onghut)の別名として擧げて居る白達達は、陰山方面のトルコ種を指したもので、蒙古韃靼ではない。他方白達達、白韃韃等の稱呼は、蒙古語「チャガン・タタール」(察罕塔塔兒)の譯名として用ひられて居る場合があり、「チャガン」は蒙古語の「白」で、

丁度意譯すれば白韃靼であるが、民族としては、貝爾泊附近に住む蒙古塔塔兒七族の一である察罕塔塔が、自ら斯く呼ぶのであるから、トルコ族について言ふ白達達と同一民族ではない。西歐人の使用するタタール(Tatar)タルタール(Tartar)の語は、意味するところ殊に曖昧であるから場合々々により、個々に注意を要する。

ホーリス・ヤコウレグイチ・グラザミールツォフは、前掲の蒙古社會制度論中で、往時の蒙古族中に、塔塔兒、蔑兒乞惕、札只喇開、客喇亦惕等と共に、乃蠻を數へて居るが(同書一〇九頁)、乃蠻は、吉利吉思族、所謂「色目」中に入るべきものであり、勿論蒙古族ではない。元史地理志の西北地附録には、「吉利吉思者……南去大都(今の北平)萬有餘里、相傳乃滿部居此」とあり、此の乃滿は、元朝秘史の乃蠻、皇元聖武親征錄、元史等の乃滿、乃馬、國韃事略の奈蠻、中州文表の奈滿であり(箭内博士、前掲、二五—二六頁、及び同二七九頁)蒙古族とは區別するべきものである。此の外達達が韃靼と同義であることは、先に一言したが、元史の水達達は黒龍江下流の東古斯族であり、成吉思汗が客喇亦惕、蔑兒乞惕、乃滿の三部討滅に先立つて討伐した水蒙古(Su-Mongol)は、本來の韃靼族、即ち蒙古族であり、(同書、五三五頁)此のやうに「タタール」類似の名稱だけで、民族を連断することは許されない。(此

の外尙次項「蒙古部族四十餘種」の15及び後述「術語としてのモンゴール」参照)

六 蒙古部族四十餘種

今日蒙古民族は、大別して喀爾喀、加爾瑪克(額爾特、厄拉特)布里雅特(新巴爾虎)の三大部族に分類され、更に往々烏梁海族をも加へられる。これについては後述に譲り、以下史籍の上に屢々現はれる蒙古部族四十餘種につき一言し、其の一覽表を掲げることとする。其の中重要な部族については、歴史的點描を試みることにする。

蒙古民族勃興時代より、大元國の建設を通じて種多の蒙古部族が史籍に出没する。此等は必ずしも悉くが、嚴格な意味での民族的分類ではなく、或る首長を中心として團結した部族團體、或は氏族的地域團體の稱呼である場合もあり、又同族中の支族に冠した名稱の場合もある。元末明初の人、陶宗儀の著南村綴耕錄、卷一氏族の條に擧げた蒙古部族七十二種は、重複もあり、脱漏もあり、誤解もあり、完全とは言へぬが、これを整理し、不足を補うと、大體四十餘種に達する。次に列擧するのは、箭内博士及びグラザミールツォフの研究を基礎とし、更に他の資料を参照して表記註釋したものである。(主として箭内互、蒙古史研究、二七一―二七七頁、説明的事項は、同書の各所に散見する

もの、及びボリス・ヤコウレグッチ・グラザミールツォフ、蒙古社會制度論(原名は前掲)によつた。以下引用資料中、グラザミールツォフとあるのは、同書を指す)

1 阿刺刺(阿兒刺歹、阿哈刺惕、阿兒刺、阿魯刺、阿兒蘭、Erlas, Aru'at, Aru'at, Aru'ad)

阿哈刺惕は、成吉思汗時代の勇將海都より出た部族で、阿勒臺山方面を統轄した「右手の萬戸」としての字幹兒出(字兀兒出 Bourgeour'i)は、此の部族に屬した(グラザミールツォフ、七七頁)

2 札刺兒歹(札刺亦兒、札刺兒、押刺伊兒、Djalairas, Dialair, Dialiratai)

前項「右手の萬戸」としての字幹兒出に對し、「左手の萬戸」に任ぜられた木合黎(Mukhai Moucaifi)は此の部族の出である。箭内六二五―六二六頁。札刺亦兒部は、後海都一族のため「大量的虐殺」に遇ひ、婦女子は、其の奴隸とされた。グラザミールツォフ、六四頁)

3 斡吉刺歹(斡吉歹、翁吉喇惕、弘吉刺、斡吉刺、斡吉里、斡吉刺、雍吉烈、廣吉刺、王紀刺、烏古、烏古里、子厥里、子厥里、子厥律、Coungearates, Onghira, Onghirat, Onghiratai, Onggirad) (四四―四五頁) 此の部族は斡吉刺歹(廣吉刺)と、烏古里(子厥里)

快里亦、快烈臺、Keraites, Kerei, Kerait)

成吉思汗は、西曆一二〇二年客喇亦惕部と、合列合勒只惕(今の烏珠穆沁左翼の地)に戦ひ、翌一二〇三年遂に之を滅ぼした。時の客喇亦惕部族長は王罕で、皇元聖武親征錄に「土兀刺河上黑林」とあり、又成吉思汗實錄に「秃刺河の合喇屯(黒林)幹兒朶」とあるのは、王罕の舊營で、今の東庫倫、又は其の南汗山、汗阿林の地である。(オールドは宮殿、城郭の義、後述) 9 秃別歹(土伯夷、土伯燕、此の外秃別子も、同一と見られる)

10 八魯刺忽(巴魯刺、巴魯刺思、八魯刺斯、Berlaseses, Barula, Barula)

世祖忽必烈は巴魯刺思の出である。(グラザミールツォフ、九〇頁脚註一一)

11 曲呂律 (Kearloutes) は、曲呂律を指すものと思はれる)

12 也里吉斤(燕只吉臺、燕只吉解、Idji)Ikines, Idji-kin, Id(ji)kai)

13 札只刺(元朝秘史、親征錄等の札只刺歹、札苔喇、札苔刺歹、挿只來、遼史の茶赤刺、茶札刺、Djadjirates, Djadjira, Djadjiran, Djadjirat, Djadjiratai) 此の部族は鄂嫩、克魯倫兩河上源地方附近に居つた

と二系統の名稱になつて居るが、皆同一族であり、又後掲幹勒忽訥兀惕、35及び36字思忽兒は、其の一族である。弘吉刺、斡吉刺、斡吉里、斡吉刺、雍吉烈等は元史に見える稱呼であり、金史の廣吉刺、遼史の王紀刺、及び遼金史上に頻見する烏古、烏古里、子厥里、子厥律等は亦同一族に對する異譯である。太祖成吉思汗の創業時代には、北は額爾古納、得爾布爾(Дорбу)兩河流域より、南は喀爾喀、烏爾順兩河流域に及んだ。蒙古興史上の強勢有力部族で、元を出した一族と、縁戚關係に當る(箭内、五四〇頁以下参照)

4 晃忽撻(晃豁壇、晃豁塔惕、晃合丹、黃忽荅、King-cotans, Khonghotan, Khonghotat)

5 永吉列思(亦乞列歹、亦乞喇思、亦乞刺思、亦乞烈思、亦乞列思、亦其烈思、亦乞列、Ikiraseses, Ikiire, Ikir)

西喇木倫河の支流哈刺木倫以東の地に居つた部族である。

6 兀魯歹(兀羅歹、兀羅羅歹、兀魯兀惕、兀魯吾、兀魯、兀魯兀臺、Ourukts, Urughu, Urughut, Urughutai)

7 郭兒刺思(火里刺、豁哩刺兒、割嚙刺思、豁囉刺思、火魯刺、火魯刺思、Courlaseses, Khoru'a, Khorulas)

8 怯烈歹(客喇亦惕、克烈、克列、怯刺、怯烈、怯列亦)

部族と思はれる。

14 脫里別歹(朶里別歹、禿魯八歹、朶兒邊、朶兒別惕、禿立不帶、慶禮班、朶魯班、Dourban, Dörben, Dörbut, Dörbelei)

蒙古族の遠祖朶奔蔑兒子(Dobun-Megen)の妻阿蘭豁廝(Alan-Gos)の兄より出た一族が、此の朶兒邊で、成吉思汗の孫、世祖忽必烈汗の妻の一人は、此の族より出たものである。(ウラナミールツォフ、四七頁本文、及び脚註六、其の他同頁脚註七参照、尙ほ後述27八頁参照)

15 塔塔兒(塔塔歹、荅荅兒、達達兒、荅荅里帶、脫脫憐、脫脫里臺、達打、達達、韃韃、達且、達韃、韃韃、敵烈、敵刺、Tatar, Tartares, Tereit etc.)

塔塔兒の一般的意義については、先に一言したが、タタール中にも數族あり、又同一族に對する名稱にも敵烈のやうに恰も別部族のやうな稱呼あり、且つタタール、或は類似の名稱を附して、實は全然別種族に屬する場合もあるので、左に一應の説明を掲げる。(此の外前述「タタールの意義」の項参照、以下は主として箭内博士の韃韃考、前掲書五二五頁以下に據る)

(イ)塔塔兒の四族——察阿安塔塔兒、阿勒赤塔塔兒、都塔兀惕塔塔兒、阿魯孩塔塔兒、(成吉思汗實錄、一

七四頁)

(ロ)敵烈、敵刺、敵烈德、迺烈、迺烈得、迭烈、迭烈德、迺烈土(Terei, Tereit, Terate, Nerait) 備哈兀惕、必烈土(Birughut, Birüt) 何れも塔塔兒の一族名で、同一支族を指稱するものと思はれる。

(ハ)阻鞑(ニ)に述べる阻トと共に議論があるが、高寶鎰の元祕史李注補正には「塔塔兒金史稱阻鞑」とあり、金代の阻鞑は、元祕史塔塔兒の別名である。其の他の史書で、阻鞑と稱するものは、往々遼代の阻トより得たのであるが、阻トが何物であるかについては、(ニ)を参照。

(ニ)阻ト—遼代に行はれた阻トは、韃韃(塔塔兒)の別名であり、其の分布區域は兩者全く一致し、賀蘭山地方を本據として、漠の南北に互つて居るが、此の時代には、漠北に在つた蒙古種をも韃韃と言ひ、漠南の土耳古族をも韃韃と言つたので、主として蒙古種と區別するため、土耳古族の韃韃を指して、阻トと言つたと思はれる。従つて多くの場合、史籍に阻トとあるのは、蒙古族でなくて、土耳古族を意味するものと解される。

(ホ)黑韃韃と白韃韃—これは宋人の區別である。前者は漠北の蒙古種であり後者は陰山方面居住の土耳古

種汪古惕(王孤、雍古、沙陀突厥)であり、此の區別については、先に一言した。白塔塔兒、白達且、白達達等、何れも白韃韃と同義である。

(ヘ)生韃韃と熟韃韃—生韃韃は黑韃韃、熟韃韃は白韃韃。卓宏謀は元史新編を引用し、「元史新編白韃韃部類色稍哲、在臨潢(今の巴林附近)陰山之北盧朮河之東、亦有生熟二種、近漠地者爲熟韃韃、其遠者曰生韃韃、按白韃韃諸部皆屬蒙古」として居るが(最新蒙古鑑、第二卷、一五頁)此の區別は精確でなく、且つ何れも蒙古族として分類して居るのは當らな

(ト)察罕塔塔兒—察罕は蒙古語「白」で、恰も白塔塔兒、白韃韃の印象を受けるが、實は蒙古人の自稱で宋人又は遼人の白達達ではない。

(チ)水達達—黑龍江下流に居住する東古斯族を指すもので蒙古族ではない。

(リ)韃韃及び女眞—歐陽修の新五代史遼傳に「遼韃韃之遺種」とし、司馬光の資治通鑑に註記せられた宋白の文には「遼韃者本東北之夷、蓋韃韃之部也」とあり、司馬光又韃韃を「韃韃之別部」とし、同じく資治通鑑に註記せられた洪景盧の文にも「遼韃乃韃韃也」とし、其の他宋黃震の古今紀要逸編には「韃

民族

韃與女眞同種、皆韃韃之後」云々、大金國志には「韃韃之先與女眞同類、蓋皆韃韃之後也」云々とあり、韃韃、女眞と韃韃と混同されて居るが、何れも誤謬である。(詳しくは、箭内博士、前掲、五二七頁以下。韃韃、女眞は滿洲族であり、其の系統は、最新蒙古鑑、前掲、第二卷一九一—二〇頁に表示してある。)

(ク)阿亦里兀惕(Ailigut) 塔塔兒の一族、今の貝爾泊、呼倫泊、烏爾順方面に居住したもの。

(カ)主因(Dinin)、これも同様。以上要するにタタールは一部族名より、全蒙古民族を指稱するやうになつたものであるが、往々にして土耳古族滿洲族等も含んで居るから、其の語に違着した場合、豫め嚴密な検討を加へる必要がある。

16 哈荅吉(合式乞歹、合塔斤、哈荅斤、合底忻。此の外哈荅歹も、同一族を指すものと思はれる。Catakin, Khataki, Khatakin, Khatakitai)

17 乞要歹(乞顔、奇温温、黑顔、Kiyates, Kiyen, Kiyat) 成吉思汗の父、也速該把阿秃兒の出た部族、元一族に對して宗族の地位に在る。(ウラナミールツォフ、七一頁及び七九頁参照。乞顔は元先祖の名、前出、蒙古

民族のホームランド」参照)

18 散求兀歹(撒求歹、撒勒只兀惕、散只兀、散只昆、珊竹散求臺、散竹臺、珊竹帶、撒里知兀解、山只昆、Sai-djoutes, Saldjighu, Saldjighun, Saldjghut)

狭義の塔塔兒族と共に、貝爾泊附近に遊牧した民族で(箭内、五四五頁)蒙古民族のイヅ(Emergen)阿蘭豁阿の第四子不哈圖撒里知より出た支族である。(ツラサミールツォフ、四七頁尙後述六三頁上欄参照)

19 滅里吉歹(滅里吉、木里乞、末里乞歹、蔑兒乞惕、蔑里乞、蔑里吉、蔑里期、蔑兒吉解、麥里吉臺、梅里急、密里紀、Merkites, Merki, Merrit, Merkitai)

陷虜記に見る鞬劫子も亦、此の同族だと解せられる。(箭内、五三八頁)

滅里吉歹部族は、鄂爾坤(Orkhon)色楞格(Gelenga)兩河の會流地點附近に居つたものと推定せられる。兀都亦惕蔑兒乞惕(Udhit-Merkit)兀注思蔑兒乞惕(Ou house-Merkit)等は、何れも滅里吉歹部族の細別である。元朝秘史によれば、成吉思汗が一九〇四年蔑兒乞惕部を破つた際、兀注思蔑兒乞惕部長歹兒兀孫(Tair-oussoun)の妻忽蘭(Khulan)は、父と共に降つて、成吉思合罕の妻となつたとある。(箭内博士、三八〇頁参照)

更にボリス・ヤコヴレヴィチ・グラザミールツォフによれば、蔑兒乞惕族は「林の民」Loyin Irgenであつたが、十二、三世紀頃、全く同族、同族の手に在つた商業に漸次手を染め出した部族である。(ツラサミールツォフ、三五頁、その他蔑兒乞惕族については、同書三九、四九、五〇、五二、五六、六八、八五、一〇九頁参照、尙ほ35頁幹勒忽訥兀惕の説明参照。「林の民」については後述「狩獵部族と遊牧部族」参照)

20 阿大里吉歹(阿塔里吉歹、阿塔力吉歹、阿火里力歹、阿答兒斤、阿答兒斤、阿答里急、Adarki, Adarkin, Adavkitai, 前掲オックスン蒙古史中の Hiderkines は此の部類に入るものと思はれる。)

21 那顔吉歹(那顔乞臺、那牙勤、那也勤、那哈合兒、Nonyakines, Noyakin, Nayokitai)

22 伯要歹(巴牙兀惕、伯岳吾、伯牙吾、Bayautes, Bayghu, Bayaghut, Bayaghutai)

23 別速歹(別速惕、別速、Besü, Besüt)

24 忙兀歹(忙古歹、忙兀歹、忙忽惕、忙兀、Mingcoutes, Monghu, Monghout, Monghutai)

これは東蒙古の一部族であるが、所在は不明である。25 忽神(許兀慎、許慎、旭申、Houshines, Khughushin, Khushin)

26 求里歹(Djerei, Djereit, 沼喇亦惕、照烈、召烈臺も、此の一族と同一のものと思はれる)

27 八憐(巴阿鄂、霸鄰、八鄰、Barines, Bargharin, Barin)

14の脱里別歹(朶兒邊)と同族で、多くの支族の宗族であり、元來大家族が、發展して數支族に分派し、その本系に當るのが、此の八憐である。(ツラサミールツォフ、四七頁脚註七、七一頁、その他八憐族に關する記述は四九、五〇、五二、八〇、八七、九〇、一〇六、一〇七、一〇八頁)

28 八魯忽歹(巴兒渾、巴兒忽惕、Bargoutes, Barkhn, Barkhut, Barkhantai)

現在の新巴爾虎族、布里雅特族の先族と思はれる。元秘史には幹亦喇惕(Oirat)不哩牙惕(Bariat)巴兒渾(Barchun)兀速惕(Urait)合ト合納思(Khabukhnas)康合思(Konkhas)禿田思(Tubas)征伐につぎ、斯く列記してあるが、此の不哩牙巴族及び巴兒渾族は、要するに今日のプリアート族、バルグート族であり、現在プリアート・モンゴル共和国乃至滿洲國興安北省の組成民族と考へられる。これについては、後蒙古四大民族につき述べる際再説する。又兀良合の語が、往々此の部族をも含む場合がある。(3)及び

後述「布里雅特蒙古」並に「唐努烏梁海族」参照)

29 外刺(外刺歹、幹亦喇惕、幹亦刺、獵刺、Ouirates, Oira, Oirat, Oiratai)

これは即ち後世の額魯特、厄魯特、衛拉特、瓦刺、(Eleuts, Oients)或は準噶爾族(Dzungarivans)西蒙古(West Mongols)等と呼ばれるもので、現代蒙古四大民族の一として、後に再説する。(後述「喀爾喀族と額爾特族」参照)

30 泰赤兀惕(Taidjibut)

蒙古史上第二代の合罕とせられる俺巴孩の系統に屬する一族で、南宋嘉泰元年、金泰和元年、即ち西紀一二〇一年、當時の鐵木眞、後の成吉思汗に滅ぼされたが、それ迄三十餘年間蒙古部とは仇敵の間柄に在つた。蒙古部族より見れば、所謂異族(シャード Jai)だつたのである。(シャードの意味については後述「ウルクとシャード」の項参照)

31 別勒古納惕(Belgunet)

32 兀浪罕(兀良罕、兀良合、嚙娘改、嚙娘罕、Uriangkan, 遼代の初には、嚙娘改、幹則改の名を以て現はれ、臨潢(今の巴林附近)の西北に居住したが、元の傳説時代より創業時代にかけて、兀浪孩、兀浪罕、兀浪合兀良合、兀良等の名で傳はり、今の鄂嫩河の上源、又

は肯特山昔の不見罕山) 下の平野に居つた。
兀浪罕は發音に於て、次項に掲げる烏梁海族と類似して居り、或は又28巴兒渾 (Boragutes) を指す場合もあり、後述「布里雅特蒙古」参照) 事實史書の上では往々混同されて居るが、其の同異については一々説明を要する。烏梁罕、烏浪漢等の文字に依つて、直ちに今日の唐努烏梁海族であるとすることも出来ぬ。因つて後説「唐努烏梁海族」の項で、兩者の同異につき、稍詳しく述べることにする。

33 烏梁海 (唐努烏梁海、Triangkhai)

今日のトゥヅ族 (Touva) である。秘史では秃巴の語も見える。(28の説明参照) 歐文表示では、前項兀浪罕と同一であるが、兩者は判然區別されるべきであるから、後項を改めて説明を加へる。(「唐努烏梁海族」参照) 秃八、秃巴は、蒙巴族でないとの説も有力で、その點も後段に譲る。

34 幹羅納兒 (Oronar)

35 幹勒忽訥兀惕 (幹勒忽納兀惕、Oikhunaghut)

次項で述べる李思忽兒と共に、翁吉喇惕(3)の一派である。幹勒忽訥兀惕は、太祖成吉思汗の母、訶額倫眞兀の外家に當る。即ち成吉思汗の父、也速該は、19に述べた蔑兒乞惕の也客赤列都が、幹勒忽訥兀惕より

奪取した婦人を途に逸撃し自分の妻としたもの、これが成吉思汗の生母訶額倫眞で、蒙古史上有名なエピソードである。

36 李思忽兒 (Bokhur)

李思忽兒は前項幹勒忽訥兀惕の一支族、廣い意味で翁吉喇惕族の一分派で、獨立の部族とすることは、或は妥當でないかも知れないが、鐵木嶺、即ち成吉思汗の皇后李兒帖 (Borte) は、李思忽兒族の出である。李兒帖は同族特薛禪 (Dei Seten) の女であり、元史に所謂「李兒臺旭眞太皇后」で、「旭眞」は漢語で夫人の意、諡して「光獻翼聖皇后」と云ふのがそれで、太祖成吉思汗の創業に内助の功が多かつた賢婦と傳へられる。又同じく元史に「李兒臺旭眞太后、弘吉烈氏」とある通り、李思忽兒族が弘吉烈族即ち3に述べた翁吉喇惕族の一支族であることが知れやう。

37 不答阿惕 (Budaghat)

38 不古訥台 (Bugunatai)

39 主兒勤 (Churkin)

40 雪爾惕 (Shenit)

41 格泥格思 (Geniges)

42 赤那思 (Chinos)

43 達密里 (Tamir)

鄂爾坤河に入る同名の河畔に居つたものと推定せられる。遼史に擧げた十八部中、王紀刺、烏古里、茶赤刺(13)敵刺(15)等と共に數へられて居るものである。

以下に擧げるのは、所屬、系統等不明のもの乃至以上に掲げたものと重複するかとも思はれるものであるが、史書に散見する部族名であるから、参考のため掲げる。

- 44 也喜
- 45 鼻古德
- 46 尼刺
- 47 達刺乖
- 48 合主
- 49 阻卜(賀蘭山地方、四九頁)
- 50 普速完
- 51 忽母思
- 52 突的
- 53 紮而畢
- 54 顏不花歹(顏不草歹)
- 55 也可抹合刺(也可林合刺)
- 56 外抹歹(外抹歹)
- 57 別刺歹
- 58 散兒歹
- 59 列求歹
- 60 歹列里養賽
- 61 別帖里歹
- 62 外兀歹
- 63 担古歹
- 64 許大歹
- 65 木温塔歹
- 66 扎馬兒歹
- 67 別帖乞乃蠻歹(四六頁)
- 68 察里吉歹
- 69 藍古里(8の怯烈答か? 箭内、五三八頁)
- 70 火因亦兒干部(槐因亦兒堅)「林の民」と云ふ蒙古語を部族名と誤解したもので、部の名ではない。(後述「火

因亦兒干(槐因亦兒堅)族」の項参照)

以上蒙古族について、主として史書に現はれる往時の部族、支那、氏族名を概括した。以下更に現代の人種語であるモンゴールの意義を明かにし、進んで現代蒙古四大民族につき、史的素描を試みつゝ、概説することとしやう。

七 術語としてのモンゴール

蒙古族を指稱する歐語のモンゴール (Mongol) が、不當に廣く使用されて居ることは、諸書の指摘するところである。

『モンゴール及びモンゴリアンの語は、成吉思汗及び忽必烈汗の名聲に因り、頗る濫用され、甚しきに至つては往々極東の全住民に對して適用せられるほどである。然しモンゴールとは、純粹に言語的及び民族的意義に限らるべきで、唯蒙古語の使用のみを指稱すべきである。』
(The Encyclopaedia Britannica, 14th Edition vol, 15 p. 711)

大英百科事典には、右引用句に引續き、蒙古人とトルコ人が、文化的に或る程度迄近似し、兩者は相互に従兄弟民族であり、場合によつては、單に言語の相異によつてのみ判別せられるだけだと述べて居るが、事實東西トルスタン方面より、更に西方に行くに従つて、モンゴールの語は適

用が至つて怪しくなり、トルコ族、及びトルコ族と蒙古族等の混血族トルコ・タタール等を指稱することがあり、甚しい場合は、廣く滿洲族、遊族、即ち契丹人等をも包括することすらある。此の誤弊は殊に西歐書に多く見るところであるが、支那書でも例へば、卓宏謀の最新蒙古鑑には、唐古特族や、突厥族をも、蒙古族中に加へて居る。(同書、第二卷一五頁)又國民政府蒙政委員會出版、滿蒙政教名詞釋義には、唐代の回紇、契丹、及び突厥等が、蒙古と同族だとして居る。(同書一頁)此の種の實例は殆ど枚舉に遑がない。

蒙古族の別稱として、一般に通用されて居るタタール(韃靼)の語は、其の用法最も曖昧であることは、既に指摘した通りである。(前述「タタールの意義」参照)

八 喀爾喀族と額爾特族

厳格な意味での蒙古族は、喀爾喀、額爾特(オイラト)布里雅特(ブリヤート・モンゴル)の三大族に別けられる。以下各部落につき、一通りの説明を加へ更に唐努烏梁海族に言及しやう。

一、喀爾喀族 (Khalkhas)

成吉思汗を出した部族を根幹とする言は、蒙古族の嫡流で、戈壁沙漠地帯、内蒙古方面に居る。既述「蒙古部族

四十餘種」の大部分は、これに屬し、大體説明を加へたから、内部的説明は省略することにす。喀爾喀族は、後述西蒙古族と對比的に、地理上の觀點から東蒙古族 (Eastern Mongols) とも言ふ。大元帝國を現出した種族であり、其の特質は性剛強、額面扁平、頬骨高く、皮膚の色は赭色である。大英百科事典には、「眞」の蒙古人 (The Mongols) と言つて居る。

二、加爾瑪克(克爾馬克)族 (Khalmaks) 或は額爾特族 (Elout, Oient.)

額爾特は亦、厄魯特、衛拉特、瓦刺の文字で現はされて居る。オイラトと (Oirats) 言ふのも同然である。カルマクの語は、大體キルギス人が、オイラト族を指して言ふのである。地理的理由から、喀爾喀の東蒙古に對して、西蒙古族 (Western Mongols) と言ひ、又準噶爾族 (Dzungarians) の名も、屢々用ひられる。元來喀爾喀蒙古族の別派と見られ、今日科布多、阿爾泰、西套蒙古、青海、新疆等に居住し、肉體的には、頭大、面黃、鼻低、頬黒、目小、耳大と云ふ特徴である。

オイラト族は陶宗儀の南村輟耕錄、其他多くの史書で外刺と言はれて居るが、元朝秘史では幹亦喇惕の譯字を以て原音を現して居る。親征錄や元史等では幹亦刺、猥刺等となつて居る。元定宗古余克(貴由)合罕の皇后幹兀立海

迷失は、幹亦喇惕部長忽都合の女と言はれ、オイラト族と元の原族との關係につき、幾分の示唆を與へるものと言へやう。(尙ほ次項「布里雅特蒙古」中求赤哈撒兒の幹亦喇惕討伐参照)

今日カルマク又はオイラトの地理的所在を表示すると次の通りである。(卓宏謀、最新蒙古鑑、第二卷、一四頁)

- 1 青海蒙古(和碩特部、緯羅斯部、土爾扈特部、輝特部)
- 2 西套蒙古(阿拉善部、額魯特部、額濟納土爾扈特部)
- 3 科布多(杜爾伯特部、新土爾扈特部、新和碩特部、額魯特部、但し大部分は蒙古人民共和國領)
- 4 其の外今日の蒙古人民共和國をなす舊三音諾顏汗(新名稱の齊齊爾克滿達爾烏拉)の舊額魯特部、及び舊札薩克圖汗(新名稱の汗臺希里烏拉)の舊輝特部は何れもオイラト族である。

九 布里雅特蒙古

元朝秘史には、也速該把阿禿兒の次子、即ち太祖帖木眞(成吉思汗)の弟求赤合撒兒(搠只哈撒兒、搠赤合撒兒、Djuchi Khassar)が、幹亦喇惕、禿巴思(禿巴、禿八)等の征伐と共に、不哩牙惕(Buriat) 巴兒渾(Barghun)を討伐したことが見えて居る。(巴兒渾については、前掲蒙古部族28参照)

これは今日のブリヤート・モンゴル自治社會主義ソヴェエト共和國を組成する國民の大部分を占めて居る蒙古民族である。史上兀良哈の名が、往々ブリヤート族を指稱する場合がある。これは「林の民」と云ふ統一的名稱から來た誤解である。(次項「唐努烏梁海族」及び後段「狩獵部族と遊牧部族」及び「火因亦兒干部」並に箭内、蒙古史研究、一〇一―一二頁参照)尤も兀良哈は、張穆の游牧記、券二喀爾沁部の條に「初元臣有札爾楚泰者、生子濟拉瑪、姓烏梁罕氏」とあり、又「案、爾良哈即烏梁罕、亦作烏浪漢」とあり、喀喇沁部を指す場合、又高博彦の蒙古與中國に「烏梁海容貌近土耳其人、明初稱爲兀良哈。現今則居於唐努山、科布多一帶、爲蒙古族之別支」(同書一八頁)の例に見るやうに、誤解ではあるが、往々トウヅ(禿巴)族に對する稱呼と混用される場合がある。

ブリヤート蒙古族の原住地は、本來バイカル(拜喀勒)湖の東方地域で、輟耕錄の八魯忽歹、元朝秘史の巴兒渾、巴兒忽惕(Bargoutes, Barkhuns)で、バイカル湖の東方より西流して、同湖に注ぐバルグーチン(Barguchin)河の名より來た名稱である。今日でもブリヤート人の最も多數棲住するのは、矢張り湖東地方であり、同地域をダウリア(Dauria)と云ふのは、此のバルグーチンの訛つたものと言はれる。

アリヤート族又はバルグート族は、最も典型的な「森林の民」(Hoyin-jigen (後述))であつた。他の蒙古游牧部族が十三、四世紀になつて、漸次定住農業經濟に移行する傾向になつて來ても、アリヤート族は依然として、森林狩獵經濟の域を脱することは困難であつた。森林狩獵の原始經濟生活から、游牧經濟並に極く小範圍な農業經濟に移行する傾向は、夙くより見えたが、冬季と夏季との生活様式を異にし、生活地域を變更する必要に適られたアリヤート部族は、容易に定着農業に完全に轉向することは出来なかつたのである。(ホーリス・ヤコヴレヴィチ・ウラザミールツオフ、前掲、一九一頁参照)

今日のアリヤート人は、人種學的には、可成り入組んだ混血人種だとされて居るが、肉體上及び容貌上の特徴を擧げて見ると、肩幅が廣く、體格は小柄だが、至つて頑丈で額は頬骨が高く、鼻は扁平である(今日のアリヤート・モンゴル(ソウエート・ロシア治下に於ける)については、本年鑑E政治IIIアリヤート蒙古自治共和国の項参照)

一〇 唐努烏梁海(禿巴)族

唐努烏梁海は、即ち今日のトゥヴァ人民共和国の地である。その首都もキヅイル・ホト(赤い都)と言つて、全くソウエート化したのが、人口七萬二百人の中、鄂拉族(禿巴族、

唐努烏梁海族)は五萬八千人で、大部分を占めて居る。部族の棲住地域は、トゥヴァ國の範圍より更に廣く、西は烏隆古、科布多兩河の上流より、東は庫蘇古爾、色楞格河にも及ぶと言はれるが、其の最も集中して居るのは、葉尼塞河の上流、貝克穆河一帶、即ちトゥヴァ人民共和國の領域内である。所謂「森の民」であり、往々にして兀良哈部と混同され、西洋の史書にも、明かに烏梁海族を指稱して居る場合に、Ouriankh, Ouriankhaiti, Ourangba, Ouraygeha等と兀良合、兀良哈、嘔喉改等、専ら鄂嫩、克魯倫兩河地方に住む部族名と同一稱呼を適用して居る。結局此等の部族名は三種の意義を持ち、第一には最も嚴密な意味で喀爾喀蒙古中の一支族(就中喀喇沁部)を指す場合、第二には「林の民」(後述)の統一的名稱として、新巴爾虎族、即ち布里雅特族を含む場合、第三には同音上の誤解から、烏梁海族を指す場合があるが、此等については、既に各支族、部族を述べた際、指摘した通りである。(蒙古族23233及び前項「布里雅特蒙古」参照)

茲で「林の民」(後述)狩獵部族と游牧部族及び「火因亦兒干部」(参照)であるとしたのは、唐努烏梁海族を指して言つたので、喀爾喀蒙古の一支族兀良哈を指すのではない。ウラザミールツオフが「ウーリヤンハト」が「林の民」でない旨特に斷つて居るのは、ウラザミールツオフ、前掲

五七頁)阿爾哈阿より成吉思汗、即ち傳説期の元より、その創業時代に至る蒙古部族の一で、不見罕山(今の肯特山)下に住んで居た兀良合惕(兀良孩、兀良罕、兀良合、兀良)を指したもので、茲に言ふ烏梁海族とは、全然別個のものである。

烏梁海族、即ち禿巴(禿八)族は、突厥と蒙古の混血種であり、従つて嚴密な意味で之を蒙古族に入るべきかは、頗る疑問がある。言語も西部の大湖庫蘇古爾泊(庫布蘇爾湖)附近が、可成り外蒙古がかった外は、全部獨得の言葉で、大體トルコ系である。容貌もトルコ人に近い。(王勳瑞、蒙古問題、一〇九頁、高博彦、蒙古與中國、一八頁、卓宏謀、最新蒙古鑑、第二卷、一四—一五頁等参照)従つて烏梁海族を蒙古族中に入れない書もあるが、其の文化、宗教(喇嘛教)古來の行政組織等、全く蒙古的であり、一般に蒙古族として、數へられて居る。(箭内博士は、禿八、禿巴を色目中に擧げて居る。蒙古史研究、二七八頁)

一一 烏梁海五部と小史

烏梁海族は、次の五部に別れる。

- 一、陶蹟—陶蹟族は貝克穆の上流に居り、南は窩克穆、西は烏忒河に至る。
- 二、沙爾基克—沙爾基克族は、窩克穆以南より、烏魯克

穆の支流である愛里格斯河一帶に亘つて居住する。
 三、馬提—馬提族は貝克穆の北支流烏忒河及び烏傑克河の間に居る。
 四、阿拉—阿拉族は烏魯克穆の南北兩岸、東は沙爾基克族及び馬提族に隣し、西は克木奇克族の棲住地域と接壤する。

五、克木奇克—克木奇克族は、克木奇克河の全流域を掩有し、人口の點で以上の各部族に比べ、一番多い。オツソンの蒙古史(前掲)に「森林の烏良哈部が、ケムケムシュト(Kemkenjht)に住むとして居るのは、此の克木奇克族を指すものと思はれる。

布里雅特蒙古の冒頭で述べた通り、成吉思汗の弟赤合撒兒は、不哩牙惕、巴兒渾、幹亦囉惕等征伐と同時に、禿巴を討伐して居るが、爾來元朝の統制下に服して居たものの、大體民族的に喀爾喀蒙古とは異り、其の別派である布里雅特や、厄魯特(加爾瑪克)とも餘程變つたものであるから、蒙古本來とは自ら独自の體制を持ち、元の勢力が劣へ明に入るに従つて、全く獨立状態になつた。

唐努烏梁海に關する事項で、史籍の上で始めて顯著になつて來るのは、阿勒坦汗時代である。それは十六世紀の初頭より中葉、支那本土の時代で言へば、明の萬曆末年より天啓、崇禎等を経て、明末の永曆に至る間、阿勒坦汗ク

ンカチエイより、其の子ウツァン(又はロアサン)の時代である。モスクワ政權の東漸時代には、往々其の庇護下に立つた場合がある。(此等の史實に關する詳細、並に明清より現代に至る史的発展については、入江啓四郎、支那邊疆と英露の角逐、三二三頁以下参照)

一一一 狩獵部族と遊牧部族

戈壁の沙漠を起點として、蒙古平原は南は支那本土へ、西はシベリヤ平原に連つて、更にバルチック海からダニユール河に通ずる一連の大平盤を展開して居る。其の當初、鄂嫩と克魯倫兩河流域、精々バイカル湖東南部地帯を根據として居た蒙古民族が、一度機を得て一大發展を遂げたのは、實に此の蒙古平原から支那本土、シベリア、ダニユール河に亘る大地域であつた。

蒙古民族の政治史的発展は暫く別とし、民族史の方面から見れば、先づ十一世紀、支那曆で言へば宋、遼の時代に於て、蒙古各部族は、それ／＼二種の生活組織を營んで居た。その經濟生活様式をそのまゝ部族名とし、一つは森林或は狩獵部族で、ホイン・イルゲン (Hoyin irgen) と云ひ、他の一つはステップ (草原) 或は遊牧部族で、ケヘル・ユン・イルゲン (Kher-tün irgen) と呼ぶ。(ホーリス・ウラザミールツォフ、前掲、三三三頁) 前者は森林地帯に

住み、生活の基本として、狩獵を營むものであり、後者は草原に轉々として游牧するものである。此の二つの異なる部族につき、大體の分布状態を擧げると、先づ狩獵部族は、バイカル湖一帯、イェニセイ河上流地方、即ち唐努烏梁海、今日のトゥヴァ國民共和國地方及び西域伊爾提什河流域地帯に住んで居た。これは大體今日でも、其のまゝ通用する分布であるが、必ずしも全然同じではない。例へば今日のアリヤート・モンゴル自治社會主義ソウエト共和國の構成民族であるアリヤート・モンゴルは、即ち此の狩獵民族の子孫であり、今日でも依然狩獵に長けて居るが、既に大部分游牧生活に轉移し、中には更に定住農業に移行しつゝあるものも多く、往昔と現在とに可成りの變化あることが知れやう。唐努烏梁海族(禿巴族、鄂拉族)も今では、游牧と狩獵相半ばして居る。

一一二 火因亦兒干(槐因亦兒堅)族

皇元聖武親征録には、成吉思汗の弟赤哈撒兒が、不困克兒、爲思、憾哈思、帖良兀、克失的迷、火因亦而干諸部を招降すとあり、大方通鑑には、同事實に對して、求赤伐烏、憾哈納思、帖良兀、克失的迷、火因亦兒干等諸部皆降之」とあるが、此の火因亦兒干は、元朝秘史には槐因亦兒堅とあり、此の「火因」や「槐因」は、先に述べた蒙古語

一四 民族史と政治史の區別

の「ホイン」で森林の義「亦兒干」、「亦兒堅」は、メレグンと民の、いと、即ち前に述べたホイン・イルゲン (Hoyin irgen) (林の民) であるから、草原游牧經濟を營む部族と對比し、森林狩獵經濟生活様式を營む部族に附した名稱である。従つて部族名ではない。(今日の蒙古語では、森林はオイ・オイとが、オイ・モドオ Oi-modow であるが、ベ・ベリオ P.Pelliot の指摘するところによれば、語の頭部に來る氣音については、十三、四世紀と今日とは變化があるらしい。ウラザミールツォフ、五頁脚註三、及び三三三頁脚註一)

オツツンの蒙古史(前掲)には、バイカル湖方面の居住兀良合(「蒙古族四十餘種」28及び32参照)をラシッドによつて「森林に住む兀良合族」(Das Ouriangites silyes-tees)とし、游牧生活を營む蒙古人と對象して居る。且つラシッドは廣大な森林に住む「林の民」と、游牧蒙古人と全然別種族のやうに説き、林の民が都會生活や游牧生活を蔑視した事實を詳説して居る。兩者の生活様式は、當初此のやうに極端に異つたのであるが、然し人種的には何れも蒙古人であることは、箭内博士の指摘せられた通りである。(箭内博士、蒙古史研究、一二頁、一五一―一六頁、一七頁註、二七頁参照)

森林狩獵部族と對象される草原游牧民族は、其の生棲地帯も至つて廣く、東西は呼倫貝爾から阿爾泰山脈地方及び南は戈壁沙漠を越えて、萬里の長城線に達して居た。政治史と民族史と區別する必要は、茲にも見出されるので、政治史的には、必ずしも大元國の出現を俟たずと、戰國の時代には、燕趙秦の三國が早くも各々其の北境に長城を築いて胡貉の侵入を防ぎ、其の防胡工作は秦の始皇、其の他歴代の王朝に踏襲されたが、而も北狄人種が、支那本土に侵入したことは枚擧に遑なく、入つて本土の主となり、漢民族に號令した實例は、非常に多い。それなら蒙古民族殊に歴史的に重大役割を演じた草原游牧部族は、その「蒙古的」游牧的「生活様式を、そのまゝ支那本土に移植したかと言へば、支那本土に入るに及んで、彼等の生活様式は忽ち變つて居る。従つて蒙古民族と支那本土との交渉は、單に政治的交渉に止まり、民族史的には、蒙古民族の生棲地帯は、漢土に對する限界代、長城を以て境とすると言つて宜からう。此の點西方、ヴォル河流域、中央アジア等に遷移定着した蒙古族は、寧ろ本來の民族的生活様式を保持し、支那本土に入つた部族が容易に漢化したのに比べ、全く對照的關係に立つものである。

拓跋氏の如きは、匈奴より出て黄河附近に進出し國を建て、魏と稱したが、其の都を洛陽に遷した時には、孝文帝は一切固有の言語を禁じ、漢語、漢服を用ひ、儒教を尊崇させた。蒙古民族も、支那本土に入れば、最早蒙古民族的でなくなり、少くとも狩畜と牧畜を本色とする蒙古民族史は、長城線で判然と區切られるのである。

一五 漢土に於ける幹耳朶

此のやうに、元の統制成つて漢土に君臨した時には、最早殆ど漢の制度を踏襲する蒙古人を見るだけで、民族的型體そのものゝ漢土移入を見なかつたのであるが、而してこれにも極めて少數の例外は有り得る。例へば元太宗窩闊台時代の記述である黑韃事略には、元代初期の斡帳、即ちオルダ(幹耳朶)について、次の通り述べて居るが、文中「燕京之製」と「草地之製」と對照して居るのを見ると、漢土にも、蒙古人の行帳式生活が、絶無では無かつたことが、想像される。

『其居穹廬(即斡帳)無城壁棟宇、遷就水草無常。…穹廬有二様。燕京之製用柳木爲骨、正如南方架屋、可以卷舒、而前開門、上如傘骨、頂開一竅、謂之天窓。皆以氈爲衣、馬上可載、草地之製用柳木、織成硬圈、徑用氈鞞定、不可卷舒、車上載行。水草盡則移、初無定日。』

木眞と言つて居た太祖成吉思汗は、蒙古部族の聚會であるクリルタイ(忽里勒塔、又は庫里爾泰)によつて、蒙古合汗に選舉せられ、初めて成吉思汗と稱したが、此のクリルタイを舉行した地點は、斡難(鄂嫩)河源と史書に見えて居る。(史家の考證によると、これは鄂嫩の支流齊爾爾哈河附近の平野とされて居る。)要するに大元の統一事業を成し遂げた蒙古民族はタラン(蒼蘭—草原)の出であること、草原游牧の民であつたことは、間違ひないところである。

勃興期の蒙古民族、即ち鄂嫩、克魯倫、土拉三河方面の民族は、草原牧畜と言つても、畜類に於て、牧畜様式に於て、まだ可成り貧弱なものであつた。畜類は精々牛、羊、山羊、小馬の類で、駱駝に至つて少く、これは當時の游牧民が、まだ餘り遠くへ馳驅したり、他の民族と頻繁に、且つ大がかりな交渉を持たなかつたためであらう。駱駝が多數飼養されるやうになつたのは、成吉思汗が十三世紀の初め、滿洲族(通古斯、當時の金)征略を行つて以後のこととせられる。(ウラナミールツォフ、前掲三六頁)

一七 勃興期の氏族社會

十一世紀より十三世紀、即ち勃興期迄に至る蒙古民族社會の單位、或は要素となつたものは、族(オボーク、オボ

こゝに穹廬とあるのは、即ちオルドゥ(Ord)で、幹魯朶、幹黑朶、幹兒朶、兀魯朶、兀里朶、兀里朶、高裏陀等と音譯されて居る。蒙古語では宮殿陣營を意味し、行帳、行宮等と意譯されるのが、それである。通常の游牧民は、ユールタ(蒙古包)と呼ぶ蒙古式天草を以て、草原を追うて轉々として游牧生活するのに對し、往昔の蒙古王公貴族は、或は半固定式の裝色燦然たるオルダに常住し、或は車上の移動式オルダ(斡秃黑、斡兀朶、徒帳)によつて移住、游行、圍獵したのである。

一六 勃興期の草原民族

蒙古民族は、其の經濟組織を基本とすれば、森林狩獵經濟と、草原游牧經濟に二大別されるが、民族發展史上に於て決定的役割を演じたのは、言ふ迄もなく游牧民族である。成吉思汗は即ち今の貝爾泊、呼倫泊、烏爾順河一帶を根據とした固有の蒙古游牧民出身である。彼の興起に關聯して元朝秘史の述べる不余兒納兀兒、闊連納兀兒、兀兒失温木噠は、夫々今の貝爾泊、呼倫泊及び烏爾順河(烏里順河)である。(納兀兒、泊は蒙古語「湖」の對譯、兀兒失温木噠の「木噠(木倫、門林)は、シラ・ムウリエン(西喇木倫、失烈門林)ハラ・ムウリエン(哈刺木倫)等のムウリエンと同様、蒙古語「江」の對譯である。)一二〇六年、また鐵

ツフ obag, obax)である。蒙古語のオボーク、又はオボツフは、古くはオバグ obag と言ひ、トルコ系語のオマク、オマク、オバク、オバ (omag, omag, obag, oba) 等と同一語源とせられる。(グラナミールツォフ、前掲、四六頁本文、及び脚註一) 支那の西域、中亞細亞方面では、蒙古民族の西遷と共に、トルコ族と混血して、トルコ・タタールと言ふ民族を發生して居るが、此のオボーク、オマク等が同一語源に歸納されることは、先に述べたオルド(斡兒朶)が、トルコ語のオルダ(Orda) 東古斯語のオルド(Ordo) 等と共に、彼此對象して興味がある。(トルコ・タタールの代表的なもの新彊省に隣接するキルギス自治社會主義ソヴェト共和國人口の六六・六%を占めるカラ・キルギスである。)

「族」は原則として、父系家長制によつた。各オボークの所屬員は、共同の父祖エフゲー (euge) から派生したものの、一本の骨 (yegen) から分派したものであるから、同一エフゲー、同一ヤスウに屬する者が、結婚することは、嚴重な法度に觸れるものであつた。又後に一言する通り、同族、宗族關係(ウルク)は、異族、他族(異人ジャード)に對する關係上、極めて重大な意義があつた。往時の蒙古族に取つて、族籍を明らかに認識することは、最大の關心事だつた。のみならず、無理矢理な理由を附して

も、其の關係を筋道立てる必要があつたのである。

蒙古族のイーグ(蒙古族の母、エメルゲン emegen)は阿蘭豁阿(Alan-goa)である。阿蘭豁阿は夫朶奔蔑兒干(Dobun-mergen)の生存中、彼との間に二人の子を設け更に寡婦になつてから三人を挙げ、結局五人の子供を産んだ。此の三人は、天與の結果と説明されて居る。成吉思汗は阿蘭豁阿(一に阿蘭郭幹)に生れた後の三人の一人、字端察兒(字端察爾 Bodonchar, Bedone, Bodondjar)の出である。此の關係を知ること、如何に往昔の蒙古人が、父系本位であつたかを知るに必要である。蓋し同一の父より出た家族、及び其の子孫同族は、絶対に相互に結婚が出来ないことになつて居るのだが、成吉思汗は他の四人の兄弟とは、母は阿蘭豁阿であるが、父を同うしないので、既に父系を異にする以上、異父より出た子孫相互の結婚は差支ない、と云ふ理論の下に、母阿蘭豁阿の第四子不哈圖撒里知の女で、散求兀歹族(Sajjid, Sa'jidates)出身の女と結婚することが出来たのだと説明されて居る(ウラザミールツォフ、前掲、四六一四七頁、散求兀歹族については、前述蒙古四十餘族13参照)

一八 ウルツクとジャード

勃興期の蒙古族は、其の集團的基礎は、血族關係であつ

た。さうした血族親戚關係のものをウルツク(uruk, urug)と言ひ、これに對して異族、他族をジャード(Jard)と言つた。ジャードは外人扱ひである。(ウラザミールツォフ、前掲、五九頁)同姓の親族(ウルツク・サトシ)が團體の中核であり、宗族關係の者(ドウルウル・ドウルツクセエツト)を以て同族社會を結成した。成吉思汗の蒙古平定は、其の初期に於て同族の擴張であり、自己出身の固有蒙古族を率ゐて、同じ蒙古種内の他族、異族(ジャード)を討伐したのであつた。彼が西紀一二〇二年塔塔兒族を征伐したのは其の一例である。蒙古種内のジャード討伐により、喀爾喀蒙古を中心とする草原游牧部族(Keshin irgen)及びバイカル湖・帶の森林部族(Lajin irgen)を先づ統一し、次いで他の西蒙古、東古斯族、漢族、土耳古族等の平定に移り、餘力を藉つて、彼の一代より孫の忽必烈に至る間、西部シベリア、中亞細亞より、更に進んで歐洲遠征と云ふ順序を踏んだ。これを地域的乃至國別的に言へば、金、宋、朝鮮より、南は緬甸、交趾支那、南洋、西はトルキスタン、ベルシヤ及び印度北部を含む花刺子模(Khwarizm, Kairisman Empire)を服し、遂には全印度、中央ロシア、ダニュープ流域地方にまで及んだのである。(第六項30参照)

一九 大元國の瓦解と明の出現

太祖鐵木眞が、始めて成吉思可汗を稱したのが、一二〇六年、南宋の全く滅びたのが一二七九年、此の間僅か七十餘年、太祖より其の孫世祖忽必烈に至る間に大元帝國は成り、世祖の初年既に欽察汗國、察合臺汗國、窩闊台汗國及び伊爾干國の四大汗國はアジア及び歐洲の兩大陸に跨つて大元帝國の外廓を爲した。宗室の諸王を封じて、此等各分地を主宰させ、曾ての游牧氏族團體は、茲に王公封建制を根幹とする一大帝國に飛躍的發展を遂げたのである。然し素質に於て游牧民族であり、武力によつて地域的發展を遂げたに止まるのであつて、その間民族文化の向上が之に追隨しなかつたため、其の統業は内部的に極めて脆弱、容易に瓦解する素因を持つて居たのである。鐵木眞が成吉思汗

を稱してより、僅に十四帝百六十餘年を経過した一三六八年には、再び漢族の天下となり、朱元璋、後の太祖洪武帝が帝を稱して國を明と號した。茲に大元帝國は瞬く間に瓦解し、其の間元族は漠北の現住地に退いて北元を稱し、更に韃靼汗となり、或はバイカル湖西域には別に瓦剌(衛拉特)の勢力圏が成立し、其の他固有の蒙地は各種の民族的勢力地域圏に分裂したが、要するに最早統一國家としての蒙古民族は、全面的に解消した。唯勃興期の氏族團體に比べて、明代の蒙古民族は組織並に規模大きく、封建的王公制の色彩を帯びた地域的氏族團體が成立し、漸次後世に見る内外蒙古の諸部を形成する状態となつたのである。

(入江啓四郎)

■ 民族問題

蒙古民族問題は蒙古民族それ自體の民族としての發達段階、蒙古の地の地理的位置、それらと關連すべき民族周流の法則並に民族擴大の法則、以上諸因子の綜合として考察せらるべきであらう。

アイヌの如き血縁を以て結ばれたる低級の小集團を自然民族と名付け、ギリシヤ人、ローマ人の如き傳統を以て結ばれたるものを固有の民族——單なる民族、民族以前の民族、又は舊き民族——と稱し、日本人、獨逸人の如き勢力意志旺盛なる集團を近代民族といはう。舊き民族と近代民族を、さきの自然民族に對し、文化民族といふ。

然らば、吾等の所謂蒙古民族は如何なる發達段階を経過し、又現在如何なる發達段階に到達してゐるであらうか。また蒙古人が單に種族として、或は部族としての孤立的生活を營んでゐた時代に於ては、蒙古人はそれ／＼自然民族として分裂し種族或は部族の對立より來る問題に主として關係してゐた。それらがチンギス汗によつて始めて國家に統一せられて以來、國家てふ坩堝の作用のもとに、從來の諸自然民族は統一的、國家的民族（舊き民族）に造り上げられ、又初めて蒙古民族自我が形成せられ、それは他の諸民族に對して民族擴大の作用を續けた。然し、當時の技術と

生産力の低位とは蒙古をして永くその廣大なる領土を保持するを許さず、蒙古人上流社會の利益社會化、云ひかへればその共同社會的氣風の減少、その被支配民族に對する相對的人口の餘りに僅少なりしこと、その國家が餘りに素質と文化とのかけはなれたる民族を包含してゐたこと及び地域のかけはなれたるを從屬せしめてゐたこと等のために血液の混和と文化の同化に甚しき困難あり、交通不便のために一體として行動を營みがたく、殊に國家大膨脹後は共同運命に遭遇することか少なかつたため、その國家自我の強烈にも拘らず、遂に新しい一の大民族を創り上げることができなかつた。否、却つて諸汗國の分立によつて、蒙古民族の自我それ自身數個に分裂して、殆んど絶縁的にそれ／＼の運命を辿るにいたり、支那本土と舊蒙地帯を繼承した元帝國の本國も明に亡ぼされて北歸し、爾來、蒙古人は統一的民族自我的存在を失ひ、從つてその民族は一部の例外を除いては分裂的弱少民族又は再び部族に歸つたのである。かくの如くなれば蒙古人は容易のことでは再び統一民族又は統一國家を樹立し得るものではない。他の勃興民族との協力なくしては不可能である。蒙古人が滿洲ツングースと盟を結んで、運命共同に出たことは、よき蒙古民族自我統一の方法であつた。然し盟と雖も、滿洲ツングースへの隸下である、故に蒙古人の大部分は統一民族として再生

したとは云へ、清朝政策と餘りに偏せる遊牧的單生産は蒙古人をして直接的、獨立の統一を許さず、清朝との政治、軍事プロツク内部に於ける自治、而も旗、或はせい／＼盟制度を最高として賦與したに過ぎない。而も實質的にはその原始共產制と封建制との折衷に縛せられて、蒙古人は却つて、従前よりも、民族自我の統一を阻害せられてゐた。即ち、生活單位は部族より更に旗にまで狭化せられたのである。而して旗的原始共產分立の儘、清朝中葉以後清國と事實的に交替した漢民族發展のための好個の培菌的存在たらしめられたのである。従つて爾來蒙古民族の受難的民族問題の内容は、分裂化せられたる孤立體（旗共同體）に於て培養せられ、支配民族たる漢民族より個々擊破的壓迫を受け、弱少民族としての苦惱を滿喫せざるを得なかつた。かゝる事情に於て蒙古人が自己集團の獨立を求むるは當然ではあるが、かゝる希望の實現は到底不可能にして現在アリアート人、外蒙古人及びその他はソウエト・ロシアに、東部内蒙古人は滿洲國（日）に、又チャハル、スイエンの蒙古人は徳王その他の自治政府（日）に、又青海その他の蒙古人は中華民國に、それ／＼異なる國家イデオロギイのもとに民族的に統一せられてゐる。然し、今日斯の如き民族分族的統一の状態にありと雖も、却つて然ればこそ、かつて元帝國によつて與へられた輝かしき歴史的共同運命、言語、

文字、血液、宗教、風俗等々の傳統は、彼等の現分裂生活に對し、強き同族意識を以て呼びかけずには措かないであらう。況や、社會情勢に刺戟せられるに於てをやだ。その歴史によつて與へられた一つの共同性格と、而してその運命の共同は強き共同社會的な結合觀念を呼び起し、その民族的統一こそ分屬せる蒙古人の共同的民族念願として、將來に亘る蒙古民族の民族利益享受の基礎を打ち立つべく働きかけるであらう。だが果してこの念願は許されるであらうか。こゝに蒙古民族の希望と活動と悩みと大乘性との永き闘争があらう。

然し斯の如く、蒙古民族は既に民族としての客觀的特徴を具備し、又民族意識てふ主觀要素をみたまされてゐるとはいへ、その民族意識は、いまだ近代民族のそれの如く、積極能働の理想にまでは進展してゐらず、いまだ或る意味に於て自然的であり、受動的なりとしても、一の集團乃至結合である。以上蒙古民族としての一の集團的自我は既に立派に成立してはゐる。然し、この蒙古民族としての自我は、露支滿の三國（實は日露二國）に分屬して未だ完全に自由を享受し得ざる現狀に於ては、その支配國の社會意識の下に壓迫されて、僅に潜在的姿に於て存するに過ぎない。蒙古民族が民族としての自我擴充のため意識的に努力し得るためには、一、蒙古民族を基礎とする統一國家といふ組織

の形成せらるゝことを要するは勿論ではあるが、二、更に各蒙古人がその單なる一部分たるに過ぎぬものとしてではなく、蒙古民族の成員として意識することを要する。即ち蒙古民族と云ふ全體を、從屬すべきものとしてではなく、「われら」によつて構成されたものとして意識することを要する。然し、遺憾乍ら蒙古人の大部分は單に漠然たる共同感情を有するに止まり、いまだ自覺的意志に基づく作用をなさず、従つて能動的に自己と周囲の條件に働きかけんとする意識にまでは到達してゐない。従つて蒙古人の民族意識は集團的自我としての民族的自己擴充の要求をもたぬ。思ふに、蒙古人が明白な集團的意志をもたず、自我擴充の勢力意志を有しないのは、蒙古民族の社會的水準化も同質化も行はれてゐないことに起因する。即ち、蒙古民族社會には——外蒙古人及び露領内の蒙古人を除き——いまだ身分の制度廢れず、各自の社會的地位の懸絶の餘りにも大なるが故にほかならぬ。蒙古人個人を、その社會生活に於て強く吸收したるもの、社會的態度を決定したるものは、王公、札薩克乃至喇嘛への從屬であり、個人は社會そのものとしての一分肢として作用し、而も既成の權威への從屬によつて、そのすべての態度が決定せられてゐる。従つて蒙古民族の個々の成員は、民族といふ全體に對してたゞ受動的態度をとり、その分肢として替むべき行動をなすにとゞま

り、民族的自我は能動的意志の主體となつてゐない。更に進んで考へるに、蒙古民族の成員は、その文化的內容に於て同質性を有せざるため、民族の成員の意識は強く支配せられない。身分の制度廢れて各自の地位に於ける接近なく、又享受する文化内容に於ける共通の程度いまだ全く加はらざるが故に、いまだ同質的なるものゝ集團としての意識、即ち民族意識は強められてゐない。蓋し、社會の人口増加と接觸稠密に伴ふ理論化なきが故に他ならぬ。換言すれば、經濟の發達なく、統一的國家としての政治なく、文化發達せざるが故である。再言すれば、蒙古社會にはいまだ人口増加せず、従つてその稠密に伴ふ交通接觸頻繁さ、それに伴ふ各地方の封鎖的社會組織の解體、社會の傳統的拘束からの個人の解放など、要するに理論化の進行がないがために他ならぬ。然るが故に、それは一方に於ては經濟の發達を促さず、他方に於て封建的制度的實質的崩於を招來せず、中央集權的民族國家の成立を妨げてゐる。經濟の發達と統一國家の存在のなきこととは助長的作用の缺如を意味する。

かくて蒙古民族の各人は單に與へられたる傳統による結合としてあるにとゞまつて、いまだ自覺せず、自我的欲求の中心とならず、従つて自我の擴充を求めない。従つていまだ、その民族の政治的勢力の擴大を求めず、經濟的利益

の伸張も、また文化的優越の欲求も起らない。要之、蒙古人は舊き傳統民族であつていまだ近代民族の段階にまでは進んでゐないのであるが、今やその外國の近代民族に他動的に動かされて、その水準化と同質化の洗禮をうけて次第に近代民族へ推移せんとするその單なる出發點にある。

右の如く、蒙古民族は舊き民族の段階にあつて、四圍の大民族に分屬してゐるとすれば、蒙古民族は之等の大民族と本質的に如何なる關係に立つてゐるか、而して又その關係は將來如何に展開し行くであらうか。之を社會學的に經濟學的に考察して見よう。先づ民族周流の法則より觀察し次に民族擴大の法則に照して見よう。

世界に於ける利益社會的理論化の流れは不斷の大勢である。而もそこには民族の對立がある。民族のあるものは上昇優越の運命を辿り、他のものは衰微し、滅亡する。従つて民族の對立はやがて民族の不斷の周流である。而してこの周流は民族の淘汰殘存の過程である。

一度優越せる地位に高まれる民族には、二の運命が待ちうけてゐる。一はその社會的没落を招來する利益社會化即ち利己主義化であり、他は人口學的没落を齎す人口の減少である。かくて優越者となつた民族は早晚優越そのことごの故に、優越せる地位から下り落つる運命をもつてゐる。之に反し、壓迫せられたる民族、或は從屬的地位にある

民族は優越民族より受ける搾取の故に、不利なる經濟的條件に對する苦闘により、自らその共同社會的團結を強め、その體力と果敢の氣風とを養成する。而も優越者の高き文化を吸收し又經濟的勢力も漸次蓄積する。この優越せる文化と經濟的勢力と共同社會的氣風とが相結合するに於ては軍事的に、政治的に、はた經濟的にさきの優勝民族を壓して、その地位を繼承するに至る。

とはいふものゝ、總ての被壓迫民族、從屬的民族が必らずしも一樣に早晚優越なる地位に昇り得る譯ではない。優越なる地位に昇りうる民族は所謂中庸なる民族のみであり、あまりに低級な民族は優越なる地位に昇るどころか、却つて漸次消滅する悲しき運命に結ばれてゐる。殊に文化及びその民族と接觸すべく餘儀なくせられたる低級弱少民族に於て然りである。蓋し、政治的には餘りに抑壓せられ、經濟的にも餘りに搾取せられて、折角接觸せる高き文化も殆んど吸收する餘力を有しないからである。況や屢々その從來の肥沃の地を追はれて、不便且つ不毛の地に移されるのみならず文明人との接觸は惡疫を贈り、生活の困難と共にその人口を減少せしむ。従つて武力亦益々弱り、經濟的、人口的衰退と共に、滅亡するか、永久的なる壓迫の蔭に身を潜める。吾等は蒙古民族を思ふ時、この傾向（法則）の働けるを感ずることばなからうか。

かくて吾等はこの數世紀間世界の諸民族の間に君臨して來た歐米のインド・ゲルマン（白人）の一般的衰微と、その地位に代らんとする日本民族とスラブ民族の勃興の民族周流の適例を思ふと共に、同じ法則の悲しき適例の一つとして弱少民族たる蒙古民族の運命に想到する。

而のみならず中庸民族の國家的勢力意志は、征服と併呑を通じて、領土的に人口的に擴大せんとして、必然異民族を新に包括する。國家は不斷に政治的、社會的、經濟的接觸と協働とを通じて、その國內の異民族を同化して、新しき文化と性格の新民族國家を作り上げんと努力する。加之異民族自身も亦、國家と云ふ統一的組織のもとにあつて遭遇する戦争、國際事件、天災等の共同運命毎に、國家的自我が振起され、こゝに民族同化への傾向をもつ。

民族擴大の法則は經濟的因子によつて更に強められる。即ち今日經濟生活は、自國の内部に豊富なる資源と、廣大なる市場（大人口）とを有せざる限り、到底その繁榮は期し難い。まして國家對立の今日の如く顯著なる時代に於ては、ある十分なる大いさの人口と領土とを有することは、その存立の絶対必要條件なるに於てをやである。されば、勃興的中庸民族の國家が、その民族的、國家民族自我の欲求に従ひ、獨立國家をなし得ざる他の民族又はその斷片を吸収せんと努むるばかりでなく、後者そのものが亦自ら進

んで前者に合體融合せんことを求めざるを得ない様になる。而も技術の發達、殊に交通機關の極度なる發達と愈々進める文化的同化とは、益々上述國家民族の膨脹擴大を容易ならしめる。而して一つの國家民族の膨脹はそれと對抗せる他の國家民族をして同一の努力に出でしめる。かくして民族の對立は益々少數の、而して愈々大なる民族の對立となり、その文化の程度に於て、はた、産業軍事の力に於て愈々極度にまで發達した民族の對立となるであらう。尤も國家の吸収統一してある民族が餘りに血縁的に文化的に素質的にかげはなれてあるとか、又その遠隔なる土地を從屬せしめてある場合には、血液の混和と文化的同化に餘りに年月をとるか又はそれが極めて困難であり、又交通の不便なため一體としての行動に出で難く、殊に共同運命に出遭ふことの少ないために、大民族の形成は遂に行はれ難く却つて異民族は文化の向上と共に分離するであらう。従つて國家擴大と民族擴大は文化に於て血縁に於て、更に地理的に相近き民族間に於て初めて容易に實現し得る。

かく見來る時、勃興的中庸民族たる日本民族とスラブ民族にはさまれたる蒙古民族は、果して如何なる民族的進路を辿るであらうか。

筆者は大膽に「蒙古民族は遂に本當の意味の獨立國家の建設も、民族統一もなし遂げ得ないであらう。また、蒙古國も蒙古民族さへも、暴雨にた、かれた泥人形の如く、崩壊分裂せざるを得なかつたのである。

それにしても元時代に於ける蒙古民族は全民族包括的規模であつて、その統一は自律的積極的であつた。然しそれは蒙古民族として最初にして最後のものである。その後蒙古の統一規模は部族に縮少し、その民族も寧ろ自然民族的となり、分散時代となつた。然しその人口的、經濟的基礎より考察する時は、實はこの状態こそ寧ろ、蒙古民族としては正常なりといふべく、積極的、自律的統一の如きは一例外的異常と見なければならぬ。されば蒙古民族が清朝との共同時代に於て、形式的には盟に、見方によつては全民族的に統一せられたとしても、それは清朝による他律的・受動的統一であり、従つてまた清朝ツングースに代る勃興的中庸民族がただ一個、蒙古の隣族として存在する時は、蒙古はこの民族との共同又は支援のもとにこゝに他律的受動的なる全民族包括的統一をなし得るかも知れないが、二個の勃興民族に接觸せる現在、蒙古民族は必然それ／＼その地理的接近に従つて、それ／＼の大民族の支持の

民族は日本民族或は露西亞民族の何れかに融け去るであらう」と結論する。

然し蒙古民族が自らのみの力を以て自己の問題を完全に解決し得ざること、何も今更始まつたことではない。歴史の證するところ、蒙古人は未だかつて自己民族のみの力を以て解決したことは殆んどない。元帝國の燦爛たる外觀にも拘らず、靜かにその歴史を檢すれば、元帝國の樹立と完成とは、實は、蒙古民族自ら自己のみの力を以て、或は少くとも大部分已れの力を以てなしたと云ふよりも、寧ろ、他の民族との協力によつて、云ひかへれば他の民族の力を利用することによつて、遂行せられたのである。特にその主たる功勞者はツラン・ツングースの諸民族とツラン・トルコの諸民族であり、又漢民族であつた。蒙古人は多く單なる指揮者、代表者に過ぎなかつた。その外征に於て、内治に於て、文化に於て働いたのは殆んど大部分異民族であり、いはば蒙古人は一種の企業者であり、それ等の諸々の大事業がただ蒙古人と元帝國の名によつて行はれたに過ぎない。蓋し、あの僅少なる人口とその原始低級なる遊牧を出でざる産業のみを以てしては、軍事、文化、産業、政治の大部分に於て、勢ひ、異民族の手に委ねずしては不可能であつたからである。かゝる事情の故に蒙古の支配は實に根底薄弱なるものであり、一度蒙古人が利益社會化すると

もとに分族的統一をなさざるを得ない。要之、蒙古民族は過去より現在にいたるまでいまだかつて自らの力のみを以て自己の問題を解決したことはないが、その将来に属する全民族包括的統一も本質上受働他律の性質を避け難からう。かくて蒙古民族の統一が受働的・他律的であるとするれば蒙古民族は本質的に被支配・被壓迫民族たる運命を有してなり、従つてそこに蘊蔵する蒙古民族問題も勢ひ弱少被支配民族としての性質を帯びる。而してこれは、蒙古民族それ自身いまだ近代化されず舊き民族の發達段階に屬するといふこと、相俟つて、一切の蒙古民族問題を規定する。纏つて、それらの分族的統一を考察するに、外蒙古に於ては急激なる階級制度の撤廢、極端なる共產制度の採用交通の發達、文化、教育の普及發達——露領のアリヤートに於ては夙に行はれてゐる——、即ち、社會經濟組織に於ける水準化、同質化の急進的、漸次的進行が行はれてをり、滿洲國側にあつても、特に蒙政部關係の蒙族に於ける保護助長政策的方法並に先進民族との交渉接觸による水準化、同質化の進行あり、また西蒙の水準化、同質化も東蒙と殆んど同一過程によつて間もなく行はれるであらう。従つてこゝに蒙古民族の民族意識は、夫々の分族的生活の中に徐々に成長して、從來の漠然たる共屬觀念的受働的なるものより、積極能働的なるものとなり、各成員は民族を眞に我等

によつて形成せられたる全體なりとの感を深くし、民族的自己擴充の欲求もまた生じて、爰に、單に消極受働的分族的統一より、積極能働的全民族的統一への強烈なる全成員の欲求へと昇華するであらう。然し全成員の近代民族的自覺は、常に同時に、支配民族のプロツク國家意識に制約されるのみならず、蒙古分族それ自體も亦、支配民族と運命を共同することによつて、自らプロツク意識を強固にする傾向を有するが故に、蒙古全民族包括的統一運動は、蒙古民族意識とプロツク意識との兩意識の相互作用の下に成長を續けるであらう。而してその完成は支配者たる日露兩民族の對抗の結果として初めて行るべく、而もその勝敗の如何をとはず、その決勝者によつて贈られるであらう。かくの如く他民族の力によつて行はるべき蒙古民族の統一であり、蒙古國の成立なるが故に、蒙古民族もその國家も戰勝民族の支配より脱することは出来ない。即ち、水準化と同質化の進行による蒙古民族意識の近代化にも拘らずその速度のより急激なるプロツク國家意識の成長のため、その近代化の未だ完からざる中に、而してその近代化と共に——勿論その支配民族の日露いづれかに従つてその速度には遲速の差はあるが——蒙古民族は支配民族へ益々溶解し、遂には——長き將來ではあるが——固有蒙古民族としての姿を失ふであらう。

然し再考すれば、民族の形成、融化の周流は何も蒙古民族に限られたことではなく、また今始まつた事でもない。蒙古民族の自然民族としての形成も、その規模こそ小さいが、民族周流法則の成果であり、又蒙古民族の舊き民族への形成も、元帝國の國家自我的増場によつて行はれた多數の異民族との溶融による成果であり、更にその後と雖も、溶融過程は不斷に進行し、殊に清朝との運命の共同は、上流社會に於ける滿洲ツングースとの混和、下層に於ては漢民族との溶融を招來し、中華民族以後は上・下を通じて漢民族との溶融行はれ、今また一部には、露日との溶融が行はれてゐる。以上の如き變容にも拘らず、たゞその傳統と運命に於ける舊來の蒙古の繼承の行はるが故に、連綿として蒙古民族の存續あるにすぎない。然らば全蒙古の統一は、蒙古の完成であると共に、蒙古のより急激なる溶解であり、内容變貌である。而してやがてそれは蒙古民族の解消に終らう。然し、これは、裏面より見れば、蒙古新民族の誕生だ。如何なる新要素をとり入れ、如何に變貌して、新民族が誕生するか。それはただ神のみ知る處である。只吾々はロシアによつて統一せられた場合と日本によつて統一せられた場合とを比較考量することが出来るだけである。即ち、民族擴大の法則に立てば、血液に於て、言語、宗教、文化型に於て、地理的關係に於て、日本と合體する

を遂に容易と見らる。殊に日蒙とも同一ツランに屬するとは何よりの強みであらう。更にプロツク經濟の立場に立つ時は、財の交換關係は日本及びその經濟勢力との結合を絕對有利とする。たゞ問題はその社會經濟の組織だ——特にその經濟組織である。蒙古は、資本、技術、經營に於て支配民族の助力なくしてはその開發は不可能であるが、ロシアは共産的組織を以て蒙古と經濟上の相互扶助關係を計つてをり、日本も所謂王道的個人主義的資本主義の方法に基いてそれを期待してゐる。日本の對蒙政策の工夫と惱みは實にこゝに集中するが、賢明なる日本人はよく善處するであらう。誠に日本民族の賢明さと大乘性の試練である。この一點の解決さへ出来れば、日蒙民族溶融は民族更生の唯一絕對の道標として惱み多き弱少蒙古民族の前途を輝き導くであらう。而して日本の理解と愛着にかゝり、この認識と愛着へあれば、日蒙兩民族をして飄然大乘的解決に出でしめ、日本は蒙古の組織を理解し、蒙古はまた自ら進んで民族周流民族擴大の法則に従ひ、固有蒙古人としての狹隘なる民族主義を棄てて、ツラン同族であり、その柱石たるべき日本を運命共同の相手として選び、その愛と力に頼つて弱少数民族としての惱みの解決を希望するであらう。



D 文化

I 宗教

一 喇嘛教

蒙古人の間で過去に於て行はれ、又現在行はれつゝある宗教として挙げらるべきものは薩滿教、喇嘛教、基督教であるが、言ふまでもなくその中で最も主要なものは喇嘛教である。

喇嘛といふのは蒙古人自身が附した名稱でなくして、彼等は單に *bohan no nom* (佛陀の教)、若くは佛教と言つてゐる。漢譯して喇嘛、蒙古人は *Jama* 又は *blama* と綴るが、元來喇は無を意味し、嘛は上の意義で「無上乘の域に達した者」即ち無上の人と言ひ、この宗教に於ける高僧を意味するものである。

(1) 起源及び史的発展

喇嘛教は游牧民の社會的、經濟的生活と、そこに以前から存在してゐた薩滿教に適應させられ且つ單純化された北部佛教の一宗派である。

イ 起源 喇嘛教の出生地は西藏である。印度に起つた

八思巴を連れて歸つて來た。勿必烈が即位して世祖となつた後西藏支配の必要上から八思巴を帝師となして西藏を領有させ、その命令を勅令と並び行はせた。かくて八思巴は元の宮中に入して信望を得又彼の後繼者は代々帝師となり、元の皇帝、皇后皆その戒を受け、元の宮廷及び上層階級に於ける喇嘛の勢力益々強大となり、遂には幾多の弊害を生じ、佛事供養の費が夥しく、百官人民等は喇嘛僧の跋扈に苦しめられ、喇嘛教が元朝滅亡の一因を成したといふ程迄に發展するに至つた。

が元朝時代の喇嘛教は、宮廷、上層階級に専ら行はれたもので、下層の一般大衆は喇嘛教でなくして薩滿教に歸依してゐたものと思はれる。かくて元朝の滅亡と共に、支那に於ける喇嘛教は一時姿を消した。

ハ 蒙古への普及 元朝滅亡後支那内地から退却した喇嘛教は直ちに蒙古に於て旗擧げしたものとされるが、蒙古に布教されたのは餘程の年代を経た十六世紀の半ば過ぎの様である。

一五八七年に土謝圖汗部の族長阿巴岱汗によつて、外蒙古に於ける最初の喇嘛教寺院が設置された。現存の額爾德尼昭がそれである。

内蒙古は外蒙古より一步早く、鄂爾多斯方面から歸化場察哈爾地方に喇嘛教が行はれた。

佛教が西歴七世紀に西藏國王蘇隆贊堪布によつて西藏へ移入され、西藏の社會的環境及びそこに古くからあつた薩滿教の一種「ボン派」に適應させられて西藏佛教——即ち喇嘛教となり、政治的権力と支配階級の援助の下で西藏の國家的宗教として廣汎に普及した。が既成の宗派の墮落、社會運動、支配階級間の権力獲得闘争等と結びついて、西藏佛教のうち幾多の宗派(十八派)が形成された。その中主要なものには紅教(ニンマ派)、黄教(タルグバ派)、黒教がそれである。これら宗派の勢力關係は、西藏人口の三〇%をなす喇嘛僧のうちで、新教派たる黄教——七〇%、舊教派たる紅教——二〇%、残る一〇%が黒教である。又現在全蒙古に紅教派は殆んど存在しない。

現在支配的勢力を持つ黄教は、舊派たる紅教の墮落に抗して、十五世紀に有名な僧宗喀巴によつて創設された宗派であつて、舊派が紅衣紅帽を着けてゐるのに對比して、新派は凡て黄衣黄帽をつけてゐる故に、舊派の紅教に對し黄教と呼ばれてゐるのである。

ロ 元朝への普及 かくして西藏に成立した喇嘛教は支那、蒙古、シベリアへ波及して行つた。

先づ第一に西歴十三世紀に喇嘛教は元朝へ入つた。蒙古の憲宗が大汗であつた時勿必烈は兵を率ひて西藏へ侵入し喇嘛僧扮底達と和して國王を降し、部將を留め扮底達の甥

ニ 清朝への普及 喇嘛教と清朝との關係は清朝が未だ滿洲に在つた時からある。太祖の時、西藏の僧幹祿打兒罕囊斯が内蒙各部へ布教し、察哈爾の人々と共に滿洲に至り、太祖の尊敬を受けたのがその最初である。

その後清朝は蒙古懐柔策として喇嘛教を政策的に利用した爲、喇嘛教は益々盛大となるに至つた。

ホ シベリアへの普及 喇嘛教は更にシベリアに居住する蒙古種族たるアリヤート人や、カルムイツク人、サバイカル地方のツングス族等の間に普及された。

アリヤート人の間に喇嘛教の入つたのは十七世紀末からであつて十八世紀後半にはアリヤート人一般の宗教となつた。一七八五年には既にセレンギンスクの東南、蒙古に近いチヨイといふ處に寺院が建てられたが、これがアリヤートの地に出來た最初の寺である。ツァール政府はシベリア侵略政策上喇嘛教を利用し、錫呼圖(蒙古語で僧院長の義)を任命し、又班第達堪布喇嘛といふ總教長を任命するやうになつた。かゝるロシア政府の政策によつて喇嘛教は發展し、僧數は一七四一年の六百七十七人から一八二二年に二千五百人、一八六一年に一萬人、一九一六年には一萬五千人と増加し、信教數も一八二二年に八萬、一八五〇年に十萬、一八八三年に十五萬となり、寺院は一八二二年に十、十九世紀の中頃に三十四となるに至つた。

(2) 現勢

イ 喇嘛教普及の現狀 かくして發展して來た喇嘛教の普及の現狀は喇嘛僧、信者、寺院數より次の如く見られてゐる。

「喇嘛教研究者の調査によれば眞の喇嘛僧數の概數は十數萬で、眞の教徒は滿人百五十萬、蒙人二百萬、青海、西藏二百萬合計五百五十萬とのことである。喇嘛寺は北平附近に二十八寺、伊犁、熱河、四川、滿洲、西安、五台山、歸化等に十數寺、蒙古、青海、新疆三百寺、西藏約七十寺合計約五百寺と推定されてゐる。」(滿蒙全集第二卷)

又他の資料によれば、信者數が西藏四百萬、滿洲三百萬蒙古二百萬、支那本部百萬等計一千餘萬と見られてゐる。(平凡社版『大百科辭典』)

ロ 喇嘛教の三聖 喇嘛僧階級のうちに最上位に立つものは、西藏の達賴喇嘛及び班禪喇嘛、外蒙古の哲布尊丹巴であつて、これは喇嘛教の三聖と言はれた。

『達賴喇嘛』と『班禪喇嘛』の教職は神聖、無垢、不死全知、全能の法位であつて、共に政教兩教の支配者である。喇嘛教徒によれば地上に於ける活佛である達賴喇嘛は『觀世音菩薩』の權化、班禪喇嘛は『阿彌陀佛』の權化と言はれてゐる。故に阿彌陀佛は觀世音菩薩の靈父であるから、

及び歳末救済の施餓鬼である。

(3) 喇嘛教の蒙古人に對する役割

前述の如く蒙古の支配階級たる王公貴族の政治的支配の必要と、清朝の對蒙古統治政策、ロシア・ツァール政府の侵略政策上の必要とによつて助長發展させられ、蒙古に於ける支配的宗教となつた喇嘛教は、蒙古人一般大衆の日常生活及び社會生活に於て最も重要な地位を占め、最も顯著に民衆を毒する『阿片』的役割を演じてゐる。

嘗ての殺伐勇悍であつた蒙古人は喇嘛教の毒毒によつて因循懦弱となり、彼等は只管來世の福祉を乞ひ願ひ、一人出家すれば九族に佛縁があると云つて各戸長男以外の男子は必ずこれを喇嘛とし、又自己の吉凶禍福は勿論、牧畜の時疫までを佛意に歸し、敵を以て上中の蚯蚓を切斷するのは冥福を得る途でないと言つて絶対に土地を掘らないといふ迄に至つてゐる。

實に蒙古人にとつて喇嘛教の教典は數學、地理、歴史、物理、化學、倫理、天文、易學、教育、醫學、甚しきは房事に至るまで凡ゆる事象の教典となつてゐる。かくて喇嘛は僧侶であり、學者であり、顔役であり、民衆の凡ゆる日常生活、社會生活を支配するに至つてゐるのである。特に内蒙に於て喇嘛教は、王公貴族の封建的な政治的經

班禪は達賴の上座となる譯であるが事實は全く反對に達賴は班禪に比して非常なる尊嚴と意義とを有つてゐる。それは第一に達賴は西藏に於て廣大なる領地を有し、従つて強大なる政權を握つてゐる。第二には達賴は西藏の護國神である觀世音菩薩の化身で、西藏國に最も密接な關係を有し西藏の教化者、教法の宣傳者、國長の宗護者と信ぜられる故である。達賴は拉薩と布達拉山に、班禪は札什倫布にその居館を有つてゐる。

かくて達賴は今日まで十三世を傳へ、班禪は七年を傳へてゐる。第十三世は一九三三年十二月十七日拉薩に圓寂したので、その政教權は現在結澤熱振呼圖克圖が代理してゐる。

外蒙の哲布尊丹巴喇嘛は第一世より凡て外蒙古の庫倫に定住し、全蒙の政權を支配して來た。が哲布尊丹巴の法號は達賴喇嘛より授けられたものである。

ハ 喇嘛寺の財政 喇嘛寺の財政は廣大なる建築物の外大量の土地と家畜である。更に貸地よりする收税及び家畜の賣上代は喇嘛寺經濟の基礎をなすものである。動産では(一)喇嘛寺に於ける公款を商人に貸與しこれよりする利息(二)喇嘛寺所有田地の貸貸收入(三)讀經の布施(四)大地主商人、貴族などの寄附等が收入であり、支出としては(一)喇嘛の生活費(二)各寺院の經常費、職員の俸給、慈善事業

濟的支配の有力な支柱たるばかりでなく、自ら一般大衆に對し、封建的支配を行つてゐる。

『喇嘛は内蒙では次の如き特權を有つてゐる。

- (a) 特權階級に連り時に位王公を凌ぎ、王公をして路坐せしめる。
- (b) 人民より刺貢を收納し、領有牧場又は田莊において直接人民を搾取す。
- (c) 極めて富裕なるにも拘らず、一切の義務負擔を免ぜらる。
- (d) 喇嘛廟の一切の經費を所屬旗に負擔せしめ得る。

喇嘛はかくの如き特權を利用し、旗衆には前述の如き多額の負擔を課し間接に蒙民大衆を搾取してゐるのみならず、その所領において蒙民を使役することにより、又は人民をして多額の寄捨をなさしめることにより、直接、間接蒙民を搾取しつゝある。

しかも蒙民大衆を精神的に癡痺せしめ、愚昧なる蒙人家庭からは男子一人を残し、他の男子をすべて喇嘛僧たらしめ、總人口の五割をも越ゆる多數の不生産的有閑人を生産し、小數勤勞者の血汗の結晶を徒費せしめ、一方蒙古人の繁殖力を減退せしめ、他方蒙古人の生産力の發展を阻害してゐるのである。かくの如く内蒙の現狀は一人の勞働を以て數人の徒費者を養はねばならぬのであるから農民が日々

貧窮化し行くのは當然である。宗教の弊害が内蒙におけるほど甚しくなつてゐるのは蓋し稀であらう。

しかも内蒙の王公はその依拠する封建的組織と封建的時代精神とを維持し、その支配を保持し行くが爲には、蒙民間に喇嘛教の信仰を維持せしめ、宗教的捧取を助長せざるを得ないのである。そこに内蒙に於ては宗教自體がすでに一種の権力となり、時として普通の王公の上にもその場合さへある所以があるのである。かくて喇嘛教は内蒙に於ける捧取關係の最も深刻なものとなつてゐる。しかし何れにしても人口半数の喇嘛教維持は容易なことではなく全く社會の基礎を破壊せしめる危険の最大なものである。(二)最近の内蒙古事情

(4) 外蒙古に於ける喇嘛教

外蒙古の獨立以前から、庫倫には活佛・哲布尊丹巴呼圖克圖が第一世から居住し、その勢威各王公を凌いで事實上の主權者となつてゐた。その後一九一一年十一月ツァール・ロシアの援助によつて外蒙古が支那から獨立して、活佛哲布尊丹巴を君主とする自治外蒙古が成立して以來、ウングールン將軍の庫倫占領を経て、一九二一年の革命により蒙古人民共和國が成立して後も、蒙古民衆の一般的後進性を顧慮して、神權君主制體が維持されてゐた。が、一九二四年

五月二十日蒙古最後の活佛・哲布尊丹巴が遷化するや、蒙古青年同盟及び人民革命黨中の急進派によつて神權君主制が廢止され、蒙古人民共和國が成立し、これより喇嘛教に對する攻撃が開始された。
蒙古人民共和國憲法に於て喇嘛の尊稱及び特權の廢止、國政參加の禁止等が規定され、又一九三〇年には十八歳以下の青少年の喇嘛僧禁止法が發布され、かくして喇嘛僧のうちから壓迫により還俗し、生産に従事する者が増加し喇嘛僧は減少しつゝある。その減少を示せば左の如くである。

年 度	僧侶數	總人口に對する割合	
		男子數に對する割合	女子數に對する割合
一九一七年	二一六・五七七	二・四八%	四・九五%
一九二四年	一一二・六七二	二・〇六%	四・〇五%
一九三五年	八六・六七二	一・三九%	三・二九%
一九三六年	九一・二六九	一・三三%	三・六四%
一九三七年	九三・三二〇	一・三二%	三・六一%
一九三八年	九四・八五七	一・三五%	三・三〇%
一九三九年	—	—	—
一九三〇年	二〇〇・〇〇〇	一・五〇%	—
一九三一年	九三・〇〇〇	—	—
一九三三年	八二・〇〇〇	—	—

が喇嘛教の蒙古人に對する特殊の根強い影響力を輕視した

かゝる反喇嘛教政策は逆でこれによつて彼等の存在を脅かされた喇嘛僧側のあらゆる策動と相俟つて、蒙古人民大衆の激しい反撃にあひ、却つて喇嘛教の反革命的勢力を強化するに至つた。一九二八年に開かれた蒙古人民革命黨第七回大會はかゝる點で大なる誤謬を侵した。極左的指導者は、革命が直接的非資本主義的發展の時代に入つたといふ誤つた考へから第七回大會後、喇嘛廟の經濟的基礎を覆す手段なりとして、廟の所有にかゝる家畜二百萬頭を沒收して貧農に引渡し、特殊の共同牧場を作らんとし又一萬二千の下級喇嘛を強制的に還俗された。

蒙古の封建制の最も根強い方面たる喇嘛教に對するかゝる方策が蒙民の實情に適合せぬ誤謬だつたことは、その後一九三一年第八回大會の決議に於て承認された。その決議はかう言つてゐる。
『屢々行政手續を誤り、一片の行政命令を以て喇嘛を強制的に還俗させ、従はざるものは逮捕し廟を閉鎖し、廟所有の家畜を沒收し、しかもこれを欲しがらないアライト大衆に分與した。かくて反動的な上層喇嘛等、反革命的分子に對する眞面目な闘争をなす代りに、アライト大衆の宗教心に對して單に皮層な輕蔑をなすに過ぎなかつたため、却つて宗教心篤きアライトをして反政府的團結を堅めしめ、多數のアライト大衆をして反動的喇嘛の側に立たしめるに

至つたのである。』

かゝる誤謬は、一九三二年七月の臨時黨執行委員會總會に於て是正された。

蒙古封建制の最根部内たる喇嘛教の勢力は蒙民大衆に對する影響が深刻であることを考慮して喇嘛教に對して一定の讓歩が爲された。例へば喇嘛廟所有の財産中、廟宇、宗教用具の免稅、廟に對する家畜販賣權の承認、喇嘛廟に對して家畜飼養請負に出ることの許可等。

又一九三三年末の第七回大アラールダンに於て喇嘛教に對して四十五歳以上のものもの僧藉を許可するに至つた。が勿論かゝる讓歩は決して反宗教闘争の中止を意味しない。只急激な手段を以てでなく、喇嘛教の物的基礎の除去と並んで蒙民一般大衆の教育、その他漸進的な方法を以て喇嘛教を攻撃せんとしてゐるのである。

(5) プリヤートに於ける喇嘛教

プリヤート蒙古がロシアに併合されて後、ツァール政府の援助とこの封建的王公貴族の獎勵によつて喇嘛教が發展したことは既に述べた。一九一六年にプリヤート人の間に於ける喇嘛僧は一萬五千人、換言すればプリヤート人十五人に對して喇嘛僧一人の割合であつたこと、一九一七年の十月革命後五ヶ年間にプリヤートに於て更に十の喇嘛寺

院の建設され寺院建設が最終的に廢止されたのはやうやく一九二九年以後あること等は、プリヤートに於ける喇嘛教が如何に盛んであつたかを示す事實である。

ロシア革命後の内亂時代に於て、プリヤート蒙古の喇嘛は王公貴族及び富農と結び、十月革命に反對し、舊體制の復活のために活潑な活動を行ひ、或は自ら神權君主國樹立運動を起し或は白系將軍ウシゲルンの指導の下に大蒙古國家建設運動を行つたりした。が一九二二年にはかゝる反革命的運動の失敗が明瞭となつた。

一九二三年以來、プリヤートに於ける社會主義建設の發展と、舊社會的、經濟的基礎の崩壊と共に喇嘛教も次第に崩壊せざるを得なくなつた。革命の初めに一萬五千を數へた喇嘛僧が一九二七年には八千七百人となり、更に一九二九年には六千九百人に減少した。同時に大衆の喇嘛信者數が減少し、無神論者が増加し一九三一年にプリヤートに於ける無神同盟員數は一萬人以上となつた。

かくてプリヤート蒙古に於ける社會主義建設の發展とソウエト政權による反喇嘛教政策によつて、喇嘛教の崩壊の過程は著しく強化され、それと同時に、喇嘛僧のソウエト政權に對する闘争も隠然たる形態から、公然の反革命的なものとなりつゝある。

(附記) この項のために利用した主要参考書左の如し。

を拓きつゝ、東は滿洲國熱河省の東北境から西は寧夏甘肅の奥地に至るまで數百の寺院と數十萬の信徒とを持つてゐる。

その宗派にはカトリック教、希臘教及び新教がある。聖書會社は既に新舊約全書を蒙古語に翻譯出版し、その他カラムイック語の新約全書プリヤート語の馬太傳も發行されてゐる。

(2) 内蒙に於けるカトリック教

基督教のうちで最も盛んなのは内蒙に於けるカトリック教である。充分正確なものではないが、ソウエトのコム・アカデミーの次の資料は、カトリック教の内蒙への侵入状態、その役割をかなり明瞭に示してゐる。でこれによつて内蒙に於けるカトリック教の状態を語らしめやう。

察哈爾、綏遠兩省地方に於て宣教師たちは廣大なる土地に依據し、確固不拔の帝國主義的根據地を創設した。彼等は多くの寺院を建設し、周圍は防禦的築造物で堅め、武器軍隊を所有、宗教傳導學校、醫療所等の基礎を固めてゐる。彼等は二つの方法によつて土地を占有した。第一の方法は團匪事件當時の蒙古人による宣教師殺害の賠償支拂である。例へば準噶爾旗に於ては六人の宣教師殺害のため一、一〇〇項の土地が取られ、抗錦旗及び達拉特旗にては二人

善隣協會發行の著書、パンフレット。特に『外蒙古の現勢』内蒙古『蒙古と新疆』矢野仁一著『近代蒙古史研究』東亞經濟調査局發行『支那の制度より見たる蒙古』、有高巖著『蒙古史講話』、東洋協會調査部『最近の内蒙古事情』及び『最近の外蒙事情』、滿蒙全集第二卷所載多賀萬城『支那事情講座』、ロシア版『シベリア百科辭典』、スミルノフ『專制政治と擄取者に奉仕する喇嘛教』。

二 基督 教

(1) 沿革及び現勢

基督教が蒙古に入つたのは古く、既に西紀一二四六年ローマ法皇インノセント四世の命を受けてニコラウス・アリセリンといふ宣教師が来ており、又元の世祖が天下を統一するや、ローマ法王の使節モンテユルピノが教書を齎したので、これを燕京に駐めて布教を許し、明、清亦その方針を保持した。

更に一八二七年には張家口北東にカトリック宣教師が派遣されたことである。その後熱心なる布教と宣教師達の苦心經營によつて、漸次その勢力を内蒙に扶植するに至り、同時に西歐資本主義の勢力が内蒙各地へ侵入する途

の宣教師殺害は三十萬ラコフの支拂に値したが、代りとして三三七、五〇〇テシヤチンの土地が取られ、八十四の寺院が建設せられた。ヘトウに於ては恰も小さい白耳義のカトリック宣教師の王國の如きものが創られてゐる。

第二の方法は、蒙古諸侯による宣教師に對する贈與の形式における土地の分讓である。

この土地はカトリック教へ歸依した者にのみ貸借せられてゐる。支那人も蒙古人も一樣にカトリック教に服従してゐる。カトリック教への歸依の代りとして貧困者は飢饉に迫られた場合、一人に對し米ハブードを受取り、衣服に用ひる廉價な手工業製品も與へられるが、三年を経過すれば二五%の年利を以てこれらの總ては返還を要求されるのである。カトリック教を信するものは毎週寺院へ祈禱に行かねばならぬ。故なくしてこれを怠つたものは強制労働に服してゐる。カトリック教に歸依せる支那人、蒙古人は支那及び蒙古侯主の支配下にあることを止めカトリック宣教師の除外的統轄に屬してゐる。小さな訴訟は寺院に於て僧職により解決されてゐるが、殺人等の如き重要事件は支那及び蒙古當局の法廷管理に移されてゐる。

カトリック教農民は、宣教師の土地を賃借して耕作してゐる。小作料は土地一項に對し一五—二〇洋錢であるが、このほかに尙農民は寺院守備隊維持に對して金錢、穀類等

を興へ、自ら守備隊ともなつてゐる。教堂に於て自己の財産の維持を保證し自己の富を支那及び蒙古諸侯の掠奪と専斷から保全するため若干の富裕なる人々もカトリック教へ歸依してゐる故に、上述せる状態を全般的に見れば人民の顯著な部分がカトリック教を信じ、宣教師により農奴化されてゐるのである。

察哈爾、綏遠兩省に於ては寺院の多くはそのまわりに僧侶とカトリック信者が集中してゐる。全綏遠におけるカトリック宣教師の首領は白耳義人であり、綏遠城市のカトリック寺院に住んでゐる。

察哈爾に於てはカトリック僧の首領は支那人であり、彼は察哈爾西部四旗における宣教師運動の首領となり、豊鎮城市に近い上カイスン卿のカトリック寺院に住んでゐる。

綏遠におけるカトリック教の普及状態

縣 名	寺院數	僧職數	信者數
臨 河	一三	一一	一三、五二八
五 原	一	一	九五
固 陽	七	三	四、七七一
包 頭	四	一	三、八四二
歸 綏	四	六	一、一三七
武 川	二二	五	四、〇二〇
ツアシャン	一三	五	三、六六三

陶 林	一四	五	五、一二四
薩 拉 齊	八一	二七	二〇、〇九二
清 水 河	四	一	七五一
總 計	一六〇	七五	三七、六五三

察哈爾におけるカトリック教の普及状態

縣 名	寺院數	僧職數	信者數
豐 鎮	五七	一八	一三、四八七
集 寧	八〇	九	六、〇八一
涼 城	一三	四	四、四二五
ヒンヘイア	二〇	五	三、三〇七
トゥルカ	六	二	一、七六一
總 計	一一六	三八	四九、五六一

(不明の二縣を除き何れも綏遠省に屬してゐる)

この外鄂爾多斯の鄂托克旗には十九のカトリック寺院があり、この寺院と前掲圖表の縣中五原と臨河の十四寺院は寧夏布教師中央部に從屬してゐる。

綏遠と察哈爾には一一三の僧職、二七六の寺院があり、カトリック教歸依の農民(大部分支那人、殘餘は蒙古人)は八七、八八四人である。

寺院に附屬して男女の子供が學習してゐる一三六の宗教初等學校がある。綏遠城市には醫療所が一個所ある。薩拉齊縣城近きオイルチンデイには男女の子供のための一

の中級布教學校がある。察哈爾省平地線にも一の中級布教學校がある。布教寺院の多くはベルギーとイスパニアを根源とするカトリック寺院であるが、察哈爾省にはカトリックに非ざるキリスト教々會もある。後者は土地を持たないがカトリック寺院は數千テシヤチンの土地を所有し、これらの土地はカトリック信者により賃貸されてゐる。

カトリック農民の生活から若干の例を引用しよう。

(一)チャナンールンエツ寺院は準噶爾旗の四〇〇項の土地及び千戸以上のカトリック農民を有してゐる。この農民のすべては當該寺院の土地を一年につき十五―二〇洋錢にて賃借してゐるが五〇%近くは貧窮者であり、一二の犂牛を所有してゐる。爾餘のものは家畜も犂牛も持たず、日雇勞働により生活してゐる。この寺院には、五十人の武装部隊があり、その大多数はカトリック農民出身である。

(二)オイルシーチンナ寺院は準噶爾旗に於て三〇〇項の土地、土默特旗に於て三千項の土地を所有し、三千戸近き教徒を擁し、すべての農民は寺院の土地を小作してゐる三十乃至四十戸近くは犂牛十頭及び家畜を有し、人民の七〇%近くは一頭乃至五頭の犂牛を持つてゐるが三〇%は日雇勞働を以て生存の手段としてゐる。この寺院には五百人程の武装人員より成る軍隊があり、四門の擲彈砲及び二臺の機關銃を持つてゐる。

(三)シイーヤウズ寺院は二〇項の土地を所有し、百戸以上のカトリック教徒があり、農民の五〇%は一頭乃至二頭の犂牛と家畜を所有し、寺院の土地を賃借してゐる。人民の五〇%は日雇農夫であり、軍隊はない。

(四)ハンノメヤズ寺院は二百項の土地を有し、七十戸以上のものが住み、二十戸近くは一頭乃至三頭の犂牛と家畜を持ち、寺院の土地を小作してゐるが、殘餘の五〇%は日雇農夫をなし、軍隊はない。

寺院所屬軍隊にはカトリック農民が動員されてゐる。馬と衣服も農民自身が調達してゐるが、或る場合は特に馬が人民より徴發される。食糧品や馬糧も人民より徴發され、軍隊のための武器は寺院により入手され、彼等の管理に歸してゐる。兵卒は一ヶ月に五洋錢を受取り、軍隊の組織原則と編成は其の他の支那將軍、抑壓者の軍隊と同じであるが、この寺院附軍隊の總指揮官は寺院の院主である。この寺院附軍隊中、或るものは短波のラザオ・ステーションさへ持つてゐる。

小集團の力弱き匪賊は寺院に侵略することが出来ないが、主要な、強大な匪賊は彼等を援助する寺院と結んでゐる。寺院は秘密に武器を買ひ、それを匪賊に轉賣してゐる。例へば彼等は天洋で彈丸百ヶース附モーセル銃を百洋錢で購入し、三百洋錢で匪賊に轉賣してゐる。プロウニン

が銃、百及び百二十洋錢で買ひ、モーセル銃の彈丸ケースは一洋錢で賣られ、小さな拳銃用彈丸ケースは五十仙であり、日本製騎銃の彈丸ケースは六〇―七〇仙で賣却してゐる。敗戦や兵變の場合、匪首は寺院内に潜伏して自分の身を守る。寺院内へ踏込むべき権利を支那官憲は持たないからである。匪賊は負傷した時、寺院に行つて醫藥を受けてゐる。掠奪した財産で容易に暴露されるものは寺院は受けつけないが、金、銀等の如き價值があり、保管してゐても識別困難なものは保管する。寺院は賊に醫藥もまた秘密に供給してゐる。これらの理由があるため匪賊は寺院に害を加へない。敗北後、匪賊が支那軍隊と交渉する場合の仲介者は寺院の代表者である。

中國の縣長、將軍と寺院との間には密接なる關係があつて彼等は相互に客となり、相互に酒宴を設け、贈物を交換してゐる、農民大衆と縣長官の間に衝突が発生した場合は寺院は仲裁者の役割を演じてゐる。一九二八年、寧夏市に於て馮玉祥の軍隊と回教徒の間に武力闘争が勃發した時、寺院の僧は仲裁者として協定のために馮の側から叛亂者の方へ赴いたがこの戦つてゐる兩部隊間の道行に際し、彼等は秘密に叛亂者の側から軍事上の機密を馮の軍隊へ送達したが、その後これが發覺するや叛亂者はこの僧の仲裁者を殺害した。

寺院は又蒙古諸侯と密接なる關係を持つてゐる。例へば一九二七年に準噶旗豪紳ラバンは將軍ヤンシーダタンとの戦鬪に於ける敗北後、カトリック寺院にかくれたが、この外カトリック寺院は支那語、蒙古語に翻譯された基督教出版物を廉價で配布して宣傳工作をなしてゐる。僧は國內の探査的行動に従事し、鄂爾多斯全旗の英語の地圖を編纂し探査的旅行遠征を試みてゐる。人民の間では赤化の危険に反對の宣傳、廣汎なる反革命的行動が行はれてゐる。僧侶は天津の教會と恒常的に連絡を行つてゐる。これらの寺院は上海の共同租界と同様で何人をも許容せず、實際的に絶對的治外法權の權利を持つてゐる。質朴な農民は斯くの如き隔離性及び近寄り難きことを恐れて容易に寺院へ接近しない。カトリック教歸依の富農は農民を猛烈に抑壓し、カトリック教の「無抵抗」を利用して農民を打ちのめしてゐる。勤勞農民は宣教師、僧侶を「外國の鬼共」と名付けて寺院と宣教師を嫌つてゐる。カトリックの歸依の農民は異信徒と認められてゐる。

一九二六年にはボウダツに近き寺院は落魄せる飢餓農民に掠奪された。

一九二九年の冬鄂爾多斯の烏審旗にてカトリック教徒の蒙古人たちはカトリック寺院に反對して暴動を始め、地方への遊牧に轉じたが、其處で「ドグアイロン」の庇護を受け

て人民ソウエートが建設され、封建的抑壓が清算された。綏遠省では農業恐慌によつて農民は飢餓に陥り零落し、カトリック寺院に不満を抱きカトリック農民も非カトリック農民も包含せる廣汎なる叛亂のための基礎が固められてゐる。

(附記) この項は「中國資料月報」から轉載された「善隣協會調査月報」一九三六年一月號所載「内蒙に於ける宗教侵略」を殆んどそのまま利用し、所々、善隣協會發行「内蒙古」、東洋協會調査部發行「最近の内蒙事情」によつた。

三 薩 滿 教

薩滿教、或はシャーマニズムは、喇嘛教の入る以前に蒙古に行はれてゐた固有の宗教であつたが、喇嘛教の普及と共に蒙古では殆んど衰亡してしまつた。

現在では主として東はベーリシグ海峡から西はスカンヂナピア半島に至る迄の間に住む北方アジア民族、即ちウラルアルタイ民族、東北シベリア、滿洲に住むツングス族、西北シベリアに住むオスチャツク族等の間に行はれてゐる。

今日のシャーマニズムは基、佛、回教等の影響を受けてゐるが滿洲以外のツングス人は殆どシャーマニズム信者で、最もよくこれを代表してゐる。

シャーマニズムの本質に就ては種々様々の説がある。或は韃靼人その他のアジア民族間に於ける古宗教、或は哲學と宗教を基本にした醫術、原始的多神教の一種と見られ、又シャーマニズムは結局死靈崇拜であると同時にアニミズム風の儀禮であるとも言はれてゐる。

シャーマニズムの特色として擧げるべきものはシャーマンと言はれる特殊な行者―巫覡―があつて、それが或る方法によつて恍惚状態に入り、神靈と人間との仲介者となり或は豫言をなし、占者、病氣治療等をなすのである。そしてシャーマンとなるものは多く女性であるが、現在では男子の場合もある。

シャーマニズムを奉ずる民族によつてその教義も信仰形式も種々様々であるが、只アニミズム的な大礎石の上に概して多神教的、自然的に築き上げられた信仰心理の中に特殊な行者シャーマンがあつて人間界と諸神及び各種の靈魂との間の交渉に任じてゐる點では一致してゐる。

(附記) 参考書―外務省文化事業部刊、石橋丑雄著「北平の薩滿教に就て」、佛教講座原田敏明著「宗教史概説」。

(秋山憲夫)

II 教育

一、概説

蒙古民族は元朝の創始以來世界の文化に接觸してこれを吸収したので、何時までもオノン・ゴール(敖嫩河)時代の如き姿ではなかつた。彼等は文字を有し、滿洲文字は蒙古文字を母とする。蒙古人が無學無教育なたゞの遊牧民であつたと考へるのは非常な間違ひで、彼等は滿洲人よりも三四世紀も前から外國の文化を吸収した民族であつて、實に當時の先覺者であつたのである。従つて蒙古の文學は甚だ見るべきものがあり、かの宋史四百九十六卷、遼史百十六卷、金史百三十五卷の如き元朝努力の賜といはればならぬ。

清朝の蒙古民族に對してとつた愚昧政策は秦始皇帝の焚書坑儒にも比すべき悪政で、乾隆帝はその七年蒙古にありとあらゆる古書文獻を北京に沒收し、僅かに滿蒙合璧の廣論聖訓と蒙文の觀音經一卷の頒布を許したにすぎなかつた。文教維持の上から大に批議せらるべき壓制であつた。蒙古人は衰殘の餘、清朝に服従しあらゆる干渉をうけた。即ち命名、服裝、學習、娛樂及び家屋の様式に至るまで、一々禁令といふ制度の下に支配されたのである。

乾隆帝が蒙古の古文書を沒收したのは百世の遺憾である

が、學事についてはある種の機關を施設した。咸安宮の三學と稱するものこれであつた。併し普通一般の子弟を教育するのではなく、特定の階級に蒙古語、青海語、西藏語を教授した。即ち、

一、唐古特學、即ち西藏語であつて、藏文の人材を養成し、卒業後は理藩院又は西藏駐在吏員とする。

二、托忒學、即ち青海語學、専ら托忒文の人材養成を目的とし、新舊杜爾扈特族の子弟に限り選抜したが、その來學が困難なので、後には高等小學校以上の、略々托忒文に通じた蒙古八旗の子弟をも收容した。

三、咸安宮蒙古學、専ら蒙古語翻譯の人材を養成するの目的で、蒙古八旗の子弟に限り入學を許した。

以上の三學校で蒙藏の語文を教へたが、その後光緒三四年に至り更に理藩部蒙古學校を設けた。即ち蒙藏の語文翻譯に従事する人材を養成するのが目的で、學生を甲乙二班に分け、甲班は理藩部の候補人員、乙班は蒙古八旗よりほゞ蒙文に通じ、且つ漢文の心得ある者を入學せしめた。

舊制度に於ける學事の方針は右の如くであるが、民國に入りこれらは悉く廢止せられ、新設の蒙藏學校に併合された。

清朝及び民國の對蒙古文教政策は、前者があくまでこれを特別扱ひし、温室の内に外界への眼を封じたに反し、後

者が自由平等、五族協和の美名の下に、實は優勢なる漢人文化の下に邊疆種族を同化併合せんとした點に於て異なる。

二、支那領内蒙古

次に眼を轉じて内蒙古各地に於ける現在の教育施設をみるに、所謂兒童教育は頗る不徹底で、蒙人中無學者は頗る多く、眼に一丁字のないものは恐らく九九%に上るであらうと察せられる。

今日漢人の進出して縣行政の布かれてある部分には漢人子弟に對し不完全ながら教育機關があるが、それより一歩足を踏み入ると殆どさういふ施設がない。

(1) 察哈爾省

察哈爾省内には省政府の施設せる小學校と天主教關係のものが多い存し、その他西灣子、張家口、豐鎮等の漢人都市に中學校、師範學校があるが、これは主として漢人に對するものである。蒙古人に對するものとしては、例へば察哈爾左翼旗に屬する正白旗には察哈爾省立正白旗高級小學校があるが、漢人本位の教育を以て蒙古人の子弟を教化してゐる。本校は民國五年の設立であるが、その歷年教育統計總表なるものによつて大體の規模を知ることが出来る。

察省立正白旗高級小學校歷年教育統計總表

文化

年次	學生數	卒業生	教員	年豫算	備考
民國五	三五	ナシ	一	八三七元	區立國民學校時代
六	五	〃	〃	〃	〃
七	三四	〃	〃	〃	〃
八	三四	〃	〃	〃	〃
九	三五	〃	〃	〃	〃
一〇	三五	一四	〃	〃	〃
一一	三五	ナシ	〃	〃	區立初級學校時代
一二	三五	六	〃	〃	〃
一三	二八	五	〃	〃	〃
一四	三〇	一二	〃	六五一	〃
一五	二八	ナシ	〃	〃	〃
一六	三三	六	〃	〃	〃
一七	三	ナシ	〃	〃	省立初級小學校時代
一八	二六	〃	〃	〃	〃
一九	二八	七	〃	〃	〃
二〇	三三	八	〃	七〇九	〃
二一	四八	ナシ	二	二六五	省立高級小學校時代
二二	五三	〃	〃	〃	〃
二三	四五	〃	四	〃	〃

同校の兒童は蒙古人のみであるが、女生徒は收容してゐない。現在高級小學校となつてより六學年制に改められた

ので、その卒業生はまだない。尙、上級の授業時間表は左の如くで、蒙古語も教へてゐる由であるが、時間表には現

はれてゐらぬ。

星期一	第一節	第二節	第三節	第四節	第五節	第六節
星期二	記念週	國語	國民訓練	社會	勞作	音樂
星期三	算術	國語	自然	社會	美術	體育
星期四	算術	國民訓練	衛生	國語	音樂	應用文
星期五	算術	國語	自然	社會	珠算	勞作
星期六	算術	社會	牧畜	國語	應用文	體育

右に於ける國語とは勿論支那語のことであるが、校長關世綱氏(河北省出身、民國一八年着任)が現在使用の教科書として示したものは何れも中華書局の出版であつた。同時に教育標準として、民國二三年二月附を以て省主席宋哲元が告示した「人民八德須知」なるものがあるが、これによれば

- 第一要孝 孝順父母
 - 第二要弟 弟恭兄友
 - 第三要忠 實心任事
 - 第四要信 心口如一
 - 第五要禮 貌和言恭
 - 第六要義 捨己救人
 - 第七要廉 廉潔自愛
 - 第八要恥 知恥有勇
- とあり、玩味すれば面白い。

民國に於ける對蒙古教育施設の一斑は以上によつて略々知られうと思ふが、その外漢人に對するもので、蒙地に於ける教育施設としては、各地天主教會堂に附屬する小學校があり、察哈爾省内に四校を數へる。(生徒の年齢は六歳乃至十六歳)

學校名	教師		生徒	
	男	女	男	女
平定堡	六	二	一一〇	四〇
七號堂	三	二	五〇	四〇

狐狸裕	一	一	四五	四〇
頭號	一	一	二四	一五
小計	一一	六	一二九	一三五
統計	一一七		二六四	

これは勿論、傳道の手段なのであるから、學校は全然政府の補助を仰がず、一切の經費は教會自身の會計中から調辨するのであつて、教育方針の樹立、教師の任免、何れも宣教師、さかのぼつては總堂の意圖通りに處斷されてゐる。故に校長以下教員も教徒でないものはなく、彼等は公然と「教育は傳道の最善の方法である」と稱してゐる。

學校教科書としては多く中華民國所定のものを使用し、「信禮」と稱する一時間以外は教理に關係なきが如くであるが、實際はすべての時間にその注入を行ひ、朝夕は附近禮拜堂に引率して祈禱を捧げる。教室内部も各種の宗教畫を羅列して不知不識の間に宗教情操の涵養につとめてゐる。

試みに察哈爾省寶昌縣七號堂に於ける經營學校たる寶昌縣私立模範小學校の授業時間表を示せば次の通りである。
模範初級小學一三單式四二複式日課

星期一	星期二	星期三	星期四	星期五	星期六
上午 第一時 算術 第二時 國語 第三時 國語 下午 第一時 自然 第二時 衛生 第三時 唱歌	算術 國語 習字 體操 常識 社會	珠算 國語 習字 體操 常識 社會	國語 注音 符號 點數 體操 遊戯	珠算 國語 繪畫 自然 常識 社會	珠算 國語 習字 習字 衛生 音樂

習字の教材等も、例へば「我願意本村的人教認識 天主教會全信天主道理 必須依賴聖母這樣求 七號之母爲我等祈」(七號は七號堂村のこと)といふやうなものを用ひ、宗教々育としては完璧を期してゐる。

(一) 綏遠省

次に綏遠の教育事業は最近かなり整頓されて来た。先づ省立の諸校、包頭中學、集寧師範、歸綏師範、女子師範の如きは均しく擴充中であり、中山學院は工科職業學校と改めすに毛織班を設け、下半年には製革科製革毛織等を添へることに決定、總て取材は當地に於てし西北皮毛業上の改良進歩を期してゐる。

職業學校が農科職業學校に改めて後農牧兩科を分設し、牧畜科は曾つて蔣委員長より五萬元の支出を受け、中央より年三萬圓の經費を給與され、特に集寧灰騰梁地方に牧場を設け、のち冬季氣候不順のため臨時に平綏路馬蓋圖車站北一帯に移した。

牧場を設けたことにより一面綏遠の種畜を改良し、一面には職業學校學生の實習に供し規模設計共に頗る大である。

年來本省は小學校の卒業生を多數出すが、中等學校は全省に數校あるに過ぎず收容學生もまた少ない關係上、綏遠教育界の問題となつてゐたが、補習學校を起し此の程、新民補習學校が創立され成績頗る佳良である。

歸綏縣政府もまた目下一補習學校を設立せんとして、すでに積極的に準備中であるが小學卒業生の志願者多く、到

準格爾旗は奇子俊により同仁學校を創設し、危害に遇つても尙維持されてゐる。

達拉特旗は兩小學校を設け、土默特總管公署は土默特中學を經營してゐたが、經費行詰りにより停頓して久しい。僅かに土默特小學校が一あり、經營規模も頗るよい。

規模の最も大きいものは中央政治學校附設蒙藏學校で、包頭に分校を設け、目下簡易師範部及び小學校がある。

次に讎へつて察哈爾省北半の純蒙古地帯をみるに、その固有の兒童教育施設は極めて貧弱で、例へば錫林郭勒盟に於ては西蘇呢特及び西烏珠穆沁の兩王府に寺小屋式の小學校があるにすぎない。前者は、東營房と稱する兵營内に固定的な包を設けて、約二〇名の兒童を收容してゐるが、蒙文の習字のみを行ひ、寺小屋式の机を置いて、黙々とこれを書寫せしめてゐるにすぎなかつた。又西烏珠穆沁のものも同じく蒙古包内に教師一名、生徒一二名を收容し、修業年限三ヶ年間の蒙文及び漢文を教授する規定であるが、中途で歸省する者が多く、漢文を解するものは甚だ少ない。生徒は兩者とも多く協理、章京、梅倫等の子弟で、一般庶民には全然教育の機會が與へられてゐない。

併し、これを以て蒙古人の學的要求を否認するのは少しく早計である。古くは東部内蒙古の喀喇沁王貢桑諾爾布の如き、日露戰爭以前他旗に先立つて育英事業に志し、わが

底收容しきれない模様である。

故に初級中學の増設は實に綏遠教育目前の緊要事である。現状に於て綏遠の鄉村教育はなほ遠い將來の事であらう。

下半年の綏遠教育廳義務教育計畫は、全省に五百處を設立する準備中で、また鄉村教育の補助もすることになつてゐる。

義務教育經費に關して、中央はすでに十萬元を補助してゐる。省政府は再び二十萬元を計上し、教廳は法を設けて若干の缺損も辭さない模様で大約三十萬元の豫算である。

第一期は民衆義務教育促進で大約秋末には開始し、綏遠教育史上一新紀元を劃することになった。

また綏遠には元來幼稚園のないところから、幼稚園をも開設しこれを兩處に分ち、第一第二幼稚園とし綏垣新舊兩城に分設することになった。

(3) 蒙旗教育

蒙古人自身の有する教育施設は假令あつても名目だけで実績は頗る擧つて居らぬ。

例へば綏遠省境内に在ては、さきに烏拉特三公旗が包頭に三公旗小學校を設立し、綏遠蒙旗教育に先鞭をつけたが、主事者賀級三氏が亡き後は學校經營が停頓してしまつた。

河原操子女史、鳥居龍藏博士夫妻、伊藤少佐等を招いて、崇正小學校、毓正女學堂、守正武學堂を開設した先例もあり、現に錫林郭勒盟東阿哈巴那爾旗の首腦部の如きは「蒙古人は學問がないから衣服から調度まで支那人に頼らねばならぬ。是非日本の手で一日も早く教育して貰ひたい。それも純日本式の教育がよい。優秀な者はドシ／＼貴國へ留學もさせたい」と頗る熱心である。

財團法人善隣協會は昭和九年にこの地方の工作を開始して以來、専ら人畜の診療その他に當つてゐたが、蒙古人の日本式教育に對する要望が日に盛んとなり、遂に黙し難く、昭和十年度より教育工作を開始し、先づ第一期計畫として錫盟東阿哈那爾旗貝子廟附近に錫盟第一初級學校を開設し内地より專任の校長を派遣し、この下に日蒙兩人の教師三名を配して、昭和十年十月より授業を開始した。蒙古人の歡迎期待は頗る大きく、續々入學希望者があるが、錫盟々長索王より各旗に牒して、每期優秀生四名を入學せしむることとし、現在では四十名の生徒を收容してゐる。年齢は十歳乃至二十四歳、教科書は一切善隣協會編纂のものを使用し、規定の教育を終つて、優秀なるものはドシ／＼滿洲國若くは日本に留學せしむることとなつてゐる。

尙第二期計畫としては、昭和十一年度同盟西蘇呢特旗に高等小學校を設ける筈で、目下建設に着手し、専任校長

類の傾向を助長強化す

へ、同民族内に於て特種族互に排し相闘ふが如き舊來の幣風を速かに除去し種族融和相互に發展せしむト、蘇聯邦の状況を説明し其の實力を知らしめ恐蘇觀念を除去す

チ、直感性に鋭く好奇心に富む習性を利用し教材を整備し實物本位に指導體驗せしめ自覺自習の風を獎勵し蒙古人の缺點たる怠惰性を矯む

リ、秀才教育に留意す

ス、迷信打破に努力すべきも信仰心を害せざる如くす四、既述せる本校の特色を發揮し且つ前項注意事項を達成する爲め概ね左の如く教育實施す

(イ) 術科教育及訓育は主として中隊附軍官之れに任す

(ロ) 學科教育は囑託教官主として其の任に當り且つ其の受持班を卒業迄變更することなし

(ハ) 生徒隊を十名毎に班別し之れに互選による什長を置く

(ニ) 毎朝校旗掲揚式及特設せる佛に對する讀經・禮拜及び民族振興體操を行はしむ就寝前も亦同し

(ホ) 給仕・修行すべて教育指導を主目的とす

五、教育課程(省略)

六、日課時限表(省略)

七、期別及試験 本校生徒の修業年限は二個年にして第一學年、第二學年に區分し第一學年生徒は毎年七月一日に入校し翌々年六月末卒業す、生徒は卒業後興安省各警備軍に配屬せられ若干月見習士官の勤務に服したる後陸軍騎兵少尉に任官するものなり、卒業の際状況により文官として勤務に就くものあり、各學年共一年を前後期の二期に區分し七月一日より十二月末迄を前期とし一月始めより六月末迄を後期とす、試験及其の審査は考査試験並に成績審査規定により之を行ふ、即ち重要な試験を示せば期末・學末・卒業の三とす

その他蒙政部に於ては昭和十年九月より興安南省王爺廟に實業教育を主とする興安學院を開設し、又新京に於ては同様の目的を以て有志相集り、蒙古實務學校が開かれてゐる。

四、外蒙古

又國內蒙古人にして各地中學校、師範學校に在籍し、或は日本に留學しあるものも少くない。

活佛の上諭によつて、少くとも一旗につき一つの小學校を開設する事となり、數十名の少年はイルクーツク及びトロイツコフスクの中學校に留學したが、獨立政府の宣傳もその效なく蒙古民衆の教育に對する熱は冷めて、留學生は中途にして留學を中止歸國し、又經費の不足と就學兒童の不足から、國內の小學校は閉校するの止むなき状態となつた。

外蒙古國民政府が組織されるや、憲法第三條の蒙古勤勞民の權利宣言に於いて、

「勤勞民ノ知識ヲ得ベキ途ヲ保障セシメンガタメ、外蒙古國民共和國ハ勤勞民衆ノタメニ完全ナル各方面ニ涉レル無料教育ヲ組織スルヲ任務トス。」

と聲明せる程にして、現在相當數の學校が設定せられてゐるが、財政及び教育者の不足から學校の經營に非常な困難を感じてゐる模様である。

一九二一年十月三日庫倫に内務省附屬の小學校が建設され、一九二四年三月以降政府は賈買城、ウリヤスタイ、コプト、アルタンブラツク、ハツフイル、喀爾喀四アイマクの中心及びシャビ管區に小學校を開設した。政府の學校建設案に依ると、大きな旗に於ては兒童三十名に對し一校、小さい旗では經費の都合で他の旗と聯合して學校を建設することゝなつてゐる。校舍は殆んど蒙古包で、本建築とな

つてゐるものは庫倫、賈買城、ツエツエリク、マンダリ、ウリヤスタイ及びハンヘンテイに在るものだけである。

中等學校は庫倫に一校在るだけで、同校は教員十八名、生徒約百名である。専門學校としては庫倫に人民大學があるが、一九二五年改正せられ「ゴオハラトル」教員及び司法官養成所となり、修業年限は一年、學生は百名で、普通學修了後その特徴に依り専門部に入れ一ケ年間修業せしめる事になつてゐた。

一九二六年は外蒙古に於ける兒童教育に一大發展をなした年次であつて、同年三月十九日小學校令を制定し、之に依り國民教育を普及せしむると共に政治教育を加味することとし、教育施設の効果を検討する爲め教員をして其教育状況を報告せしめ文相「バツツ、ハン」を獨逸に遣はし、教材を購せしめ又國民教育十年計畫を編成した。其後學校を開設し教員生徒の數は増加したが、學校數及生徒數は政府及黨の政策又は其他の状況に依つて年に依り増減あり、一九三〇年の如きは左派の政權に依り大に膨脹した。殊に文盲退治の方面に於て甚だしい。

今最近に於ける學校其他の教育機關、學生教師等數示すれば次の如くである。

小學校	一九三〇年	一九三三年	一九三四年
	一一一	五九	五九

生徒	五、九五〇	三、一二五	三、一二五
教師	二二一	一二七	一二七
中學校	一一	五	五
生徒	八二五	六〇〇	六〇〇
教員	三六	三四	三二
幼稚園	一	四	四
兒童	三〇	一二五	一二五
教員	四	一一	一三
文盲係教師	不明	六七	七〇
被教育文盲者	一〇〇〇〇	七二〇〇	八七五〇
俱樂部	不明	一八	一八
赤包	不明	二六	一五
巡回キネマ	不明	二八	二一
右三項巡業員	一〇〇	七五	
師範學校	一	一	
生徒	三〇〇	二五〇	
教師	二二	二一	
勞働大學附屬豫備校	一	一	
生徒	一〇〇	一五〇	
教師	五	五	

教育費中央地方共三、一〇〇、〇〇〇(30年)
一、八九五、三五四(33年)、二、一九一、一四〇(34年)

次に外蒙古の學校に於いて用ひられてゐる教科書は、多くソ聯の教科書を翻譯したものである。上述の如く外蒙古では次第に教育は普及されつゝあるが此の遅れたる文化の向上の爲めに外蒙古から派遣されてゐる外國留學生は主としてソ聯、ドイツ、フランス等に送られて居り、就中外蒙古は、ソ聯との政治經濟上の關係が密接となつた爲め、ロシア語通譯の必要を感じ、レニングラードの實用東方語學校に主として留學させてゐる模様である。

然し之等教育を受けてゐる者は主として貴族階級に限られ、一般にはなかく普及するに至つてゐない。教育狀態を人口の上から見れば、外蒙古人中、読み書きの出来る人間の數は、

年 度	読み書きの出来る數	全人口に對する割合
一九二六年	三〇、五七三	四・四七%
一九二七年	二九、〇一五	四・一五%
一九二八年	三四、一四八	四・八〇%

となつて居り、極めて低率で、一九三二年現在に於ては政府機關内に在ても、完全な文盲者の割合は二七%、保健衛生事務に携はれるもの一四%、農業牧畜委員會従業員二五%、經濟的施設企業勞務者四二%に達してゐた。然しこのパーセンテージは、ソ聯の指導影響下に漸次向上の途を

辿つてゐる事は推察するに難くない。

(後藤富男)

五、ブリヤート蒙古

(1) 舊時代の文化程度と喇嘛

革命以前のブリヤート蒙古に於ける教育、文化程度は至つて低く、例へば一八九七年、イルクルツク縣に於けるブリヤート蒙古人の教育は、全人口の僅か五・二%、ザバイカル州では八・四%に過ぎなかつた。而も其の大部分は喇嘛僧であり、一般ブリヤート人の與り知らぬところだったのである。一九〇八年、アギンスキー・アイマクには二年級制より成る唯一の小學校があり、男子九十七人、女子二十一人、合計百十八人の學生を收容したが、これを同アイマク内學齡兒童總數につき百分率を取ると、僅に男子一・五%、女子〇・五%と言ふ貧弱な状態であつた。然し其の反面には、キリスト教、喇嘛教、シャーマン教等の宗教制度が鞏固であり、此等宗教が一般の文化的機關となつて居た。一八九七年當時は五十四のキリスト教傳道所があり、住民は稍もすれば強制的にキリスト教に改宗を強ひられた。他方ザバイカル地方ブリヤート蒙古人間には、四十四の大喇嘛廟があり、一萬五千人近くの喇嘛僧を擁して居た。同年ザバイカル地方のブリヤート人總數は十七萬九千四百

八十名、其の戸數二萬二千八百八十六であつたから、十二人に喇嘛僧一人の割であり、更に二戸毎に喇嘛一人と云ふ率である。かほどに僧侶の多い處は、西藏や蒙古本部でも見當らない。と言はれる。

ブリヤート蒙古でも、西藏や蒙古と同様、喇嘛が最高唯一の智識層であり、殆ど一手に民族的教育を掌握したのであるから、唯に斯く多數の喇嘛が、非生産的存在であつたばかりでなくアラト(大衆)の智識的向上をも阻止するこゝとなつたのである。従つてソウエト聯邦中、宗教々育撲滅問題で、最大の困難に逢着したのは、實にブリヤート・モンゴルであつたとされて居る。(ヘ・トグミトフ、一五二頁)

(2) ブリヤート人の讀書能力

ブリヤート人の読み書きし得る能力(グラモートノース)は、革命以前は全ブリヤート人口の七分に過ぎず、殆ど問題とならなかつたが、共和國建設以來、政府の普通教育振興方針が、漸次效を奏して、讀書力は顯著に向上した。共和國建設年度、及び其の前三年を平均した一九二〇―二三年間の平均讀書力は、八歳以上の者につき僅か一割五分餘に過ぎなかつたが、十年後の一九三四年には、七割二分に向上するに至つた。これは男女平均の百分率で、男子

だけなら更に好率を示す筈である。今やブリヤート人の文盲(ニエグラモートノースチ)乃至準文盲(マールログラモートノースチ)は、殆ど克服されたと言つても、差支へなからう。左に八歳以上の讀書力につき、百分率表を掲げる。(善隣協會、三九頁、ベ・トゲミトフ、一二六頁)

年 度	共和國内各民族			ブリヤート蒙古人	
	男	女	平均	男	女
一九二〇	三四・二%	八・八%	二一・七%	三三・九%	四・三%
一九二二	三四・二%	八・八%	二一・七%	三三・九%	四・三%
一九二六	五〇・六%	一七・三%	三四・〇%	四三・九%	二〇・九%
一九三一	六四・七%	三四・五%	四九・七%	五七・〇%	三〇・九%
一九三三	七九・一%	一九・九%	六五・三%	七三・八%	四八・一%
一九三四	—	—	—	—	—

ブリヤート蒙古人の讀書力が、一九三四年に七二%と言ふのは、八歳以上の者について言つたので、十六歳以上五十歳迄に限度して統計を取ると、一九三四年既に八二%に達して居る。

(3) 初等教育の全面的普及

帝政時代の學校は、殆ど總て喇嘛教、キリスト教等の宗

教學校であつたが、ソウエト革命實現後、ソウエト當局が一般教育の普及に努力した結果、一九二二—二四年度のブリヤート・モンゴル建設當時は、初等學校四百八十五校、其の收容兒童二萬人、全學齡兒童に對する收容率は二六・九%、ブリヤート子弟の收容率は二七・一%に達した。第一次五ヶ年計畫開始當時の一九二七—二八年度には、就學兒童數三萬四千七百六十人、學齡兒童に對する百分率は四一%となつた。就學兒童數中ブリヤート人は一萬一千九百四十人で、其の割合は約三分の一である。第二次五ヶ年計畫當初の一九三三—三四年度には、就學兒童數六萬六千七百九十人、學齡兒童に對する百分率は九七・五%に向上した。初等教育も全般的に普及したと言へる。此の中ブリヤート人は二萬八千七百四十人で、就學兒童全數に對する百分率は四三・四%に向上して居る。學校數も一九二三—二四年度の四百八十五から、十年後の一九三三—三四年度には一倍半以上の七百九十三校に達した。普通教育普及率のテムボでは、ブリヤート・モンゴル自治共和國は、ロシア社會主義聯邦ソグヰエト共和國內で、他の自治共和國及び州(オーブラスチ)中第四位を占め、更に他の地方(クライ)と比べれば殆ど第一位で、僅に極東地方(ダリネグオスト・チマイ・クライ)に一籌を輸するだけである。(ベ・トゲミトフ、一五二頁)

年 度	學校數	就學兒童數	全學齡兒童に對する就學率	就學兒童中ブリヤート人
一九二二—二四	四三五	一〇,〇〇〇	二六・九%	—
一九二七—二八	—	三四,七六〇	四一・〇%	一一,九四〇
一九三三	七一一	六三,〇〇〇	九四・二%	—
一九三三—三四	七九三	六六,七九〇	九七・五%	二八,七四〇

ブリヤート子弟の教育上、ソ聯當局の取つた政策で注意を要するのは、教育方式の「根元化」(コレニツアツィア)である。即ち出来るだけブリヤート蒙古人の教師を養成し、其の素質向上を圖り、ブリヤート語を以て子弟を教育するものである。一九二八—二九年當時は、初等學校の授業は、まだ三割まではロシア語で行はれて居たが、一九三三—三四年度には、全部完全に母語で教授出来るやうになつた。

(4) 中・高等專門學校、職業教育、文化施設

中等學校は共和國建設當初は、二年級の學校十二校、生徒數千七百名、其の中ブリヤート人生徒は三分の一の三百六十九名に過ぎなかつたが、技數年の間、此の方面も著し

い進展を示し、一九三〇—三一年には、中等學校數四十四、收容學生數七千八百九十名に達した。此の間年級も逐次増加された。一九三二—三三年には、ホルホイズ青年學校六十一校、七年制度學校十四校、收容學生數九千五百二十名に達した。(此の外に高等小學程度の第一コンツェントル收容學生三千五百六十名がある)此の中ブリヤート人學生は四五・七%を占めた。更に一九三三—三四年度に至つて、學校數は八十二、學生數は殆ど一千に近い九千九百六十名に増加した。五年制度學校の點で言へば、ロシア社會主義聯邦ソグヰエト共和國全二十五地方、州、及び共和國中第九位を占めて居る。ブリヤート子弟に對して、母語による授業も、着々と行はれて居る。(以上ベ・トゲミトフ、一五二頁、善隣協會、四一—四二頁)次に高等教育乃至專門教育は、第一次五ヶ年計畫の終期、第二次五ヶ年計畫の始期である一九三二—三三年頃から、急速な發達を見せるに至つた。これは諸般の經濟産業の施設や計畫、及び其の發達と相關的關係があり、所謂幹部(カイドルイ)の養成と言ふことが、高等專門教育の目標となつたのである。一九三三年度の高等專門教育機關を一覽表で示すと次の通りである。(善隣協會、四四頁参照)

種 類	學校數	生徒總數	アリヤ人の總數に對する%
高等專門教育機關 — 高等專門學校 — 高等專門養成學校 — 高等專門化學學校	三	三、五八	二八・三六七%
工業學校	一四	一、二四四	六二・九五〇・五%
工場學校	三	五七五	一九・三三・六%
勞働技術學校	一	五八	二四・四〇・一%
工場學校式の學校	四	二九六	一三・四五・〇%
勞働者養成所	八	八六五	五七・六六・七%
ソウエート黨學校	三	二五九	一八・七〇・〇%
總 計	三六	三、六五五	二、〇一九・五・三%

一九三三—三四年度になつて、高等教員養成學校、家畜專門學校及び高等化學學校の三高等專門教育機關(アーツ)收容學生數は、前年度の三百五十八名より、更に百餘名増加して、四百六十五名となり、アリヤート人も其の八割を占めるに至つた。此の外八個の勞働者養成所(ラプファク)

は殆どアリヤート人のためであり、更に技術學校(テヒニクチーム)も九校に増加し、これ亦アリヤート人に對し、中等程度の職業教育、例へば農業、醫藥、組合、その他諸般の實業教育、乃至普通教育の養成等に當つて居る。此等高等教育又は專門教育機關の總收容學生數も、前年度總數三千六百五十五人に比し、一九三三—三四年度は、更に三千八百八十三名に増加した。其の後も漸次増加の一途を辿りつゝあるが、此の外アリヤート子弟の專門知識向上につき注意を要するのは、現在千名近くのアリヤート人が、モスクワ、レニングラード、イルクーツク其の他の都市に於ける高等專門學校、又は中等職業學校に學んで居ることである。

一般文化施設並に政治教育機關も、漸次増加の傾向に在る。一九三三年には始めて國立劇場が開設された。アリヤートの作家、藝術家の手になる作品が、社會主義的建設をテーマに、次々と此の劇場で上演せられることとなつた。「吼る支那」等のソウエート作品も上演された。革命前は藝術は喇嘛の獨占であり、演劇、音樂總て宗教的色彩と、宗教的内容を盛つたものであつたが、ソウエート・アリヤートとなるに及んで、質的に、内容的に根本的變革を遂げることとなつた。(ベ・トグミトフ、一二六頁及び一二八頁)

種 類	一九二三年	一九二七年	一九三四年
社會文化院	八	一一	一六
農村圖書館	四三	八七	一四五
移動活動寫眞館	—	一九	一一〇
アリヤートの家 赤いユールタ (蒙古包)	—	—	三五

(5) 文字のラテン化とモスクワ會議

ソウエート當局は、アリヤート蒙古人の母國字である蒙古文字を以て、文化的用具として不適當であるとし、アリヤート文字のラテン化を斷行した。尤もこれはアリヤート蒙古に限らず、東方諸民族の各土語につき行つたところで、此等民族の代表者が、ソウエート當局の指導下に、始めて集團的に此の問題を取扱つたのは、一九三一年一月十日から十七日に亘り、モスクワで開かれた蒙古民族會議に於てである。此の會議でアリヤート・モンゴル自治共和國、蒙古人民共和國、及びカルマク自治州の諸代表が參集し、これにソウエート聯邦並にロシア社會主義聯邦ソウエート共

和國の中央代表が參加して、ラテン化問題につき協議した。就中問題となつたのは、ラテン化のための新アルファベット、蒙古諸民族間アルファベットの統一、新文化語への移行、單一な綴字法並に科學的術語の作成、及び出版事業計畫等々であつた。尤もラテン化問題については、既にそれ迄地方的に會議なり、運動なりが進められて居たのであるが、此等の問題は統一の解決を必要とするとの見地より、蒙古人民共和國及びトゥヴァ(禿巴)人民共和國十年記念に當る一九三一年を期して、モスクワ會議開催の運びとなつたのである。

統一アルファベットの作成については、大體理論として、異議ないところであつたが、各國、各地方の地方色は容易に清算しきれぬものでなく、問題の統一と言ふことについては、結局モスクワ會議は、必ずしも上首尾な成果に到達し得なかつた。アリヤート・モンゴルに關する部分を中心として、會議の結果を綜合すれば、次の通りである。

- 一、アリヤート蒙古では、既に數年來トルコ流アルファベット、歐式アルファベット等々、順次試用して居たが、モスクワ會議席上、多少の變更を加へた上で、統一ラテン・アルファベットを使用することを承知した。
- 二、アリヤート蒙古は、特殊のアリヤート方言を除き、新文學語としては喀爾喀語を採用することとした。

III 社會

一、社會制度

モルガンは氏族制度を、古代社會組織の普遍的な基礎形態とし、人類の制度中最古の、且つ尤も普及した制度の一と云つたが、『古代社會』邦譯上巻九九頁参照)、十二世紀に於ける蒙古民族の社會組織も、正にこの氏族制度を基礎形態とした。ウラザミルツォフ教授は當代社會を簡明に分析して、大要次の如く述べてゐる。彼等は氏族(Omnuk)に分れて生活し、これは更に副氏族「骨」(Yasan)に區分された。が時として數氏族が一部族に聯合して邦(III)を形成した。斯かる聯合は種々な原因で實現され、形態もこれとひとしく多様であつた。これは卓越した戦帥に因り、或は何等かの理由で異常な權勢を得て、數氏族乃至種族を政治的單一體に結合しえた一氏族に因つて實行された。或は又緊密な氏族が部族的聯合を形成したが、これは必然的に一定の政治形態をとらなかつた。親縁意識、方言の一致、共通な傳承と制度とは、一氏族にとり、自體はより大きい一部族單位の一員と意識せしむるに充分であつた。氏族の部族(Dula)或は部族聯合(DU)に對する關係は、各個成員、家族即ち「骨」の氏族に對する關係に同じかつた。

氏族並に部族は主要な二支派に分れてゐた。草原の游牧者と森林の狩獵者とがこれである。二分派は同一の蒙古語方言を語り、主として其の生活様式及び文化水準とで互に相異してゐた。凡てかゝる部族は共通起源の意識は有してなかつたもの、様である。彼等は自らを一民族とは思惟せず、共通の種の名稱を有しなかつた。個々の氏族——特に游牧氏族——は概して貴族的家族をその頭首に戴き、この家族の身分中から、夫々の指導者がバガトル、セチェン、ビルゲ、タイナ、ノヤンの如き稱號を以て現れた。部族又は他の部族聯合の指導者はハン或はカガンと呼ばれた。古い貴族的家系のゆゑに著聞した氏族は容易に新しい氏族と骨とに分派した。それは指導者(バガトルとノヤン)が、草原の廣大な地域に別個の獨立した放牧地を所有しようとなつたからである。蒙古游牧貴族の一大目的、バガトルやノヤンの貴族的氏族の一大目的は良好な放牧地(Dituk, トルコ語 DITUK)を見出し、凡ゆる労働部門に使役すべき奴隷と家臣とを多數獲得することであつた。

森林の民(Oi-Yin Tegen)の間では貴族制は餘り卓逸した役割は演じなかつたらしい。屢々その頭首として精靈と交謀すると稱されたシャマン、巫術者を推戴した。同時に一氏族又は部族の指導者であつたシャマンはベキ(Obzi, 別)なる稱號を帯びた。然し草原貴族員も往々之を有してゐた。

支配階級には貴族あり、その下にアラット(arin)或は古代トルコ語でハラチュ(Barachnu)と呼ばれる平民と奴隷(Bogut)とが居つた(「チンギス汗傳」四頁一頁参照)。そしてモルガンの曰ふ古代社會の大特徴たる統治機關としての氏・部族會議(クリルタイ)が存在した。

抑々氏族制度は二つの基本的定型、父權制度及び母權制とそしてその多様な變形をなして現れるものであるが、蒙古古代社會は前者即ち父權制の範疇に屬するけれども、慣習法中には幾多の母權制の痕迹を認めうる點からして、リヤザノフスキ教授は「蒙古人に於ける社會關係の最初の形態は、今日の父權的氏族制ではなく、父權的氏族制を混へた母權制であつて、この父權的氏族制が益々發展して行つたものであることを知りえたのである」と結論されてゐる(リヤザノフスキ著「蒙古慣習法の研究」四四九頁)。

以上古代蒙古社會に對比するものとして現代の旗(蒙文語(Chogien)に就いて知らねばならぬ。清朝治下の滿洲族制とは峻別さるべき此の「旗」は最小な社會單位であり氏族集團に近似し、本來土地の概念を包含せず、王公と其の部下との人的・從屬支配の關係を表す概念である。尤も後には清朝がホシヨの「雪達磨的併合過程と、微少單位に分裂する反動過程を阻止する地域強調、此の嚴正な統制」(ラチモリア著「滿洲に於ける蒙古人」二七頁)の結果、新後藤富男氏譯

に地域的觀念が生ずるに至つたけれども。

このホシヨが「部」(aimak)構成の單位で、「一つのホシヨよりなることもあるし、數個のホシヨを包含することもある。又後者の場合には各ホシヨは隣接してゐることもあり、相當離隔して居ることもある」(ラ著「前掲譯者一二三頁」)。此の「部」が更に聯合擴大して「國」(ulus)となるのである。外に行政的範疇として「蒙人の種族的紐帶を弱めるために」清朝の創造した「盟」(Oigolban)があるが、(盟・部の行政的機能に就いては茲で論ずる限りでないから、清朝制度の項に就いて看らねば)、要するに現代蒙古社會の基本的・種族的單位としてのホシヨは古代の氏族集團に對比するものである。

そして此の最小單位を構成する社會——家族は、游牧的父權的氏族關係に規定せられる。實にリヤザノフスキ教授の指摘した通り「蒙古人、アリヤイト人及びカルミユク人の蒙古法は、その基本的な部分において、父權的氏族關係の一定した構成體型を現してゐる。蒙古諸部族のみが唯一の游牧的父權的民族文化の代表者ではないが、彼等においてこれはこれが明瞭に現れ、立派に保存されてゐるのである」(前掲書、四〇〇頁)とて、各氏族について詳に例證し、その最もよく顯現してゐる點を敘べ、「蒙古オイト法典によれば、血統はたゞ男系のみにより定められる。アリヤ

ト慣習においても同様であつて、男系による氏族員は婚姻を禁ぜられ、女系によるそれは全く考慮されない。カルミユク法によつても、血統はたゞ男系によつてのみ定められ、母の系統による血統は婚姻を阻害しない。(同書四一〇頁)然し母権制原理の痕跡あることは已に一言したが後に更に詳説する。

ウラヂミルツォフ教授は、蒙古が部族制社會から封建制社會に變移したと考へたやうであるが、封建制社會と觀るには薄弱に過ぎ又部族制社會たるを全面的に肯定することゝ出来ない。この特異な社會を解明するためには、財産制度、家族制度を更に深く掘下げねばならぬだらう。

(1) 家族制度

ボズドニエフ教授は云ふ「蒙古人の氏族社會の原始的な形態は、疑もなく三親等乃至四親等(伯父より曾孫に至る)の互に血縁を以て結ばれた個人の構成する一種獨得の家族であつた。この家族の首長は家族員一同の尊崇を受け、個々の家族員及び一切の血縁者を支配し、これらの者も亦この家長に服従しなければならぬ。家長はその息子に妻帯させ、自己のユルトの右に當る西側に順次新しい天幕を持たせる。同じく、成長した娘にも別々のユルトを自己のユルトの左に當る東側へ作つてやる。遠い血縁の者のユルトも亦彼の作つて與へるところである。かくの如くにしてユルトの一團が出来る。これがホトンであつて、その中心には「主たる」ユルト(オールド)と呼ばれる家長のユルトが立つてゐるのである。オールドの中には家族全體の爐があり、家族全體の世帯が保たれる。これに反し、他のユルトには獨立した爐がなく「ホチ」と呼ばれてゐた。成長して妻帯した息子は兩親及び兄弟より分離し、自己の爐を設け、自己のホトンを創立することが出来る。そこでは彼が同じやうに家長となり、自己に所屬する若い家族員及び召使を支配する。蒙古人の全種族は以上の如くにして親疎様々の血縁關係の者が結合して出来たものである(リヤザノフスキ著「蒙古慣習法の研究」四〇一頁 所引、ボズドニエフ——「蒙古及び蒙古人」第三卷)。これは簡明に蒙古の家族構成を敘述したものであるが、家族内部關係に於いては、われ／＼は親權の強大なのを知るが、嘗て享有したやうに生殺與奪の權 Jus vitae necis は今日見られず、決して專制的ではなくして、家族は法の保護内に在り、マイスキ、ベトリ諸家の研究によつても「相互の寛容、子供に對する兩親の配慮等」が貫いてゐることを知る(リヤザノフスキ)。

次に家族構成の基本形態たる婚姻制に就いて一瞥しよう。

(1) 彼等の間には族外婚(Exogamy)——同一血族間の成員は相互に婚姻することが出来ない制度——が存在した。この起源は母権制に求むべきものだらうが、この基本的な特徴は最近迄残存され、オイラート族にも將又、ブリヤート・カルミユク族間にも保存され、男系による親族は婚姻することが出来ない。

(2) 次に近親即ち兄弟の一群が妻を共有する事實に由来する嫂婚制(Lewirate)——これは群婚制の殘滓である——があつた。嫂婚制とは父死すればその子が、兄死すればその弟が寡婦を娶る風習で、既に「秘史」にもみえ、ブランカルビニ、マルコホーロ、ルブルク、リコルト諸家の紀行に見ゆるが——これは匈奴突厥の風習で、チンギス汗の後年には、佛教の影響により蒙古人間には消滅したとバルトルドはデユアイニの著を引いてのべてゐるが「蒙古侵入時代迄のトゥルケスタン」参照)それは誤である——今日大分緩和されてはゐるが、ブリヤート慣習法の中に認められるのである。

(3) 一夫多妻制(Polygamy)

この根據も亦群婚に求むべきものであらうが、父權制時代に適應するもので、社會的經濟的理由に基くものであるが、一般に蒙古人は一夫多妻制と解されてゐる。古代に於いてはカルビニの記述に見られるが、チンギス汗の「ヤッ

サ」中には一人を正妻(主婦)とし、祖先の祭の参加者、爐火の守護者とし、他の妻を妾とし身分上の相異を規定してゐたことによつて、一夫多妻制から一夫一婦制に移行する過程の行はれたことを知る。現代蒙古親族法上普通の制度であるが、マイスキは現代に於いては多妻は稀に見る所といふ。ブリヤート人間にも存することは存するが、すでに廣く行はれなくなつてゐるといはれてゐる。

更に婚姻儀禮を通じての古代婚姻形態を考へよう。(a)掠奪婚の遺習ともみるべきものがルブルクの報告に掲げてあるが、之は現代ブリヤート人間に尙ほ殘存してゐる。(b)又賣買婚が嘗て存在したことはブランク・カルビニに「兩親から全く高價に婦女を購ふ」といひ、ルブルクのにも「人が娘を購ふ迄手許に養ふ」といひ、リコルトの報告にも「婦人は購はれて妻となり、従つて單にその夫の財産たるのみならず、又全家族の財産となる」とあり、その代價をカリム(Kalym)と呼ぶといふ。これはブリヤート法に尙ほ見られる所である。(c)ブリヤート法には「相互婚」(南ブリヤート人は anda 相互婚といひ、北ブリヤート人は「交換婚」といふ)がある。「これは二人の父親の二組の子供が、例へば前者の息子と後者の娘、又はその反對に、互に花嫁となり、花嫁となる婚姻である」(リヤザノフスキ前掲書四二五頁)。更に(d)婚資なき者が勞働力を提供して花嫁

を獲る風習が存在する。これは古くから行はれ、本邦にも見られた風習であるが、ブリヤート、法典中にも發見される。(e)その他「秘史」にみゆるインヂ *Эңи* の語——花嫁に扈從してゆく男女(従つて婚家の財産となる)——やオイラート法典に規定された「子なき妻は旅客の宿泊を拒絶しえない」遇客婚(これはブリヤート族にも存在するといふ)等に就いて語るべきことは多い。が以上の諸形態を有する蒙古人の婚姻は嘗ては婚姻當事者の自由意思により決定されずして、これは全家族的のこと、全氏族の公事と見做され、他氏族と長期の婚姻契約をなし(古き一例として、モンゴル氏族とオンギラツト氏族との如き)或は婚費は氏族共同支辨であつたこと(カルマツク法及びオイラート法を看よ)などは注意すべき一事である。今日は單に兩親の同意をうるか、若し兩親なき時は親戚中の長者の同意を得れば事足りるのである。

(c) 財産制度

蒙古社會の現段階が、部族制を完全に揚棄した純封建制社會であるかどうかは、曖昧模糊としてゐるが、これはこの社會のもつ財産制度の特質に基因する。動産私有は夙くから發達し、この民族が史上に浮かび出た十二世紀に於いては、家畜を主財とする富を私有し、高度の奴隸制度が餘

剩價值を齎した社會であつたが、不動産——土地の所有關係は、彼等が游牧制を放棄せず、今日迄存続し來つたために、「共有」の域を脱せず、私有の觀念は知られてゐない。然し漢人の移住開墾の地方は、この所有關係は一見「封建的」に變質してゐる如く見えるが、嚴密には決して左様でない。先づ明白な動産所有から説かう。

私有財産の起源に就いては、グイノグラドフは先占、労働、支配を原始的の所有の三形態とし(著「慣習と權利」邦譯八九頁)、エンゲルスは、まづ男女兩性間の分業、ついで一社會群に於ける分業の中に、所有權の發生を覓め(「家族・私有財産及國家の起源」邦譯二一七—一九頁参照)、コロンフスキ亦然りである。我々はかゝる學說を一々検討する暇がないが、リヤザノフスキ教授は蒙古慣習法はエンゲルス・コロンフスキの説を肯定すべき材料を提供するものとして、ブリヤート法・オイラート法を擧げてゐる。何れにせ、然らばこの私有財産の相續規定は如何なるものだらうか。古代にあつては末子相續であつたことは、諸書に明證のある所で、今更にマルコ・ボロロが「長子相續」と誤り傳へたことを指摘する迄もない。チンギス・ハンの「ヤサ」の中にも「妾より得たる子は適法にして、父の定むる所に従ひ、相當の相續分を受く。財産の分配は次の原則になる。年長の者は年少の者よりも多く得。末弟は父の家督

も亦一部をなした。こゝにも相續人は息子であり、父が生前財産を分配する時は、兄は弟より多くを受け、娘は之に與らぬが、婚費は相續人により支辨される。夫の死後男子なく娘のみの時寡婦は、舊法に従ひ、その親族に財産と共に返される。ラマ僧は僧籍を去ることなくして相續するをえない。

土地所有に就いて、人は屢ギールケの次の語を引用する。「游牧民は、眞の土地所有權といふものを理解しない。空氣や海が我々に對すると同様に、土地は、彼等に取て何等の價値を有しない」と。レピンスキは更にガムプロウイッチの「游牧民群が、その各員に依つて占有(寧ろ定住)せられた土地に對する關係に於いて持つと想像せられる所の此の共同所有は、實際に於いては所有權ではなくして、單に土地の共同使用に過ぎない」といへるを引用してゐる。(レピンスキ著「財産起源論」邦譯二五頁)。洵に蒙古社會では土地の所有權は存在せず、従つて封建社會構成の主要因子を缺いてゐると稱して宜しからう。しかしブリヤート人間には土地所有の萌芽を見出す。主要産業たる牧畜から部分的ながら農業へ移行しつゝあるため、開墾の目的で勞働力を加へた土地の私有、家畜の繁殖に基因して柵を設定した地域の私有森林私有等種々の形式があるが、その所有は決定的な強固のものではなく、區劃の柵を取拂つて、他の土

も亦一部をなした。こゝにも相續人は息子であり、父が生前財産を分配する時は、兄は弟より多くを受け、娘は之に與らぬが、婚費は相續人により支辨される。夫の死後男子なく娘のみの時寡婦は、舊法に従ひ、その親族に財産と共に返される。ラマ僧は僧籍を去ることなくして相續するをえない。

土地所有に就いて、人は屢ギールケの次の語を引用する。「游牧民は、眞の土地所有權といふものを理解しない。空氣や海が我々に對すると同様に、土地は、彼等に取て何等の價値を有しない」と。レピンスキは更にガムプロウイッチの「游牧民群が、その各員に依つて占有(寧ろ定住)せられた土地に對する關係に於いて持つと想像せられる所の此の共同所有は、實際に於いては所有權ではなくして、單に土地の共同使用に過ぎない」といへるを引用してゐる。(レピンスキ著「財産起源論」邦譯二五頁)。洵に蒙古社會では土地の所有權は存在せず、従つて封建社會構成の主要因子を缺いてゐると稱して宜しからう。しかしブリヤート人間には土地所有の萌芽を見出す。主要産業たる牧畜から部分的ながら農業へ移行しつゝあるため、開墾の目的で勞働力を加へた土地の私有、家畜の繁殖に基因して柵を設定した地域の私有森林私有等種々の形式があるが、その所有は決定的な強固のものではなく、區劃の柵を取拂つて、他の土

も亦一部をなした。こゝにも相續人は息子であり、父が生前財産を分配する時は、兄は弟より多くを受け、娘は之に與らぬが、婚費は相續人により支辨される。夫の死後男子なく娘のみの時寡婦は、舊法に従ひ、その親族に財産と共に返される。ラマ僧は僧籍を去ることなくして相續するをえない。

土地所有に就いて、人は屢ギールケの次の語を引用する。「游牧民は、眞の土地所有權といふものを理解しない。空氣や海が我々に對すると同様に、土地は、彼等に取て何等の價値を有しない」と。レピンスキは更にガムプロウイッチの「游牧民群が、その各員に依つて占有(寧ろ定住)せられた土地に對する關係に於いて持つと想像せられる所の此の共同所有は、實際に於いては所有權ではなくして、單に土地の共同使用に過ぎない」といへるを引用してゐる。(レピンスキ著「財産起源論」邦譯二五頁)。洵に蒙古社會では土地の所有權は存在せず、従つて封建社會構成の主要因子を缺いてゐると稱して宜しからう。しかしブリヤート人間には土地所有の萌芽を見出す。主要産業たる牧畜から部分的ながら農業へ移行しつゝあるため、開墾の目的で勞働力を加へた土地の私有、家畜の繁殖に基因して柵を設定した地域の私有森林私有等種々の形式があるが、その所有は決定的な強固のものではなく、區劃の柵を取拂つて、他の土

地に移る耕作者は、舊占有地との所有關係を失ひ、その土地は自由占有地となるものであり、開墾を中止すれば開墾を欲する者へ土地を引渡させうる（若干年月の休耕後たることあり）。森林の場合はやゝ異り、その開拓に多大の労力を要するため、永続的に保有する権利が賦與されるといふ。（クロン）。

然し一般的に觀察して、嚴密な意味に於いては、土地の共同使用収益と云ふべきであらう。然し漢人の農業移民が多數侵入した地域——滿洲蒙旗等では、王公は封建的地主に變質してゐるかの如く見え、従つて土地の私有兼併も行はるゝものと想はれてゐる。そして土地があだかもその私有に屬する如く自由に地券を以て賣買さへしてゐた。だが表面は大部分賣買契約ではなくして、使用収益を目的とする永代借地契約である。理藩院の典例をみても、債權の擔保として土地の提供收受を禁止し、飽く迄賃借契約の設定であつて、賣買を嚴禁してゐる事は注意すべきである。

故に一般遊牧蒙民は土地の「總有」なる觀念以上には出てゐないといふべきであらう。

蒙古現代社會の財産制度特に土地所有の關係について有益な邦文論著として、柴三九男氏稿「近代蒙古游牧制に於ける土地所有關係」（史觀・第八冊）

リヤザノフスキ著「蒙古慣習法の研究」（昭和十年四月、東京刊）

九獎める。本稿もこれに負ふ所多きを附記する。（小林高四郎）

二 社會構成

(1) 階級制度

蒙古人の社會が特殊の制限をうけた土地總有を基礎とする氏族的社會の一變移であることは上述の如くである。この社會は勿論原始的共產社會ではあり得ない。「人口稀薄な原始的狀態にあつて、土地や原料が豊富であつたときには、勞働に依つて如何なる部分の土地、如何なる種類の素材を利用しようとも、他人の慾望満足を犠牲に供することはなかつた。各人がその勞働の結晶たるものを自己の手に止めんと欲するに及んで、これらのものに對する財産私有が社會的に認められた制度になる。是即ち、最も未開な人々の間にも武器、道具、裝飾物その他が人間勞働の生産物として彼の所有を認められてゐる所以である。」(Lewinski, Jan st, "The Origin of Property")

蒙古人の財産私有觀念は既にかくの如く單純、萌芽的なものではない。彼の場合には單にその武器、道具、裝飾物のみならず、その富の大部分を占める家畜が各人の有であ

(9) 唐努烏梁海と稱する別個の一派、これはタタール系蒙古種に屬する。

これらの貴族は清朝より親王、郡王、貝勒、貝子、公（鎮國公、輔國公）の爵位を賜り、この外台吉、塔布囊なる身分があり、外蒙古及び西蒙古では汗と稱した。これらは初め家系の高下、部衆の多寡、或は功勞の大小に隨つて封を進め、何れも世襲交替を詔りした所謂世襲制度である。

右の王公中、旗務を支配するものを特に札薩克と稱する。これを管旗王公といふ。札薩克を授けられない者は旗務に參與することができない。即ち不管旗閑散王公である。

この他功勞により世襲の職を賜つた子、男、輕車都尉、騎都尉、雲騎尉等五爵の世襲官員も下級貴族と稱するを得るであらう。

右は所謂一般貴族であるが、これに對して特殊貴族ともいふべきものは各寺廟の喇嘛で前者と同じく奴隸支配權を有する。これは一定の系統を有するものではなく、社會的地位亦多くは前者に比して低きを免れない。

これら貴族は純然たる消費者であつて、生産には何ら關與するところがない。その祖先には偉功大業をなした者があつても、子孫の多くは唯安逸を求め、奢侈にふけり消費のみを知つて、生産することを辨へざる寄生階級にな

る。しかも蒙古人の社會は剩餘價値の存在を知らぬ社會である。換言すれば、その勞働の生産性は既に特定の程度にまでたかまつてゐる。この事實は蒙古人社會に於ける奴隸階級の存在によつて實證し得るものである。

然らば蒙古人の社會構成、詳言すればその社會形態中に見る支配、被支配の關係はこれを如何に觀察すべきか。先づ吾人は蒙古人の社會に貴族、平民、家奴（奴隸）の三階級あることを知る。

(2) 王公貴族

蒙古に於ける貴族は概ね博爾濟特及烏梁海兩系統より出たものであつて、大別すれば左の如くである。

(1) 成吉思汗の子孫より出たもの、南と北に分れ、二派ある

(2) 成吉思汗の弟哈撒爾より出た一派

(3) 同弟別里克臺より出た一派

(4) 同弟幹楚因より出た一派

(5) 成吉思汗の功臣、烏梁海姓濟拉瑪より出た一派

(6) 元臣翁汗より出た一派

(7) 同字汗より出た一派

(8) 輝特と稱する一族、伊克明安を姓とするもので、系統不明であるが、準噶爾の台吉より出たものとい

り終つてゐる。

(3) 平民

次に各旗札薩板及び閑散王公、台吉等の傳世の屬下人たる阿爾巴圖(アルバト)、貴族たる台吉の降下して庶民となつた者、及び家奴(奴才)が獨立して一家を構成した者の三系統よりなる一階級を平民ハラ・フン(hara humun)と稱し、特定の權利義務を認められてゐる。即ち戸口、婚姻、優卹、賦役、兵役等に關する定制の存在は明らかにこれを實證してゐるのであるが、これら旗下屬下人はその旗長に對しては絶對無限の服從義務を負ふものであつて、旗籍を隨意に離脱するが如きは勿論許されず、代々臣僕の義務を盡さねばならない。兵役の義務、札薩克所有の家畜牧養六歳以上十七歳に達する女兒の王府に召致掃洒給仕のための使役、或は進貢、移營、嫁娶、葬祭時に於ける賦役等々その負ふ所の義務の大なるを見るとき、吾人の所謂平民とは全く通念を異にし、封建制度下の農奴に極めて類似してゐることを認めうる。然しそれにも拘らず屬下人は奴隸ではない。蓋し彼等は主人たる貴族より「もの」として取扱はれたのでなく、寧ろ基礎的の生産階級として後述の「奴才」と截然區別されてゐた。理藩院道光則例中の「阿爾巴圖餽送禁止規定」の存在、又往時行はれた阿爾巴圖の相互餽送

(贈物)は奴才のそれと全然趣きを異にし、騎馬、弓術、相撲等の武藝に達した旗下屬下人が他王公に知られて懇望された場合、或は異族婚姻の際有能の士を王女に隨行せしむるが如き場合に限られ、これを受けた他旗は適當の機會に自ら受けたと同様の阿爾巴圖の戸口を返禮し、理藩院に報告を行つた事實があるのである。

ハラフンに對しては、かくの如く法律、これが權利を定め、慣習又これが人格を認めてゐるのであるから、當然「物」なる奴隸とは觀念上區別されねばならぬ。殊に才幹あるものは拔擢され漸次梅倫等の重職に昇るものもある。

(4) 奴隸

次に王公台吉等の貴族及び富裕者(平民)に屬する家奴なる階級がある。彼等は無戸口、無兵役義務、その地所屬旗札薩克に對して何らの義務を有せず、たゞ自己の直接屬する主人に對して無限に等しき義務を負ふものである。これらには多く戰役に依つて獲たる捕虜であつて、子々孫々、妻子眷族に至るまで主家の所有に屬し、その生殺與奪の權は全く主人の掌握するところであり、苛酷、慘虐をつくすも唯々命のまゝに従はねばならぬのである。

又、奴才は汎れく饋送及び賣買の對象となつてゐた。今これら三階級の從屬關係を圖示すれば左の如くである。



右圖に於ける箭丁、隨丁、陵丁、莊丁、廟徒は即ち平民階級であつて、その權利義務は次の通りである。

(A) 箭丁 主人に代つて旗公署に對し一定額の税金を納入する義務を負ひ、學識才能あるものは管旗章京以下の文官職に限り就任することを得る。

(B) 隨丁 貴族の從者たるもので、主人の要求に基く差金納入の外、種々の差役に服し、且亦主人の旗公署に對して負擔する一切の義務を代つて負ふ。その權利は前者と同様である。

(C) 陵丁 所屬貴族の陵墓看守を任とし、一定の祭祀金を納め、墓所修繕等の差役に服するもので、その社會的地位は前二者に比して低く、唯陵墓管理人又はその他の下級吏になるを得るにすぎない。

(D) 莊丁 一定額の税金を所屬貴族に納入し各種差役に従ふもので、その社會的地位は陵丁と同じく低い。

(E) 廟徒 所屬寺廟又は廟主に一定税金を納め、差役に服する。下級行政官吏に任用されうる。所謂シャビナル之である。

これに據つてみるときは、その身分的束縛の甚だしいことが一見して分る。所謂認められたる權利の如きもその遂行實現は稀有のことに屬し、家奴の如く財産視されないにしてもこれに近い立場にある。これは蒙古人の社會が封建的な身分固定的の社會であるからで、奴隸制度の存在と相俟つて、蒙古の社會的生產力がある特定段階以上の發展を阻害された有力な原因をなすものである。このために蒙古に在つては生産力と生産組織との矛盾の激化することなく從つてその上部構造たる社會制度も亦沈滞して發展することがなかつたのである。

今日、内蒙古に於てはこの弊風の打破の叫びがあり、爲政者亦その解放に腐心してゐるのである。(後藤富男)

三 清朝制度と蒙古社會

蒙古は内蒙古、外蒙古及び漠西厄魯特に大別することが出来る。内蒙古は哲里木盟(科爾沁、郭爾羅斯、杜爾伯特、札賚特)、昭烏達盟(喀爾喀左翼、奈曼、敖漢、翁牛特、阿魯科爾沁、巴林、克什克騰、札魯特)、卓索圖盟(土默特、喀喇沁)錫林郭勒盟(烏珠穆沁、浩齊特、阿巴哈納爾、阿巴噶、蘇呢特)、烏蘭察布盟(四子部落、喀爾喀右翼、茂明安、烏喇特)、伊克昭盟(鄂爾多斯)等凡て六盟二十四部四十九旗に分れ、別に歸化城近傍に歸化城土默特左右二翼、察哈爾八旗、熱河近傍に厄魯特部の牧地が存在した。外蒙古は初め喀魯倫巴爾和屯盟(車臣汗部)、汗阿林盟(土謝圖汗部)、札克必拉色欽畢都哩雅諾爾盟(札薩克圖汗部)の三大部であつたが、後に土謝圖汗部から齊々爾里克盟(賽音諾顏部)が分立したために四部となり、ほかに厄魯特部及び厄魯特所屬の輝特部があつて四盟八十六旗に分れた。また科布多、阿爾泰地方に杜爾伯特部、新土爾扈特部、新和碩特部、札哈沁部、明阿特部、厄魯特部及び杜爾伯特部に附牧する輝特部等八部及び阿爾泰烏梁海、阿爾泰諾爾烏梁海の二部合せて十部三十旗が遊牧した。内外蒙古を總計して見ると十三盟百八十一旗に編成されてゐる。此等は凡て理藩院に總轄された。理藩院は太祖が科爾沁部を征し、旁

近諸部にして漸次款を通ずる者が多かつたので承政、參政二官を創設したのに初まり、太宗の崇德三年に至つて之を理藩院と改めたのであつて、尙書一人、左右侍郎各々一人、額外侍郎一人、堂主事(滿人二人、蒙古人三人、漢人三人)があつた。道光の理藩院則例に因れば尙書の上に管理院務大臣一人を置き、郎中員外郎に各宗室一人を置き滿洲郎中三人、蒙古郎中八人、滿洲員外郎十一人、蒙古員外郎二十四人、滿洲主事四人、蒙古主事十一人、漢軍主事一人、滿洲顯署主事二人、蒙古顯署主事六人、滿洲筆帖式三十人と定めてある。康熙中、院内に旗籍前司、旗籍後司、錄勳司、賓客司、理刑司を置いた。旗籍前司は内蒙古の封爵會盟及び歸化城索倫等の官員除授等の事を掌り、旗籍後司は外蒙古及び喇嘛番僧の朝貢祿賜等の事を掌つた。同部の招徠するに及んで旗籍後司は柔遠司と改められた。賓客司(王會司)は内蒙古諸部落の朝貢祿賜等の事を掌り、錄勳司(典屬司)は外蒙古及び厄魯特全部の封爵會盟、準部の屯田、察哈爾、喇嘛の承襲等の事を掌つた。理刑司は蒙古及び西藏、回部の刑罰の事を掌つた。また院内司員のほかに司員筆帖式は陝西神木縣、甘肅寧夏府、熱河、八溝、塔子溝、烏蘭哈達三座塔、張家口、殺虎口、喜峰口、古北口、獨石口、賽爾烏蘇、恰克圖、庫倫、西寧、科布多、烏理雅蘇臺、張家口隨軍臺等の各地に駐紮した。また沿邊各省の地はす

べて蒙古と交渉があつたので、盛京、吉林、直隸、山西、陝西、陝甘等に督撫を置いた。熱河都統は熱河に於ける漢蒙交渉及び卓索圖、昭烏達二盟の總務を總管し、察哈爾都統は察哈爾游牧蒙古を管理し、綏遠城、寧夏口には各々將軍があつた。又青海の咽喉を扼する西寧には西寧辦事大臣があつて青海蒙古の貿易を管理し、併せて其の朝貢祿賜の事を管し烏理雅蘇臺には定邊左副將軍が駐在し喀爾喀四部の兵馬を總統した。烏理雅蘇臺將軍は駐防兵の將でなく、喀爾喀兵を率ゐてゐた點に於いて他の將軍都統と異つてゐた。一九〇五年(光緒三十一年)科布多辦事大臣錫恒が阿爾泰地方を巡視した結果、翌年阿爾泰に獨立の軍鎮を置くことになり、札薩克圖汗部、賽音諾顏部の兩部の事務は烏理雅蘇臺將軍の管理下に留まり、車臣汗部、土謝圖汗部の兩部は庫倫の辦事大臣の管轄に移された。科布多參贊大臣は一八三八年以來辦事大臣の補佐として設けられ、後阿爾泰地方管區の長官として杜爾伯特、土爾扈特其餘の諸蒙古を鎮撫した。唐努烏梁海には元來旗の編制なく札薩克圖汗部、賽音諾顏部に屬してゐた。乾隆二十四年天山南北兩路悉く平定し伊犁に將軍を置き、或は烏魯木齊に都統を、新疆に巡撫を置いて各々その地方を統轄せしめた。以上が清朝の蒙古統治に於ける政治組織の大觀である。次に内外蒙古一百八十一旗を考察しよう。旗は蒙古に於ける唯一の自治區であり、蒙古

政治組織の單位である。各旗は皆各々遊牧地を有し、山河或は鄂博を以てその境界を限り、界を越えて他處に遊牧狩獵することを禁ぜられ、王、公、臺吉等がこれを犯した場合には一年の罰俸に處せられ、また一般蒙古民の場合には本人と畜産とが發見者に給與された。これは蒙古人の大活動を抑制せんとする清朝の政策に外ならないのである。此等の遊牧地は勿論各旗の公産にして壯丁十五人に對して廣さ一里長さ二十里の割合に與えられた。旗内の男子年十八歳以上六十五歳以下の者を以て兵丁とし、百五十丁にて一牛一馬を編み一牛一馬を以て兵丁一人を置き、その下に驍騎校一人、領催六人、驍騎五十人を設け、六佐領に參領一人を置き、各旗に管旗章京、副章京を置いた。此等の進退は札薩克より逐細之を理藩院に具申するを原則とした。札薩克は一族の事務を總理し王公と雖も旗務に干渉することが出来なかつた。原則として札薩克は世襲であり嫡長子十九歳に達すれば詔に依り襲次を許された。しかし嫡子が無い場合には相續が困難であるので、承襲條例によつて先づ當該札薩克より承襲者を盟長に届け、盟長より理藩院に届け、理藩院に於て之を調査し、後初めて勅許されるものであつた。札薩克の下には之を輔佐する協理旗務二人若くは四人が置かれてゐた。此等の官は旗内の間散王公以下臺吉以上から選ばれ、その任命權は勿論理藩院にあつた。札薩克は三年に一回(喀

爾喀部に於ては毎年一回、青海に於ては初め毎年一回、後隔年一回、哲里木盟は科爾沁右翼中旗境内の哲里木に於いて、昭烏達盟は翁牛特左翼境内の昭烏達に於いて、卓索圖盟は土默特右翼境内の卓索圖に於いて、錫林郭爾盟は阿巴噶左翼、阿巴哈納爾左翼兩旗界の錫林郭勒に於いて、烏蘭察布盟は四子部落境内の烏蘭察布に於いて、各旗各々一定の地に會し盟長及び朝廷より欽派された會盟大臣四人の立合の下に軍備、丁冊等について檢閲を受けねばならなかつた。之を會盟と稱した。會盟には盟長、副盟長各々一人があり一盟の事務を辦理した。盟長には札薩克及び間散王公中の賢者が任命され、重要な旗務及び各旗間の交渉を辦理した。會盟の際には軍裝軍器の詳細なる點檢を受け、破損殘缺があり、或は惡劣なるものがあり、成規の如くでない者があれば、違法の大小に従つて分別懲罰された。又査閲した兵丁馬駝等の全數は盟長から理藩院に報告し、壯丁が増加して佐領の添設すべき場合、或は會盟大臣から軍器の修整を命ぜられた場合には、札薩克はその數を理藩院に具申し、兵部の信票を得て然る後に購買補修した。此等の軍器は内外蒙古人を問はず又露西亞人並に厄魯特人、回子等に賣與することを許さず、若し窃に賣與し或は贈給し或は劫奪されて他人に告發された時は王公以下が處罰された。蒙古毎戸には戸籍があり十家に什長があつて、十家内の違法を

監視し、且つ毎戸の壯丁を三年に一次八旗の例に照し各佐領の下に於て其名簿を編成した。これを丁冊といつた。盟長はこの丁冊に據つて壯丁を審定し、壯丁の隱匿、他處の子を買つて以て壯丁となすこと等を防いだ。又毎年春季に各旗下の臺吉官員兵丁は軍裝軍器を修整し、一所に會して技藝を練習せねばならず、旗の軍紀は嚴格であつた。各旗が悉く敗退したのに一旗のみ獨り能く力戦した時には、敗退した各旗から各々一佐領の壯丁を力戦した旗に賞與し、又各旗が力戦したにも拘はらず一旗のみ獨り敗退した場合には敗退の旗は悉く平人とされ、力戦した各旗に分與される例であつた。

刑罰は之を公罪私罪に分ち、公罪とは公事に因つて罪を得た者にして、旗制軍政等に抵觸する者及び旗丁を隱匿し或は買賣する者、會盟に後れて至つた者、軍裝軍器の成規の如くならざる者等であり、多く罰俸を以て處せられた。私罪は私事に因つて罪を得た者で、殺傷、強盜、偷竊、發塚、犯姦誘拐及び雜犯等であり、罰馬匹、罰牲畜を以て處せられた。詞訟は先づ札薩克の處に呈訴し、もし札薩克の處不公平でないと思惟された際には之を盟長に控告し、盟長も亦公平ならずと考へた時には之を理藩院に上告するを得、理藩院は稽查し盟長に再審を命ずるか、或は大吏を派して審理せしめた。如何なる事件に關するも札薩克盟長の批評を経

ずして理藩院に直ちに越訴せる者は臺吉官員によつて罰三九牲畜に處せられ、屬下の平人及び家奴は鞭一百に處せられた。控告は他人の代つて之を行ふを許さず、若し代控する者あれば馬一匹を罰せられたのである。

蒙古王公は親王、郡王、貝勒、貝子、公の五等に分たれ清朝宗室の例にならひ、前述した旗務の管理も彼等の中より命ぜられ、札薩克の名號を授けられた。但し札薩克を授けられない者は間散王公と稱せられ、王公の子弟には臺吉を授けられた。王公臺吉等に非ずして功勞に因り世襲の爵を賜へられた者を世襲官員と稱した。親王以下札薩克臺吉以上の歲俸は親王銀二千兩、緞二十五疋、郡王銀千二百兩、緞十五疋、貝勒銀八百兩、緞十三疋、鎮國公銀三百兩、緞九疋、貝子銀五百兩、緞十疋、輔國公銀二百兩、緞七疋、札薩克臺吉銀百兩緞四疋と定められた。かくの如く清朝より支給された定額以外彼等が屬下の蒙古人から徵收し得る所は牛五頭であり若くは羊二十頭以上を有する者から羊一頭を羊四十頭以上を有する者から羊二頭を徵收するを得るのみでそれ以上に及ぶことを禁じられてゐた。又開墾地の地租は共有であるから王公は其の十分の三以上の所得を禁じられた。王公は班次を分ち毎年十二月十五日以後廿五日以前必ず輪番來京し朝覲を行ふべき義務があつた。又皇帝が木蘭圍場に行幸の時は熱河の行宮に朝せねばならなかつた。前者

を年班と云ひ後者を圍班と稱した。年班圍班は皇帝に對する三跪九叩頭の禮である。貢道は山海關、喜峰口、獨石口、張家口、殺虎口等で、その貢品は喀爾喀部の土謝圖汗、車臣汗は白駝一頭白馬九匹を獻じた、札薩克各旗は毎年湯羊一頭乳酒一瓶を貢した。

清朝が蒙古を懷柔し其の平和を維持し之を支那内地の人民と隔離し常に滿洲朝廷の味方として支那内地の人民即ち漢人に對抗せしむる爲に執つた著しい政略としては、漢人の蒙古地方に出かけて蒙古の土地を開墾するのを禁じ依つて蒙古の牧畜を保護した政策を挙げねばならぬ。しかしかゝる政策にも拘はらず漢人は蒙古の牧地を占耕して今や蒙古を擧げて農地をなさんとする概を示した。されど露西亞の南下は從來の方針を一變し植民實邊の政路を執る状態となつた。清朝が第二に取つた著しい政策は喇嘛教の優遇であつた。蒙古に於いて旗界が限定され、爲に蒙古人は昔の如き大活動が不可能となり、同時に喇嘛教の信仰の盛になるに従つて彼等の殺伐勇悍の風俗は一變し、殺生を戒め武事を怠るに至つた。猶このほか蒙古人の漢字漢文の使用を禁じ、又蒙古人と漢人との結婚を禁じ、支那内地商民との貿易を制限した事等を擧げることが出来よう。かゝる政策が漸次功を奏し、ために蒙古は次第に衰退の道をたどつたのである。

(松川壽男)

四 外蒙古の社會革命

清朝の蒙古に對して採つた策には二つの目的があつた。一は蒙古を懐柔して北方からの脅威を除く事であり、一は蒙古人を漢人から引離して常に滿洲朝廷の味方とし、漢人に對抗させることであつた。清朝はかゝる目的達成の爲に種々な方法を試みた。喇嘛教の優遇、蒙古牧畜の保護は勿論、漢字漢文を禁じ、漢民の蒙古貿易を制限する外、婚姻政略に依つて蒙古王公の懐柔を圖つた。清朝の斯の如き對蒙古策は大體に於いてその目的を達成し、二百五十年間蒙古を支配した。しかしその末期に於いて端なくも清朝の脅威となつたのは露西亞の東方進出であつた。

露西亞は蒙古に關し清朝と幾多の條約を結び、其度毎に蒙古に於いて種々の權利を得ることを怠らなかつた。同時に一方極力蒙古の懐柔を企て庫倫活佛の歡心を得るに努めただけでなく、種々の方法を講じて蒙古王公を清朝から引離して露西亞側に引着けようとしたのである。

アリヤート人は一六二七年頃から漸次露西亞の勢力下に立つようになつた。露西亞人の中には露西亞が外蒙古と貿易を開始したのは一六五三年であり、清朝が外蒙古を征服した一六九一年より三十八年前であると説く人もある。それは兎も角十六世紀の後半、遅くとも十七世紀の始から露

西亞と蒙古との貿易關係が始まつてゐた。一六八九年尼布楚條約の結果、黒龍江流域に於ける露支兩國の境界が定められ、その後露西亞の勢力が後貝加爾地方に加はるに従つて境界を正す必要が起り、一七二七年露西亞の女帝エカテリナはウラザスライツチ等を使節となし北京へ派遣した。この使節は貿易の外に蒙古との境界を議定せんと欲したものである。條約の内容は、境界に就いてはバイカル湖の南、恰克圖を起點とし、その東方はアールグラーチ嶺を過ぎ、キラン、チクテイ、アロキソール、アロンカンタンソン諸村を経て、チコ河に沿ひ、進んで更にエメルカダンス、ツアンアンウーラを経て、アルゲン河の河堤に至つて止まり、西方はオルコクソ、ピチクト、コスゴよりドロス、ユニイン諸嶺を過ぎサピン嶺に至つて止まる。此の界約は清末に至つても尙ほ變更しなかつた。かくして蒙古境に於いては恰克圖、滿洲境に於いては租魯海圖が兩國の互市場と定められた。恰克圖條約について一八五一年のクルヂヤ條約に於ては伊犁及び塔爾巴哈臺の無稅貿易が規定され、クルヂヤ、チュグチャツク兩地が互市場と定められ、また一八五八年天津條約の後、一八六〇年の北京條約に於いては喀什噶爾に於ける貿易が許された。一八六二年北京陸路通商條約及び一八八一年の伊犁條約の結果、露西亞人は恰克圖に於いて間接に蒙古と貿易する從來の方法を棄て

、直ちに蒙古本地に入込み、旗に於て蒙古人と貿易し烏里雅蘇臺、庫倫、科布多等の蒙古の行政上、宗教上貿易の中心となるべき地に根據地を定め或は各地に入込んでその地方の言語、習慣、政治組織、生活状態及び宗教等を研究し熟悉した。露西亞は支那と條約の度毎に蒙古に於いて種々の權利を得ることを怠らなかつたのみならず、蒙古懐柔策を講じ、庫倫の哲布尊丹巴呼圖克圖を自國の方へ引き付けて置くことは蒙古を懐柔する上に必要であると悟り、喇嘛教徒のアリヤート人を利用するばかりでなく、庫倫の領事などをして賄賂甘言などあらゆる手段を盡してその歡心を買はしめた。一方清朝の蒙古に對する支配權を利用して鑛山採掘權を得た。支那の商人は蒙古に對して暴利を貪り、支那政府の政略と相俟つて蒙古王公の財産及び其の權力を破滅せねばやまなかつたが、露西亞は蒙古との貿易に良好なる關係が生じ親密なる商業により相互に利益を來し、その上鑛山の採掘によつて蒙古の國土、人民、王公の繁榮を増進せしめ、従つてその結果は蒙古王公と露西亞帝との間柄を平和に導いた。露西亞は蒙古を清朝の主權より引き離すことに腐心し、蒙古に對し貸金政略を以て土地鑛山を抵當とし蒙古王公に金を貸し、經濟上露西亞の保護に歸せしめんと試みた。かゝる露西亞南下の勢力の壓迫を感じた清朝は從來の主義を一變して植民實邊の政策を執るに至り、

成るべく多くの漢人を蒙古に移住せしめ、内地の行政に倣つて漢人移住地方に府州廳縣制を施行した。その結果支那人に典賣することを禁じられてゐた蒙古の旗地を開放して支那人に典賣耕作することを許すと云ふが如き新制度さへ設けられたのである。かゝる状態であつたから光緒三十一年頃漢南諸部の蒙古の地は十分の七まで開墾せられ、未開墾のまま州縣の設立をも見なかつた地方は十分の三に過ぎなかつた。外蒙古は一八八〇年以來支那人の移住が著しく土拉河、哈拉河、伊遜河、鄂爾坤河等豐沃なる諸河谿にそれぞれ根據地を占め、露西亞の蒙古侵入に對する清朝の外壁となつた。この外蒙古人の喇嘛教迷信を認め之を利用して獎勵し優遇して、蒙古人を懐柔せんとした前代の政策を根本的に覆へして一朝に政教分離問題を解決せんとした。従つて達賴喇嘛察罕諾們罕諾は自然清朝から離れ、又蒙古人の信仰を一身に集めた哲布尊丹呼圖克圖も清朝に對して不平に堪へなかつた。蒙古の喇嘛教信仰を迷信なりとし之を打破せずば蒙古の積弱を救ふに由なしとし、その勢力を抑損し西歐諸國の文明を以てすらすら十數年或は數十年の歲月を費して漸く解決した政教分離問題を一朝に解決せんとした新政は却つて蒙古人の感情に悪影響を及ぼした。又漢文漢字の習得の禁をとき、支那人民の蒙古婦人との結婚を禁じた法律も今は許され、蒙旗と支那人民との交産即ち土地讓

與も許可されるなど清朝の政策は籌邊興利が眼目であり、蒙古人の利益を計るが如きは全然考慮に加へなかつた。思ふに蒙古人と支那人の感情が乖離して少しも融合しなかつたのは、一つには清朝が蒙古人を支那人から隔離して滿洲朝廷の味方として置く爲に執つた二百有餘年に亙る對蒙古策の結果でもある。清末に於ては蒙古人の支那人に對する感情も露西亞人に對する感情と殆ど變りない状態であつた。蒙古は露西亞の保護を期待することが出来なかつたならば公然獨立の旗幟を翻へさなかつたに相違ない。露西亞は西伯利亞の移民に腐心し、支那も滿洲蒙古の移民に熱心であつた結果兩國の國境關係は一層複雑となつた。かゝる際のこと故、蒙古人は露西亞の援助に依り清朝から獨立することが必ずしも不可能でないと云ふ様な幻想を抱いた。之と同時に露西亞をして蒙古を露西亞の保護の下に獨立させることが出来れば清朝の對蒙古策など心配する必要がないとする考をさへ起させた。加へるに一層蒙古の獨立を刺戟したのは、一九一〇年以來露西亞政府が北京政府と談判しつゝあつた伊犁條約改正の問題であつた。一九一〇年から一九一一年の冬期にかけて露西亞は承化寺の支那軍隊に對抗してセミバラチンスクに少數の軍隊を出して支那に對抗し、これによつて支那の無力が暴露された。たゞに露西亞はいよいよ北京政府を無視し、露蒙境界に於いて

採木漁獲し、またイロ河沿岸に於いては地畝を開墾し一定の謝金を蒙古王公に奉納し、更に其の承諾を得て車臣汗部の牧地に採金をなし、以て自國の貿易の利を圖つた。その頃支那本部に於いては武昌を中心として革命動亂が勃發した。一九一一年七月抗達多爾濟親王、土謝圖汗部の察克多爾禮布及び庫倫寺喇嘛を管理した大喇嘛二達喇嘛車林齊密特等は哲布尊丹巴呼圖克圖を議長として秘密に會議を開き露西亞皇帝の援助の下に外蒙古全部の政治及び宗教上の獨立を防禦する爲に共同一致することを決議し、そして抗達親王、二達喇嘛海山等は此の決議を齎して露西亞に赴き一九一一年八月露都に着いて皇帝に援助を求め露西亞から公式に接遇された。この時露西亞は蒙古の爲に清朝が蒙古に於いて施行しつゝあつた新政に干渉し之を停辦することを知つたので蒙古の使節は勇躍して庫倫に歸還した。抗達親王一行の都行は庫倫辦事大臣三多の少しも知らない間に秘密に行はれたものであつて、三多は北京外務部からの來電に接して初めてこの事情を知つた次第であつた。露西亞は蒙古との約束によつて騎兵、歩兵及び輕重車輛を續々庫倫に送り、蒙古の保護者たるの態度を明かにした。三多は外務部の電報により商卓特巴、巴特瑪多爾濟を招き、巴特瑪多爾濟をして哲布尊丹巴呼圖克圖に謁見の勞を取らしめ、呼圖克圖をして抗達親王等の召還を求むる外蒙古稱辦大臣

綏楚克車林貝子を訪問し、補救策を相談し露兵を阻止するなど百方盡力して獨立運動を阻止した。それにも拘らず露西亞兵は續々庫倫に到着し、三多は狼狽その極に達した。こゝに於いて清朝當局者は露西亞兵の庫倫撤退を望み、露西亞の兵力干渉を畏れるあまりに蒙古に對して新政の停辦を約した。三多の懇請に依り兵備處は撤廢することになり、十一月二十六日より四日を経て遂に蒙古は獨立を宣言したのである。十一月三十日の午後外蒙古四盟の王公喇嘛等は辦事大臣三多に對して次の如く要求した。それは今支那各省は相繼いで獨立し蒙古地方を擾亂せんとしてゐる。我が外蒙は清朝二百餘年の恩恵に報ゆる爲に北京に出兵せんとする決心であるから、糧餉機械の類を發給されたいといふにあつた。三多は露西亞兵の保護に依つて庫倫を逃げ延びた。支那の革命勃發に際して口實を設け三多を苦しめ、國號を大蒙古獨立帝國と定め、十二月二十九日哲布丹巴呼圖

克圖が庫倫にて即位式を舉げた。蒙古の新内閣は五部より成り、二達喇嘛車林齊密特は總理を以て内務大臣を兼ね、賽音諾顏汗は副總理抗達多爾濟は外務大臣、土謝圖汗盟長察克都爾札布は財政大臣、達賴王棍布蘇倫は兵部大臣、那木薩賴は刑部大臣、烏泰は刑部副大臣、海山は内務部司官、陶什陶琿は兵部司官となつた。この報を傳へられた烏里雅蘇臺に於いても、また一九一一年十二月烏里雅蘇臺の獨立を宣言するに至つた。科布多支那の手を離れたのは一九一二年八月であつた。かくの如く外蒙古が獨立宣言の擧に出たのは決して自力によつたのではない。それは露西亞の援助或は援助の期待があればこそ成就し得たものである。一方露西亞は外蒙古に於ける支那の軍事上、政治上、經濟上の勢力が増加するのを防ぎ、自國の商工業の地位を強せんために援助したと考へられるのである。(松田壽男)

III 文學

一 序

蒙古文學を正しく理解するためには、十二世紀の初葉、成吉思汗がナイマン部を征討して、ウイグルの文字と文化とを採用して以來の文學語としての文語史を知らねばならぬだらうが、今その暇は無い。此に就いては石濱純太郎學士「滿蒙言語の系統」(波東洋思潮講座四九頁)に就いて看らるべく、茲ではたゞ古典文語によつて記された敘事詩、歴史・佛教文學作品と、口碑により繼承され來つた歌謡説話の採録について一斑を敘べるのみである。主としてラウファー教授著「蒙古文獻概要」(B. Laufer: Skizze der mongolischen Literatur. Budapest, 1907. 及び本書の露譯増補本 B. Lauffer: Oчерк монгольскй литературы, еврод. В. А. Казакенга под редакцией и с предислор. г. И. Владыкин под редакцией)に據り、若干の知見を加へたものである。石濱學士稿「蒙古藝文雜錄」(東亞研究、六ノ九・一〇・一一・一二―七ノ六、所載)を参照しえないのを遺憾とする。

II 歴史文學

んである。文章は古朴適頸、まゝ頭韻を使用してゐる。ウイグル字原本は夙に散逸して了つたが、明の洪武初年、翰林侍講火原潔、編輯馬懿赤黑等が勅を奉じ、漢字音譯、俗語傍譯、並に總譯を附したものが、永樂大典十二先元字韻中に收められ、外に元槩舊鈔本と稱し、或は十二卷本、「十五卷本もあつたらしい」も流布したものと様である。此の秘史漢譯の時代に關しては、元代説、明代説並び行はれたが、王國維の考證を経て、洪武初年説に落着いた。明太祖實錄卷一四二、洪武十五年正月丙戌の條に、華夷譯語と並び見ゆるが、この華夷譯語を編輯した前とする説と、同時だとする説とがあるが、秘史漢譯は「譯語」の後であり、しかも「譯語」の刊行洪武二十二年を下る幾もなく出版されたことが、一九三三年夏、内閣大庫發見洪武槩本によつて確認された。

錢大昕は永樂大典(十五卷本)より始め抄出したが、後十二卷本の舊本に勝るを知り、顧廣折は張祥雲の影元槩舊鈔本により校抄し、張穆は總譯のみを大典中から抄出し、仁和の韓氏より影鈔原本を借りて校合し、連筠穆叢書本として、自著の蒙古游牧記と長春真人西遊記とを合して出版した光緒二十年。

光緒十一年文廷式は顧氏校抄本の盛昱氏の藏に歸せるを借りて李文田と共に抄寫した。李文田は張穆本を底本とし

(1) 「蒙古の秘史」(Morgol-un ninča tobčian)

清の丁謙の説に、張穆以前は「元秘史」といひ、朝の字なく、張氏の連筠叢書本に至つて始めて「元朝秘史」と稱されたと云ふ。古來此が通名となつてゐる。本書は歴史文學のみならず、全蒙古文學中の大宗白眉とも稱すべく、本邦の古事記に比せられるもので、史學上、古代蒙古語學上の一大寶庫である。其の由來、異本、注疏等に關する詳細な考證は、那珂博士譯註「成吉思汗實錄」の序論及び之を敷衍せる陳彬蘇選註「元朝秘史」新序に譲り、簡単に解説しよう。

本書は思ふに漠北の宮廷に仕へたウイグルの文臣が母國の文字で蒙古語を以て記した述作で、卷末の語に據れば「大聚會に會して鼠の年七月に、客魯噶河の闊迭額・阿喇勒(アラルは河)の朶羅安(七つ)・字勒答黑(孤山の意)、失勒斤址克兩つの間なる幹兒朶思(帳殿の義)に下馬して居る時、書きて畢へたり」とあり、太宗十二年庚子(四〇)に成り、正集十卷は、太祖成吉思汗の遠祖より説き起して、即位後、金國征伐の前迄の事蹟を敘べ、既に太祖の朝に成立してゐたものと考へられる。續集二卷即ち第十一、十二の兩卷は太祖六年辛未(一一)の金國征伐より始まり金の平定後、太宗自ら己の「四功四過」を敘べたる勅語を以て結

願本の寫しと思惟される張敦仁本を參考として、かの有名な秘史註卷十五を著したのであるが、文廷式本の寫本は明治三十四年末内藤湖南博士にそして那珂博士に齎され、これによつて那珂博士の不朽の譯註「成吉思汗實錄」は成つたのである。明治四十年一月刊行。

一方露西亞の僧正パラディウス (Palladius) は、連筠穆叢書本よりロシア文に翻譯し、序論、註釋並に成吉思汗譜家を附し、「成吉思汗の古き蒙古の物語」(Смарпухоенонъ о'ибекке Оказаше О' qürhükahü.)と題し、一六六六年「北京露西亞傳道報告」第四卷に載せた。後一八七二年十五卷の明槩本を獲たが、後ベテルブルグ大學圖書館の藏に歸した。この抄本の影印本六冊を一九三三年春ペリオ博士が北平圖書館に寄贈されたが、陳垣氏の調査の結果、本書は始め鮑廷博が永樂大典より抄出し、のち刻本から補寫したものが、韓氏の有に歸し、再轉してパラディウス僧正の所有となつたことが明白となつた(陳垣「元秘史譯音用字攷」)。

一八八七年ホズドニエフ教授は序と本文とを石印に附し、翻譯しようとしたが完成されたか否か審にしない。今日我々が容易に利用しうる東方圖書館刊葉德輝本は、陳垣氏は文廷式本より出づるとし、陳垣氏は願本に基くものと推定した。十二卷本で誤脱の多いのを憾とする。

清朝の學者は精根を盡して本書を研究考證したが、蒙古文や自余の外國文に通じなかつたため、卷首の標題「忙豁命紐察」の五字と「脱察安」の三字とが、撰書者の署名官職と解され（顧氏思適齋文集、祕史跋、葉本序）李文田にすら「忙豁命」を「蒙古の」と正解されたのみで、殘の五字を解しえず、那珂博士に至つて方めて「蒙古の祕史」と釋され、更に波斯の蒙古朝の宮廷祕庫に藏されラシッド・ウッダインの「集史」の底本をなした「金冊」(Altan Deber)は修正祕史なること、「アルタン・デプテル」は書の稱號にて、「ニウチャ・トブチャン」はその實名なること、聖武開天記と聖武親征録は同一異名の書で、修正祕史(即ち金冊)の翻譯なること、今本祕史は修正なき根本のものと説かれ、爾來三十年一人として之に疑を容れなかつた。が、王國維先生先づ、親征録は開天記でなく、既に世祖の朝に編せられたものと斷じ、王國維校註親征録序、次いで石濱學士は、

- 一、今本元朝祕史の正集は元來、成吉思汗源流と稱し後に續集を附加し、至元修史の頃に至つて「蒙古祕史」と題せられたこと
- 二、聖武親征録は實錄稿本に出づること
- 三、アルタン・デプテルは翻譯實錄節文なること
- 四、實錄が即ち修正祕史なること、アルタン・デプテル

呼ばれるに至つた。五十九歳多數學者の要望に基き、(1)汗等源流 (Hat-ün ündüsün erdeni-yin tobca) (2)約路斡流 (tegünčijlen ükeşeger nıha-tu ė.hula kereklekči hemehü sodoi) (3)殊異奇絶之卷 (aihanisia ügekdehüi ė ė-ün čoworilik neretü sasır) (4)講解精妙意旨紅冊 (el nar čitayan ukunksan nhayunkči ulayan dektor) (5)沙爾巴胡土克圖編纂發明、賢哲心意之蓮花漢史 (Sarba hutu ktu-yin johigakamerden-ten-ü sethli-geigülhüi seüek hemehü heitat fasit) (6)雜鳴幹爾第汗所編、經卷源流 (Erhindegeči ė'akrarar-ün hayan-n Baipuluksumo n-un čajan tegüge) (7)昔蒙古汗等源流黃冊 (Erten-ün Mongool-un hat-un ündüsün-ü yehesara togoji)の七種の資料を使用せし旨卷末に記してゐるが、その一つをも殘存しない。漢譯殿版は乾隆四十二年(一七七七年)に出た。シュミットは一八二九年、「東蒙古と其の王家の歴史」(Schmidt, I. J.: Geschichte der Ost-Mongolen und ihre Fürstenhäuser)と題し、ペテルブルグにて蒙獨文對照の上出版した。今日版本としては、滿洲文、シュミット本、奉天圖書館本、北平故宮博物院抄本、刻本異本と認むべきか否か疑しいカラチン本等があり、詳細「史林」十九卷第四號所載、鴛淵一學士「北平奉天故宮所藏の蒙古源流に就いて」參照、漢譯本の沈曾植箋證、張爾田校補「蒙古源流

とトブチャンは凡て實錄の節文なること
を論定された(龍谷史壇第十五號「元朝祕史考」)。
この書の蒙字還元は二、三の學者により試みられ、白鳥博士の羅馬字綴化とペリオ博士の勞作とは未だ刊行をみない。獨乙のヘーニイッシュ氏が「元朝祕史研究」(E. Haenisch: Untersuchungen über das yüan-čhao pi-shi, die geheime Geschichte der Mongolei, Leipzig, 1931.)と題し、部分的に本文をローマ字に綴り、翻譯註釋を附し公刊したが新研究もなく、誤謬をさへ含む。那珂博士の譯註は今日と雖も學者の重用措かざるものであるが、尙幾多の解決を要請すべき問題がある。蒙文を修められない一般の人は、この譯註と李文田注祕史とを併せ讀まれて、宜しからう。

(11) 蒙古源流 (Mongyol Oksogatanu-Ok-ijagur)

第一卷第二卷は、印度・西藏に於ける佛教史の概要、第三卷以下は蒙古の遠祖より説いて一六六二年に及ぶ蒙古諸王の歴史を一貫せる佛教思想を以て敘述せる元、明中間の頗る貴重な史料であり、著者は薩囊徹辰(Sanang, Sačen)一六〇四年ヤルドスの王家に生れ、右翼、庫圖克台吉徹辰洪台吉の曾孫、本來サナン・タイザと呼ばれたが、十一歳に祖父の稱號を襲ぎ、サナン・セチエン・ホン・タイザと

(12) 「黄金史」(Altan tobči)

これは興味深く、特に古代神話學にとり價値多い年代録である。一六〇四年(明、萬曆三十二年)述作さる。ロシアの北京傳道團は二部の寫本を獲た。カザン大學教授たりし喇嘛ゲルサン・ユムボイエフ(Gulsan Gomböev)が、翻譯して原文と共に一八五八年刊行の王室考古學會東洋學部報第六冊に掲載した(ペテルグラート)。然し原文には誤刷が多い。アレットシユナイダーはその名著「中世紀研究」中に本書を評して「アルタン・トブチ即ち正しくはエルテン・トブチ」殆んど同一の意義である)は十六世紀迄の蒙古史の杜撰極る記録であつて、概して理解に困難である。書中には多數の人名や場所や事件が矛盾撞著して敘述されてゐる。そして多くの場合、此等の物語はいかなる目的をもち、いかなる時代に係るものか決定するのに困惑する。然しながらアルタン・トブチを蒙古關係の支那の史料と比較して方めて、典據の核心を看取することが出来る」と、(E. Bretschneider: Mediaeval Researches, vol. I, P. 159.)。本書の文體は「源流」に比し、難解且つ意味深長で、しかも簡潔である。語風多く、古體の表現に充ちてゐる。「源流」よりも本源的な、純粹な形態で、多數の説話が、

残存されてゐる。「源流」には多くの古代の特質を正しく理解してないものゝ様である。本書は「秘史」と「源流」との中間的地位を占むるものである。

次に一言せねばならぬのは、北平蒙文社發行「成吉思汗傳」(Bokda Gingsis Xayan-u Qitlik Peking. 1925.)である。この書の第六十二葉背には「蒙古諸汗の行爲を記し、諸汗の根源綱要(を敍ぶる)アルタン・トブチと名づくる典籍終れり」とあり、第六十三葉には「成吉思汗以降蒙古は三十五代汗の位に即けり」と書き出す一書が附加されてゐるが、この書が寧ろ正しい「黄金史」ではないかと曰はれてゐる、故田村良一教授が翻譯し、和田清教授が歴史的註釋を附して公刊する筈の處、田村氏の業半ばにして長逝されたため、未だに邦文に接しえないのは残念である。

ラウファア教授は更に同名別種の「アルタン・トブチ」の存するを注意してゐる。ホズドニエフ氏が北部蒙古で獲たもので、彼の批判に據ると喀喇沁旗から恐らく出たものだらうといふ。本書に見ゆる「成吉思汗」に關する二個の物語は喀喇沁の遠祖ハッサルに係るものである。本旗は他の蒙古の系譜より、遙かに支那の影響下に在つた。ためにまた「アルタン・トブチ」の作者は漢文史書の物語を利用することが出来た。原文中には、元史類編、明史、並に他の漢籍の殆んど逐語譯が看取される。また著者の歴史批判

の努力と、隨所に挿入した考察とはたしかに、この支那影響を示すものである。斷簡はホ氏の「選集」(二四八頁)に収録してある。

(四)「金册」(Altan Depter)

この書は今日傳はらないけれども、波斯伊兒汗國合贊汗の宮廷祕庫にあつた蒙古史料(即ち實錄の節文)で、ラシッド・ウッティン(一二四七—一三二八)の「集史」(Risaiduddin's Djamiut-Tarikh)の根本資料をなしたものであるから、茲に附記する。

(五)「寶の珠數」(Erdeni-yin erke)

本書は一八四九年迄の蒙古民族一般史の外に、一六三六年から一七三六年の百年間に亘るハルハの史料を含むものである。著者がルダン台吉は土謝圖汗部達賴土謝圖族の協理にて、書中には「蒙古源流」や「蒙古王公表傳」を引き初め庫倫にて敍作し、後、科布多で増補訂正したといふ。ホズドニエフ教授が原文と露譯とを「蒙古年代記 エルアニ・イン・エリケ」と題し出版した(A. Подднер: Монгольская летопись "рзений на эрне" St. Pet. 1883. 42 l. P.). 商務印書館刊陳録止室筆譯黃成奇峰口述「蒙古逸史」は「保權」なる蒙文史書から翻譯したと稱するが、

これが怒らくこの「寶の珠數」だらうと、石濱學士は、ホ氏校訂本と對照の上推定された(藝文第十卷七號「蒙古逸史の原本」参照)この書は筆者の搜索の結果在北平の蒙人蒙政會北平辦事處長サインパヤル(漢名包悅卿)氏が十二冊の抄本で所有しゐることが知られた。一九三六年設立される豫定の察蒙圖書館備付のため排印するといふから、その曉には容易に入手しうるであらう。

(六)「水晶の鏡」(Bolor-töji)

一八二〇年後に述作されたに違ひない。ルドニエフ氏が一九〇四年簡單に分析したが、第一卷は佛教の宇宙論と印度に於ける佛教の概要を敍べ、第二卷は支那並びに西藏(喇嘛の傳記を含め)、第三卷は蒙古の歴史を取扱つてゐる。ラウファ氏はこの形式より判斷して、本書はある著名な西藏の史書を監本とするものだらうと推定し、恐らく、標題の共通なのから察して、「シダーンタの水晶の鏡」(Gardha-ta del-kyi me-ton)であらうと申してゐる。本書も前記サインパヤル氏が四冊の抄本として所有してゐる。これも亦その中に印行される由である。

(七)「四オイラト族征服記」(Dörben Oirad Monggoli daruksan tūji)

カルマツクの四種族、ヂュンガル・トルグット・ホシユ

ット及びトルボットが蒙古人に征服された歴史で、ドレンスの王室圖書館所蔵。

又ゴルストゥンスキは Ubosi-Hung-Taiji 傳のカルマツク文を出版し、ゲルサン・ユムホエフは彼の露譯「黄金史」(P. 108-21)に收め、自餘のカルマツクの年代記についてもホ教授は研究を發表してゐる。

カルマツク族間には多數の史書が存在することは注意すべきことである。

(八)「心の飾り」(Jürühen-ü Toltä)

傳承に據れば現代蒙古字母の創始者十四世紀初葉の人、西藏僧、チヨッキ・オッセル (Chos-kyi Od-zer) の作といはれる。蒙古文字の由来を敍べると共に、蒙古に於ける佛教の輸入と弘布の次第をも傳へてゐる。ホ氏は完全な原文を「選集」(三六〇頁)に收め、最良の蒙古文典の一と評してゐる。書中、綴字法と發音とに關する規則を論じてゐる。北京版十七葉。

(九)「蒙古佛教史」

一八一八年、ナク・メ・ナム・カ (Jigs-med Nam-mk'a) が「蒙古源流」及び他の蒙文史料に基いて、西藏語で著したものを、大喇嘛、ナム・ツァ (Zam-tsa) が蒙古語

譯したものである。G・フーが之を獨譯してゐる。(G. Huth, Geschichte des Buddhismus in der Mongolei, Strassburg, 1896, Band I, 446, S.)

(10) その他

a、「青册」Höhe depter. or, Tenggri
gajar-un angx-a totoksan
Xagäd-un ejelegsen Xag-
n-gin Köke depter heme-
hü ästir orusibai)

蒙古年代記で、一九一二年、原文が公刊されてゐるらしいが(ラ氏著露譯本)、抄本は錫林郭勒盟長西烏珠穆沁索王府に藏する、北平ではサインバヤル氏も一部所藏してゐるが缺本のやうである。

b、「成吉思汗談話録」(Yinggis bogda-
yin duraxal-
un tegübüri.)

一九二四年、庫倫蒙古學術委員會出版本と北平蒙文書社刊本あり、バガリン・ラシフンチョックの編纂せる元朝の『水晶の珠數』と云へる書に曰く」と書き出し、全編韻

文を主に、太祖の言行を記すもの。

c、「成吉思汗金言録」(Sukta bogda
Yinggis-Xagan-
u altan surgal
orusibai.)

一九一五年、庫倫にてヤムツラノ氏刊行す。

d、「大元勃興青史」(Jehé yüan olus-
un mandoksan tür-
ü yin hühe sodor.)

これは一九二五年(?)蒙文書社刊行四冊のみであるが、完本は三十冊であり、山西五台山の章嘉佛所有に係るときが、北平の包維翰本は十五冊で缺本である。太祖以來清迄の蒙古史である。西蘇呢特德王府所藏本亦缺本である。

三 佛 教 文 學

佛教が固有のシヤマン教を驅逐して了つた十四世紀の初葉から、西藏の學僧は佛典の翻譯に従ひ、佛典に含まるゝ説話が、西藏人を経て、翻案され、變型されて、この民族の間に弘通し、愛好され、文學内容は漸次豊になつて行つた。その代表的のものを瞥見するに先ち、純粹には文學的

とは呼べないが、佛教文學の源泉たる大藏經について一言しよう。十七世紀、察哈爾のレ・ダン・ホトクト・ハガン(Legs-Idan Khutuktu Xagan, 1604-1635, 統治す)の下でカンチュル(經律、Tsitika、の西藏文百冊)の蒙古語譯が六二四年に完成された。尤もこれよりは夙く、元の武宗(一三〇八—一三二一)の朝に、カンチュル及びダンチュル(論部)の一部が翻譯されてはゐた。降つて康熙帝(一六六二—一七二二)に至り、更にカンチュルを校合排印した。

乾隆帝(一七三六—一七九五)はチャン・キア・ロル・バイ・ド・イハ(I Qan-skya Koi-pahi rdo-rje)とロ・ザン・タン・バイ・ニ・ヤ(Do-bzau bstan-pahini-ma)とに命じて、ダンチュルを西藏文から蒙古文に翻譯せしめたが、この事業は、内容が宏濶な學術であるために、カンチュル翻譯以上に困難であつた。多數學者の助力をえて、一七四〇年、十月、十一月に著手、一七四一年十一月、十二月に完了した。これは洵に信じ難い程の大事業で、譯經史上永く特筆されるであらう。

次に文學作品の主要なものを敘べる。

(1) ミララスバ傳

ミララスバ(Milaspaspa)は十一世紀の乞食僧であり、本

傳は興味津々として而かも悲惨な物語で、西藏人の最も愛好するもの。シレゲト・ゲシュリ・チエ・イェ(Sirgeitü Gshikos-rje)が、蒙古語に翻譯したと曰はれる(フート、蒙古佛教史二四八頁)。西藏佛教史上重要な役割を演じた Padmasambhava の興味深い西藏説話作品の蒙文改譯であり、蒙文版、藏文版は北京に於いて刊行され、ラマ印刷の最高の結晶であると曰はれてゐる。蒙文版は二九二葉(各葉三十行)あり、翻譯者はサキア・トルブ・ケレムルチ(Sakya türüb kelenürü)である。佛教特に密教の術語が多いため、難解なものであるが、幸にも河口慧海師の譯述「苦行詩聖」ミラヌバ、ヒマラヤ山の光(昭和六年、日本藏梵學會刊行)があり、専門外の我々も容易に讀み得られる。他にパコーの「西藏の詩人「ミララス」(J. Bacot: Milara, Le poète Tibetan Paris 1925)ラツプフーの選譯(ノードン刊行。獨文。一九二二年)及び英譯では「Tibet's great yogi, Milarepa». (London, 1928.)がある。

(11) 「説海」即ち漢名「賢愚經」
(Uliger-un dalai)

佛教文學の數多い部門中、Jataka と Avadana とは廣く尤も愛讀され、ゆきわたつてゐる。蒙古人間には特に二つの蒐集「譬喻の海」漢譯名「賢愚經」(Uliger-un üliern dalai)と「金光明經」(Altan Gé.él)とが普遍化し

てゐる。前者は支那語から西蔵文に翻譯され、カンヂュル(經部)中に含まれてゐる、有名な説話集「賢者と愚者」(mDzab-bluṃ)五十一話の改作であり、シユミットが西蔵文から獨譯し、原文對照で一八四三年、ペテルブルグで出版した。Schmidt: Der Weise und der Thor. 2 vols. St.-Petersburg. 1843.)本書の序言中に彼は西蔵文と蒙古文との關係を論じてゐる。主たる内容の上では同一だが、蒙古文では物語は屢々廣く意解され、西蔵文に見られないものが添加され、一方西蔵文には蒙文に無い單句が見られる。蒙古文「賢愚經」(mDzab-bluṃ)は五二章、西蔵文は五一章から成る。従つてシユミットは此の説話を考察して次の如く決論した。蒙古文版は北京版カンヂュル以外の西蔵文から翻譯されたものであり、彼の參看したカルマック語譯本は西蔵版カンヂュル本と凡ての點で一致すると。北京には種の版本が在る。北京木版(二三〇葉)は康熙五十三年(一七一四)出版されたものである。

二八七葉本のカルマック語譯はドレンステンに在り、結尾には、梵文標題 Damamū-Konāmasūtra 西蔵文標題 mDzab-bluṃ zes-bya-ba mdo と附し、カルマック語題名、Mele-tei mede-ūghaiḡi ilagkēi hemeḡū Sodor と云ふ。翻譯は十七世紀、ザヤ・ベンティヌ Dzaḡa Paṇḍita の手にかゝるものである。

ṃnaprabhāsottama-sutrendrarāja)の翻譯である。その數豊富にして、印刷鮮明な版本が示す如く、蒙古人間には極めて愛讀されてゐる作品である。此は既に十六世紀に在つても左様であつた事はダグ・メ・ナム・カ (ḡuḡiḡ-med ann-mkha) の中の次の記事から知られる。一オイラト人は第三達賴喇嘛ソ・ナム・ギヤムツォ (bSoḡ-nams rgyant s'o. 1543-1586) に對し、本書の事を畏敬の念を以て語つて居り、又はグーシユ・ハン Guari Khan (一五八一年生誕) が本書を他の許多の書籍と共に、蒙古人に翻譯せしめた事を傳へてゐる。従つて蒙古文は十六世紀の末葉、或は十七世紀の初葉に存在してゐたと推定される。薩囊徹辰(一六六二年)は之を知り、引用してゐる(シユミット本 一一・三〇七頁)。北京版は二二四葉。

(六) 「魔法屍體傳」(Siddhi-kūr, or Sidintuheḡūr-ūn ceditk.)

これは東蒙古並にカルマック文學中の尤も興味ある作品の一つである。印度の「二十五故事集」Vetālapāṇcāvimnati の蒙文改作の説話集(一本は二十五話を收め、ラウフアー氏は二十三説話を有すと云ふ)で、佛教の輪廻轉生思想を教ふるもの。印度に發し、イラン高原に入り(波斯文あり)、西蔵に入り、之が轉じて蒙古に流傳したものの、北京大

本書中には一部「ウリゲルン・ダライ」から取入れた物語が、簡約な形式で存する。一部分は他から附加したものである。佛教の教ふる諸善行の普及のため著したものである。文體は前者の簡潔暢達に比してやゝ難晦である。

(この中四章はコワレフスキーの「選萃」一卷四一頁一頁一頁所收、第一章はボズトニエフ「選萃」二二八頁九三頁所收、

(四) 「寶石の珠數」(ḡindamani erikē' 西蔵題名 "Nor-bu phreḡ-ba")

有名なラマ僧ザユ(ザヨ・キ)アタイサ [ḡū. (ḡo-bo) Atiḡa, 983-1055] が Avalokiteḡvara と Brum Bakasi の昔の所業に就いて物語れる、極めて興味深い宗教物語で西蔵文からの蒙文改作である。コ氏は二章の原文を排印して曰く「文體は容易にして、興味あり、幾多の詩句を點綴す」と(「選萃」一卷九三頁所收)。シユミットは一長章を譯出してゐる(蒙古源流、四二四頁一頁)。蒙文改作の鮮明ないゝ木版(三四四葉)は康熙の治世、北京で出版された。

(五) 「金光明經」(Altan Geḡel)

「カンヂュル」中に收めてある Mahāyāna Sūtra (Suva-

學俄文教授柏烈偉氏譯「蒙古民間故事」(民國二十二年、商務印書館發行)に收め、趙景深の序には西蔵のそれと比較してゐる。滿文、獨文、露文があるが、蒙文にも、庫倫版・北京版により、内容が異なる。印度の「二十五故事集」と蒙文改作の一致は、先づテオドル・ベンノイが論證した(Th eodor. Benfeg Mélangé asiatique de l'Acad de St. Pet. vol. III 1859. P. P. 170-203)

尙ユルグがカルマック文と獨譯並にカルマック・ドイツ語彙を附して出版したが、過重評價されてゐるのは遺憾である。原文は俗惡の抄本により内容は無批判に取扱はれてゐる(B. Jülg: Die Märchen des Siddhi-kūr. Leipzig. 1866.) 外にゲルメンの刊行あり(A. Gelber: Kalmūtkische Marchen wie der ḡhansonzweimeI den Siddhi-kūr holte nṃn. 1921) Н П Х Н Н . П М К а н г а . 本説話の比較民俗學的研究をしてゐる(E. Cosquin: Les Mongols et leurs prétendu rôle dans transmission des contes indiens vers l'occident européen, étude du folk-lore comparé sur l'introduction du "Siddhi-kūr" et le conte du Magicien et son Apprenti. 1913.)

ウ教授亦「魔法屍體物語」と題し、序文並に註釋を附し、「世界文學」に收めて出版した。

外に版本としては一九二三年庫倫、蒙古學術委員會刊「蒙古物語集、第一部、ボグド・ビダルマ・サシ汗物語、第二部、魔法屍體傳、喀爾喀部第一車臣汗傳說」と北平蒙文書社刊の存することを附記する。

(七) 「獅子王座の三十二故事集」

(Simhasana-dvāt imcati)

印度の「獅子王座の三十二故事集」の蒙文改作で、ユルクが採録せるを、ガレンツが獨譯した。該譯の寫本は伯林王室圖書館所藏となり未刊行。栢烈偉氏の「蒙古民間故事」に「ボグド・ビダルマ・ササの故事」として支那譯して収めてある(同書一七頁)。

カスナ王と木人との物語であるが、木人物語は其の起源殆んど悉く印度の材料に歸せられるもの様であるが、決して逐語譯ではなく、蒙古風の意味に改作されてゐる。之に反して、カスナ王物語は、大部分蒙古の創作の如く思惟され、「ゲセル汗物語」(後述)と類似する英雄史譚の性質を有するもの様である。「カスナ」は「ゲセル」の如く、神により定められた地上に於ける佛教の擁護者であり、又斯の如きものとして、異教シヤマン教を固持する中亞細亞の諸民族を征服すべき運命を負つてゐたのである。

(八) 「テヴィー・マノハリが重き罪業を

淨むる物語」(Kündü bilig alga)

を、この民族の口から採録し、われ／＼が通覽することさへ困難な程の内容を有つてゐる。次に類に分つてその代表的の二、三について敘べよう。

歌 話

一、蒙古歌謡の特質は頭韻 (Alliteration) と半諧音、(Assonance) 或は類音といひ、子音異りて母音のみ一致する韻を云ふ)との使用である。この現象は蒙古民族のみならず、滿洲、トルコ、ウイグル、フィンランド、エストニア、及び古代マギアールの諸民族間に固有のものである。従つてアルタイ及びフィン・ウグル民族の廣大な領域に擴つてをり、その故にウラル共同財と見做されてゐる。此の現象は各個民族の精神的、歴史的關係を最も明白に示してゐるものである。

それから、現在アクセントは通常、最後の音綴に来るが、頭韻の原理が構成された時代には、フィン語及びマギアール語に於ける如く、最初の音綴に在つたに相違なく、若しそうでないならば、頭韻を戴く初語の明瞭性と實現とを殆んど考へられないだらうと、ラウファア氏は云ふ。更に語をついで、歌謡は通則として、普通四行節に區別されるといひうることを、四行詩句に於いては、最初の語の初音が一

gei Manuvari okin tengge i-yintü
(je)

カルマツク族間には多くの佛教上の説話類が愛好され、特に寫本が弘通してゐる。この標題の「マノハリ物語」も亦多數の異本で流布してゐる。此はシューフェル氏が西藏甘珠爾から翻譯した Sudhana Avadhāna の改作である。A. Schieffer: Tibetan Tales derived from Indian Sources. London, 1903. Pp. 44-74.

本物語中には Kalidāsa の戯曲 Vikramorvai の第四幕からの一場面の翻案が織込まれてゐることをラウファア氏は指摘した。カルマツク文では非常に詩的奔放と絢爛とを以て取扱つてゐる。Vicvāntara Jātaka のカルマツク語改作は同じくゲッティンゲンに存する。

(九) 「パンチヤンタラ物語集」

(Panchantara)

ウ教授の著名な「パンチヤンタラ物語蒙文選集」がある。説話研究者の一讀すべき書たるを失はぬ。

四 國 民 文 學

蒙古民族の國民文學作品は、英雄詩、物語、歌謡、童話、謎語等に分類される。露西亞の研究家は幾多の巨大な資料

致すること(時として三段句)、繰返し(Refrains)は句末に、冒頭に、又は段節中にも存することを擧げ、最後に結んで曰く、一般に蒙古の詩歌は形式上にも内容上にも、全く原始的(人種學的な意味で)性質を有するものではなく比較的進歩した藝術方法に遵據して作れる詩歌たるを示してゐることが看取される。

二、蒙古歌謡の現状、N・ホッペ氏は云ふ「西北蒙古、オイラト族間並にブリヤート族間には英雄詩が非常に擴つてゐるが、ハルハ蒙古には、斯がる種類の國民歌謡は既に死滅に瀕してゐる。西北オイラト族間には多數の職業的歌謡者が居り、屢々偉大な英雄詩(その内容は幾千の詩句から成る)を口誦する。彼等民族間には又詩人が居り、古代英雄詩の定型によつて新しく詩作し、其の素材を過去並に現代から創出するものがある。かくしてオイラト族の英雄詩は今も生き又發展し續けてゐる。かゝる状態はブリヤート族間にも見出される。然しその若干の相違點を擧ぐれば、茲では古代傳承の負擔者は單純な俗民であり、オイラト族にあつては、近い頃迄は貴族階級であつた。

ハルハ蒙古では事情は全く異なる。英雄詩は將に死滅しようとしてをり、尙ほ残存するものは、古い状態の劣悪な殘存である。新しき英雄詩は創作されず、古きものは漸次忘却されてゐる。」(ホッペ氏稿「ハルハ蒙古の英雄詩」)アウ

「ア・マヨール、第五卷、一八四頁」
 同じことが、東内蒙古（滿洲蒙旗、察哈爾、綏遠兩省蒙古）についても云はれる。地域的に、従つて文化的に支那に接続してゐるため、歌謡には著しく支那的色彩があり、英雄詩は忘却の過程をとつてゐる。急激な文化の流れが、草原に侵入し、若い人々の間には省みられなくなつてゆく。今にして採録しなかつたら、總ては消滅することだらう。筆者は三回の蒙古旅行にこの點に留意し、自らも蒐め、又友人にも依頼し、採集に努めてをり、必ずしも絶望でなく努力次第では相當の効果を期待しうると信ずる。

α、英雄詩及び英雄史譚

この二つの根源として、

一、古代年代記に傳はる史譚の斷片

二、英雄史譚の筆録復活

三、現代語部の英雄詩口誦

を數へることが出来、『秘史』全體を一つの英雄詩とみることは別としても、その中には多分の詩的要素を含むが、ハンス・コノンとガベレンツ兩氏は「蒙古源流中の詩的要素を明白に認めて、内容豊かな論文「蒙古詩歌に關する若干の考察」(Hans. Conon und Gabelentz: Einige über

mongolischen Poesie, Göttingen, 1887)を發表してゐる。ラムステッド博士の「蒙古英雄詩に就いて」(Irkuik, 1902. 及びチャムサラノ氏の「アリヤート族國民文學試論」等あるも就中ウラザミルツォフ教授「蒙古、オイラート族の英雄詩」中に示した蒙古英雄詩に關する見解は苟も蒙古國民歌謡に關心を抱く者の必讀の價値あるものである。

(一)「ゲセル汗物語」

この敘事詩は獨り蒙古文學上のみならず、世界文學史上にも特著さるべき傑作と稱される。蒐集にはボタニン(Potanin)氏、ホズドニエフ氏の功績を先づあげねばならぬ。一七二六年、北京にて、康熙帝の敕命にて蒙古文(一七七葉)が出版され、後シュミットが獨譯を附して、一八三六年出版した(I. J. Schmidt: Die Taten Bogda Gessner Chans. St. Petersburg, 1836. Leipzig, 1839)が、ミット刊は第一章より第七章迄であるが、更に第八章より第十章、及び第十二章より第十五章迄が発見採録された。非蒙古學者は正確妥當を缺く、シュミット譯最初の第七章のみ知るに過ぎなかつたが、チャムツアラノ氏が一九〇六年、クティンスク管内に於いてマンシュウト・スメベインから聴取し、亞細亞博物館保存のものをウラザミルツォフ

して民俗學的研究の資にしう。

イ、シュミット——蒙古の「英雄史譚」とみ

ロ、ベ・ベルクマン——一種の「宗教書」とみ

ハ、フランケ——西藏及びラダック地方の佛教以前の宗教「春冬神話」といふ。ラウフナー氏は之を否定する。

ニ、グリユーネウーテル——非佛教的起源とみた。

ベツペ氏の批判

西藏に於ける「ゲセル汗」に關する説話及び書物は事實上黃朝派に保存されてゐるが他派の信仰者間にも愛好されてゐる。ゆゑに「ゲセル」はたとひ、非佛教的作品でないにしても非喇嘛的作品なること、従つて西藏の最も勢力ある宗派からは擯斥されてゐる。

ホ、ボタニン——本史譚は人工的作爲の史譚と解し、之をトルコ起源とみた。この説はボタニンが誤固有名詞を解した點に在る。彼の卓見は三國志との關係を考察して、相似點殆んどなしといつたことだ。

茲に注意すべきは、支那のゲセル(關帝)のことである。

教授が「アリヤート國民文學作品第一冊——敘事詩ゲセル・ボグド」と題して公刊し、ホツペ氏は「ゲセル汗」蒙古「ゲセル汗物語」の言語學的特質研究を發表し、その序言に本敘事詩の性質に言及してゐるから次に簡略に紹介して置かうと思ふ。(N. Poppe: Geserica, "Asia Major" Band. III. 1926. erste. SS. 1-32. zweite, SS. 167-194) 西藏人及びトルコ人もこの英雄について歌つてゐるが、専門外の人々には西藏文は利用しえないが、西藏起源であらうとの假定は比較研究の結果、成立可能である。蒙古詩句と西藏文詩句に於ける、チベット固有名詞の共通存在、數多いエピソードの類似からして然く云ひうる。だがまた西藏文には蒙古文に見えないエピソードも含まれてゐる。例之、ゲセルの母は西藏文ではハ・ザ・ラ・ハ (Gog-Za-Ihano) と呼ばれる如きである。

〔西藏文のそれは立派な表紙を有する二本がレンゲラート科學學士院東洋博物館に藏する。更に異本をえて、蒙藏文エピソードの比較一致をみたならば、西藏起源を確認しうるだらう〕

この敘事詩はくわしく云へば、全中央アジアに汎く行はれ、西藏の北邊、バイカル湖附近、そして滿洲からアルタイ山に至る迄傳播してをる。次にこれに關する諸説を列舉

清朝保護神であり、康熙年間に出版されたが、兩者一致の證明は存しない。

「ゲセル」が本来神なるや否やは決定困難である。西藏文及び蒙古文ではインドラ (Indra) の子として描寫されてゐる。尙興味あることはグリニューワーデル (Grinewaldel) はフランケ (Franke) の説を引き、ゲセルを稱號であらうといひ、Kekar-Gesser は Casar-Kaisar 即ちローヤの Kaiser と比定した。R. Shaw の解釋に同じい。またアレキサンダー史譚の各部分とエピソードとを關係づけ、アレキサンダー大帝が印度の國境から遙か西藏に入り、そして Kaisar なる稱號が土著の英雄に冠せらるゝに至つたと説くものがある。

とまれ、英雄的なもの、ユーモアに充ちたもの、詩的なものと怪奇なこと日常の瑣事などを雜多に混じた、興味多いこの史譚が、民俗學的な解説を附して、邦文に移殖される日を翹望して止まない。

(二) 「チャンガル王物語」(Bogdo-Xan janggar)

カルマツク族は、強い韻律語と、恐しく高潮した空想で詠じた英雄史譚を有してゐる。この「チャンガル王物語」(恐らくメルシヤ語の Jehangir から由來したのだらう) は、カルマツク人が露西亞から逃亡の時代(一七七一年)

のものであらう。歌中にはメルシヤの影響が現れてゐるもの様である。之を最初に聴き、生々とした描寫を企てたのはメルクマン氏であらう (Benjamin. Bergmann. Nomadische : treifreisen unter den Kalmücken. Band II. Riga-1804. SS. 205-214)。

それからバブラヴィエフが一八五四年露西亞譯を出し、之を更にエルトマンが獨逸譯した (E. V. Erdmann; Kalmükischer Dschanggar, Erzählung der Heldenoten des erhabenen Bogdo-chan Dschanggar. Z. D. M. G. Band. XI. 1857. SS. 703-707)。

ヘルストンスキ氏は此の原文を一八六四年メテルブルグで出版した。

ボズドニエフ氏の勞作には「カルマツク文學選萃」1807. 1915: 「チャンガル」、一六九頁と、カルマツク文「チャンガル——カルマツク英雄詩」(1911)がある。

(三) 「オシヨル・ボグド・フブンとフリ
ン・アルタイ・フブン」

これはジャムツラノが一九〇六年採録せるものをウラザミルツォフ教授が「プリアート國民文學作品第二冊——敘事詩」と題し、一九三一年出版した。この兩詩篇は二萬二千六十九節からなる一大敘事詩の一部をなすものである。

(四) 「ハンク・ボロット・ハン」(Enkhe Bolot Xan)

N・ボツベ氏が土謝圖汗のノムナ・ドルサ (Nomna Dor Dzi) なる青年から聴取筆録した五八九行の長敘事詩である。トランスクリプトと獨譯を附して一九二八年雜誌「小亞細亞」第五卷に發表した (N. Po. pe: Zum khalkhano ngolischen Heldenepen. Asia Major. vol. 5. SS. 183.)

(五) その他

同じくボツベ氏「ハルハ蒙古の國民文學作品」には北蒙古ハラ河、イロ河盆地に於いて及びオルコン河流域に於いて、一九二七年聴取した新舊歌謠、巫歌、傳説、物語を収録してゐる。

そのほか「成吉思汗の挽歌」(蒙古源流卷四、「史林」卷十一第一號所載、鴛淵一學士論文参照)あり、元朝最後の順帝が燕京を遁るゝ際に詠じた詩(アルタン・トブチ所収)あり、なほ、ヴァン・オースト「蒙古歌謠蒐集」(Van Oost: Reu die chansons mongoles. Anthropos. III 1903. pp. 19-233) アラムチ・メルゲン編「蒙古プリアート國民歌謠」(一)(新プリアート字母にて、一九一〇年)、アルマ・ス・ナルナイ編「蒙古プリアート國民歌謠」(新プリアート字母にて、一九一二年)、バドゴルプンスキ稿「プリアート

の物語と歌謠」(一九一五年)、「メルドニエフの「プリアート英雄詩」(A Buriat Epic. Memoires de la Soc. Finno-ougrienne. LI. Helsinki. 1924. pp. 238-49) などがある。未刊ではあるが筆者の「内蒙古——喀喇沁——歌謠集」と筆者並に橋本光實氏共編「内蒙古——錫林郭勒——歌謠集」のあるを附記する。

蒙古歌謠の性質を論じたものには、イルマリ・クロン「蒙古韻律論」(Ilmari. Krohn: Mongolische Melodien. Zeitschrift für Musikwissenschaft. III. 2. 1920) ユキンの「蒙古及びプリアート歌謠に於ける人種的要素」あり、他に諸雜誌に掲載されたものも多いが、多くは一般に利用し難い。

なほ國民文學の蒐集を二、三附記するに、ウ教授編「蒙古國民文學範例」序並本文(レニングラート、一九二六年)「ジャムツアラノ編「プリアート國民文學作品」第一冊「メテログラート、一九一八年。科學學士院出版)ラムステッド編「カルマツク物語」(第一冊、ベルシングフォール、一九〇九年刊。第二冊、一九一九年刊)、ボズドニエフ編「カルマツク物語」(十個の物語の原文並翻譯一八八八—一九一六年)蒙古學術委員會編「成吉思汗の二駿馬物語」(第二版、庫倫、一九二二年)、「釋迦傳」(庫倫、一九一五年)等

がある。
然し右の資料の大半は露文で、しかも入手困難であるから、此の方面に興味ある人士は、北平などの地でたやすく購ひうるもの、英獨佛の刊行（翻譯又は原文附）のものから讀まるべきであらう。

神話・小話その他

更に蒙古人の間に行はれる神話、小話、格言及び猜謎に就いて一言した。

クルティンの「南部西伯利亞紀行（蒙古人、その宗教と神話）(J. Curtin. A Journey in Sout Semtiberia. Moncols, their religion & their myths. London, 1903.)」の中に神話を録し、支那人を嘲笑する一笑话はG、バラシがクラウセンブルグで採録し、(洪牙利人種學報告、第四卷一八九五年)、小逸話及び漢人の口からか、或は翻譯文學を通じて知つた支那英雄物語をタイムコウスキは筆録して居り、(一八二〇年、蒙古横斷支那旅行^{ペテルブルグ}、第一卷)、(一八二二年、蒙古横斷支那旅行^{ペテルブルグ}、第一卷)、バルクマンはカルマツクの十笑话一特に盜賊の争に關する一を傳へてゐる(B. Bergmann: Nomadische Streifreisen unter den Kalmükten. Band I. Riga 1804. SS. 343-

六 結 語

以上の粗雑な紹介によつても、蒙古々典文學を貫く主流は、説話文學、歌謡はいはずもがな、歴史文學すら、「蒙古の秘史」を唯一例外として、佛教的色彩が極め、濃厚なるを看取されるであらう。殆んど總て、西藏を媒介としての印度文藝の翻譯か、換骨脱胎である。従つて佛教を離れては蒙古文學の存在は考へられない。しかもいまは新しい文學が生れないばかりか、古きものも、エポスも殆んど死滅

352.)

猜謎は冬の夜、源平二派に分れて行はるといはれるが、喇嘛ゴムホエフは、六十のブリヤート族の謎語をセレンギンス語で原文、翻譯してをり(Mカストレン著ブリヤート言語學試論^{ペテルブルグ}一八五七年刊二二八—三三頁)、パザロフの蒐集をルードニエフ氏が出版し、ゴトグイッチ亦カルマツクの謎と諺とを出版してゐる(一九〇五年)。近くはワイマント氏がカルマツク格言を王立亞細亞學會誌に出した。(A.N. T. Whyman: Mongolian Proverbs. A Study in the Kalnuck Colloquial. J.R.A.S. 1936. pp. 257-268.)

五 支那文學の翻譯

最後に蒙古に及ぼせる支那文化の影響一斑を知るためと蒙古語學習の便のため、蛇足乍ら、蒙語に翻譯され、容易に入手しうる支那典籍を左に掲げよう。

小説では、「三國志演義」(十二冊)、「西漢演義」(十冊)、「進士緣」(四冊)、「聊齋志異」選譯(七冊)あり、中に尤も驚異すべきは「紅樓夢」(略喇沁右旗、抄本、冊數未詳)の蒙譯である。外に「四書」(十冊)、「金史紀事本末」(五冊)、「遼史紀事本末」(四冊)、「名賢集」三字經、聖諭廣訓、千字文等を擧げうる。(以上大部分は北平蒙文書社刊行)。

に瀕しようとしてゐる。なるほど、民族意識は再燃し、草原と沙漠に激とはしい颯風が吹き荒びはじめた。しかし老いたる者は「オム・マニ・パド・ミ・フン」を唱へつゝ保守と安逸とに耽り、若きものは華々しい政治闘争に狂奔して、民族の傳承も文學をも無意識的に忘却破壊しつゝある。われわれは一面衰はれゆく珠玉の保存に努力すると同時に、他面偉れた民族文學作品の出現する日を翹望して止まない。(小林高四郎)

V 法 制

一 蒙古部族法

この項に於いて述べんとする所は蒙古部族法の基本的體制が漸次發展して行く経路を辿り、其の共通的な特徴を抽出すること、即ち部族法史の體系的な概説である。

蒙古民族の社會には近代まで游牧的父權的氏族制度が行はれ、その社會組織の型は他の民族より遙に鮮明に現はれ且保存されてゐた。此の點に於いて研究すべき價值が高いわけである。之に關する研究は現在露西亞に於いて最も盛んで、我が國に於いては残念乍ら殆んど行はれてゐない。本稿もハルビン法科大學教授ウエ・ア・リヤザノフスキ氏著「蒙古慣習法の研究」に據る所が最も多い。こゝに記して以て謝意を表する。

(1) 成吉思汗時代より元末まで

現在蒙古法の研究の上限は大體蒙古の成吉思汗以上に溯つてはゐない。之はそれ以前の研究が史料不備の爲、殆んど不可能なるによる。従つて此處でも成吉思汗時代より説き起すこととする。

蒙古部が蒙古全土を統一する以前、蒙古諸部諸氏は各地に散據し、其の族内生活に於いては地方的な慣習に従つて

ゐた。しかし蒙古部に成吉思汗が出て十三世紀初頭全蒙古を統一するや、慣習法の統一と全土に亘る成文法典編纂の必要を生ずるに至り、成吉思汗は一二〇六年蒙古最初の成文法典を制定した。之が有名なる大札撒(札撒克)で蒙古語、法律、法典を意味する(但しこの大札撒の存在を否定する説もある)。この大札撒は原本も寫本も傳はらず、唯その斷片が當時の史料に散見するのみである。この斷片を最も多く傳へたのはカイロの人マグリザ(一四四一年没)で、それは次の如くである。

- 一、姦通したるものは姦夫の有婦無婦を論ぜず死刑に處す
- 二、鶏姦をなしたるものは死刑に處す。
- 三、故意に嘘言をなしたる者、魔術者、他人の行狀を秘かに偵察したる者、相争ふ者の間に介入し、その一方を援助したるものは死刑に處す。
- 四、水又は餘燼中に放尿せる者は死刑に處す。
- 五、商品を仕入れて破産すること三回に及ぶ者は死刑に處す。
- 六、拘禁者の許諾なくして被拘禁者に食物衣服を與へたる者は死刑に處す。
- 七、逃亡せる奴隸・囚人を發見して、之を支配せし者に連戻さざる者は死刑に處す。
- 八、獸を屠殺するとき四肢を縛り、腹を剖き死に至る迄

手にて其の心臓をしめつくべし。回教徒の如く獸を斬首して屠る者はその如く屠らるべし。

九、戦闘中前進又は後退に當り、柵、弓、荷物等を落せる者あるときは、續いて馬を驅る者下馬して落したる物を所有者に返還すべし。若し下馬せず、落ちたる物を返還せざるときは死刑に處す。

十、彼(成吉思汗)はアリ・ベク、アブ・タレの子孫にはすべて租税及び賦役を免じ、又托鉢僧、コーランの誦讀者、司法官、醫師、學者、祈禱と隱棲とに身を捧ぐる者、ムエナン(招樓に登つて人民を祈禱に招く回教徒僧)死體を洗淨する者には賦役及び租税を免ずべしと命じたり。

十一、彼は凡ゆる宗教を無差別に尊崇すべしと命じたり。彼は其の凡てを神の意に適ふものとなしたるなり。

十二、彼は人民が提供者が毒味せずして與へたる食物を食するを禁じたり。提供者領候にして受くる者囚人なる時も同斷。彼は食事に招かざる人の前にて、その物の何たるを問はず人民の食事を禁じたり。彼は一同僚を他の同僚以上に饗應し、炊事の火食物を盛りたる皿を跨ぐことを禁じたり。

十三、食事中の者の傍を馬にて通行する者は下馬し、その一人の許可を得ずして共に食事せざるべからず。又食事中

の者も之を拒むことを得ず。

十四、彼は人民が水に手を浸すことを禁じ、水を汲むには必ず器を以てすべしと命じたり。

十五、彼は未だ着古さず着用し得るにも拘らず人民がその衣服を洗滌するを禁じたり。

十六、彼は如何なるものをも不淨なりと言ふを禁じ、萬物は凡て清淨なりとし、淨不淨の差異を設くることなかりき。

十七、彼は人民が諸宗派に好惡の情を示すこと、大言壯語すること、敬稱を用ふることを禁じたり。スルタン其の他の人を呼ぶときも卒直にその名を呼ばざるべからず。

十八、彼は其の繼承者達に、出陣の前にはその軍隊と武器とを自ら檢閲し、兵士が行軍に携ふべき物を凡て提出せしめ、縫針、絲に至る迄凡ゆる物を檢閲し、若し兵士中必需品を整備せざる者あれば之を罰すべしと命じたり。

十九、彼は從軍したる婦女が夫の戦より退きたるとき、夫の軍務を代行すべきを命じたり。

二十、彼は軍の征戦より凱旋したる時、軍の納むべき租税をスルタンの収入たらしむべしと命じたり。

二十一、彼は毎年の初め其の軍の總全部をスルタンの前に提出せしめ、スルタンをして自己及びその子の妻を之より選ばしめたり。

二十二、彼はエミルを軍の首領とし、千戸、百戸、十戸の
エミルを定めたり。

二十三、彼はエミルの最年長者たりとも過ありて君王が處
罰の使臣を派遣したるときは、使臣が最下位のものたり
とも一身を之に委ね、君王の命ずる刑の死刑なりとも、
その前に平伏し刑の執行を受くべしと命じたり。

二十四、彼はエミルが君王以外の者と交遊するを禁じ、違
反者は死刑に處し、且許可なくして自己の職を變更せる
者も亦死刑に處したり。

二十五、彼は國內の事變を早く知る爲、常設の驛傳設置の
ことをスルタンに命じたり。

二十六、彼はその子チャカタイ・ベ・チンギス・カンをし
て札撒の施行の監視を命じたり。

マクリヤ所傳のものは以上の如くであるが、更に他の
史料に見ゆるもの内、重要なものを掲げてをこう。

二十七、殺人は贖罪金を支拂はば免じ、回教徒を殺したる
者は四十金、漢人を殺したる者は一オスロムとす。

二十八、馬を盗める者は同種の馬九頭を添へて所有者に返
還すべし。この辨償不可能なる者はその子供を以て馬に
代ふるを得。子供なきときは羊を屠るが如くにして之を
殺す。

二十九、食物の問へたる者は天幕の内に引き入れて直に殺

すべく、軍長の天幕の闕を足もて踏みたる者も死刑に處
すべし。

三十、妾より得たる子は適法にして父の定むる所に従ひ、
相當の相續分を受く。財産の分配は次の原則による。年
長の者は年少の者より多くを得。末弟は父の家督を相續
す。子の長幼はその母の階級により之を定む。多くの妻
の内主としてその婚姻の時により一人は常に正妻とせら
る。

三十一、父死するや、息子はその母を除く妻の處置をなし
或ひは之と婚姻し、或ひはこれを他人に嫁せしむるを得。
三十二、その物の如何を問はず、適法の相續人以外の者、
死者の遺物を利用するは嚴に之を禁ず。

以上の如き札撒を補足するものは成吉思汗の格言で、ラ
ジツドの史記彙纂中に最も多く見えるところである。

札撒の内容を見て第一に感ずることは合罕(蒙古の皇帝)
の無制限な権力を確認する札撒の絶対性と、その規定の一
般的な慘忍性及び峻厳性である。第二の特徴は大部分が刑
法の規範而も峻厳な制裁規範であること。第三には私法的
規定の少いこと、第四には異教に對する寛容等が挙げられ
る。又全體としてはこの法典が當時の慣習法の統一確認に
止まつてゐたことは注意すべきで、之は蒙古人が父權制の
下に生活し、強固な氏族制度を有してゐたことに原因する

かく看じ來れば大札撒は游牧を事とする蒙古諸種族の生活
の全面に對して規定したのではなく、主として成吉思汗の
國家を形成する蒙古諸種族の同盟關係を圓滑にし、諸種族
の慣習を共通法中に一般化して連帶性を強化するの意圖を
有してゐたことも考へられる。

大札撒が效力を有してゐた期間は、單一的な全蒙古國家
存立の時期より長くはなかつた。即ち十三世紀の末には既
に其の意義は凋落し初め、それは蒙古國家の分裂其の他に
よつて拍車をかけられた。但し蒙古諸種族の生活様式の變
化せざりしことと英雄崇拜の心理とによつて、大札撒は其
の意義を全く失つて了ふことはなく、其の後相當長期に亘
り、蒙古諸種族の立法に或る程度の影響を與へた。

次に元朝に入つては、元典章、大元通制、至元新格の三
つの法令集が發布せられてゐる。しかしこれらは何れも支
那臭味を帯び、蒙古法と言はんよりは支那法であつて、此
處に説くべき性質のものではない。

次に當時の司法制度に就いて一言する。元朝となつて
忽必烈汗(世祖)及びその子孫を皇帝とし、支那本部を中
心とする封建的國家の成立を見たが、蒙古地方の氏族制社
會には大なる變革は起らなかつた。従つて蒙古地方に於い
ては一定の司法制度は存在せず、常に私刑や、罪人に對す
る起訴豫審裁判の手續をふまざる即決且慘虐な刑罰等が行

はれ、常設の司法制度も存在せず、事案は裁判所が審理裁
判すべきものであるとの意識も存在しなかつたのである。

(2) 明以後

元朝が十四世紀中葉に明の爲に滅されて以來、一方に於
いては明との不斷の抗爭、他方では蒙古各部間の内争、之
が明一代の蒙古の歴史であつた。元朝崩壊後、間もなく蒙
古地方は西部の瓦剌部と東部の韃靼部に二分された。
兩者の中、最初擡頭したのは瓦剌部で、十四世紀末頃より
その勢力は全く韃靼部を壓し、馬哈木、脱歡、也先等の時
代には盛んに明を侵した。瓦剌部とはチヨロス、トルグー
ト、ホシヨト、ホイトの四種族を主とせる政治的同盟で、
此の結成は加盟諸種族間の關係を規律する汎種族的法典を
編纂するの必要を生ずるに至り、茲に生れたのが所謂「舊
ツアゲン・ピチク」である。其の成立は十四世紀末より十
五世紀とされてゐる。此の法典も全部は傳はらず、僅に八
ヶ條の斷片だけがパラスの「集史」によつて傳へられてゐ
るに過ぎない。それを次に記さう。

- 一、僧侶の同棲者(妾)との姦通は全く之を罰せず。
- 二、領侯の妃と關係したるものは謝罪の印として孕み羊一
頭を差出すべし。
- 三、普通の姦通に就いては、姦夫は告發者に四歳の馬一頭
姦婦は裁判官に三歳の馬一頭を差出すべし。

- 四、自己の奴隷中に他人の奴隷あるを見たるときは、持物の凡てを奪ひ、馬、金其の他の所持品を取上げ、裸にて追拂ふことを得。但女奴隷は罰することなし。
- 五、若者若し成長し自ら働き得るに至りたるときは、もはや父の権力下にあることなし。若し之をよしとせば、家畜の一部の分割を求め、全く父を離れ、領侯の直接の民となることを得。
- 六、カルムツク人（西蒙古人を指す）にして他人の辨髪を搦り傷け又は切斷したるときは罪となる。辨髪は領侯のもの又は之に服屬するの印なればなり。然れども腦天の周に結ばれず亂れたる髪を持つ者あれば、この髪を引くも罪とならず。そはその者に屬し、領侯に屬するものに非ればなり。
- 七、天幕中の相當の場所、即ち入口の右、爐の後、主人の床の足元に座したる婦女には何人と雖も觸るべからず。觸れたるときは婦女は之を叱責し、薪又は如何なる家具をも意の儘に投げつくるを得。婦女相争ひて敢へてその場所を動き、又は全く天幕を出るときは其の權利を失ひ侮辱に對し懲罰を加ふるを得ず。
- 八、婦女領侯に至り、自己又は近親に科せられたる財産刑の免除を嘆願するとき、この者の性（異性）を尊敬して、通常財産刑を輕減し、重きは之を半減す。カルムツク

ク人は婦女を愛しむべく、婦女に加へられたる侮辱は嚴罰に處す。

以上の如き内容を見るとき、此の法典が成吉思汗の大札撤と著しく懸絶してゐることが看取される。その最初の四ヶ條即ち姦通及び之に對する刑罰の規定を大札撤のそれと比較すると、舊ツアザン・ビチクは大札撤の一部ではなく、又それを基礎とするものでもなく、慣習法の獨自的產物たることは明白となる。此の兩法典の成立した時期の間に蒙古人の慣習法は著しい變化をなしたものと認められる。全體として見るとき、舊ツアザン・ビチクの刑罰規範は大札撤のそれよりも著しく寛大で、婦人に對する態度ではそれは殊に明瞭である。尙此の規定中、成人となつて自ら獨立の生活をなし得る息子は、父の財産の分配を要求し、獨立した世帯を立て得るといふ規定は注意すべきものである。

瓦剌部は也先以後次第に衰頹し、東方の韃靼部が代つて蒙古に威を振つたが、明の衰へた頃にはこれ亦衰微し、蒙古地方には内紛が絶えず、しかも西方から帝政露西亞の勢力が侵入し始めた。かゝる状態は十七世紀の前半、東蒙古及び西蒙古の諸種族をして、外敵の脅威の排除と内紛の絶滅とを目的とする強固な同盟の結成を必要ならしめた。即ち一六四〇年喀爾喀、準噶爾、青海、西伯利亞、ボウオルシヤの蒙古諸種族の代表者達は準噶爾に集會を開き、此の

集會に於て準噶爾部のバツール汗の強力な影響により、新同盟を結成し、新蒙古法典が編纂された。此の廣汎な地域に互る新同盟は一方に於いては内部の平和と秩序とを確立し、他方に於いては外敵防禦をなすことを目的とした。従つてかゝる任務は法典の内容に明瞭に現はれてゐる。此の法典が即ち所謂新ツアザン・ビチクで、之は全蒙古民族の法典ではないにしても（内蒙古には施行されず、其の他にも施行如何に就き疑はしい地方がある）、その大部分に施行すべき法律であり、大札撤以後、土俗民の手で編纂された最も一般的な蒙古法典であつた。此の法典の基本的且最も本質的な法源は蒙古諸種族の慣習法で、舊ツアザン・ビチクも之には大きな影響を與へてゐることは勿論である。

同法典制定の集會には三人のフトクト（呼圖克圖）と二十七人の首領が参加し、その施行區域は喀爾喀、準噶爾、青海、西藏、西部西伯利亞のステツブ、ウラル、ボウオルシヤに跨つてゐた。

此の法典は蒙古語で書かれ、その内容は蒙古法研究上最も興味あるものである。其の基本的任務は、種族間の同盟を強化し、同盟内の安寧秩序を維持し、外敵を共同的に防禦することにあつた。法典前文は佛と僧侶とに對する尊崇の念に滿され、法典を宗教的權威の下に置き、法典編纂に當つた人々の名を列挙してゐる。法典自體の中注目すべき

點を擧ぐれば、先づ蒙古種族間の關係に就いての規定がある。多くの規定は軍事的な性質を帯び、攻撃防禦の關係を定めてゐる。僧侶及び宗教關係の規定も多く含んでゐる。蒙古人の主要な平和的職業は牧畜と狩獵とであつたから、法典はその統制と保護のために著しく多數の規定を設けてゐる。譯傳及び運輸賦役に關する規定も若干存在する。氏族制度や族員の相互關係も現はれてゐる。婦人に對する態度も多くの規定中に現はれ、一方家庭内では婦人に對し、嚴格な父權制を採ると共に、他方家庭外の關係では寛大な原則で貫いてゐる。私法の規範も現はれてゐる。法典の規定の大多數は刑法關係のものであるが、裁判制度及び訴訟制度に關しての規定は僅少である、等々であらう。

新ツアザン・ビチクは殆んどその全文が現存し、露西亞の學者によつて相當研究されてゐる。その中ゴルストゥンスキー氏著「一六四〇年蒙古オイラト法」は最も著名であるが、これによると此の法典は百二十一ヶ條より成つてゐる。以下事項別に少しく内容を紹介しよう。

宗教（喇嘛教）に對する態度は嚴肅を極め、殊に法典前文には編纂者達の有する宗教に對する敬虔の念を現はす語を以て滿されてゐる。法典中宗教及び僧侶關係の規定の數は多くなく、凡てその保護を目的としてゐる。

此の同盟に加入せる諸種族間の相互關係の規定には、諸

侯が同盟加入の地域を掠奪することを禁じ、掠奪者には體刑を科し、バルグ族、バツト族、ホイト族の各族より脱走せる者は、之を蒙古人及び瓦剌にて分配すべく、外敵襲來の際に之を報告せぬ者及び動亂の際に出動に應ぜぬ者は重刑を科し、一種族より他種族へ逃亡せる者の接受及び逃亡者を殺すことを禁じ、法典を犯す者への刑罰を定める等がある。これら諸規定中には此の同盟と游牧的蒙古種族の全生活様式との戰鬪的劫掠的な性質が充分現はれてゐるが、これらは外敵に對する攻防の組織に關する諸規定中には更に鮮明に現はれてゐる。

次に牧畜と狩獵とは戰鬪劫掠と共に游牧蒙古人が生活資料を得る主要なる手段であつた。家畜は彼等の基本的財産價値で、貨幣に代つて交易の單位となり、又刑罰の場合には財産刑の單位となつた。従つて新ツアザン・ビチクに牧畜關係の規定が多いのも當然である。家畜の放逐、窃盜に對する罰は特に嚴重であつた。又狩獵は彼等の第二の生存手段であつたが、之は卷狩又は單獨で行はれる。卷狩の秩序は嚴重で、之に關する規定も五ヶ條程ある。

蒙古の驛傳制度は成吉思汗が創設したのであるが、新ツアザン・ビチクはこれに準則を與へ、四ヶ條の規定がある然しこの制度は人民にとつて決して軽い負擔ではなかつた。氏族制度及び族内諸關係に關する規定を見るに、西蒙古

人の天幕はアウル又はホシエン(旗)に、アウルはアイマク(部)に、アイマクはオトク(州、侯地)に、オトクは種族に、種族は瓦剌同盟に結成されてゐた。家族は嚴格な父權制の下にあり、家長の權力は絶大であつた。親系は男系のみを認めるが、母の實家に對しては一定の親族關係あるものとされてゐる。又家族の連座責任が認められてゐる婦人に對する態度は二重で、家庭の内外によつて相違する。父權的氏族制度は家庭内の婦人の地位を必然的に低くしたが、家庭外に於いては舊ツアザン・ビチク同様寛大の原則を以て貫いてゐる。

私法はあまり發達してゐない。當時既に私有財産の發生を見るに至つたので、物權法關係の規定は相當見受けられる。債權關係は未だ發達せず、債權法關係の規定は甚だ僅少である。親族法關係の規定中最も詳密であり又多數なのは婚姻關係のもので、種族維持のため義務婚姻を規定してゐるからである。相續法關係は僅か一ヶ條で、父は宛により息子に財産を分配しなければならぬ。但し父貧困なる場合は家畜五頭に付一頭を取るとある。

刑法の規定は全體として大札撒に比較すると著しく寛大である。大札撒には死刑が頻繁に現はれてくるが、この法典には殆ど存在しない。之は喇嘛教の影響とされてゐる。最も多い刑は財産刑で之には犯罪の性質及び犯人の社會的、

地位に應じて著しい差異が設けられてゐる。又この法典の規定する犯罪は、宗教及び僧侶に對する罪、國事犯、行政犯及び贖職罪、社會に對する罪、財産犯等に大別することが出来るが、法典全體では犯罪に何等の分類も行はず、材料の配置にも一定の體系を與へてはゐない。又一般原則を缺き、具體的個別的な特徴を有し、ために缺陷が多い。刑罰は犯罪の實體によつて變るのみならず、且犯罪主體によつても變り、法及び司法に於ける平等は全く存在してゐない。

裁判制度及び訴訟制度關係の規定は極めて少い。

以上新ツアザン・ビチクの重要な諸點を見て來たが、次に之を成吉思汗の大札撒と比較すると、多くの本質的な問題に就いて著しい懸隔を示してゐる。即ち宗教に對しては大札撒は異教寛容の主義を採り、新法典は喇嘛教が眞の支配的宗教たることを聲明し、シャマン教を追害してゐる。前者は姦通に死刑を科するに對し、後者では姦夫姦婦に輕微なる財産刑を科し、未婚の娘には全く刑を科さない。又前者の刑は頗る重く取るに足らぬ程の過誤にも死刑を科したのに、後者では死刑は稀に見る例外で、全刑罰體系は財産刑を根幹としてゐる。しかし此の如き一面この兩者には尙共通なものが相當多いことは注意すべきである。

さて前に少しく述べた如く、この新ツアザン・ビチクでは裁判制度及び訴訟制度の規定は頗る僅少であつた。後聞

もなくこの同盟の首領となつた準噶爾部の噶爾丹汗はこの缺を補充する爲に二つの勅令を發布した。第一勅令は一六七七年又は八年に發布されたもので、貧困者の救護、窃盜、各ホシエン(旗)の者より新オトク及びアイマクを編成すること、裁判所、オトク及びアイマクよりの逃亡者及び逃晦者に關する諸規定よりなり、第二勅令は一六七八年に發布され、専ら司法關係の諸規定より成る。此の二勅令によると裁判所は當設的な國家的機關となり、地方(ホトン)裁判所と最高裁判所とに分れ、判決を執行する國家的強制手段、實體的手續的規範も存在する。しかし同時に前時代の原始的遺風即ち自救行爲許可時代の遺風も残つてゐる。又此の訴訟法には未だ不備な點が多いことは第二勅令も認めてゐる。要するに訴訟法の領域から見ると此の時代は私的な自救事斷制から國家による司法組織への過渡期又は之が終つた時代と見ることが出来る。

以上述べた法典は文書の形式で發布されたものであるが、それ以外に碑文によつて勅令が布告されたものもある。瓦剌の諸汗は多くこの形式を用ひ、崖又は岩に朱文字で刻まれたものである。之は游牧民に對する原始的で且便利な公布の方法であつた。現在發見されるのはエニセイ河畔アバカンスコエ村にあるアバカンスコエ碑文(之は内容から見て十七世紀の瓦剌同盟時代の法令中に入るべ

きものらしい、エニセイ河の支流ツバ河右岸のシヤラホリ
ンスコエ碑文（一六九一年建立、噶爾丹汗時代のもの）エニ
セイ河右岸テシ村下流の斷崖にあるテシ碑文等である。
以上で西蒙古瓦剌同盟時代の法律に關する記述を終り、
次に北蒙古に移る。

北蒙古喀爾喀地方でも紛争解決の指針たるべき慣習法を
持つてゐた。其の最古のものは七ホシユン（旗）大法典で
あると云はれ、十六世紀後半に成立したものらしい。しか
しその本文は目下のところ全然知られてゐない。

これに次いで成立したのが所謂カルカ・ザロムである。
之は北蒙古喀爾喀人の慣習法集で、未だ印刷されず、寫本
の一は恰克圖近傍のシヤンゾトバの衙門に保存され、一は
露西亞にある。カルカ・ザロムは各部分が時を異にして編
纂せられ、全部で八編からなる。その基本的部分は土謝圖
汗を戴くアイマクの蒙古人が一九〇九年に編纂したもので
ある。その中第一編は一七二二年（又は一七一八年）に編
纂された使者に關する補充規定で又僧侶に關する追則が挿
入されてゐる之は一七四六年のものである。第八編は一七
一八年編で、其の最後に一七三六年又は九六年の補充規定
があり、之によつて車臣汗のアイマクの蒙古人がこの編纂
に参加したことが明かとなる。
次に本法典の内容を見て行かう。

法典前文は蒙古人の慣習に従ひ、宗教及び僧侶に對する
敬虔の念を現はしてゐる。第一編に就いては前述した。第
二編は運輸、賦役、徴發に關する制度を詳細に規定する多
くの條項を集めてゐる。第三編は逃隱所權に關する廣汎な
條項を以て始まり、傷害、裁判等の規定を集め、第四編は
財産分配、傷害、一般窃盜に關する規定を集め、第五、第
六兩編は雑多な規定を集め、第七編は可汗關係、競馬及び
其の賞品に關する規定其の他を含んでゐる。本法典の本文
は以上を以て終り、第八編は實際は元來獨立した立法上の
古文書で、條文の前には一寸した前文があり、その編纂年
時と立法者（構成とを明かにし、次いで本文としては武器
馬の烙印、戰爭に關する諸問題に就いての諸條項がある。
本法典の最後には寺院内の生活を規律し、居住者の法律上
の保護を規定する多くの條項より成る廣汎な附則がある。
この法典は頗る重要視すべきものである。即ち第一には
成吉思汗の大札撒、一六四〇年の新ツアサン・ビチクと相
ならんで蒙古法の第三の大文獻をなしてゐる點、第二には
大札撒は原本が傳はらず、新ツアサン・ビチクは主として
蒙古諸種族間の關係を規定するものであつたのに對し、カ
ルカ・ザロムは全くその内部關係を規定してゐる點、第三
に大札撒も新ツアサン・ビチクも既に全く其の意義と效力
を失つてゐるのに對し、カルカ・ザロムは最近までウルカ

のボグド・ゲゲン・フトクトのシヤヒナル管區の現行法で
あつた點等に於いて頗る重要なものである。このことは此の
法典の規範に特殊な現實的意義を加へ、二十世紀初頭の蒙
古人（少くとも北蒙古人）の法意識を判斷し得る又と得難
い材料と云はねばならない。
以上の如き諸法典以外には現在までの所、蒙古人自身の
法典は其の後つくられてゐない。但し外蒙共和國成立以後
のことは、本書の他の部分に於いて説明があるから、こゝ
には省く。（青木富太郎）

二 清朝の對蒙法制

清朝が蒙古のために作つた法律は康熙三十五年のもの、
乾隆五十四年理藩院則例、嘉慶二十年の理藩院則例の三が
ある。此の三法典に就いて述べる前に一應當時の蒙古の行
政制度に就いて概観する。

(1) 清朝の對蒙行政

清は十七世紀末北蒙古喀爾喀地方を領有し、十八世紀中
葉には準噶爾部を平定し、全蒙古を領有するに至つたが、
此の頃盛んに蒙古の行政改革を行つた。蒙古地方の行政は
従來の如く軍事的性質を保有せしめ、人民は兵役簿に登録
され、その三分の二を軍務に服せしめた。蒙古の貴族は六
級の爵位（王、貝勒、貝子、公、王及び公は二位に分つ）

と台吉に分れる。蒙古は内蒙古と外蒙古に分け、何れも更
にアイマク（部）及びホシユン（旗、シヤサク、侯地）に
分れる。内蒙古は二十四のアイマクと四十九のホシユンに
分れ、六盟に統一され、ホシユンはスムンに分れる。外蒙
古は土謝圖汗、車臣汗、札薩克圖汗、賽音諾顏の喀爾喀四
部より成り、八十六のホシユンに分れ、アイマク毎に四個
の盟に統一されてゐた。

外蒙古の軍事及び行政の長官は烏里雅蘇臺駐在の定邊左
副將軍で、その文政方面の顧問は參贊大臣（烏里雅蘇臺、
科布多、庫倫に各二人宛駐在）である。庫倫の辦事大臣は
外蒙古東部の統治に就いて強大な獨裁權を持ち、直接北京
朝廷と交渉し得る。唯全蒙古に關係のある最も重要な事項
の處理のみが定邊左副將軍の管轄である。又定邊左副將軍
の軍政顧問はツサラクチ將軍である。これは各アイマク毎
に一人蒙古貴族から選ばれる。盟は三年一回裁判事件の裁
判、各ホシユン間の現物税附加及び人口登録のために召集
される。盟長は盟の長老で、之には助役又は代理人があり
盟所（衙門）が附屬する。盟長はアイマクの狀態、ホシユ
ンの領侯の行狀を監督する權利及び蒙古に於ける滿洲政權
の全權を執行する理藩院にこれを申告する權利を有する。
ホシユンの長はチヤサク即ち領侯で、之は世襲である。
以上が概要であるが、全體として清朝は蒙古の統一及び

之に伴ふ清朝への反抗を警戒して侯地細分の政策を用いたホシユンの数は最初三十七位であつたものが、後には激増して八十六にも達したこと等は之を裏書する。

(2) 康熙三十五年(一六九六)の法典

此の法典は最近蒙古で発見されたもので、一六二六年以來即ち清の太宗以來、一六九五年までの間に逐次發布されたものを、康熙三十五年に編輯發布したもので、全文百五十二條より成り、叙述は體系的でない。内容から見ると蒙古の法律及び慣習を基礎としたもので、又その年代から見るとこれは主として北蒙古のためのものであることが判る。而して順序は相違するにせよ、此の法典の殆ど全部は次の乾隆五十四年理藩院則例に於いて反覆されてをり、此の法典が後者の基礎をなすものであることは明瞭である。

(3) 乾隆五十四年(一七八九)の理藩院則例

此の法典は前述の法典を基礎として作られたもので、其の根柢にはある程度まで蒙古人の臭味を持つてゐる。

露西亞の研究家イアキンフの分類によると二百十條に分れ、勳功に關するもの二十四、監査及び義務に關するもの二十三、參内及び進貢に關するもの九、會盟及び出征關係十三、國境及び哨兵關係十七、強盜盜關係三十五、殺人關係十、訴訟關係五、脱走者の逮捕關係二十、各種犯罪關係十八、喇嘛僧關係六、檢察事務の裁判關係二十九となる。

次に其の内容を見て行かう。

第一に行政規定を見るに、賦役、年貢及び人頭税關係では、外蒙古の人口調査を三年一回行ひ、隠蔽せる者には嚴罰を科した。軍事賦役は一般的であるが、例外を認める。

十ユルト(天幕)を以て十戸とし、中隊は百五十人、一聯隊は六中隊より成る。領侯、臺吉は毎年軍隊兵器の檢閲を行ふこと。領侯は人頭税の形で人民から現物を徵集するが、之に就いては細い規定があり、規定以上を要求する者は裁判に附する。領侯は旅行の際人民から食料を徵收し得るが、その分量に就いても夫々規定がある。凶作の時は領侯、臺吉、富豪、喇嘛僧は救濟手段を講じ、貧民の生活を扶助しなければならぬ。當時喇嘛教は蒙古の支配的な宗教となり、僧侶は尊敬を受け、且軍事賦役を免ぜられてゐたので、其の數は非常に増加した。此の法典に於いてもかやうな現象の對策を講じ、規定も相當多い。

第二に私法規定では、物權法及び債權法關係のものは甚だ僅少で、土地の利用に關し、蒙古人は割當てられた地域内で游牧し、他人の游牧地へ侵入してはならぬ。商業は主君たる領侯及び將軍の許可を得、特殊の官吏の監督の下に於いてのみ營み得る等を主とする。親族法では婚姻關係(結婚まで規定す)、養子の件等を規定し、相続法關係では、遺産相続人は先づその息子及び男系の直系卑屬としてゐる。

第三に刑法に就いて見ると、其の刑罰體系には支那刑法の著しい影響が認められる。従つてそれは蒙古人の素樸な生活様式や、ステツプ生活の特異性によく適合せるものとは言ひ難い。此處に擧げられた刑罰中注目すべきものは、財産の沒收と奴隸化を伴ふ死刑、八裂刑、斬首、絞刑、家族と共に奴隸にするの刑、奴隸とするの刑、奴隸としての流刑、驛傳の苦役に服せしめるための流刑、療癘の地たる雲南、貴州、廣東、廣西地方への流刑、鞭・笞及び杖による身體刑、財産の沒收、財産刑(家畜九頭を單位とする家畜罰及び一年・半年・三ヶ月の罰俸等)、免職、禁錮の十四である。此の外減刑、家族の連座規定、刑事犯罪を犯した蒙古人は馬九頭の九倍を拂へば自由の身となり得る、十歳未満の者の窃盜は處罰せぬ、犯罪者が財産刑を納付し得ざるときは家畜各一頭を鞭二十五に數へて身體刑に代へ得る等の規定がある。次に此の法典の規定する犯罪は、宗教、僧侶誓の約及び戒律に反する罪、行政秩序、社會の安寧及び風俗を害する罪、贖罪、個人に對する罪(殺人、不法監禁、身體の毀損、傷害、言辭及び行動による侮辱)、財産犯(掠奪、強盜、窃盜)等を規定してゐる。これらの最も特徴的なものを見ると、(一)人の死んだ場合に禁ぜられる罪は馬を殺すこと、軍旗の竿を突刺すこと、登山口を塞ぐこと、ホダク(小布片)を物へかけること等で、之を犯せ

ば重き贖罪物を支拂はねばならぬ。又同時に墳墓上で馬を殺すことも禁ぜられる。(二)他國への逃亡者は死刑に處す。(三)平民間の姦通は姦夫に本夫へ相當の贖罪物を支拂はしめ、姦婦は本夫が之を殺す。平民の妻と貴族、平民と貴族の妃との姦通にも夫々の規定がある。(四)調査の際人口を隠蔽せる貴族は罰俸三ヶ月、十戸長の不注意のため十戸中に盜難のあつた場合には馬一頭の財産刑に處す。(五)他のホシユンの者を謀殺せる貴族は代りの者をそのホシユンへ返し、遺族に贖罪物を支拂ふ。犯人平民なるときは禁錮の後斬首。怨恨又は醋酌中の殺人は貴族及び平民共に相當の財産刑。喧嘩による殺人は絞刑、妻を謀殺せるものは絞刑とする。(六)蒙古人にて蒙古の男女を奴隸に賣る目的にて誘拐せる者は鞭百及び財産刑。(七)他人の身體を毀損しける者は夫々財産刑。(八)掠奪して人を殺した者は首犯及び共犯を斬首、犯人の財産及び家族は被害者の有となる。(九)窃盜に對する刑は贓品の分量及び價値に應じて量刑を異にし、身體刑・財産刑が適宜行はれる。

第四に裁判制度及び訴訟制度に就いて見ると、司法は行政と分離せざるのみか、密接に結合してゐる。第一審裁判所はヤサク即ち領侯又は臺吉である。其の判決に不服の時、盟長に控訴し得られ、更に不服なる時は理藩院に上告し得る。理藩院は事案を審理せる後盟長に再審を命ずるこ

ともあり、若し重大事件ならば審理のため高官の派遣方を皇帝に請願する場合もある。支那で犯罪を犯せる蒙古人は支那法で、蒙古で犯罪を犯せる支那人は蒙古法で處断される。蒙古人は自ら訴訟せねばならぬ。他人の後援は禁ぜられてゐる。又示談は公の機關を通じてのみなされるべきである。證據方法としては疑問あるときは宣誓を命ずる。犯人の捜査には足跡追求と家宅搜索が用ひられる。次に手數料を見ると、家畜による財産刑の中から領侯は九頭につき一頭を告發人は財産刑の半分を、被告人の所屬するホシユンの使者は三歳の牡牛一頭を、被害者の所屬するホシユンの使者は十頭に付一頭を夫々取得する。但し後者は三頭を超えることは出さない。財産刑の執行者は取立てる犯人から三歳の牡牛一頭を得る。

(4) 嘉慶二十年(一八一五)の理藩院則例

本法典は康熙三十五年の康熙帝の蒙古法典に依據するものである。故にこれは後者を通じて古代の蒙古諸法典に依據するのみならず、其の後次第に變化してきた蒙古人の慣習にも依據するもので、此の故にこれは著しく進歩せる漢民族の要求を決して満足せしめず、且又支那宮廷の蒙古統治なる一般的任務にも充分役立ち得るものでもなかつた。次に此の法典成立の経緯を考へるに、仁宗の嘉慶十六年理藩院大臣たりし慶桂は理藩院則例改正に關する上奏文を

奉つたが、その中に於いて「現在蒙古の私法制度及び刑事裁判に關しては、理藩院は今日則例の包含する二百餘條の條章を以て準則としてゐる。此の則例は高宗の乾隆五十四年に滿洲、蒙古、支那の各言語にて編纂され、既に二十餘年を経過した。此の間蒙古人の間では、則例の如何なる條章にも該當せざる刑事犯罪屢々發生し、陛下の勅裁を仰がざるの已むなきものあるに至つた。此の爲大臣の上奏も尠ならず、勅令の發布されたことも多かつた。しかも今日に至るも則例中に編入されることなく、従つて未だ公布されざるの状態にある」と述べて、未だ法たるの效力を有する乾隆三十四年以來の法令を蒐集し、これを補助として則例中に編入することを勅許されたいと請ふた。帝は之を許し、夫々編修に當る者を任命し、編纂期間を三ヶ年と定めた。然るに法典を研究するに及び、かゝる方針の下に編纂する法典は其の本來の使命を果すに足らざることが判明し、方針を變更し、全く新しい法典を編纂することに決定し、又完成年時も一年繰下げられた。かくて新法典が完成し、嘉慶二十年帝に上らるるや、當時の理藩院大臣托津は上奏文中に次の如く記した。「舊法典を逐條審議するに當り、嘗ては法たるの效力を具へたるも、今日に於いては新法典中に編入するを不適當と認むる二十ヶ條を發見し、之を目錄より削除したり。殘餘の百八十九ヶ條中、百七十八ヶ條は

全く之を變更するの要あり。必要に應じ之を改修せり。舊法典の右の如き條項を編入するに際し、世祖(順治帝)の御宇より本年に至るまでの理藩院判決例を審査し、此の法典に編入のため抽出すべき分は、理解し易からしむるため之を滿洲語より支那語に翻譯せしめ、かくして臣等は五百二十六ヶ條を編纂したるものなり。」と。即ち嘉慶二十年の則例は正確に言へば舊則例の單なる改正法ではなく、獨立した新しい法典といふことが出来る。

此の則例の支那原本は編別にはなつてなく、目次もなく、亦各條項に番號もない。露西亞のエス・リボフツエフ氏がこの則例を露譯したが、それには法典の各條項を一定の體系に配分し、部及び章を設け、且つ各條項に番號を附してあつて頗る便利である。今、氏の説によつて分類すると、この法典は理藩院に關する前文と六部に分け、各部は章に、章は節に、節は項又は條に分れてゐて、次の如くである。前文理藩院の構成(六章五十六ヶ條を含む)、第一部民事法典(二十一章四百九十四ヶ條)、第二部軍事法典(六章八十八ヶ條)、第三部刑事法典(二十章百九十一ヶ條)、第四部喇嘛教僧侶に關する章程(十一章百十七ヶ條)、第五部西藏に關する章程(十三章六十六ヶ條)、第六部露西亞との國交に關する章程(六章二十八ヶ條)。

尙此の法典も發布以後、何度も改正修補を加へられた。

次に其の内容を觀察して行くが、蒙古の行政制度及び機關に就ては既に述べたし、西藏關係の章程、軍司法僧侶に關する章程、露西亞との國交に關する章程等はあまり關係のないことであるから、此處では省略することにする。

第一に私法の規範に入るものを見ると、物權法債權法關係では、蒙古人の基本的産業たる牧畜を保護するために土地の利用に就いての諸種の規定があり、漢人には國境を越えて蒙古游牧地帯を耕作することを禁じ、蒙古人には牧地を耕地に變ずることを禁じ、違反者には嚴罰を加へる。熱河將軍の支配する地方に於いて漢人が蒙古人から土地を賃借開墾するには將軍の許可を要し、且其の嚴重な指揮に従はねばならぬ。科爾沁、火魯刺思、アオハシの侯地内の賃貸土地の開墾は、嚴重な監督と指揮の下にのみ許される。土地の賃貸は郡長及び審査官の證明せる書面上の契約によつてのみ行ひ得られ、これを全國民に公告し、公報に掲載後、游牧地を支配する領侯が賃借人に賃借權の證明書を下附する。賃料不拂のときは土地を取戻し得る。債權契約の擔保としての土地の提供收受は禁ぜられ、既にかゝる事實の發生してゐる場合には辨濟せしめて取戻さしめる。蒙古で農業を營む漢人は借地料を支拂はねばならぬ。又自己の游牧地の境界を越えることを禁ずる前則例の規定は、こゝにも收録されてゐる。商取引關係のものでは、蒙古人はホシ

ユン當局の許可なくしてはその游牧地以外に出られない。商用の旅も同様である。支那人は理藩院の許可状を携へる時に限り一定の地域を限り蒙古に入り得る。漢人が蒙古人に利息付貸金をなすことは禁ぜられる。親族法及び相續法關係では、蒙古居住の漢人は蒙古婦人と婚姻し得ず、違反者は婚姻を解消し夫婦共に處罰する。蒙古人の同族間の婚姻は禁止される。その他結婚の規定、花嫁の附添人の規定、離婚の規定等がある。又養子は自己の親族中よりなすべく、養子となすべきものなきときはホシユン長の許可を得て他人より養子をなし得る。相續をなし得るものは直系卑屬たる男子で、兄弟及び親族が之に次ぐ。直系卑屬なきときは遺言が許される。等々の規定がある。

第二に刑法關係を見ると、此の則例の規定する主なる刑罰は、家族の奴隸化を伴ふ死刑、八裂刑、斬首（之は通常見せしめのため梟首にする）、絞刑、瘴癘の地に於いて懲役に服せしむるための流刑、雲南・貴州・廣東・廣西地方への流刑、漳南・拓城・張市・壺關・福昌地方への流刑、山東及び河南へ家族と共同の流刑、首械（鞭刑及び財産刑、笞刑、鞭刑、棒刑、禁錮、僧籍・官職・位階勳等の褫奪、全財産の沒收、不動産の沒收、領民の褫奪、財産刑（家畜罰）及び罰俸、贖罪身受金等の二十一である。これらの條項を以

て科刑し難いものがあるときは、一般法たる國家の刑法によつて事件を審理する。蒙古に於いて犯罪を犯せる支那人及び支那に於いて犯罪を犯せる蒙古人は、何れもその住居地法によつて處分される。數個の犯罪を犯せる者は之を併合せず、又個々の罪につき判決せず、重きに從つて處斷する。窃盜犯の十歳未満の者は責任を問はず、十五歳以下の者は科刑せず贖罪身受金を支拂はしめる。死刑又は流刑の判決を受けた者に扶養すべき父母祖父母あれば、犯人の屬する聯隊の長が其の將來を引受けたるときに限り刑を免じ四十日の首械と鞭百とを以て之に代へる。故殺により死刑の宣告を受けたものは國庫へ馬八十一頭死者の遺族に二十頭支拂へば身受を許す。刑の變更は笞刑及び棒刑は鞭刑に、懲役は五日を一日の首械に換算し代へ得る。一切の有給官吏は財産刑及び贖罪物を國庫へは罰俸の形で、個人へは家畜を以て支拂ひ得る。平民は何れも家畜を以てす。財産刑を支拂得ざる者は鞭刑に代へ、一頭は鞭二十、二頭は五十、三頭は七十五、四頭以上は百で、百以上なるを得ない。等の諸規定がある。次に犯罪に就いて見ると此の法典には、宗教、宗教上の誓約及び戒律に反する罪、國事犯及び贖職罪、個人に對する罪（不法監禁、殺人、傷害及び身體の毀損、言辭及び行動による侮辱）、財産犯（掠奪、強盜、窃盜、放火、器物毀棄）等を規定してゐる。是等の中最も

特徴的なものを挙げよう。先づ墳墓に就いて詳細な規定がある（例へば諸侯及び臺吉の墳墓を發掘せる者は死刑、平民の墓を發掘せる者は鞭刑及び家畜刑に處する等。登録された者以外の喇嘛僧を寺院へ入れ、定員外の弟子を探るとは禁ぜられ、違反者は僧職を免黜し財産刑に處す。奴隸や兵士を僧とするを禁ず。寺院を脱走せる喇嘛僧及びパンデイは僧籍を奪はれ鞭百に處さる。他國へ脱走せる者は死刑に處す。出征の命を受けて之に従はぬ諸侯及び貴族は位階勳等を奪ひ出征せしむ。下位の軍人が出征を拒めば死刑出征の期に遅れたものは財産刑に處す。十戸中に盜賊あれば十戸長は監督不行届の科により馬一頭の財産刑に處す。（十戸長の自ら告發せる場合は問はず）。悪性にして共同生活を許容し得ざる者は山東及び河南地方へ驛傳苦役に服せしむるために流刑とする。特に冬期に於いて旅行者の宿泊を拒みたる者、又かくして凍死するに至らしめた者は財産刑に處す。平民の妻と姦通せる領侯及び貴族は夫に對し贖罪物を支拂ひ、平民が領侯の妃と姦通したときは姦夫は八裂刑、姦婦は斬首に處す。平民階級者間の姦通は男は一ヶ月の首械と鞭百、女は鞭百と贖罪金を拂ふ。誘惑又は欺罔により自由民たる蒙古人を奴隸、妻又は妾に賣り、又養子縁組に際し子又は孫の代りに養子とせしめたるものは笞百及び財産刑、賣られたものも惡意の場合には同罪である。軍

籍にある人民（農奴）を賣ることを禁じ、軍籍にないものも其のホシユン外へ賣ることを禁ず。他のホシユンの者を謀殺せる貴族は財産刑に處す。ホシユンの行政を行はぬ臺吉・タアナングは財産刑、平民は一般法たる國家の刑法に基き死刑とす。貴族が自己の人民及び奴隸を殺したときは動機を論ぜず、第一位の領侯は馬にて財産刑を支拂ふ。普通の殺人では官吏及び平民は絞刑、妻を虐待し死に至らしめた夫も同罪である。妻を故殺せる夫は妻の父親へ贖罪物を支拂ふ。人を傷害し五十日以内に死に致らしめた者は絞刑に處する。傷害は何れも財産刑とし、官吏は罰俸とす。齒を抜き、辨髮を引抜いた者も同じく財産刑に處す。蒙古で行はれた掠奪及び強盜は犯人が全部蒙古人なるときは蒙古法によつて處斷し、全部漢人なるときは支那法によつて處斷し、若し兩民族合同なるときは重きに從つて處斷する。官有財産の窃盜と私有財産の窃盜とは區別せられ、前者は後者に比し刑を加重する。私有財産の窃盜は贓品の量又は價值によつて其の刑に輕重を設け、大家畜三十頭以上るときは主犯及び從犯を絞刑に、教唆犯等は遠隔地への流刑に處し、小家畜に就いては仔羊、仔牛、仔馬、仔駱駝各四頭は成長した家畜一頭と同等と見做し、四頭以下の窃盜に就いても鞭八十乃至百の刑に處する。銀器一兩乃至十兩を窃盜した者は主犯は鞭九十、從犯は鞭七十乃至八十に